

表6 雇用失業情勢主要指標（福岡県）

	令和5年度												令和6年度		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月		
全国	1.10	1.16	1.31	1.29	1.32	1.31	1.30	1.30	1.29	1.27	1.27	1.27	1.26	1.28	1.26
福岡県	0.45	0.06	0.15	0.02	0.00	0.01	0.01	0.00	0.01	0.02	0.00	0.01	0.01	0.02	0.02
福岡	1.06	1.08	1.21	1.23	1.27	1.24	1.22	1.21	1.23	1.21	1.21	1.21	1.21	1.21	1.21
有効求人倍率(受理地別)	0.46	0.02	0.13	0.02	0.01	0.01	0.02	0.01	0.01	0.02	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
福岡	1.08	1.07	1.19	1.24	1.23	1.20	1.21	1.19	1.21	1.24	1.31	1.30	1.32	1.28	1.18
北九州	0.59	0.01	0.12	0.05	0.24	0.19	0.07	0.03	0.04	0.01	0.02	0.04	0.05	0.08	0.05
筑豊	1.00	1.04	1.15	1.15	1.10	1.06	1.13	1.14	1.15	1.19	1.25	1.23	1.21	1.18	1.06
筑後	0.37	0.04	0.11	0.00	0.07	0.04	0.02	0.00	0.01	0.02	0.00	0.02	0.05	0.03	0.04
全国	1.04	1.09	1.28	1.28	1.30	1.24	1.25	1.25	1.24	1.28	1.32	1.34	1.31	1.29	1.17
福岡県	0.22	0.05	0.19	0.00	0.20	0.17	0.11	0.06	0.04	0.07	0.15	0.07	0.08	0.13	0.13
全国	1.09	1.15	1.34	1.25	1.26	1.18	1.15	1.16	1.24	1.29	1.32	1.31	1.32	1.28	1.15
福岡県	0.33	0.06	0.19	0.09	0.05	0.01	0.09	0.13	0.10	0.08	0.11	0.15	0.16	0.13	0.11
全国	1.90	2.08	2.30	2.29	2.25	2.32	2.31	2.27	2.25	2.25	2.25	2.28	2.26	2.38	2.17
福岡県	0.45	0.18	0.22	0.01	0.06	0.07	0.01	0.04	0.06	0.00	0.00	0.03	0.02	0.12	0.21
全国	1.82	1.94	2.21	2.25	2.20	2.27	2.21	2.20	2.23	2.26	2.28	2.26	2.29	2.31	2.19
福岡県	0.41	0.12	0.27	0.04	0.15	0.07	0.06	0.01	0.04	0.00	0.03	0.02	0.03	0.02	0.12
有効求人数	93,284	102,173	114,758	114,123	117,379	114,525	113,906	111,513	111,865	112,655	114,398	113,221	112,858	116,987	113,491
新規求人数	23.5	9.5	12.3	0.6	9.0	5.0	0.7	1.0	2.2	0.9	0.3	2.0	2.2	3.2	3.3
有効求職者数	88,133	94,982	94,492	93,112	96,984	98,323	97,657	94,004	93,670	93,525	94,196	91,258	86,798	90,314	98,931
新規求職者数	10.0	7.8	0.5	1.5	5.9	5.7	4.4	3.0	1.9	0.7	0.5	1.3	1.6	1.8	2.0
就職件数	53,164	54,330	52,223	51,365	4,585	4,619	4,587	3,925	3,912	4,345	4,342	4,068	3,739	3,444	4,609
雇用保険適用事業所数	17.5	2.2	3.9	1.6	3.4	0.1	7.6	6.6	2.2	0.8	0.6	0.2	4.3	1.7	0.5
雇用保険被保険者数	94,731	96,818	98,436	99,396	98,970	99,197	99,290	99,395	99,513	98,966	99,238	99,376	99,452	99,634	100,009
雇用保険被保険者数	1.9	2.2	1.7	1.0	1.1	1.1	1.0	0.9	1.0	0.9	1.0	0.9	0.9	1.0	1.0
資格取得者数	1,769,489	1,774,518	1,772,163	1,773,727	1,750,098	1,776,354	1,778,795	1,778,366	1,777,425	1,775,318	1,774,259	1,777,271	1,780,496	1,773,010	1,760,114
資格喪失者数	1.2	0.3	0.1	0.1	0.6	0.0	0.2	0.3	0.1	0.0	0.2	0.2	0.4	0.4	0.6
受給者実人員(一般)	344,650	339,546	355,319	354,492	45,800	54,341	28,768	26,703	25,958	24,818	28,564	25,745	22,617	23,196	24,115
完全失業率(福岡県)	8.8	1.5	4.6	0.2	11.3	17.5	10.9	1.1	3.7	7.1	4.5	8.6	2.3	6.7	10.7
九州ブロック(福岡県)	330,242	335,828	351,617	347,814	58,594	30,065	26,173	26,905	26,899	26,759	29,777	22,616	19,738	30,563	25,379
完全失業率(全国)	6.5	1.7	4.7	1.1	0.1	3.3	0.4	1.1	0.9	4.6	4.2	9.1	2.5	4.2	2.5
九州ブロック(福岡県)	22,673	21,336	20,597	21,043	18,308	20,928	21,786	23,699	24,462	22,460	22,653	21,348	20,083	19,827	18,988
完全失業率(福岡県)	16.2	5.9	3.5	2.2	1.4	4.7	0.6	4.1	0.1	0.7	5.9	4.5	2.4	3.1	2.2
九州ブロック(福岡県)	2.9	2.8	2.6	2.6	2.6	2.6	2.6	2.6	2.6	2.6	2.5	2.5	2.5	2.4	2.6
九州ブロック(福岡県)	-	-	-	-	2.6(2.5)	2.6	2.6	2.6	2.6	2.6	2.5	2.5	2.5	2.4	2.6

(注)1. 求人倍率(全国・福岡県)は季節調整値(令和5年12月以前の数値は、令和6年1月分公表時に新季節指数により改定)。完全失業率(全国)は季節調整値。は公表翌月に記載。
 2. は、前年同月比
 3. 一般職業紹介の指標については新規学卒を除き、パートタイムを含む。
 4. 年度計の有効求人数、有効求職者数、雇用保険適用事業所数、雇用保険被保険者数、受給者実人員については、月平均。
 5. 九州・沖縄ブロック・福岡県の完全失業率は、四半期毎に公表。九州・沖縄ブロックは原数値、福岡県はモデル推計値。

企業倒産状況(全国・福岡)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年	
								4月度	5月度
全国企業倒産件数	8,367	8,110	8,631	7,163	5,980	6,880	9,053	783	1,009
前年(同月)比(%)	0.16	3.1	6.4	17.0	16.5	15.1	31.5	28.3	42.9
福岡企業倒産件数	287	342	373	255	230	273	414	51	47
前年(同月)比(%)	8.0	1.2	1.1	31.6	9.8	18.7	51.6	112.5	56.6

令和5年度における倒産状況の特徴など(全国)

年度の倒産件数は低水準ながら3年ぶりに増加、コロナ関連倒産は1.4倍増

2023年度の全国企業倒産(負債額1,000万円以上)は、件数が9,053件(前年度比31.5%増)、負債総額は2兆4,630億7,800万円(同5.9%増)だった。

件数は、2年連続で前年度を上回り、2014年度(9,543件)以来、9年ぶりの9,000件台。

負債総額は、2年連続で前年度を上回り、2年連続で2兆円を超えた。前年度は大型倒産のマレリホールディングス(株)(埼玉、負債1兆1,330億円)が膨らんだ。2023年度は負債100億円超の中堅企業が19件(前年度比46.1%増)と1.4倍に増え、押し上げたただ、同1億円未満は6,723件(構成比74.2%)で、依然として小規模倒産を中心に推移。

産業別では、2年連続で10産業すべてで前年度を上回った。増加率では、資材価格の高止まりや人件費上昇、人手不足が続く建設業が1,777件(前年度比39.4%)で最大だった。最多件数はサービス業他の3,028件(前年度比34.8%増)で2年連続で前年度を上回り、2009年度以来、14年ぶりに3,000件台に乗せた。以下、建設業1,777件(同39.4%増)、と卸売業1,048件(同27.0%増)、製造業1,006件(同25.4%増)がそれぞれ2年連続で前年度を上回った。円安基調が続く中で、資材高や仕入れコストの上昇の一方、価格転嫁が進まず、資金繰りに影響を及ぼした。また、燃料価格の高止まりや、人手不足や2024年問題を間近に控えた運輸業が441件(同25.6%増)と3年連続で前年度を上回り、9年ぶりに400件台に乗せた。このほか、農林漁鉱業102件(同12.2%増)、小売業993件(同29.9%増)、金融保険業28件(同7.6%増)、不動産業281件、情報通信業349件(同35.2%増)がそれぞれ2年連続で前年度を上回った。

5月の企業倒産 件数が11年ぶりに1,000件超、全産業・全地区が増加

2024年5月度の全国企業倒産(負債額1,000万円以上)は、件数が1,009件(前年同月比42.9%増)、負債総額は1,367億6,900万円(同50.9%減)だった。

件数は、2013年(1,025件)以来、10年10カ月ぶりに1,000件を超えた。2022年4月から26カ月連続で前年同月を上回り、増加率42.9%増は2023年8月(54.4%増)に次ぐ高水準となった。

負債総額は、前年同月から半減、3カ月連続で前年同月を下回った。依然として、負債1億円未満が755件(構成比74.8%)と小・零細企業を中心だが、同1億円以上10億円未満も235件(同35.8%増)発生し、次第に負債規模は大型化が目立つようになった。

2024年1-5月累計は4,111件(前年同期比25.6%増)で、2013年(1万855件)以来、11年ぶりに年間1万件を超える状況で推移している。コロナ関連支援が終了するタイミングで、円安、物価高、人手不足が経営にのしかかっている。このため、業績回復が遅れる企業に加え、仕事を確保しても資金調達が難しい「黒字倒産」などを交え、企業倒産は増勢をたどる可能性が高い。

資料出所：株式会社東京商工リサーチ「全国企業倒産状況」

休業業・解散の動向（全国・九州沖縄・福岡県）

	平成29年	平成30年	令和元年 (平成31年)	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
全国「休業業・解散」件数(年)	59,702	58,519	59,225	56,103	54,709	53,426	59,105
前年比(%)	0.8	2.0	1.2	5.3	2.5	2.3	10.6
九州・沖縄「休業業・解散」件数(年度)	5,195	5,245	5,361	5,154	5,085	4,855	5,138
前年比(%)	4.8	1.0	2.2	3.9	1.3	4.5	5.8
福岡県「休業業・解散」件数(年度)	1,814	1,748	1,850	1,757	1,819	1,627	1,769
前年比(%)	0.4	3.6	5.8	5.0	3.5	10.6	8.7

令和5年における休業業・解散動向の特徴など【全国】

企業の休業業・解散、4年ぶり急増 2023年は5万9105件、前年比10%増「あきらめ廃業」広がり懸念、黒字割合、過去最低51.9%

- 2023年に全国で休業・廃業・解散を行った企業(個人事業主を含む)は前年から5,679件(10.6%)増加の5万9105件を数えた。企業の休業業で約8万人超が転職を迫られた計算となる。消失した売上高は合計2兆8424億円に上った。休業業する直前期の決算で当期純損益が「黒字」だった割合は51.9%となり、半数超が黒字休業業だったものの、その割合は過去最低を更新した。総じて、2023年の休業業動向は、コロナ禍の支援策の縮小、電気代等エネルギー価格をはじめとした物価高、人手不足問題に伴う人件費増などの経営問題が押し寄せた。収益面・財政面で傷ついた中小企業は「事業継続が否か」の決断を迫られ、さらなる経営悪化に陥る前にやむなく「会社を量んだ」あきらめ廃業、を余儀なくされた可能性がある。
- 休業業を行った企業の代表者年齢は、2023年平均で70.9歳となり、3年連続で70歳を超えたものの、昨年から0.1歳低下した。年代別では「70代」が42.6%と4割を超えたが、ピーク年齢は74歳と前年から1歳低下し、いずれも前年を下回るのは2016年以降で初めてとなる。休業業動向は代表者年齢70歳を境に二極化の傾向が進んでいる。事業承継がスムーズに進まず、後継者へのバトンタッチができないまま代表者の高齢化が進み、休業業・解散を余儀なくされている可能性がある。
- 業種別では全業種で前年から増加した。最も件数が増加したのは「建設業」(7628件)は、前年から10%増加し、過去5年で最多だった。前年からの増加率が最も高いのは「卸売業」の3527件(12.2%増)で、「小売業」(3807件)の11.3%増、「サービス業」(7015件)の10.6%増、「製造業」(3012件)の10.2%増と5業種で前年比1割超の大幅増加となった。業種を詳細にみると、前年比増加率上位5種は、「税理士事務所」(81件)の170.0%増、一般機械修理(102件)の85.5%増、書店(53件)の60.6%増、はつり・解体工事(78件)の59.2%増、中古車小売業(166件)の50.9%増だった。

令和5年度における休業業・解散動向の特徴など【九州沖縄】

企業の休業業・解散、4年ぶり急増 2023年は5138件、前年比5.8%増「あきらめ廃業」広がり懸念、黒字割合は過去最低54.8%

- 2023年に九州で休業や廃業・解散となった企業(個人事業主を含む)は5,138件(前年比5.8%増)となった。休業や廃業・解散した企業の雇用は少なくとも累計8,431人に及び、前年9,324人から893人減少した。全ての雇用機会が喪失したものではないが、約8,500人が転職を迫られた計算となる。消失した売上高は合計1796億円に上った。2023年に休業や廃業・解散した企業のうち「資産超過型休業業」は61.5%を占めた。また、休業業する直前期の決算で当期純損益が「黒字」だった割合は54.8%となり、半数超が黒字廃業だったものの、その割合は過去最低を更新した。2023年の休業業動向は、前年から4割超の急増となった企業倒産(法的整理)とともに増加した。これまで持続化給付金や雇用調整助成金などの支援が縮小したことに加え、エネルギー価格等の上昇、人手不足問題に伴う人件費増などの経営問題が押し寄せ、「事業継続が否か」の決断を迫られ、更なる経営悪化に陥る前にやむなく「会社を量んだ」あきらめ廃業、を余儀なくされた中小企業が多く発生した可能性がある。
- 休業業時の経営者年齢は、2023年平均で70.9歳となり、2年連続で70歳を超え、昨年から0.4歳上昇した。ピーク年齢も75歳で横ばいとなり、いずれも2016年以降で過去最高値となった。年代別では「70代」が45.2%と4割を超え、前年代で最多だったことは変わらなかった。「60代」以下の割合は0.4ポイント増加した「50代」を除き、いずれも前年から低下し、休業業動向は代表年齢70歳を境に二極化の傾向が進んでいる。事業承継がスムーズに進まず、後継者へのバトンタッチができないまま代表者の高齢化が進み、休業業・解散を余儀なくされている可能性がある。
- 休業業した業種は「建設業」(896件)が最も多く、「サービス業」(737件)、「小売業」(422件)、「卸売業」(280件)、「不動産業」(193件)が続いた。業種を詳細にみると、前年比で最も増加したのは「事業協同組合」(9件、20件、122%増)で2016年以降はじめて20件台となった。組合員の減少や共同利用の利用率低下などの影響等を受けたことで廃業に追い込まれたケースが増加したものとみられる。
- 休業業の発生件数は、福岡県1,769件(8.7%増)、鹿児島県592件(11.3%増)、熊本県572件(2.4%減)、長崎県511件(2.8%増)、大分県477件(27.2%増)、宮崎県470件(1.9%減)、沖縄県457件(1.1%増)、佐賀県290件(5.5%減)となっている。

資料出所：【全国】株式会社帝国データバンク「休業業・解散動向調査」(年報)、【九州・沖縄】帝国データバンク福岡支店「九州・沖縄地区企業倒産集計」(年報)。

最低賃金の履行確保のための監督実施結果

上段：福岡労働局内、下段：全国

		監督 事業場数	違反 事業場数	違反率	監督実施 事業場の 労働者数	未満 労働者数	未満率	違反事業場で適用される 最低賃金を		
								知っている	額を 知らない	適用 を知らない
平成 27年	福岡	731	67	9.2%	7,691	165	2.1%	31.3%	58.2%	10.4%
	全国	13,295	1,545	11.6%	161,377	5,262	3.3%	40.1%	52.2%	7.6%
平成 28年	福岡	696	73	10.5%	7,808	241	3.1%	35.6%	54.8%	9.6%
	全国	12,925	1,715	13.3%	166,570	5,590	3.4%	39.4%	51.7%	8.9%
平成 29年	福岡	880	88	10.0%	9,643	237	2.5%	52.3%	45.5%	2.3%
	全国	15,413	2,166	14.1%	196,039	6,853	3.5%	41.8%	52.3%	5.9%
平成 30年	福岡	809	77	9.5%	8,389	165	2.0%	31.2%	64.9%	3.9%
	全国	15,602	1,985	12.7%	195,606	6,386	3.3%	47.3%	48.2%	4.6%
平成 令和 31 元年	福岡	811	87	10.7%	8,737	211	2.4%	41.4%	54.0%	4.6%
	全国	15,671	2,145	13.7%	198,108	7,213	3.6%	52.4%	42.6%	5.0%
令和 2年	福岡	837	73	8.7%	8,750	215	2.5%	52.1%	42.5%	5.5%
	全国	15,600	2,080	13.3%	185,239	5,910	3.2%	55.9%	38.6%	5.5%
令和 3年	福岡	173	9	5.2%	1,643	15	0.9%	25.0%	50.0%	25.0%
	全国	9,308	751	8.1%	96,730	1,680	1.7%	53.0%	41.0%	6.0%
令和 4年	福岡	733	38	5.2%	6,795	129	1.9%	48.6%	46.0%	5.4%
	全国	14,965	1,607	10.7%	164,525	4,389	2.7%	56.2%	36.7%	7.1%
令和 5年	福岡	768	32	4.2%	8,041	52	0.6%	90.6%	8.3%	1.0%
	全国	15,105	1,558	10.3%	163,175	3,786	2.3%	59.6%	35.2%	5.2%
令和 6年	福岡	731	39	5.3%	7,468	96	1.3%	56.4%	41.0%	2.6%
	全国	15,485	1,633	10.5%	173,558	4,053	2.3%	61.9%	32.2%	5.9%

1. 「違反事業場数」、「未満労働者数」には、特定最低賃金のみ違反した数値も含む

2. 「全国」の数値は、本省で1～3月の結果が集計され、毎年7月頃に確定される

3. 令和3、4年は、緊急事態宣言等が発出されたことに伴い、緊急性ありと考えられるものを除き、例年ベースの監督実施を延期としている

4. 令和6年福岡局内の数値は、令和6年1月～5月実施分までの結果（全国数値は例年どおりの1～3月の結果）

料 資 計 統 主 要

資料標題

I 全国統計資料編

- 1 主要指標の推移 (暦年・四半期・月)
 - (1) GDP、鉱工業生産指数、製造工業稼働率指数、倒産件数、完全失業者数及び完全失業率 …… 1
 - (2) 求人倍率、消費者物価指数、国内企業物価指数、賃金 (現金給与総額) 指数 …… 2
- 2 有効求人倍率、完全失業率の推移
 - (1) 有効求人倍率の推移 (全国・ランク別、暦年・月) …… 3
 - (2) 性・年齢別完全失業率の推移 (全国、暦年・月) …… 4
- 3 賃金・労働時間の推移
 - (1) 賃金
 - イ 賃金 (現金給与総額・定期給与額) 増減率の推移 (規模別 (30人以上・5~29人)、暦年・月) …… 5
 - ロ パートタイム労働者比率の推移 (規模別 (30人以上・5~29人)、暦年・月) …… 6
 - ハ 初任給額、上昇額等の推移 (年度、学歴別) …… 7
 - (2) 賃金・労働時間
 - イ 賃金・労働時間指数の推移① [事業所規模30人以上] (暦年・四半期、所定内給与・所定内労働時間・時間当たり所定内給与) …… 8
 - 賃金・労働時間指数の推移② [事業所規模5~29人] (暦年・四半期、所定内給与・所定内労働時間・時間当たり所定内給与) …… 9
 - ロ 一般労働者の賃金・労働時間の推移 (暦年、規模別(10人以上・10~99人・所定内給与・所定内労働時間・時間当たり所定内給与)) …… 10
 - ハ 月間労働時間の動き (暦年・月、所定内労働時間・所定外労働時間 (規模別 (30人以上・5~29人))) …… 11
- 4 春季賃上げ妥結状況
 - (1) 春季賃上げ妥結状況 (令和6年) (連合 (規模別、方式別)、経団連 (大手・中小別)) …… 12
 - (2) 賃上げ額・率の推移
 - イ 1人当たり平均賃金の改定額及び改定率の推移 (暦年、賃金の改定額・改定率)
 - ロ 賃金の改定の状況、賃金の改定の決定に当たり最も重視した要素別企業割合 (令和4年)
- 5 夏季賞与・一時金妥結状況 (令和6年) (連合、経団連) …… 14
- 6 消費者物価指数の対前年上昇率の推移 (全国・ランク別、暦年・月) …… 15
- 7 1月あたりの消費支出額の推移 (暦年) …… 16

8	地域別最低賃金額（時間額）、未満率及び影響率の推移	・・・17
9	賃金構造基本統計調査特別集計による未満率及び影響率	・・・18
10	地域別最低賃金と賃金水準との関係	
	(1) 一般労働者（暦年、全国・産業計（企業規模10人以上・10～99人））	・・・19
	(2) 短時間労働者（暦年、全国・産業計（企業規模10人以上・10～99人））	・・・20
	(3) 毎月勤労統計調査（暦年、全国・産業計、事業所規模5人以上）	・・・21
11	企業の業況判断及び収益	
	(1) 日銀短観による企業の業況判断及び収益	
	イ 業況判断（D I）（企業規模別、四半期）	・・・22
	ロ 経常利益増減（企業規模別、年度）	・・・23
	ハ 売上高経常利益率（企業規模別、年度）	・・・23
	(2) 法人企業統計による企業収益①（資本金規模別、年度）	・・・26
	法人企業統計による企業収益②（資本金規模別、四半期）	・・・27
	(3) 中小企業景況調査による業況判断（D I）（産業別、四半期）	・・・28
12	労働生産性	
	(1) 法人企業統計でみた労働生産性の推移（年度）	・・・30
	(2) 就業1時間当たり名目労働生産性の推移（暦年）	・・・32
II 都道府県統計資料編		
1	各種関連指標（ランキング別・都道府県別、1人当たり県民所得・標準生計費・新規学卒者（高卒）の所定内給与額）	・・・33
2	有効求人倍率の推移（ランキング別・都道府県別、暦年）	・・・34
3	失業率の推移（ランキング別・都道府県別、暦年・四半期）	・・・35
4	賃金・労働時間の実情と推移	
	(1) 賃金	
	イ 定期給与の推移〔事業所規模5人以上〕（ランキング別・都道府県別、暦年）	・・・36
	ロ パートタイム労働者の1求人票あたりの募集賃金平均額	・・・37

ハ	パートタイム労働者の1求人票あたりの募集賃金下限額	・・・38
(2)	労働時間	
	常用労働者1人平均月間総実労働時間と所定外労働時間の推移〔調査産業計、事業所規模5人以上〕 (ランク別・都道府県別、総実労働時間・所定外労働時間別(暦年))	・・・39
5	消費者物価指数等の推移	
(1)	消費者物価対前年上昇率の推移(ランク別・都道府県別、暦年・月)	・・・40
(2)	消費者物価地域差指数の推移①(ランク別・都道府県庁所在都市別、暦年) 消費者物価地域差指数の推移②(ランク別・都道府県下全域、暦年)	・・・41 ・・・42
6	消費支出額の推移	
(1)	1月あたりの消費支出額の推移(総世帯、暦年)	・・・43
(2)	1月あたりの消費支出額の推移(総世帯のうち勤労者世帯、暦年)	・・・44
7	労働者数等の推移	
(1)	常用労働者数〔事業所規模5人以上〕(ランク別・都道府県別・暦年)	・・・45
(2)	雇用保険の被保険者数(ランク別・都道府県別・暦年)	・・・46
(3)	就業者数(ランク別・都道府県別・暦年)	・・・47
Ⅲ 業務統計資料編		
1	地域別最低賃金改定状況	
(1)	令和5年度 地域別最低賃金の審議・決定状況 (ランク区分・都道府県別、前年度決定金額・改正最低賃金額(引上げ額・率)・採決状況等)	・・・48
(2)	目安と改定額との関係の推移(ランク別・都道府県別、年度)	・・・49
(3)	効力発生年月日の推移(ランク別・都道府県別、年度)	・・・50
(4)	加重平均額と引上げ率の推移(全国・ランク別、年度)	・・・51
(5)	最高額と最低額及び格差の推移(最高額・最低額・格差、年度)	・・・52
(6)	地域別最低賃金引上げ率の推移(ランク別・都道府県別、年度)	・・・53
2	最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導結果	
(1)	監督指導結果の推移(全国計、暦年、法違反の状況等)	・・・54
(2)	業種別法違反の状況(令和6年1月～3月、全国計)	・・・55

I 全国統計資料編

1 主要指標の推移 (1) GDP、鉱工業生産指数、製造工業稼働率指数、倒産件数、完全失業者数及び完全失業率

	GDP (国内総生産)			鉱工業生産指数		製造工業稼働率指数		倒産件数		完全失業者数 (月平均)		完全失業率 (%)
	名目 (億円)	前期比 (%)	年率換算 (%)	実質 (億円)	前期比 (%)	鉱工業生産指数		倒産件数		実数 (万人)	前年差 (万人)	
						指数 (R2年=100)	前期比 (%)	指数 (R2年=100)	前期比 (%)			
平成 20 年	5,278,238	△ 2.1	-	5,202,331	△ 1.2	124.6	△ 3.4	128.6	△ 4.1	15,646	265	4.0
平成 21 年	4,949,384	△ 6.2	-	4,906,150	△ 5.7	97.4	△ 21.9	96.4	△ 25.0	15,480	336	5.1
平成 22 年	5,055,306	2.1	-	5,107,200	4.1	112.5	15.6	115.3	19.6	13,321	334	5.1
平成 23 年	4,974,489	△ 1.6	-	5,108,416	0.0	109.3	△ 2.8	110.4	△ 4.3	12,734	<302>	4.6
平成 24 年	5,004,747	0.6	-	5,178,644	1.4	110.1	0.6	112.7	2.2	12,124	285	4.3
平成 25 年	5,087,006	1.6	-	5,282,481	2.0	109.6	△ 0.8	114.8	△ 0.5	10,855	265	4.0
平成 26 年	5,188,110	2.0	-	5,298,128	0.3	111.9	2.0	119.7	4.3	9,731	236	3.6
平成 27 年	5,380,323	3.7	-	5,380,812	1.6	110.5	△ 1.2	116.5	△ 2.7	8,812	222	3.4
平成 28 年	5,443,646	1.2	-	5,421,374	0.8	110.5	0.0	114.7	△ 1.5	8,446	208	3.1
平成 29 年	5,530,730	1.6	-	5,512,200	1.7	114.0	3.1	119.2	3.9	8,405	190	2.8
平成 30 年	5,566,301	0.6	-	5,547,665	0.6	114.6	1.1	119.3	0.8	8,235	167	2.4
令和 元年	5,579,108	0.2	-	5,525,354	△ 0.4	111.6	△ 2.6	114.8	△ 3.8	8,383	162	2.4
令和 2 年	5,398,082	△ 3.2	-	5,296,211	△ 4.1	100.0	△ 10.4	100.0	△ 12.9	7,773	192	2.8
令和 3 年	5,525,714	2.4	-	5,431,731	2.6	105.4	5.4	108.5	8.5	6,030	195	2.8
令和 4 年	5,599,700	1.3	-	5,485,704	1.0	105.3	△ 0.1	108.1	△ 0.4	6,428	179	2.6
令和 5 年	5,917,681	5.7	-	5,587,269	1.9	103.9	△ 1.3	107.0	△ 1.0	8,690	178	2.6
令和 5 年 1～3 月	5,804,230	2.2	9.1	5,570,262	1.1	103.5	△ 1.7	107.1	△ 3.7	1,956	177	2.6
令和 5 年 4～6 月	5,951,121	2.5	10.5	5,626,583	1.0	104.8	1.3	108.1	0.9	2,086	185	2.7
令和 5 年 7～9 月	5,937,925	△ 0.2	△ 0.9	5,574,369	△ 0.9	103.3	△ 1.4	106.5	△ 1.5	2,238	184	2.6
令和 6 年 10～12 月	5,979,382	0.7	2.8	5,580,472	0.1	104.4	1.1	106.7	0.2	2,410	167	2.4
令和 6 年 1～3 月	5,981,085	0.0	0.1	5,554,623	△ 0.5	99.0	△ 5.2	98.7	△ 7.5	2,319	175	2.5
令和 6 年 1 月	-	-	-	-	-	98.0	△ 6.7	98.6	△ 7.9	701	170	2.4
令和 6 年 2 月	-	-	-	-	-	97.4	△ 0.6	98.1	△ 0.5	712	182	2.6
令和 6 年 3 月	-	-	-	-	-	101.7	4.4	99.4	1.3	906	182	2.6
令和 6 年 4 月	-	-	-	-	-	100.8	△ 0.9	99.7	0.3	783	183	2.6
令和 6 年 5 月	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,009	175	2.5
資料出所	内閣府「国民経済計算」			経済産業省「鉱工業指数」		東京商工リサーチ調べ		総務省「労働力調査」				

(注) 1 斜字となっているGDPの四半期別の数値、鉱工業生産指数及び製造工業稼働率指数の四半期別・月別の数値並びに完全失業者数及び完全失業率の月別の数値は、季節調整値及びその前期 (月、四半期) 比 (差) であり、そのほかの数値は原数値である。

2 GDPの四半期の額は年率である。

3 平成29年以前の鉱工業生産指数、製造工業稼働率指数は接続指数であり、稼働率指数接続指数の暦年値は月次原指数の12か月平均値を労働基準局賃金課にて算出。

また、平成30年以前の鉱工業生産指数、製造工業稼働率指数の前年比は公表当時における指数値から計算されたものであり、接続指数で計算した前年比とは必ずしも一致しない。

1 主要指標の推移 (2) 求人倍率、消費者物価指数、国内企業物価指数、賃金 (現金給与総額) 指数

	求人倍率		消費者物価指数 <small>(特家の帰属家賃を除く総合)</small>		国内企業物価指数		賃金(現金給与総額)指数、パート比率									
	新規 (倍)	有効 (倍)	指数 (R2年=100)	前期比 (%)	指数 (R2年=100)	前期比 (%)	調査産業計			製造業						
							名目指数 (R2年=100)	前期比 (%)	実質指数 (R2年=100)	パート比率 (%)	名目指数 (R2年=100)	前期比 (%)	実質指数 (R2年=100)	パート比率 (%)		
平成 26 年	1.66	1.09	96.8	3.3	102.0	3.1	99.0	0.5	102.3	△ 2.8	29.67	99.4	1.8	102.7	△ 1.6	13.70
平成 27 年	1.80	1.20	97.8	1.0	99.7	△ 2.3	99.1	0.1	101.3	△ 0.8	30.41	99.8	0.4	102.0	△ 0.5	14.29
平成 28 年	2.04	1.36	97.7	△ 0.1	96.2	△ 3.5	99.7	0.6	102.0	0.8	30.63	100.5	0.7	102.9	0.8	14.15
平成 29 年	2.24	1.50	98.3	0.6	98.4	2.3	100.2	0.4	101.9	△ 0.2	30.69	102.0	1.5	103.8	0.9	13.32
平成 30 年	2.39	1.61	99.5	1.2	101.0	2.6	101.6	1.4	102.1	0.2	30.88	103.8	1.8	104.3	0.6	12.74
令和 元 年	2.42	1.60	100.0	0.6	101.2	0.2	101.2	△ 0.4	101.2	△ 1.0	31.53	103.5	△ 0.3	103.5	△ 0.9	13.37
令和 2 年	1.95	1.18	100.0	0.0	100.0	△ 1.2	100.0	△ 1.2	100.0	△ 1.2	31.13	100.0	△ 3.4	100.0	△ 3.5	13.35
令和 3 年	2.02	1.13	99.7	△ 0.3	104.6	4.6	100.3	0.3	100.6	0.6	31.28	101.9	2.0	102.2	2.2	13.45
令和 4 年	2.26	1.28	102.7	3.0	114.9	9.8	102.3	2.0	99.6	△ 1.0	31.60	103.6	1.7	100.9	△ 1.3	13.57
令和 5 年	2.29	1.31	106.6	3.8	119.7	4.2	103.5	1.2	97.1	△ 2.5	32.24	105.4	1.7	98.9	△ 2.0	13.47
令和 5 年 1～3月	2.33	1.34	105.1	0.5	119.7	0.5	102.8	0.2	97.8	△ 0.3	32.17	103.8	0.0	98.8	△ 0.5	13.68
令和 5 年 4～6月	2.30	1.32	106.0	0.9	119.5	△ 0.2	104.2	1.4	98.1	0.3	31.83	106.1	2.2	99.9	1.1	13.51
令和 5 年 7～9月	2.28	1.29	107.0	0.9	119.6	0.1	103.2	△ 1.0	96.5	△ 1.6	32.29	105.6	△ 0.5	98.7	△ 1.2	13.38
令和 5 年 10～12月	2.25	1.28	108.2	1.1	119.8	0.2	103.6	0.4	95.8	△ 0.7	32.67	105.3	△ 0.3	97.4	△ 1.3	13.29
令和 6 年 1～3月	2.31	1.27	108.3	0.1	120.5	0.6	104.0	0.4	96.2	0.4	30.91	104.9	△ 0.4	96.9	△ 0.5	13.02
令和 6 年 1月	2.28	1.27	108.2	0.1	120.2	0.0	103.8	0.2	96.3	0.5	30.88	104.7	△ 1.5	97.0	△ 1.3	12.92
令和 6 年 2月	2.26	1.26	108.1	0.0	120.4	0.2	103.9	0.1	96.2	△ 0.1	30.92	104.9	0.2	96.9	△ 0.1	13.11
令和 6 年 3月	2.38	1.28	108.5	0.3	120.8	0.3	104.4	0.5	96.2	0.0	30.93	105.1	0.2	96.8	△ 0.1	13.04
令和 6 年 4月	2.17	1.26	109.0	0.5	121.4	0.5	104.6	0.2	95.9	△ 0.3	30.48	106.6	1.4	97.6	0.8	12.98
令和 6 年 5月			109.5	0.4	122.2	0.7										
資料出所	厚生労働省「職業安定業務統計」		総務省「消費者物価指数」		日本銀行「企業物価指数」		厚生労働省「毎月勤労統計調査」									

(注) 1 斜字となっている求人倍率及び賃金指数の四半期別・月別の数値は季節調整値及びその前期 (四半期、月) 比であり、そのほかの数値は原数値である。
 2 毎月勤労統計調査は、事業所規模 5 人以上の結果である。
 3 求人倍率は、新規学卒者を除き、パートタイムを含んでいる。
 4 国内企業物価指数の令和 6 年 5 月分の数値は速報値であり、同指数の令和 2 年以前の暦年値の前年比は各基準の指数から算出した値を掲載しており、掲載している指数から算出した前年比と一致しない場合がある。

2 有効求人倍率、完全失業率の推移

(1) 有効求人倍率の推移

(単位：倍)

	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年	令和6年			
											1月	2月	3月	4月
全国	1.09	1.20	1.36	1.50	1.61	1.60	1.18	1.13	1.28	1.31	1.27	1.26	1.28	1.26
Aランク	1.08	1.18	1.34	1.47	1.56	1.55	1.10	0.96	1.10	1.18	1.14	1.14	1.16	1.14
Bランク	1.13	1.25	1.40	1.55	1.67	1.66	1.25	1.22	1.39	1.38	1.34	1.34	1.35	1.33
Cランク	0.95	1.08	1.25	1.44	1.54	1.52	1.19	1.25	1.41	1.40	1.35	1.35	1.35	1.34

資料出所 厚生労働省「職業安定業務統計」

- (注) 1 各ランクの算出に用いた有効求人数は、求人票に記載された就業場所で集計した就業地別の数値である。
 2 各ランクにおける数値は、それぞれのランクに属する都道府県の有効求人数の合計を有効求職者数の合計で除して算出。
 3 新規学卒者を除き、パートタイムを含んでいる。
 4 各ランクは、令和5年度からの適用区分である
 5 各月の数値は季節調整値である。

(2) 性・年齢別完全失業率の推移

(単位：%)

	男女計										男性							女性						
	年齢計		15～ 24歳	25～ 34歳	35～ 44歳	45～ 54歳	55～ 64歳	65歳 以上	年齢計	15～ 24歳	25～ 34歳	35～ 44歳	45～ 54歳	55～ 64歳	65歳 以上	年齢計	15～ 24歳	25～ 34歳	35～ 44歳	45～ 54歳	55～ 64歳	65歳 以上		
平成 26 年	3.6	6.3	4.6	3.4	3.0	3.2	2.2	3.7	7.1	4.8	3.2	2.9	2.9	3.7	2.6	5.4	4.4	3.5	3.1	2.5	1.5			
平成 27 年	3.4	5.5	4.6	3.1	2.8	3.1	2.0	3.6	5.9	4.8	3.0	2.9	2.9	3.7	2.4	5.1	4.3	3.2	2.7	2.3	1.0			
平成 28 年	3.1	5.1	4.3	2.9	2.5	2.9	1.9	3.3	5.7	4.4	2.9	2.6	2.6	3.4	2.5	4.5	4.1	2.9	2.4	2.3	1.3			
平成 29 年	2.8	4.6	3.7	2.6	2.4	2.7	1.8	3.0	4.7	3.8	2.6	2.4	2.4	3.0	2.2	4.5	3.5	2.6	2.3	2.2	1.2			
平成 30 年	2.4	3.6	3.4	2.2	2.0	2.3	1.5	2.6	4.1	3.4	2.3	2.1	2.1	2.5	2.1	3.1	3.3	2.2	2.0	2.0	0.8			
令和 元 年	2.4	3.8	3.2	2.2	2.0	2.1	1.5	2.5	3.9	3.5	2.1	2.0	2.4	2.4	2.0	3.7	2.9	2.1	1.9	1.9	0.8			
令和 2 年	2.8	4.6	3.9	2.5	2.3	2.6	1.7	3.0	5.0	4.1	2.7	2.4	2.4	2.9	2.4	4.2	3.7	2.3	2.3	2.1	1.1			
令和 3 年	2.8	4.6	3.8	2.5	2.4	2.7	1.8	3.1	5.1	4.2	2.5	2.4	2.4	3.1	2.4	4.2	3.3	2.3	2.3	2.5	1.1			
令和 4 年	2.6	4.4	3.6	2.4	2.1	2.5	1.6	2.8	4.9	3.8	2.4	2.2	2.2	2.7	2.0	3.5	3.2	2.3	2.0	2.2	1.1			
令和 5 年	2.6	4.1	3.6	2.4	2.0	2.5	1.7	2.8	4.4	3.8	2.3	2.0	2.0	2.8	2.4	3.8	3.4	2.2	2.0	2.1	1.0			
令和 6 年 1 月	2.4	3.7	3.3	2.1	2.1	2.4	1.7	2.5	4.4	3.0	2.1	2.0	2.0	2.8	2.4	2.9	3.4	2.2	2.2	1.9	...			
2 月	2.6	4.2	3.3	2.5	2.2	2.6	1.7	2.7	4.7	3.1	2.1	2.4	2.4	2.9	...	3.7	3.5	3.1	2.0	2.2	...			
3 月	2.6	4.5	3.7	2.4	2.0	2.7	1.7	2.7	4.8	3.5	2.3	2.1	2.1	2.8	...	4.0	4.0	2.5	2.0	2.4	...			
4 月	2.6	4.1	3.6	2.5	2.1	2.6	1.9	2.8	3.9	3.6	2.7	2.1	2.1	3.1	...	4.2	3.7	2.2	2.0	2.1	...			

資料出所 総務省「労働力調査」

(注) 1 月次の数値は季節調整値。

2 男女別の65歳以上の季節調整値は公表されていない。

3 賃金・労働時間の推移

(1) 賃金

イ 賃金（現金給与総額・定期給与額）増減率の推移

(単位：%)

	平成 29年	平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年	令和6年				
								1月	2月	3月	4月	
現金 給与 総額	30人以上	0.5	1.2	△ 0.2	△ 1.7	1.0	3.1	1.8	1.7	1.8	1.7	2.0
	500人以上	0.0	4.0	△ 1.1	△ 1.5	1.3	2.9	0.6	1.1	1.2	△ 0.3	1.7
	100～499人	△ 0.2	2.4	0.1	△ 2.7	0.3	4.3	2.3	1.3	△ 0.2	0.7	0.3
	30～99人	1.4	△ 0.9	△ 0.5	△ 1.3	0.5	3.1	1.6	2.0	3.3	3.5	3.4
	5～29人	1.0	△ 0.7	△ 0.1	0.0	0.0	△ 0.2	0.5	1.5	1.2	△ 0.2	1.1
定期 給与 額	30人以上	0.4 (0.6)	0.7 (0.7)	0.1 (0.1)	△ 1.1 (0.1)	1.2 (0.8)	2.4 (2.0)	1.6 (1.8)	1.2 (1.5)	1.9 (2.2)	2.1 (2.3)	2.3 (2.5)
	500人以上	△ 0.1 (0.1)	3.0 (3.1)	△ 0.4 (△ 0.3)	△ 0.7 (0.5)	1.7 (1.1)	1.5 (1.4)	0.9 (1.0)	1.1 (1.5)	1.3 (1.4)	0.8 (0.8)	1.6 (1.8)
	100～499人	△ 0.1 (0.1)	2.0 (2.2)	0.2 (0.4)	△ 1.9 (△ 1.0)	0.7 (0.2)	3.4 (2.7)	1.9 (2.3)	0.0 (0.1)	0.6 (0.9)	0.9 (1.0)	0.7 (0.9)
	30～99人	1.1 (1.0)	△ 1.1 (△ 1.3)	△ 0.6 (△ 0.7)	△ 1.1 (0.2)	0.9 (0.8)	3.1 (3.0)	1.3 (1.1)	1.7 (2.1)	3.0 (3.5)	3.6 (4.0)	3.5 (3.9)
	5～29人	1.0 (0.7)	△ 0.6 (△ 0.5)	△ 0.2 (△ 0.1)	0.2 (0.8)	△ 0.1 (0.0)	△ 0.3 (△ 0.5)	0.5 (0.4)	1.3 (1.3)	1.2 (1.4)	0.9 (0.9)	0.8 (0.9)

資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査」

(注) 1 各年(月)の数値は、指数の対前年(同月)増減率である。

2 ()内の数値は所定内給与額についての増減率である。

3 令和6年1月以降の前年同月増減率については、ベンチマーク更新を行った前年の参考値と比較することにより算出しているため、指数から算出した場合と一致しない。

ロ パートタイム労働者比率の推移

(単位：%)

	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年	令和6年			
										1月	2月	3月	4月
30人以上	25.40	25.22	25.09	25.09	25.59	25.28	25.05	24.53	24.68	24.98	24.85	24.67	24.41
500人以上	17.31	17.06	16.63	15.85	16.03	15.39	15.30	14.97	15.37	15.48	15.42	15.19	15.09
100～499人	24.93	24.46	24.99	24.60	24.78	24.92	24.40	23.54	23.71	24.27	24.03	23.86	23.70
30～99人	30.12	30.39	29.95	30.28	31.47	31.15	31.31	30.56	30.83	30.48	30.41	30.26	29.92
5～29人	37.23	37.80	37.90	39.06	39.78	39.14	39.52	41.00	42.07	40.19	40.45	40.74	40.09

資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査」

ハ 初任給額、上昇額等の推移

上段：初任給額（単位：円）、下段：上昇額・率（単位：円、%）

	高校卒						短大卒 (事務)	大学卒			大学院 (修士) 卒		
	(事務・技術)			(現業)				一律	(事務・技術)			補助職	
	一律	差あり		一律	差あり				基幹職	差あり			
		基幹職	補助職		基幹職	補助職							
平成 26 年度	162,381	167,202	159,446	163,990	182,401	174,179	204,863	206,322	183,060	220,724			
	702 (0.4)	569 (0.3)	544 (0.3)	736 (0.5)	842 (0.5)	655 (0.4)	806 (0.4)	601 (0.3)	464 (0.3)	787 (0.4)			
平成 27 年度	163,737	167,472	159,382	165,054	184,173	175,591	205,914	207,854	184,169	222,083			
	1,239 (0.8)	904 (0.5)	706 (0.4)	1,151 (0.7)	1,579 (0.9)	1,342 (0.8)	1,574 (0.8)	1,933 (0.9)	1,318 (0.7)	1,875 (0.9)			
平成 28 年度	164,828	167,370	159,246	166,617	185,186	176,197	207,163	209,785	184,691	223,684			
	824 (0.5)	582 (0.3)	616 (0.4)	748 (0.5)	995 (0.5)	767 (0.4)	880 (0.4)	1,263 (0.6)	631 (0.3)	1,153 (0.5)			
平成 29 年度	165,977	167,090	159,497	167,568	186,402	177,546	208,235	211,051	186,004	224,212			
	1,093 (0.7)	565 (0.3)	532 (0.3)	834 (0.5)	966 (0.5)	851 (0.5)	1,109 (0.5)	1,132 (0.5)	745 (0.4)	930 (0.4)			
平成 30 年度	168,286	170,104	161,889	168,085	187,652	179,334	208,929	213,500	188,362	225,362			
	1,361 (0.8)	2,618 (1.6)	2,385 (1.5)	1,386 (0.8)	1,660 (0.9)	1,493 (0.8)	1,637 (0.8)	2,171 (1.0)	1,511 (0.8)	1,707 (0.8)			
令和 元 年度	168,696	170,298	161,058	170,066	187,941	180,431	209,173	214,378	188,111	225,732			
	1,670 (1.0)	1,737 (1.0)	1,641 (1.0)	1,613 (1.0)	1,490 (0.8)	1,642 (0.9)	1,544 (0.7)	1,251 (0.6)	1,041 (0.6)	1,569 (0.7)			
令和 2 年度	170,663	174,719	163,383	171,892	190,068	182,648	209,561	214,974	189,037	225,729			
	1,681 (1.0)	1,098 (0.8)	1,160 (0.7)	1,443 (0.8)	1,597 (0.8)	1,202 (0.7)	1,408 (0.7)	1,608 (0.8)	1,231 (0.7)	1,498 (0.7)			
令和 3 年度	171,550	173,527	162,731	171,894	190,262	183,068	210,092	215,665	189,113	226,262			
	634 (0.4)	781 (0.5)	603 (0.4)	505 (0.3)	867 (0.5)	797 (0.4)	727 (0.3)	904 (0.4)	544 (0.3)	778 (0.3)			
令和 4 年度	174,214	177,922	167,016	172,803	192,547	185,158	212,129	216,397	190,808	228,266			
	1,967 (1.1)	2,050 (1.2)	2,109 (1.3)	1,871 (1.1)	1,883 (1.0)	1,669 (0.9)	1,789 (0.9)	1,375 (0.6)	1,275 (0.7)	1,817 (0.8)			
令和 5 年度	180,494	185,320	174,104	178,920	200,791	193,240	219,946	225,971	198,124	237,300			
	5,988 (3.4)	6,238 (3.5)	6,139 (3.7)	6,084 (3.5)	6,673 (3.4)	6,361 (3.4)	6,161 (2.9)	7,567 (3.5)	6,007 (3.1)	7,158 (3.1)			
令和 6 年度	193,427	207,888	194,028	190,228	215,732	205,887	239,078	246,727	216,289	259,228			
	11,862 (6.5)	13,966 (7.2)	11,800 (6.5)	11,724 (6.6)	12,697 (6.3)	12,087 (6.2)	12,346 (5.4)	15,936 (6.9)	12,795 (6.3)	14,438 (5.9)			

資料出所 労務行政研究所（労政時報）「決定初任給の最終結果（各年度）」

(注) 1 上段は初任給額(円)、下段左は上昇額(円)、下段右は上昇率(%)。

2 集計(回答)企業は各調査年度により異なり、上昇額・率は各調査年度において付帯的に調査した前年度の初任給額をもとに算出したものである。
このため、上昇額・率は、前年度の初任給額から計算される上昇額・率とは一致しない。また、上昇額・率が正であっても初任給額が前年度の額よりも小さくなっていく箇所が一部の区分にみられる。

3 調査対象は、全国証券市場の上場企業及び上場企業に匹敵する非上場企業である。

4 令和6年度は、東証プライム上場企業についての速報集計結果である。

(2) 賃金・労働時間
イ 賃金・労働時間指数の推移①[事業所規模30人以上]

	指数 (令和2年=100)						実数 (参考)		
	所定内給与 ①		所定内労働時間 ②		時間当たり 所定内給与 ①/②		所定内給与 ③	所定内労働時間 ④	時間当たり 所定内給与 ③/④
	前年比	前年比	前年比	前年比					
平成28年	98.6	0.6	104.8	0.0	94.1	267,210	135.8	1,968	
平成29年	99.2	0.6	104.7	△ 0.1	94.7	268,736	135.7	1,980	
平成30年	99.9	0.7	104.1	△ 0.6	96.0	270,694	134.9	2,007	
令和元年	99.9	0.1	101.9	△ 2.1	98.0	270,847	132.0	2,052	
令和2年	100.0	0.1	100.0	△ 1.7	100.0	271,025	129.6	2,091	
令和3年	100.8	0.8	100.9	0.8	99.9	273,186	130.8	2,089	
令和4年	102.8	2.0	101.1	0.2	101.7	278,687	131.0	2,127	
令和5年	104.7	1.8	101.6	0.5	103.1	283,594	131.7	2,153	
令和4年 1～3月	101.9	1.8	98.2	0.1	103.8	276,252	127.2	2,172	
4～6月	103.2	2.1	102.7	0.1	100.5	279,689	133.2	2,100	
7～9月	102.9	2.1	101.5	1.2	101.4	278,813	131.5	2,120	
10～12月	103.3	2.1	102.1	△ 0.5	101.2	279,989	132.3	2,116	
令和5年 1～3月	103.3	1.4	99.0	0.8	104.3	280,054	128.3	2,183	
4～6月	105.0	1.7	103.6	0.9	101.4	284,610	134.2	2,121	
7～9月	104.9	1.9	101.3	△ 0.2	103.6	284,131	131.3	2,164	
10～12月	105.4	2.0	102.6	0.5	102.7	285,545	133.0	2,147	
令和6年 1～3月	105.1	2.0	98.1	△ 1.1	107.1	284,743	131.4	2,167	

資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査」

- (注) 1 事業所規模30人以上、調査産業計の数値である。
 2 四半期の実数値及び時間当たり所定内給与は、労働基準局賃金課にて算出。
 3 所定内給与及び所定内労働時間の令和6年1～3月の前年同期比については、ベンチマーク更新を行った前年の参考値と比較することにより算出しているため、指数から算出した場合と一致しない。

イ 賃金・労働時間指数の推移②[事業所規模5～29人]

	指数 (令和2年=100)						実数 (参考)		
	所定内給与 ①		所定内労働時間 ②		時間当たり 所定内給与 ①/②		所定内給与 ③	所定内労働時間 ④	時間当たり 所定内給与 ③/④
	前年比	前年比	前年比	前年比					
平成28年	98.6	0.3	105.5	△ 0.4	93.5	2.0	207,447	128.9	1,609
平成29年	99.1	0.5	105.2	△ 0.4	94.2	0.7	208,956	128.2	1,630
平成30年	99.9	0.8	104.4	△ 0.8	95.7	1.6	207,902	126.4	1,645
令和元年	99.8	△ 0.1	102.0	△ 2.2	97.8	2.2	207,780	123.5	1,682
令和2年	100.0	0.2	100.0	△ 2.0	100.0	2.2	209,379	120.9	1,732
令和3年	100.3	0.3	100.4	0.4	99.9	△ 0.1	209,351	120.6	1,736
令和4年	101.4	1.1	100.1	△ 0.3	101.3	1.4	208,367	119.4	1,745
令和5年	102.6	1.2	100.3	0.2	102.3	1.0	209,202	119.3	1,754
令和4年 1～3月	98.5	△ 0.9	95.6	△ 1.5	103.0	0.6	206,276	115.6	1,784
4～6月	100.0	△ 0.7	100.5	△ 0.8	99.5	0.1	209,405	121.5	1,723
7～9月	99.7	△ 0.1	99.2	0.2	100.5	△ 0.3	208,678	119.9	1,740
10～12月	99.9	△ 0.1	99.7	△ 2.0	100.2	1.9	209,075	120.6	1,734
令和5年 1～3月	98.6	0.1	96.1	0.5	102.6	△ 0.4	206,362	116.2	1,776
4～6月	100.8	0.8	100.8	0.3	100.0	0.5	211,070	121.8	1,733
7～9月	100.1	0.4	98.4	△ 0.8	101.7	1.2	209,522	118.9	1,762
10～12月	100.2	0.3	99.3	△ 0.4	100.9	0.7	209,816	120.0	1,748
令和6年 1～3月	102.5	1.2	96.6	△ 1.3	106.1	3.4	214,115	115.5	1,854

資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査」

(注) 1 事業所規模5～29人、調査産業計の数値である。

2 四半期の実数値及び時間当たり所定内給与は、労働基準局賃金課にて算出。

3 所定内給与及び所定内労働時間の令和6年1～3月の前年同期比については、ベンチマーク更新を行った前年の参考値と比較することにより算出しているため、指数から算出した場合と一致しない。

口 一般労働者の賃金・労働時間の推移

	10人以上				10～99人				5～9人			
	① 所定内給与 (千円)	② 所定内 実労働時間 (時間)	時間当たり 所定内給与		③ 所定内給与 (千円)	④ 所定内 実労働時間 (時間)	時間当たり 所定内給与		⑤ 所定内給与 (千円)	⑥ 所定内 実労働時間 (時間)	時間当たり 所定内給与	
			①/②	③/④			⑤/⑥	前年比			前年比	前年比
平成 26 年	299.6	163	1,838	1.3	262.4	171	1,535	△0.2	260.3	174	1,496	△1.0
平成 27 年	304.0	164	1,854	0.8	264.4	172	1,537	0.2	264.6	174	1,521	1.7
平成 28 年	304.0	164	1,854	0.0	266.4	171	1,558	1.3	260.5	173	1,506	△1.0
平成 29 年	304.3	165	1,844	△0.5	269.0	171	1,573	1.0	262.6	172	1,527	1.4
平成 30 年	306.2	164	1,867	1.2	268.3	171	1,569	△0.3	268.6	171	1,571	2.9
令和 元年	307.7	160	1,923	3.0	273.2	168	1,626	3.6	270.6	169	1,601	1.9
令和 2 年	307.7	165	1,865	-	278.0	170	1,635	-	282.0	171	1,649	-
令和 3 年	307.4	165	1,863	△0.1	279.9	169	1,656	1.3	276.1	170	1,624	△1.5
令和 4 年	311.8	165	1,890	1.4	284.5	169	1,683	1.6	280.6	170	1,651	1.7
令和 5 年	318.3	166	1,917	1.4	294.0	169	1,740	3.4	288.8	168	1,719	4.1

資料出所 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

- (注) 1 数値は、各年とも6月について調査したものであり、調査産業計である。
 2 一般労働者とは、短時間労働者以外の労働者をいう。短時間労働者とは、1日の所定労働時間又は1週の所定労働日数が一般の労働者よりも少ない労働者をいう。
 3 前年比は、時間当たり所定内給与の対前年増減率である。
 4 時間当たり所定内給与は、労働基準局賃金課にて算出。
 5 賃金構造基本統計調査は、令和2年調査より集計方法の見直しが行われており、令和2年の調査結果と令和元年以前の調査結果を単純比較することができない。

ハ 月間労働時間の動き

	所定内労働時間						所定外労働時間					
	30人以上			5～29人			30人以上			5～29人		
	調査産業計		前年比	調査産業計		前年比	調査産業計		前年比	調査産業計		前年比
	(時間)	(%)		(時間)	(%)		(時間)	(%)		(時間)	(%)	
平成 28 年	135.8	0.0	128.9	△ 1.0	12.7	△ 1.7	17.5	△ 0.6	8.3	△ 0.8	10.6	△ 6.8
平成 29 年	135.7	△ 0.1	128.2	△ 0.6	12.7	△ 0.1	17.9	2.4	8.7	4.7	11.2	5.4
平成 30 年	134.9	△ 0.6	126.4	△ 1.3	12.5	△ 1.1	18.0	0.6	8.3	△ 4.7	11.5	2.5
令和 元 年	132.0	△ 2.1	123.5	△ 2.4	12.4	△ 1.0	16.7	△ 7.4	8.0	△ 3.6	10.0	△ 12.5
令和 2 年	129.6	△ 1.7	120.9	△ 2.0	10.8	△ 13.1	13.4	△ 19.8	7.0	△ 12.7	7.6	△ 24.5
令和 3 年	130.8	0.8	120.6	△ 0.2	11.6	7.4	15.3	14.7	7.1	1.7	8.5	11.7
令和 4 年	131.0	0.2	119.4	△ 1.1	12.2	5.2	16.0	4.3	7.4	3.6	9.6	12.4
令和 5 年	131.7	0.5	119.3	△ 0.1	12.1	△ 1.2	15.2	△ 5.3	7.4	0.2	8.9	△ 7.1
令和 6 年 1 月	123.7	△ 0.4	111.9	△ 0.8	11.2	△ 4.2	13.5	△ 6.9	7.0	△ 1.4	7.3	△ 12.0
2 月	128.0	0.0	119.0	△ 0.9	11.7	△ 2.5	14.6	△ 6.4	7.5	0.0	8.6	△ 12.2
3 月	129.7	△ 2.8	119.5	△ 2.3	12.2	△ 1.6	14.9	△ 5.7	7.9	△ 2.4	9.0	△ 7.2
4 月	135.3	△ 0.5	124.2	△ 1.1	12.2	△ 3.2	14.6	△ 5.8	7.7	△ 1.3	8.4	△ 10.7

資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査」

(注) 1 常用労働者であり、パートタイム労働者を含んでいる。

2 各年(月)の前年比の数値は、指数の対前年(同月)増減率である。

3 令和6年1月以降の前年同月増減率については、ベンチマーク更新を行った前年の参考値と比較するため、指数から算出した場合と一致しない。

4 春季賃上げ妥結状況

(1) 春季賃上げ妥結状況（令和6年）

連合	第6回 回答集計結果(令和6年6月5日)		個別賃金方式(組合数による単純平均)	
	平均賃上げ方式 (加重平均)	35歳	30歳	
1,000人以上	439組合 1,889,865人 16,508円(11,573円) 5.24% (3.73%)	17組合 60,074人 11,844円(6,265円) 3.73% (1.82%)	24組合 82,758人 10,235円(3,917円) 3.44% (1.39%)	
300～999人	806組合 440,370人 14,641円(10,185円) 5.17% (3.69%)	39組合 21,798人 10,537円(6,682円) 3.60% (2.28%)	34組合 18,082人 9,694円(5,282円) 3.76% (2.07%)	
100～299人	1,069組合 192,310人 12,876円(9,467円) 4.84% (3.65%)	64組合 10,910人 8,806円(5,383円) 3.30% (2.03%)	67組合 11,293人 8,538円(4,413円) 3.48% (1.83%)	
～99人	1,109組合 55,515人 11,090円(8,354円) 4.36% (3.37%)	69組合 3,744人 6,595円(3,926円) 2.60% (1.59%)	78組合 4,098人 7,199円(3,511円) 3.05% (1.51%)	
規模計	3,423組合 2,578,060人 15,776円(11,094円) 5.18% (3.71%)	189組合 96,526人 8,629円(5,233円) 3.18% (1.90%)	203組合 116,231人 8,418円(4,145円) 3.37% (1.69%)	

- (注) 1 ()内の数値は、令和5年6月5日付 第6回 回答集計結果。
 2 平均賃上げ方式は、賃上げ分が明確に分かる組合を対象に集計。
 3 個別賃金方式は「純ベア」、「定昇込み」等の方式があるが、表中は「純ベア」方式の数値である。
 4 個別賃金方式の規模別の伸び率は労働基準局賃金課が計算。

連合(有期・短時間・契約等労働者)

時給	第6回 回答集計結果(令和6年6月5日)	
	単純平均	加重平均
381組合 883,440人	賃上げ額	53.86円(39.53円)
	引上げ率	—
142組合 27,537人	平均時給	1,152.10円(1,094.11円)
	賃上げ額	9,118円(6,703円)
月給	賃上げ率	4.22%(3.11%)

(注) ()内の数値は、令和5年6月5日付 第6回 回答集計結果。

経団連(大手企業)第1回集計(令和6年5月20日)

平均賃上げ方式 (加重平均)	89社
主要22業種 大手244社	19,480円(13,110円) 5.58% (3.91%)

- (注) 1 原則として、従業員数500人以上の企業を対象。
 2 調査対象244社のうち151社(61.9%)の回答を把握したが、うち62社は平均金額不明などのため、集計より除外。
 3 ()内の数値は、令和5年5月19日付第1回集計結果(92社)。

経団連(中小企業)第1回集計(令和6年6月13日)

平均賃上げ方式 (加重平均)	226社
17業種 754社	10,420円(7,864円) 3.92% (2.94%)

- (注) 1 原則従業員数500人未満の企業を対象。
 2 238社(31.6%)から回答を把握したが、このうち12社は平均金額不明等のため、集計より除外。
 3 了承、妥結を含む。
 4 ()内の数値は、令和5年6月23日付第1回集計結果。

【参考】

日商 中小企業の賃金改定に関する調査(令和6年6月5日)

	全体 (加重平均)
正社員 (月給)	9,662円 1,586社 3.62%
パート・ アルバイト (時給)	8,801円 709社 3.34%
	全体 37.6円
	1,070社 3.43%
	20人以下 43.3円
	450社 3.88%

- (注) 1 前年4月と当年4月の両期間に在籍し、かつ雇用形態や労働時間の変更が無い従業員が対象。
 2 1,979社が回答し、無回答や異常値のうち回答企業からの確認が取れなかったものについては集計より除外。

(2) 賃上げ額・率の推移

イ 1人当たり平均賃金の改定額及び改定率の推移

年	賃金の改定額 (円)		賃金の改定率 (%)	
	加重平均	単純平均	加重平均	単純平均
平成 26 年	5,254	4,093	1.8	1.5
平成 27 年	5,282	4,231	1.9	1.7
平成 28 年	5,176	4,559	1.9	1.8
平成 29 年	5,627	4,920	2.0	1.9
平成 30 年	5,675	4,952	2.0	1.9
令和 元 年	5,592	5,080	2.0	1.9
令和 2 年	4,940	4,250	1.7	1.6
令和 3 年	4,694	4,087	1.6	1.5
令和 4 年	5,534	4,818	1.9	1.9
令和 5 年	9,437	7,755	3.2	3.0

資料出所 厚生労働省「賃金引上げ等の実態に関する調査」

- (注) 1 1人当たり平均賃金の改定額及び改定率は、1か月当たりの1人平均所定内賃金の各年1月から12月までの合計改定額、改定率である。
- 2 加重平均とは常用労働者数による加重平均、単純平均とは企業数による平均である。

ロ 賃金の改定の状況、賃金の改定の決定に当たり最も重視した要素別企業割合 (令和5年)

(単位: %)

	1人当たり平均賃金を引き上げた・引き上げる企業	1人当たり平均賃金を引き下げた・引き下げる企業	賃金の改定を実施しない企業
計	(94.1)	(0.2)	(5.7)
企業の業績	35.7	60.6	45.1
世間相場	6.9	-	0.9
雇用の維持	11.4	31.2	4.3
労働力の確保・定着	15.9	-	2.8
物価の動向	7.7	-	-
労使関係の安定	1.2	-	1.1
親会社又は関連(グループ)会社の改定の動向	4.9	-	7.2
前年度の改定の実績	1.1	-	-
その他の要素	2.3	-	-
重視した要素はない	9.4	8.2	21.8
不詳	3.5	-	16.9

資料出所 厚生労働省「賃金引上げ等の実態に関する調査」

- (注) 1 () 内は賃金の改定を実施又は予定している企業及び賃金の改定を実施しない企業に占める賃金の改定状況それぞれの企業割合である。
- 2 表中の - は当該集計値がないものを示す。

5 夏季賞与・一時金妥結状況

連合第6回 回答集計結果(令和6年6月5日)

一時金	2024年回答		(参考) 昨年対比	2023年回答	
	集計対象組合	対象組合員数		集計対象組合	対象組合員数
夏	回答月数	2,047組合	0.14ヶ月	1,984組合	2.38ヶ月
		1,548,627人			
季	回答額	738,024円	△333円	1,340組合	738,357円
		686,692人			
年	回答月数	5.06ヶ月	0.19ヶ月	1,968組合	4.87ヶ月
		1,811,413人			
間	回答額	1,607,551円	12,026円	1,070組合	1,595,525円
		743,338人			

- (注) 1 △はマイナスを表す。以下同じ。
 2 数値は組合員一人当たりの加重平均。
 3 2023年回答の数値は2023年6月5日付 第6回 回答集計結果

経団連集計

	2024年夏季			2023年夏季		
	社数	妥結額	増減率	社数	妥結額	増減率
総平均	—	—	—	161社	903,397円	0.47%
製造業平均	—	—	—	127社	952,574円	3.50%
非製造業平均	—	—	—	34社	777,293円	△6.24%

- (注) 1 2024年夏季の数値は今後公表される見込み。2023年夏季の数値は2023年8月9日付 最終集計結果。
 以下の注は2023年夏季の集計に関するものである。
 2 調査対象は原則として従業員500人以上、主要21業種大手241社。
 3 20業種179社(74.3%)の妥結を把握しているが、うち18社は平均額不明等のため集計より除外。
 4 数値は組合員一人当たりの加重平均(一部従業員平均含む)。
 5 増減率は、前年公表値(最終集計)との比較により算定。

6 消費者物価指数の対前年上昇率の推移（全国・ランク別）

（単位：％）

	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年	令和6年				
											1月	2月	3月	4月	5月
全 国	3.3	1.0	△ 0.1	0.6	1.2	0.6	0.0	△ 0.3	3.0	3.8	2.5	3.3	3.1	2.9	3.3
Aランク	3.1	1.1	△ 0.1	0.3	1.1	0.7	△ 0.1	△ 0.6	3.0	3.9	2.1	3.0	2.9	2.7	3.1
Bランク	3.3	1.1	△ 0.1	0.6	1.2	0.5	△ 0.1	△ 0.3	2.8	3.7	2.5	3.3	3.1	3.1	3.4
Cランク	3.2	0.9	0.1	0.8	1.2	0.5	△ 0.2	△ 0.3	2.8	3.8	3.0	3.8	3.5	3.2	3.6

資料出所 総務省「消費者物価指数」

（注）1 指数は、「持家の帰属家賃を除く総合」を用いた。

2 各ランクの数値は都道府県の県庁所在地における指数を労働基準局賃金課にて単純平均し、その対前年上昇率を算出したものである。

3 各ランクは、令和5年度からの適用区分である

7 1月あたりの消費支出額の推移

(単位：円、人)

	単身世帯				総世帯			
	勤労者世帯		世帯人員		勤労者世帯		世帯人員	
	消費支出額	消費支出額	消費支出額	世帯人員	消費支出額	消費支出額	世帯人員	世帯人員
平成 21 年	162,731	185,133	253,720	2.49	160,789	283,685	2.79	169,838
平成 22 年	162,009	181,962	252,328	2.47	160,552	283,401	2.79	169,668
平成 23 年	160,891	182,376	247,223	2.47	157,304	275,999	2.79	165,236
平成 24 年	156,450	169,751	247,651	2.45	158,218	276,830	2.80	165,438
平成 25 年	160,776	176,255	251,576	2.44	161,055	280,642	2.76	168,927
平成 26 年	162,002	179,613	251,481	2.41	161,993	280,809	2.74	169,643
平成 27 年	160,057	178,355	247,126	2.38	160,188	276,567	2.71	168,002
平成 28 年	158,911	171,455	242,425	2.35	158,141	268,289	2.68	163,884
平成 29 年	161,623	170,816	243,456	2.33	159,493	271,136	2.66	166,244
平成 30 年	162,833	178,801	246,399	2.33	161,421	275,706	2.65	169,365
令和 元 年	163,781	181,784	249,704	2.30	164,650	280,531	2.60	173,978
令和 2 年	150,506	168,965	233,568	2.27	155,025	262,359	2.57	163,655
令和 3 年	155,046	171,816	235,120	2.25	156,747	263,907	2.52	166,246
令和 4 年	161,753	178,434	244,231	2.22	163,917	273,417	2.50	172,924
令和 5 年	167,620	182,114	247,322	2.20	166,744	272,285	2.47	173,251

前年比

平成 21 年	▲ 5.2%	▲ 5.2%	▲ 2.9%	▲ 1.2%	▲ 2.3%	▲ 2.7%	▲ 1.1%	▲ 2.2%
平成 22 年	▲ 0.4%	▲ 1.7%	▲ 0.5%	▲ 0.8%	▲ 0.1%	▲ 0.1%	0.0%	▲ 0.1%
平成 23 年	▲ 0.7%	0.2%	▲ 2.0%	0.0%	▲ 2.0%	▲ 2.6%	0.0%	▲ 2.6%
平成 24 年	▲ 2.8%	▲ 6.9%	0.2%	▲ 0.8%	0.6%	0.3%	0.4%	0.1%
平成 25 年	2.8%	3.8%	1.6%	▲ 0.4%	1.8%	1.4%	▲ 1.4%	2.1%
平成 26 年	0.8%	1.9%	▲ 0.0%	▲ 1.2%	0.6%	0.1%	▲ 0.7%	0.4%
平成 27 年	▲ 1.2%	▲ 0.7%	▲ 1.7%	▲ 1.2%	▲ 1.1%	▲ 1.5%	▲ 1.1%	▲ 1.0%
平成 28 年	▲ 0.7%	▲ 3.9%	▲ 1.9%	▲ 1.3%	▲ 1.3%	▲ 3.0%	▲ 1.1%	▲ 2.5%
平成 29 年	1.7%	▲ 0.4%	0.4%	▲ 0.9%	0.9%	1.1%	▲ 0.7%	1.4%
平成 30 年	0.7%	4.7%	1.2%	0.0%	1.2%	1.7%	▲ 0.4%	1.9%
令和 元 年	0.6%	1.7%	1.3%	▲ 1.3%	2.0%	1.8%	▲ 1.9%	2.7%
令和 2 年	▲ 8.1%	▲ 7.1%	▲ 6.5%	▲ 1.3%	▲ 5.8%	▲ 6.5%	▲ 1.2%	▲ 5.9%
令和 3 年	3.0%	1.7%	0.7%	▲ 0.9%	1.1%	0.6%	▲ 1.9%	1.6%
令和 4 年	4.3%	3.9%	3.9%	▲ 1.3%	4.6%	3.6%	▲ 0.8%	4.0%
令和 5 年	3.6%	2.1%	1.3%	▲ 0.9%	1.7%	▲ 0.4%	▲ 1.2%	0.2%

資料出所 「家計調査」

(注) 1 「等価消費支出額」は、「消費支出額」を「世帯人員」の平方根で除して算出。

2 「家計調査」は平成30年1月から調査で使用する家計簿等の改正を行っており、その影響による変動を含むため、時系列比較をする際には注意が必要である。

8 地域別最低賃金額(時間額)、未満率及び影響率の推移

	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年
地域別 最低賃金 (円)	780	798	823	848	874	901	902	930	961	1,004
未満率 (%)	2.0	1.9	2.7	1.7	1.9	1.6	2.0	1.7	1.8	1.9
影響率 (%)	7.3	9.0	11.1	11.9	13.8	16.3	4.7	16.2	19.2	21.6

資料出所 厚生労働省「最低賃金に関する基礎調査」

- (注) 1 最低賃金額は、全国加重平均である。
 2 「未満率」とは、最低賃金額を改定する前に、最低賃金額を下回っている労働者割合である。
 3 「影響率」とは、最低賃金額を改定した後に、改定後の最低賃金額を下回ることとなる労働者割合である。
 4 事業所規模30人未満（製造業等は100人未満）を調査対象としている。

9 賃金構造基本統計調査特別集計による未満率及び影響率

令和2年に変更された集計方法に基づく特別集計値

(単位：%)

	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年
未満率	1.8	1.7	1.3	1.3	1.3	1.8	2.0	1.9	2.3	2.4
影響率	3.4	4.0	4.3	4.8	4.8	6.1	2.5	5.9	6.9	8.1

資料出所 厚生労働省「賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 「未満率」とは、最低賃金額を改定する前に、最低賃金額を下回っている労働者割合である。
 2 「影響率」とは、最低賃金額を改定した後に、改定後の最低賃金額を下回ることとなる労働者割合である。
 3 賃金構造基本統計調査の調査対象事業所には、事業所規模1～4人は含まれていない。
 4 未満率及び影響率の算定の基礎となる賃金額は、所定内給与額（全ての産業・事業所規模で通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
 5 平成26年～令和元年の値は、時系列比較を行うため、令和2年調査と同じ集計方法で集計を行ったものである。

従来の特別集計値

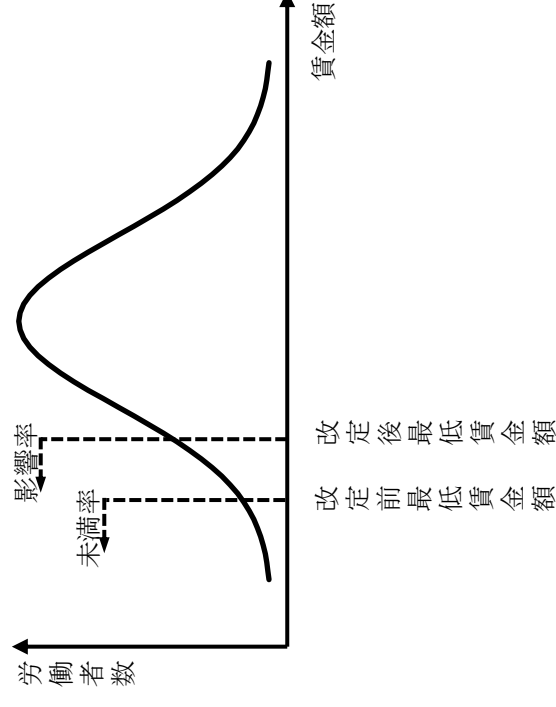
(単位：%)

	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年
未満率	1.9	1.9	1.5	1.5	1.6	1.9	—	—	—	—
影響率	3.6	4.0	4.5	4.9	5.1	6.0	—	—	—	—

資料出所 厚生労働省「賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 「未満率」とは、最低賃金額を改定する前に、最低賃金額を下回っている労働者割合である。
 2 「影響率」とは、最低賃金額を改定した後に、改定後の最低賃金額を下回ることとなる労働者割合である。
 3 賃金構造基本統計調査の調査対象事業所には、事業所規模1～4人は含まれていない。
 4 未満率及び影響率の算定の基礎となる賃金額は、所定内給与額（一部の産業・事業所規模で通勤手当、精皆勤手当、家族手当を除く。）を所定内実労働時間数で除したものである。
 5 賃金構造基本統計調査では、令和2年より、通勤手当、精皆勤手当、家族手当が調査事項から廃止され、なおかつ集計方法も変更されたため、従来の特別集計値と同じ集計を行うことが不可能となった。

未満率及び影響率のイメージ図



※曲線は、賃金額を横軸にとったときの労働者分布を表している。

10 地域別最低賃金と賃金水準との関係（一般労働者）
 (1) 一般労働者(暦年、全国・産業計(企業規模10人以上・10～99人))

	一般労働者 (男女計)																																																																																																													
	地域別最低賃金 (全国加重平均額)					産業計・企業規模10人以上					産業計・企業規模10～99人																																																																																																			
	時間額 ①	所定内給与 (月額) ②	所定内 実労働時間 ③	時間当たり 所定内給与 ④=②/③	時間額比 ①/④	所定内給与 (月額) ⑤	所定内 実労働時間 ⑥	時間当たり 所定内給与 ⑦=⑤/⑥	時間額比 ①/⑦																																																																																																					
見直し前 の集計方法	平成26年	780	299.6	1,838	163	1,838	42.4	262.4	171	1,535	50.8	平成27年	798	304.0	1,854	164	1,854	43.1	264.4	172	1,537	51.9	平成28年	823	304.0	1,854	164	1,854	44.4	266.4	171	1,558	52.8	平成29年	848	304.3	1,844	165	1,844	46.0	269.0	171	1,573	53.9	平成30年	874	306.2	1,867	164	1,867	46.8	268.3	171	1,569	55.7	令和元年	901	307.7	1,923	160	1,923	46.9	273.2	168	1,626	55.4																																												
見直し後 の集計方法	平成26年	780	300.0	1,829	164	1,829	42.6	265.5	171	1,553	50.2	平成27年	798	303.5	1,839	165	1,839	43.4	267.1	172	1,553	51.4	平成28年	823	303.6	1,840	165	1,840	44.7	268.7	171	1,571	52.4	平成29年	848	303.8	1,841	165	1,841	46.1	271.6	171	1,588	53.4	平成30年	874	305.3	1,862	164	1,862	46.9	270.7	171	1,583	55.2	令和元年	901	306.0	1,901	161	1,901	47.4	276.2	168	1,644	54.8	令和2年	902	307.7	1,865	165	1,865	48.4	278.0	170	1,635	55.2	令和3年	930	307.4	1,863	165	1,863	49.9	279.9	169	1,656	56.2	令和4年	961	311.8	1,890	165	1,890	50.9	284.5	169	1,683	57.1	令和5年	1,004	318.3	1,917	166	1,917	52.4	294.0	169	1,740	57.7

資料出所 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

- (注) 1 時間当たり所定内給与及び時間額比は、労働基準局賃金課にて算出。
 2 賃金構造基本統計調査は、令和2年調査より、復元倍率算出方法について、回収率等の影響を受けにくいよう見直しが行われており、令和2年以降の調査結果と令和元年以前の調査結果を比較することができない。このため、ここでは、平成26年～令和元年の数値について、見直し後の集計方法で遡及集計した結果も掲載している。

(2) 短時間労働者（暦年、全国・産業計（企業規模10人以上・10～99人））

	短時間労働者														
	地域別最低賃金 (全国加重平均額)					産業計・企業規模10人以上					産業計・企業規模10～99人				
	時間額 ①	所定内給与 (時間額) (男女計) ②	時間額比 ①/②	所定内給与 (時間額) (女性) ③	時間額比 ①/③	所定内給与 (時間額) (男女計) ④	時間額比 ①/④	所定内給与 (時間額) (女性) ⑤	時間額比 ①/⑤						
見直し前 の集計方法	平成26年	780	74.9	1,012	77.1	1,044	74.7	1,001	77.9						
	平成27年	798	75.4	1,032	77.3	1,069	74.6	1,032	77.3						
	平成28年	823	76.6	1,054	78.1	1,068	77.1	1,037	79.4						
	平成29年	848	77.4	1,074	79.0	1,089	77.9	1,055	80.4						
	平成30年	874	77.5	1,105	79.1	1,117	78.2	1,082	80.8						
	令和元年	901	78.5	1,127	79.9	1,147	78.6	1,115	80.8						
見直し後 の集計方法	平成26年	780	65.7	1,074	72.6	1,155	67.5	1,052	74.1						
	平成27年	798	66.5	1,089	73.3	1,154	69.2	1,070	74.6						
	平成28年	823	66.5	1,116	73.7	1,180	69.7	1,086	75.8						
	平成29年	848	68.7	1,130	75.0	1,172	72.4	1,091	77.7						
	平成30年	874	68.3	1,171	74.6	1,234	70.8	1,132	77.2						
	令和元年	901	69.1	1,184	76.1	1,256	71.7	1,153	78.1						
	令和2年	902	63.9	1,321	68.3	1,378	65.5	1,306	69.1						
	令和3年	930	67.2	1,290	72.1	1,366	68.1	1,274	73.0						
	令和4年	961	70.3	1,270	75.7	1,339	71.8	1,250	76.9						
	令和5年	1,004	71.1	1,312	76.5	1,396	71.9	1,291	77.8						

資料出所 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

(注) 1 時間額比は、労働基準局賃金課にて算出。

2 賃金構造基本統計調査は、令和2年調査より①、②のとおり集計方法の見直しが行われており、そのままでは令和2年以降の調査結果と令和元年以前の調査結果を比較することができない。このため、平成26年～令和元年の数値について、見直し後の集計方法で遡及集計した結果も掲載している。

① 復元倍率算出方法について、回収率等の影響を受けないよう見直しを行う。

② 短時間労働者の集計範囲について、医師、歯科医師、大学教授等特定の職種で1時間当たり所定内給与額が3,000円を超えている者を除外していたが、見直し後はこれら者を除外せず集計範囲に含める。

(3) 毎月勤労統計調査（暦年、全国・産業計、事業所規模5人以上）

	産業計・事業所規模5人以上						
	地域別最低賃金 (全国加重平均額)	所定内給与 (月額)	月間出勤日数 ③	所定内 労働時間 ④	一日当たり 所定内給与 ②/③	時間当たり 所定内給与 ⑤=②/④	時間額比 ①/⑤
	①	②	③	④	②/③	⑤=②/④	①/⑤
平成 28 年	823	241,519	18.6	132.9	12,985	1,817	45.3
平成 29 年	848	242,646	18.5	132.4	13,116	1,833	46.3
平成 30 年	874	244,670	18.4	131.4	13,297	1,862	46.9
令和 元 年	901	244,432	18.0	128.5	13,580	1,902	47.4
令和 2 年	902	244,968	17.7	125.9	13,840	1,946	46.4
令和 3 年	930	245,709	17.7	126.4	13,882	1,944	47.8
令和 4 年	961	248,529	17.6	126.0	14,121	1,972	48.7
令和 5 年	1,004	251,257	17.6	126.3	14,276	1,989	50.5

資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査」

(注) 1 常用労働者であり、パートタイム労働者を含んでいる。

2 一日当たり所定内給与、時間当たり所定内給与及び時間額比は労働基準局賃金課にて算出。

11 企業の業況判断及び収益

(1) 日銀短観による企業の業況判断及び収益

イ 業況判断 (DI)

(「良い」－「悪い」・%ポイント)

規模計	令和3年									令和4年									令和5年									令和6年3月	
	3月			6月			9月			12月			3月			6月			9月			12月			最近	先行き			
	3月	6月	9月	3月	6月	9月	3月	6月	9月	3月	6月	9月	3月	6月	9月	3月	6月	9月	3月	6月	9月	3月	6月	9月	3月	6月			
製造業	-6	2	5	6	2	1	0	2	2	1	0	2	2	1	0	2	2	1	-4	-1	0	5	5	4	4	4			
非製造業	-9	-7	-7	0	-2	4	5	10	10	4	5	10	10	4	5	10	10	12	14	16	18	18	18	18	13	13			
大企業	5	14	18	18	14	9	8	7	7	9	8	7	7	9	8	7	7	1	5	9	12	12	11	11	10	10			
中堅企業	-2	5	6	6	3	0	0	1	1	0	0	1	1	0	0	1	1	-5	0	0	5	5	6	6	5	5			
中小企業	-11	-8	-6	1	0	6	7	11	11	0	6	7	11	0	6	7	11	14	17	19	20	20	20	20	15	15			
製造業	-13	-7	-3	-1	-4	-4	-4	-2	-2	-4	-4	-2	-2	-4	-4	-2	-2	-6	-5	-5	1	1	1	-1	0	0			
非製造業	-11	-9	-10	-4	-6	-1	2	6	6	-1	2	6	6	-1	2	6	6	8	11	12	14	14	13	8	8	8			

資料出所 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」(日銀短観)

(注) 1 調査対象 調査対象企業は下表のとおりである。なお、総務省「事業所母集団データベース」に基づき調査対象企業の選定を行っている。

調査対象企業数は、令和6年3月調査の時点で、9,118社である。

資本金
大企業 10億円以上
中堅企業 1億円以上10億円未満
中小企業 2千万円以上1億円未満

2 業況判断 (DI)

(1) 回答企業の収益を中心とした、業況についての全般的な判断を、「最近(回答時点)の状況」および「先行き(3か月後)の状況」について、

季節変動要因を除いた実勢ベースで、3つの選択肢(「1. 良い」、「2. さほど良くない」、「3. 悪い」)の中から1つを選び回答してもらう。

(2) 3つの選択肢毎の回答社数を単純集計し、全回答社数に対する「回答社数構成百分比」を算出する。

そして、次式によりディフュージョン・インデックス (Diffusion Index) を算出する。

DI = (第1選択肢の回答者数構成百分比) - (第3選択肢の回答者数構成百分比)

□ 経常利益増減

(前年度比・%)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (計画)	令和6年度 (計画)
規模計	製造業	50.7	8.0	-3.7
	非製造業	35.8	24.0	-2.5
大企業	製造業	53.7	11.7	-4.0
	非製造業	44.4	32.7	-3.4
中堅企業	製造業	37.3	-3.4	-5.4
	非製造業	31.6	18.0	-2.5
中小企業	製造業	45.0	-7.8	0.8
	非製造業	21.8	8.4	0.1

資料出所 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」(日銀短観)

(注) 経常利益増減

回答企業の経常損益(損益計算書を作成する場合の経常損益。財務諸表等規則に準拠し、回答企業の個別決算ベース。)について、年度の実績計数、および計画(予測)計数を回答してもらい、層別に1社当たりの平均値を出した上で、層別の母集団数を乗じ、これを合計した推計値を前期値と比較して率を算出する。

ハ 売上高経常利益率

(%)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (計画)	令和6年度 (計画)
規模計	製造業	8.79	8.64	8.41
	非製造業	4.85	5.57	5.58
大企業	製造業	10.48	10.52	10.78
	非製造業	6.31	7.61	7.81
中堅企業	製造業	6.21	5.55	4.65
	非製造業	3.73	4.11	4.02
中小企業	製造業	4.87	4.24	4.26
	非製造業	3.70	3.79	3.86

資料出所 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」(日銀短観)

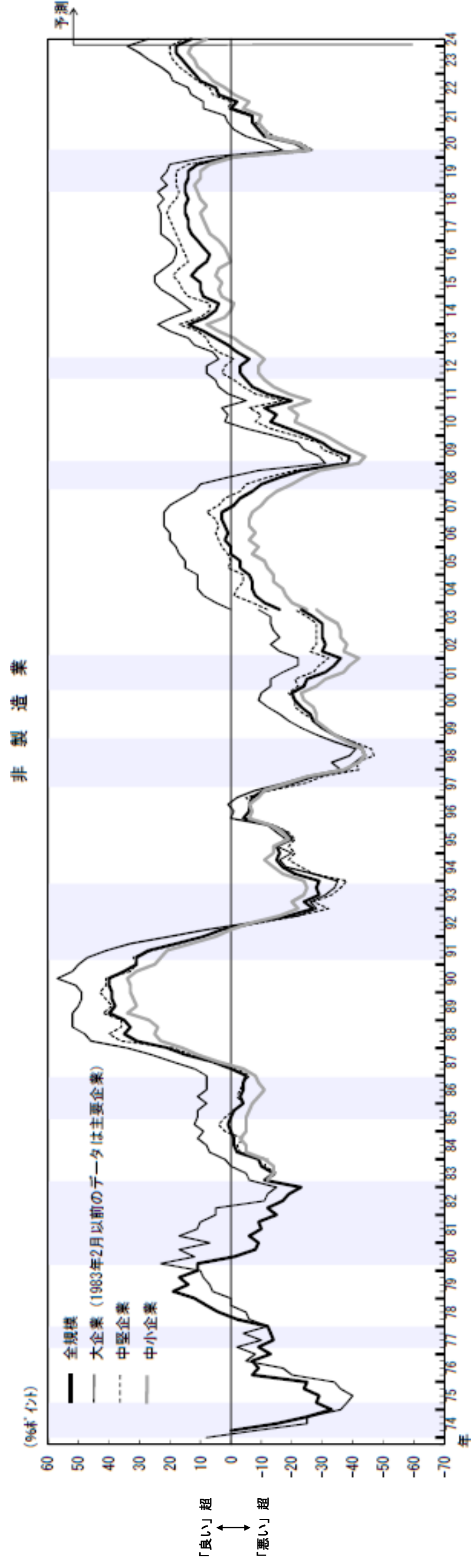
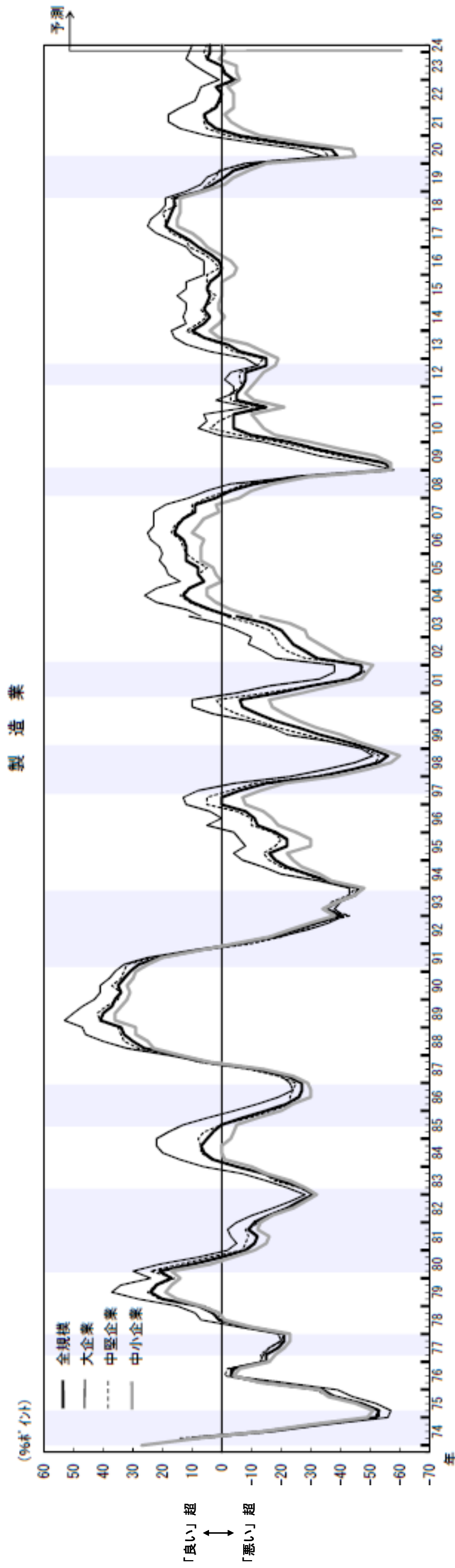
(注) 売上高経常利益率

回答企業の総売上高(財務諸表等規則に準拠し、回答企業の個別決算ベース。)について、経常利益増減と同様に母集団推計値を算出し、これで経常損益の母集団推計値を除いて、売上高経常利益率を算出する。

(参考)

- (注) 1. シャドローは、景気後退期（内閣府調べ）。以下同じ。
 2. 2004年3月調査より調査対象企業等の見直しを行なったことから、2003年12月調査以降の計数は連続しない(2003年12月調査については、新ベースによる再集計結果を併記)。以下同じ。

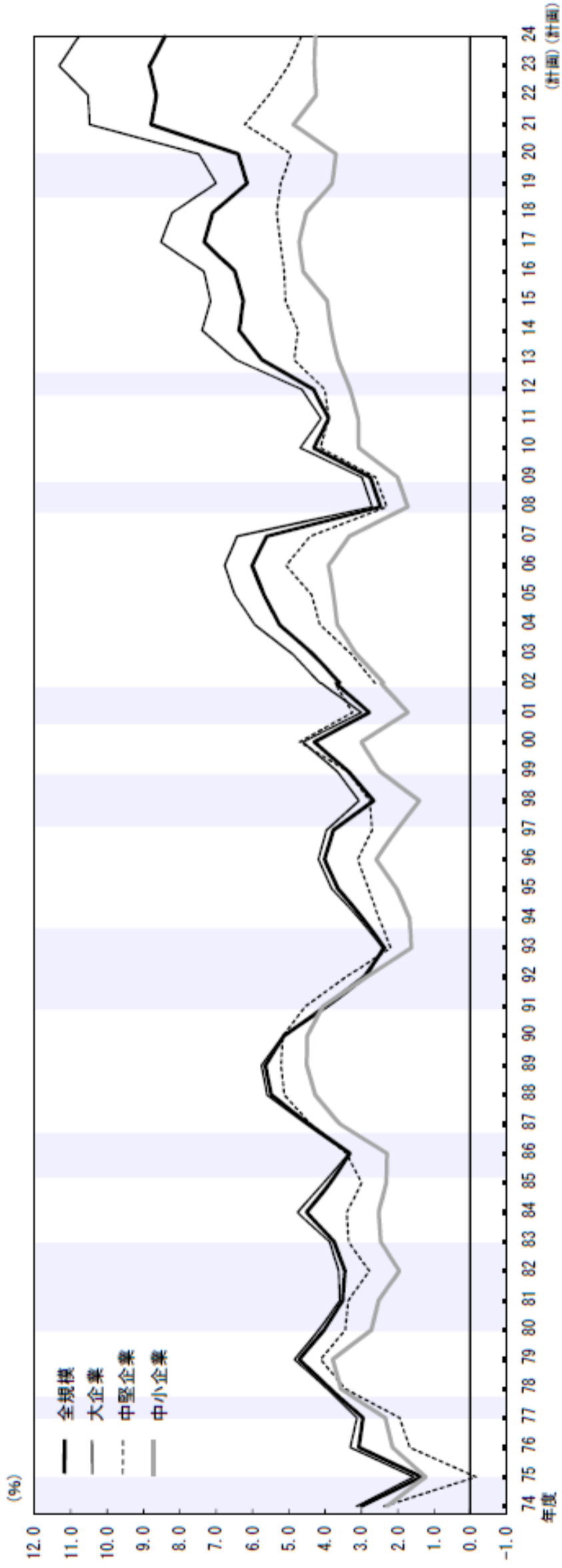
▽業況判断の推移



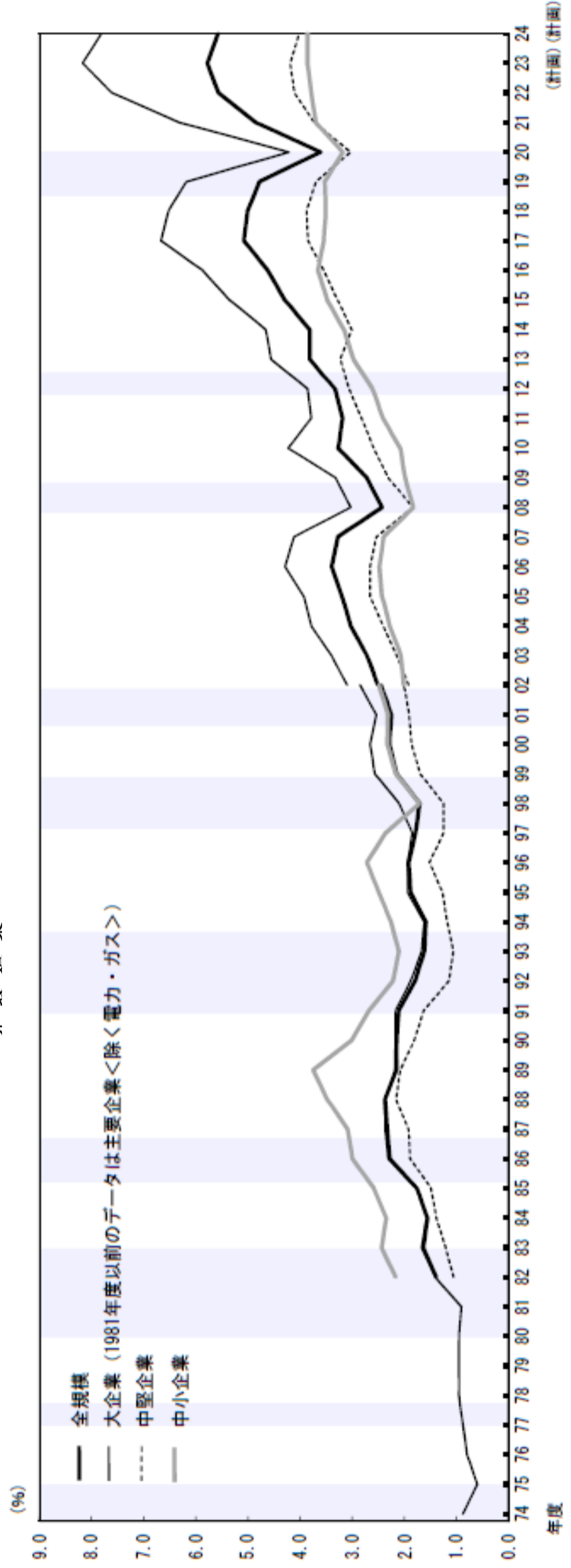
資料出所 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」（日銀短観）（2024年3月調査）

▽売上高経常利益率の推移

製造業



非製造業



資料出所 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」(日銀短観) (2024年3月調査)

(2) 法人企業統計による企業収益① (年度)

(単位：億円、%)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
規模計	645,861	682,201	749,872	835,543	839,177	714,385	628,538	839,247	952,800
前年度比	8.3	5.6	9.9	11.4	0.4	▲ 14.9	▲ 12.0	33.5	13.5
資本金規模1,000万円以上	620,351	657,908	718,663	799,926	802,784	686,739	600,970	814,644	910,804
前年度比	7.4	6.1	9.2	11.3	0.4	▲ 14.5	▲ 12.5	35.6	11.8
〃 10億円以上	374,204	402,359	424,325	462,998	482,378	416,995	370,705	495,341	573,614
前年度比	7.5	7.5	5.5	9.1	4.2	▲ 13.6	▲ 11.1	33.6	15.8
〃 1億円～10億円	96,020	99,865	111,773	130,045	136,617	115,306	104,222	140,200	150,904
前年度比	13.6	4.0	11.9	16.3	5.1	▲ 15.6	▲ 9.6	34.5	7.6
〃 1,000万円～1億円	150,127	155,684	182,566	206,883	183,789	154,438	126,043	179,103	186,286
前年度比	3.8	3.7	17.3	13.3	▲ 11.2	▲ 16.0	▲ 18.4	42.1	4.0
〃 1,000万円未満	25,510	24,293	31,209	35,617	36,392	27,646	27,568	24,603	41,996
前年度比	34.3	▲ 4.8	28.5	14.1	2.2	▲ 24.0	▲ 0.3	▲ 10.8	70.7
規模計	4.5	4.8	5.2	5.4	5.5	4.8	4.6	5.8	6.0
資本金規模1,000万円以上	4.7	5.0	5.4	5.7	5.7	5.1	4.8	6.2	6.4
〃 10億円以上	6.6	7.4	7.9	8.1	8.2	7.4	7.2	9.1	9.6
〃 1億円～10億円	3.8	3.9	4.2	4.5	4.6	4.0	3.9	5.0	5.0
〃 1,000万円～1億円	3.0	3.1	3.5	3.8	3.6	3.1	2.7	3.6	3.5
〃 1,000万円未満	2.1	2.0	2.6	2.6	2.7	2.2	2.3	2.0	2.9
資料出所	財務省「法人企業統計」								

(注) 1 金融業、保険業を除く全産業。

2 「資本金規模1,000万円以上」の数値については、厚生労働省労働基準局賃金課にて算出。

(2) 法人企業統計による企業収益②（四半期）

(単位：億円、%)

	令和4年				令和5年				令和6年 1～3月
	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	
	資本金規模1,000万円以上	228,323	283,181	198,098	223,768	238,230	316,061	237,975	
前年同期比	13.7	17.6	18.3	▲ 2.8	4.3	11.6	20.1	13.0	15.1
" 10億円以上	124,141	200,931	121,094	125,200	123,862	220,392	140,332	152,326	136,516
前年同期比	18.2	23.2	27.3	6.4	▲ 0.2	9.7	15.9	21.7	10.2
" 1億円～10億円	40,289	37,369	35,024	40,225	39,747	40,227	44,412	46,316	49,086
前年同期比	19.3	16.7	13.2	▲ 2.9	▲ 1.3	7.6	26.8	15.1	23.5
" 1,000万円～1億円	63,893	44,881	41,981	58,343	74,621	55,442	53,231	54,112	88,677
前年同期比	3.1	▲ 1.6	1.3	▲ 18.0	16.8	23.5	26.8	▲ 7.3	18.8
資本金規模1,000万円以上	6.3	8.4	5.7	6.0	6.3	8.9	6.5	6.5	7.1
" 10億円以上	8.3	14.0	8.1	8.1	7.9	15.0	9.4	9.5	8.8
" 1億円～10億円	5.2	5.2	4.6	4.9	4.8	4.9	5.1	5.2	5.5
" 1,000万円～1億円	4.8	3.7	3.4	4.3	5.4	4.3	4.1	3.9	6.2

資料出所 財務省「法人企業統計」

(注) 1 金融業、保険業を除く全産業。

2 四半期別調査は、資本金規模1,000万円以上の企業が対象。

(3) 中小企業景況調査による業況判断 (D I)

(「好転」 - 「悪化」・%ポイント、前年同期比)

	令和3年			令和4年			令和5年			令和6年			
	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月				
	合計	-44.7	-25.6	-31.3	-23.6	-34.6	-19.4	-22.6	-19.3	-21.1	-10.5	-13.7	-14.8
製造業	-44.5	-18.6	-16.8	-13.7	-21.6	-14.6	-18.5	-15.9	-19.4	-11.5	-15.1	-15.1	-19.9
建設業	-19.0	-16.2	-18.2	-14.6	-22.6	-20.6	-18.7	-17.4	-18.7	-13.7	-15.6	-12.9	-14.5
卸売業	-44.6	-20.2	-27.4	-17.3	-25.2	-12.5	-18.5	-12.7	-16.3	-6.7	-7.9	-10.3	-15.1
小売業	-47.7	-35.5	-45.3	-37.4	-47.6	-31.0	-33.2	-30.1	-31.5	-21.5	-25.4	-26.4	-28.4
サービス業	-53.3	-28.3	-37.7	-25.4	-41.4	-15.2	-19.9	-15.5	-16.6	-0.9	-4.2	-7.2	-11.7

資料出所 中小企業庁・(独) 中小企業基盤整備機構「中小企業景況調査」

(注) 1 本調査の調査対象企業は以下のとおり (全国で約1万9千社) である。

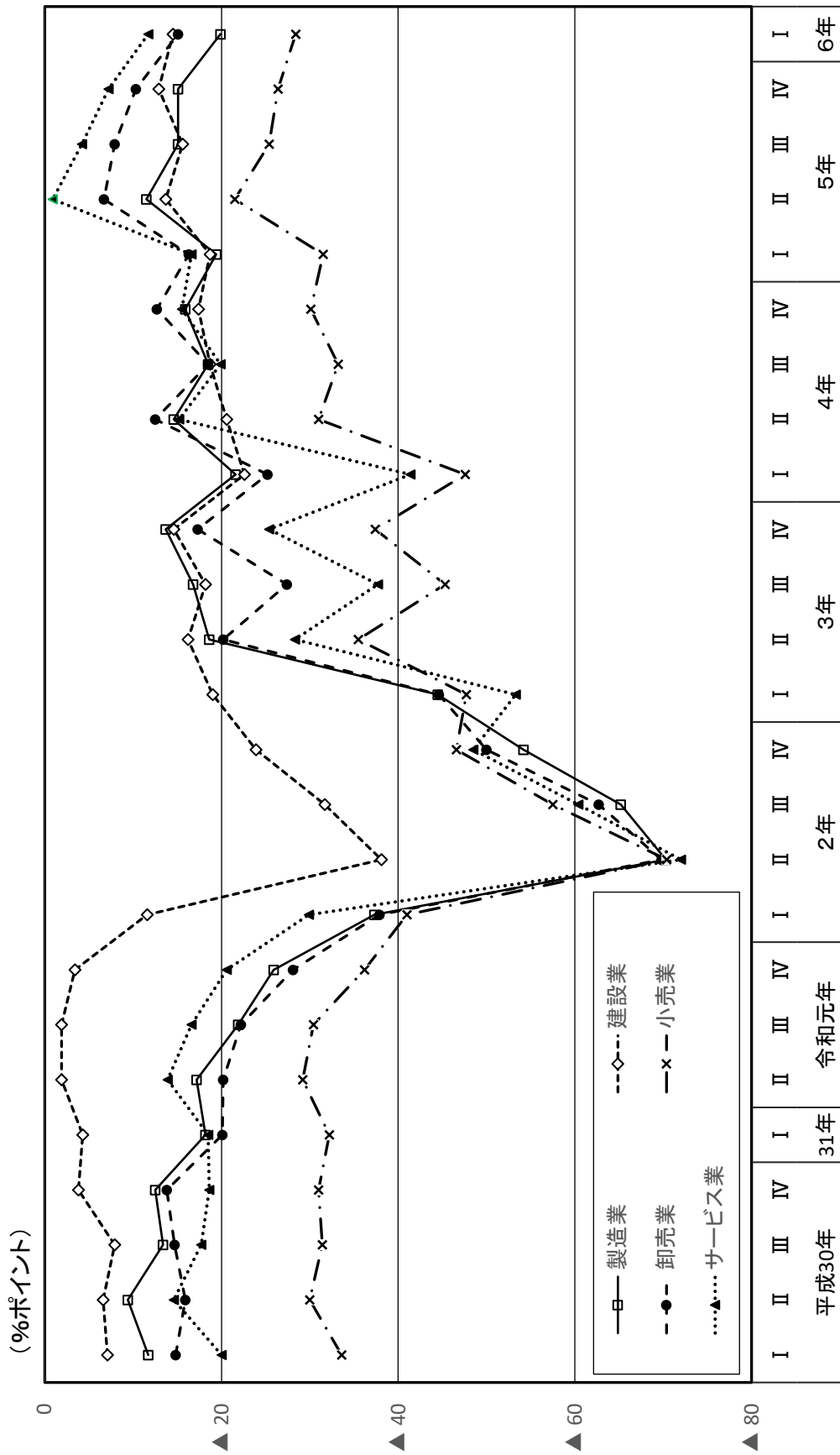
製造業、建設業：資本金3億円以下又は従業員300人以下 卸売業：資本金1億円以下又は従業員100人以下

小売業：資本金5千万円以下又は従業員50人以下

サービス業：資本金5千万円以下又は従業員100人以下

2 「D I」とは、Diffusion Indexの略で、「増加」・「好転」したなどとする企業の割合 (百分率) から、「減少」・「悪化」したなどとする企業の割合 (百分率) を引いた値である。

業況判断DIの推移(5業種別)



資料出所 中小企業庁・(独) 中小企業基盤整備機構「中小企業景況調査」

(注) 前年同期比 「好転」 - 「悪化」

12 労働生産性 (1) 法人企業統計でみた労働生産性の推移

従業員一人当たり付加価値額の推移

(単位:万円、%)

	製造業				非製造業					
	資本金1億円以上		資本金1千万円未満		資本金1億円以上		資本金1千万円以上 1億円未満			
	前年度比	前年度比	前年度比	前年度比	前年度比	前年度比	前年度比			
平成 25 年度	690	10.9	543	4.4	964	3.0	559	1.6	478	▲ 0.2
平成 26 年度	705	1.2	547	▲ 1.5	972	0.8	570	2.0	490	2.5
平成 27 年度	725	▲ 1.0	555	16.8	1,007	3.6	586	2.8	491	0.2
平成 28 年度	727	1.8	554	▲ 0.2	527	2.6	582	▲ 0.7	503	2.4
平成 29 年度	739	1.7	572	3.2	484	▲ 8.2	591	1.5	502	▲ 0.2
平成 30 年度	730	▲ 1.2	570	▲ 0.3	485	0.2	566	▲ 4.2	494	▲ 1.6
令和 元 年度	715	▲ 2.1	551	▲ 3.3	467	▲ 3.7	551	▲ 2.7	496	0.4
令和 2 年度	688	▲ 3.8	540	▲ 2.0	436	▲ 6.6	957	▲ 7.5	483	▲ 2.6
令和 3 年度	722	4.9	569	5.4	424	▲ 2.8	995	4.0	457	▲ 5.4
令和 4 年度	738	2.2	569	0.0	443	4.5	1,066	7.1	483	5.7

資料出所 財務省「法人企業統計」(年次別調査、「金融業、保険業以外の業種」)

従業員一人当たり付加価値額(労働生産性) = 付加価値額 / 従業員数

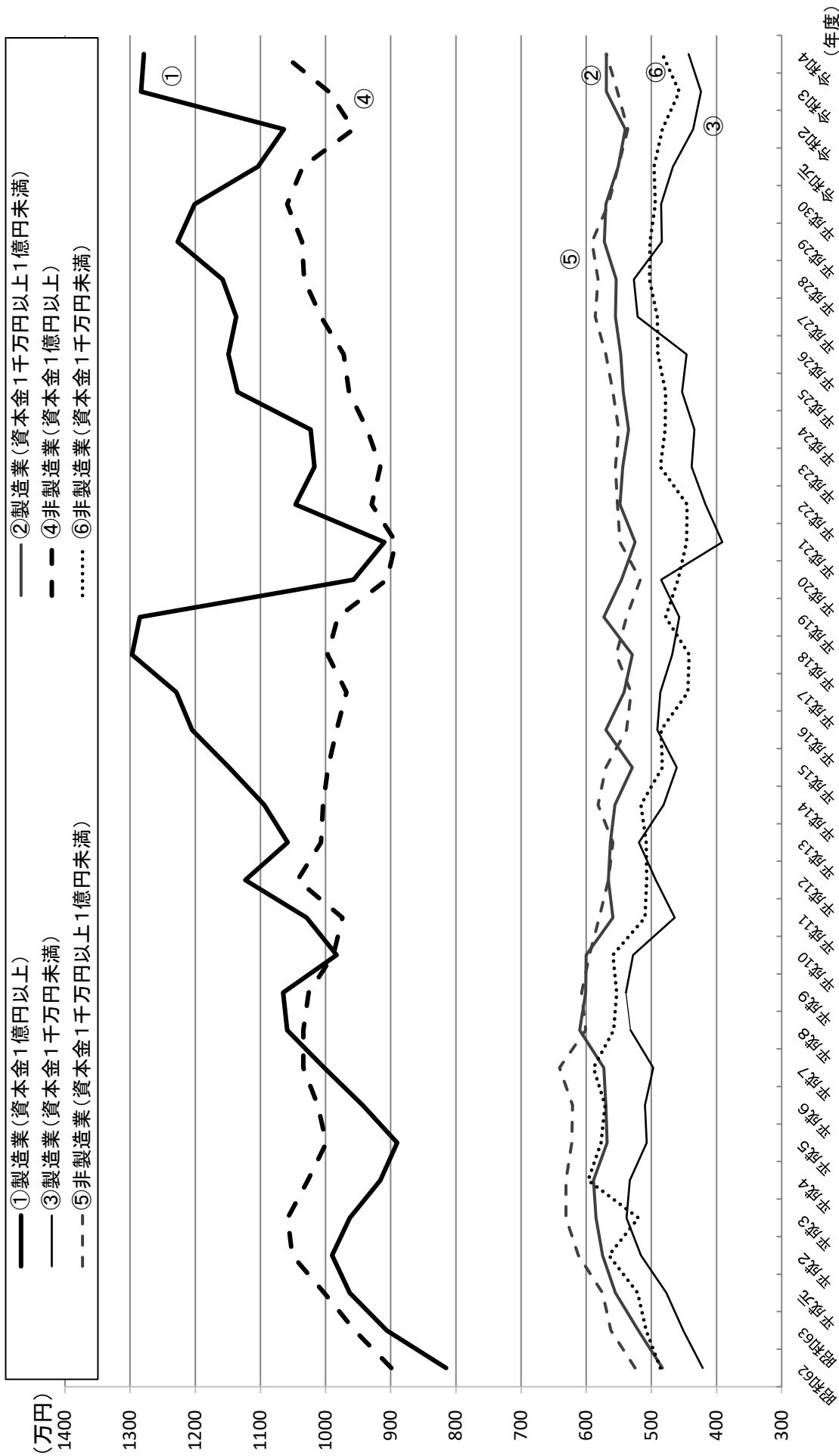
「付加価値額」の算出は下記のとおり

付加価値額 = 営業純益(営業利益 - 支払利息等) + 役員給与 + 役員賞与 + 従業員給与 + 従業員賞与

+ 福利厚生費 + 支払利息等 + 動産・不動産賃借料 + 租税公課

「従業員数」は常用者の期中平均人員と、当期中の臨時従業員(総従事時間数を常用者の1か月平均労働時間数で除したもの)との合計である。

従業員一人当たり付加価値額の推移



資料出所 財務省「法人企業統計」(年次別調査、「金融業、保険業以外の業種」)
 従業員一人当たり付加価値額(労働生産性) = 付加価値額 / 従業員数

「付加価値額」の算出は下記のとおり

[平成18年度(2006年度)調査以前]

付加価値額 = 営業純益(営業利益 - 支払利息等) + 役員給与 + 従業員給与
 + 福利厚生費 + 支払利息等 + 動産・不動産賃借料 + 租税公課

[平成19年度(2007年度)調査以降]

付加価値額 = 営業純益(営業利益 - 支払利息等) + 役員給与 + 従業員給与 + 従業員賞与
 + 福利厚生費 + 支払利息等 + 動産・不動産賃借料 + 租税公課

「従業員数」は常用者の期中平均人員と、当期中の臨時従業員(総従事時間数を常用者の1か月平均労働時間数で除したものと)の合計である。

(2) 就業1時間当たり名目労働生産性の推移

	平成 22年	平成 23年	平成 24年	平成 25年	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年	令和 4年
全産業	4,346	4,280	4,305	4,402	4,476	4,661	4,703	4,724	4,721	4,791	4,783	4,865	4,923
農林水産業	1,043	1,029	1,121	1,150	1,115	1,213	1,411	1,454	1,326	1,426	1,495	1,460	1,500
鉱業	3,757	3,927	3,953	4,895	5,644	5,645	4,966	5,401	5,450	5,848	5,460	5,209	6,157
製造業	5,274	4,890	4,913	4,926	4,995	5,353	5,338	5,387	5,444	5,456	5,562	5,905	5,525
電気・ガス・水道	12,603	10,128	9,381	10,190	11,803	13,896	13,930	14,234	14,593	15,470	15,448	13,691	12,150
建設業	2,282	2,327	2,302	2,555	2,633	2,833	3,022	3,081	3,075	3,163	3,318	3,374	3,262
卸売・小売業	3,518	3,676	3,844	3,988	3,975	4,123	4,143	4,221	4,182	4,220	4,278	4,515	5,083
運輸・郵便業	3,204	3,136	3,321	3,343	3,573	3,723	3,727	3,826	3,846	3,941	3,163	3,111	3,577
宿泊・飲食サービス業	2,483	2,447	2,398	2,525	2,606	2,629	2,855	2,976	2,862	2,815	2,174	1,855	2,206
情報通信業	7,853	7,951	7,900	8,012	7,638	7,723	7,995	7,790	7,768	7,567	7,297	6,819	6,416
金融・保険業	8,152	7,851	7,406	7,798	8,198	8,266	7,567	7,373	7,722	7,708	7,747	8,013	9,040
不動産業	34,884	33,564	34,124	36,623	36,143	33,652	32,736	32,596	31,241	32,359	29,722	29,039	30,176
専門・業務支援サービス業	3,102	3,218	3,234	3,229	3,342	3,505	3,540	3,454	3,436	3,550	3,699	3,717	3,822
公務	7,383	7,474	7,424	7,450	7,569	7,677	7,920	7,889	8,049	8,352	8,286	8,318	8,457
教育	6,333	6,400	6,165	6,270	6,405	6,362	6,293	6,164	6,251	6,415	6,273	6,257	6,497
保健衛生・社会事業	3,023	2,959	3,003	3,055	3,006	3,057	3,122	3,087	3,110	3,193	3,190	3,316	3,299
その他のサービス	2,473	2,411	2,371	2,355	2,384	2,445	2,410	2,434	2,418	2,404	2,242	2,287	2,349
前年比	1.1%	▲ 1.5%	0.6%	2.2%	1.7%	4.1%	0.9%	0.5%	▲ 0.1%	1.5%	▲ 0.2%	▲ 1.7%	1.2%
全産業	11.4%	▲ 1.4%	9.0%	2.6%	▲ 3.0%	8.8%	16.3%	3.0%	▲ 8.8%	7.5%	4.8%	▲ 2.3%	2.8%
農林水産業	10.6%	4.5%	0.7%	23.8%	15.3%	0.0%	▲ 12.0%	8.8%	0.9%	7.3%	▲ 6.6%	▲ 4.6%	18.2%
鉱業	7.7%	▲ 7.3%	0.5%	0.3%	1.4%	7.2%	▲ 0.3%	0.9%	1.1%	0.2%	1.9%	6.2%	▲ 6.4%
製造業	▲ 1.0%	▲ 19.6%	▲ 7.4%	8.6%	15.8%	17.7%	0.2%	2.2%	2.5%	6.0%	▲ 0.1%	▲ 11.4%	▲ 11.3%
電気・ガス・水道	▲ 2.7%	2.0%	▲ 1.1%	11.0%	3.1%	7.6%	6.7%	1.9%	▲ 0.2%	2.9%	4.9%	1.7%	▲ 3.3%
建設業	2.0%	4.5%	4.6%	3.7%	▲ 0.3%	3.7%	0.5%	1.9%	▲ 0.9%	0.9%	1.4%	5.6%	12.6%
卸売・小売業	1.2%	▲ 2.1%	5.9%	0.6%	6.9%	4.2%	0.1%	2.6%	0.5%	2.5%	▲ 19.7%	▲ 1.7%	15.0%
運輸・郵便業	▲ 5.7%	▲ 1.4%	▲ 2.0%	5.3%	3.2%	0.9%	8.6%	4.2%	▲ 3.8%	▲ 1.6%	▲ 22.8%	▲ 14.7%	18.9%
宿泊・飲食サービス業	▲ 2.4%	1.2%	▲ 0.6%	1.4%	▲ 4.7%	1.1%	3.5%	▲ 2.6%	▲ 0.3%	▲ 2.6%	▲ 3.6%	▲ 6.5%	▲ 5.9%
情報通信業	1.3%	▲ 3.7%	▲ 5.7%	5.3%	5.1%	0.8%	▲ 8.5%	▲ 2.6%	4.7%	▲ 0.2%	0.5%	3.4%	12.8%
金融・保険業	2.1%	▲ 3.8%	1.7%	7.3%	▲ 1.3%	▲ 6.9%	▲ 2.7%	▲ 0.4%	▲ 4.2%	3.6%	▲ 8.1%	▲ 2.3%	3.9%
専門・業務支援サービス業	▲ 5.6%	3.8%	0.5%	▲ 0.2%	3.5%	4.9%	1.0%	▲ 2.4%	▲ 0.5%	3.3%	4.2%	0.5%	2.8%
公務	▲ 1.5%	1.2%	▲ 0.7%	0.4%	1.6%	1.4%	3.2%	▲ 0.4%	2.0%	3.8%	▲ 0.8%	0.4%	1.7%
教育	▲ 1.8%	1.0%	▲ 3.7%	1.7%	2.2%	▲ 0.7%	▲ 1.1%	▲ 2.1%	1.4%	2.6%	▲ 2.2%	▲ 0.3%	3.8%
保健衛生・社会事業	▲ 1.2%	▲ 2.1%	1.5%	1.7%	▲ 1.6%	1.7%	2.1%	▲ 1.1%	0.8%	2.6%	▲ 0.1%	3.9%	▲ 0.5%
その他のサービス	0.6%	▲ 2.5%	▲ 1.7%	▲ 0.7%	1.2%	2.6%	▲ 1.4%	1.0%	▲ 0.7%	▲ 0.6%	▲ 6.7%	2.0%	2.7%

資料出所 日本生産性本部「生産性データベース」

(注) 1 内閣府「2022年度国民経済計算(2015年基準・08SNA)」の名目GDP、就業者数及び労働時間から算出されている。

2 前年比は労働基準局賃金課にて算出。

II 都道府県統計資料編

1 各種関連指標（ランク別・都道府県別）

ランク	都道府県	1人当たり県民所得（令和2年度）			標準生計費（月額、令和5年4月）			新規卒者（高卒）の所定内給与額（産業計、企業規模10人以上、令和5年）					
		指数 (東京=100)	順位 (位)	(千円)	指数 (東京=100)	順位 (位)	(円)	指数 (東京=100)	順位 (位)	男性 (千円)	女性 (千円)	指数 (東京=100)	順位 (位)
A ランク	東京	100.0	1	5,214	100.0	7	256,100	100.0	8	195.7	181.7	100.0	22
	神奈川	56.8	13	2,961	100.3	6	256,830	100.4	6	196.5	225.7	124.2	1
	大阪	54.3	22	2,830	94.0	10	240,790	96.6	16	189.1	199.6	109.9	3
	愛知	65.7	2	3,428	77.6	34	198,800	95.6	23	187.0	183.7	101.1	19
	埼玉	55.4	17	2,890	91.2	13	233,690	103.5	2	202.5	196.3	108.0	4
	千葉	57.3	10	2,988	98.4	9	251,980	97.4	13	190.6	190.5	104.8	6
	兵庫	55.4	18	2,887	89.6	14	229,370	98.3	10	192.4	187.6	103.2	8
	京都	52.6	30	2,745	108.2	2	277,200	103.0	3	201.6	203.6	112.1	2
	茨城	59.4	7	3,098	76.8	36	196,568	95.5	24	186.9	178.8	98.4	27
	静岡	59.6	6	3,110	85.6	21	219,306	98.3	11	192.3	184.3	101.4	14
	富山	59.8	5	3,120	99.7	8	255,341	96.4	18	188.6	183.8	101.2	18
	広島	56.9	12	2,969	87.6	17	224,440	101.7	5	199.1	179.3	98.7	25
	滋賀	59.4	8	3,097	87.1	19	223,040	102.0	4	199.7	195.0	107.3	5
	栃木	60.1	4	3,132	101.6	5	260,316	97.6	12	191.1	178.4	98.2	30
	群馬	56.3	16	2,937	86.3	20	221,110	100.2	7	196.1	179.4	98.7	24
	宮城	53.8	23	2,803	82.3	25	210,870	96.1	19	188.0	178.9	98.5	26
	山梨	57.2	11	2,982	83.1	23	212,910	98.8	9	193.4	184.7	101.7	13
	三重	56.5	15	2,948	105.7	3	270,730	109.2	1	213.7	183.7	101.1	19
	石川	53.1	26	2,770	108.6	1	278,070	96.1	19	188.0	185.7	102.2	10
福岡	50.4	35	2,630	93.9	11	240,430	97.3	14	190.4	177.0	97.4	34	
香川	53.0	28	2,766	76.2	38	195,092	94.1	27	184.1	187.2	103.0	9	
岡山	51.1	33	2,665	79.9	30	204,530	94.8	25	185.6	177.3	97.6	33	
福井	61.0	3	3,182	70.5	44	180,540	95.9	21	187.6	184.2	101.4	17	
奈良	48.0	39	2,501	89.0	15	227,970	96.6	17	189.0	184.8	101.7	12	
山口	56.8	14	2,960	75.6	39	193,641	95.9	21	187.6	178.5	98.2	29	
長野	53.5	24	2,788	78.6	32	201,370	93.3	30	182.6	185.3	102.0	11	
北海道	51.4	31	2,682	104.6	4	267,850	89.9	41	175.9	171.7	94.5	38	
岐阜	55.1	19	2,875	82.8	24	212,040	92.6	32	181.2	180.1	99.1	23	
徳島	57.8	9	3,013	78.0	33	199,730	93.7	29	183.4	184.3	101.4	14	
福島	54.3	21	2,833	82.3	26	210,780	94.0	28	183.9	183.3	100.9	21	
新潟	53.4	25	2,784	75.4	40	193,140	92.3	34	180.6	168.7	92.8	40	
和歌山	52.8	29	2,751	77.3	35	198,058	91.6	36	179.3	184.3	101.4	14	
愛媛	47.4	43	2,471	54.2	47	138,810	94.3	26	184.5	163.6	90.0	42	
島根	53.1	27	2,768	82.0	27	209,980	89.3	44	174.8	173.3	95.4	37	
大分	49.9	36	2,604	87.4	18	223,820	97.3	14	190.4	170.0	93.6	39	
熊本	47.9	40	2,498	93.1	12	238,377	90.5	39	177.2	177.6	97.7	32	
山形	54.5	20	2,843	79.1	31	202,550	89.5	43	175.1	176.1	96.9	35	
佐賀	49.4	38	2,575	81.0	29	207,440	92.3	34	180.6	160.8	88.5	46	
長崎	47.6	42	2,483	76.6	37	196,180	88.6	45	173.3	157.1	86.5	47	
岩手	51.1	32	2,666	81.7	28	209,260	92.4	33	180.9	178.0	98.0	31	
高知	47.8	41	2,491	83.5	22	213,780	89.6	42	175.3	174.1	95.8	36	
鳥取	44.4	45	2,313	66.6	46	170,600	90.1	40	176.3	163.5	90.0	43	
秋田	49.5	37	2,583	74.3	41	190,273	87.9	46	172.1	161.8	89.0	45	
鹿児島	46.2	44	2,408	71.4	43	182,980	92.9	31	181.8	188.6	103.8	7	
宮崎	43.9	46	2,289	67.9	45	173,960	91.3	37	178.7	162.0	89.2	44	
青森	50.5	34	2,633	88.2	16	225,930	90.6	38	177.4	164.7	90.6	41	
沖縄	41.6	47	2,167	71.5	42	183,080	81.8	47	160.0	178.8	98.4	27	

資料出所 内閣府「県民経済計算」 都道府県人事委員会「給与勧告（参考資料）」 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

(注) 1 各ランクは、令和5年度からの適用区分である（以下同じ）。

2 各指数については、労働基準局賃金課にて算出。

3 1人あたり県民所得は、平成27年基準（2008SNA）。

2 有効求人倍率の推移（ランク別・都道府県別）

(単位：倍)

ランク	都道府県	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
A ランク	東京都	1.14	1.25	1.41	1.49	1.55	1.52	1.07	0.90	1.05	1.18
	神奈川県	0.99	1.10	1.26	1.34	1.40	1.40	1.03	0.91	1.02	1.11
	大阪府	0.97	1.07	1.23	1.37	1.51	1.53	1.09	0.94	1.04	1.10
	愛知県	1.46	1.49	1.60	1.78	1.91	1.88	1.20	1.14	1.33	1.33
	埼玉県	0.89	1.02	1.23	1.41	1.51	1.47	1.10	1.02	1.12	1.18
	千葉県	1.05	1.18	1.33	1.45	1.55	1.53	1.15	0.98	1.13	1.23
	兵庫県	0.97	1.08	1.24	1.40	1.54	1.54	1.11	1.02	1.14	1.16
	京都府	1.06	1.17	1.32	1.50	1.59	1.63	1.18	1.04	1.18	1.23
	茨城県	1.14	1.23	1.37	1.59	1.76	1.80	1.43	1.43	1.61	1.60
	静岡県	1.14	1.26	1.44	1.63	1.78	1.69	1.12	1.16	1.37	1.34
	富山県	1.51	1.66	1.78	1.99	2.15	2.14	1.46	1.50	1.73	1.66
	広島県	1.18	1.41	1.58	1.72	1.83	1.82	1.31	1.24	1.43	1.43
	滋賀県	1.14	1.22	1.38	1.55	1.69	1.64	1.14	1.13	1.32	1.35
	栃木県	1.04	1.16	1.30	1.48	1.58	1.56	1.16	1.13	1.29	1.29
	群馬県	1.13	1.26	1.44	1.65	1.80	1.79	1.37	1.36	1.56	1.52
	宮城県	1.31	1.37	1.50	1.64	1.70	1.63	1.25	1.29	1.37	1.37
	山梨県	0.99	1.08	1.32	1.54	1.67	1.60	1.18	1.33	1.58	1.50
	三重県	1.38	1.48	1.62	1.83	1.96	1.91	1.32	1.34	1.59	1.53
	石川県	1.34	1.49	1.61	1.83	1.96	1.90	1.26	1.30	1.54	1.52
福岡県	0.93	1.06	1.25	1.39	1.46	1.43	1.05	0.98	1.08	1.16	
香川県	1.38	1.47	1.67	1.81	1.91	1.93	1.51	1.47	1.64	1.60	
岡山県	1.40	1.43	1.59	1.73	1.92	2.02	1.58	1.41	1.54	1.54	
福井県	1.52	1.67	1.89	2.07	2.20	2.18	1.71	1.84	2.04	1.94	
奈良県	1.01	1.11	1.29	1.48	1.67	1.70	1.36	1.28	1.36	1.33	
山口県	1.17	1.33	1.56	1.69	1.83	1.87	1.45	1.50	1.72	1.72	
長野県	1.16	1.32	1.49	1.68	1.78	1.67	1.22	1.40	1.65	1.59	
北海道	0.87	0.97	1.08	1.16	1.23	1.29	1.08	1.03	1.18	1.14	
岐阜県	1.36	1.59	1.78	1.91	2.11	2.14	1.47	1.47	1.72	1.65	
徳島県	1.15	1.24	1.43	1.52	1.57	1.59	1.24	1.28	1.38	1.32	
福島県	1.65	1.72	1.61	1.60	1.67	1.67	1.39	1.39	1.39	1.51	
新潟県	1.17	1.24	1.34	1.53	1.70	1.65	1.23	1.32	1.53	1.57	
和歌山県	1.08	1.12	1.21	1.35	1.44	1.53	1.14	1.14	1.25	1.25	
愛媛県	1.15	1.27	1.47	1.61	1.73	1.75	1.41	1.36	1.52	1.50	
島根県	1.26	1.33	1.57	1.74	1.86	1.85	1.55	1.59	1.83	1.70	
大分県	0.97	1.14	1.28	1.52	1.69	1.68	1.28	1.25	1.47	1.57	
熊本県	1.06	1.18	1.44	1.76	1.83	1.76	1.33	1.42	1.55	1.49	
山形県	1.27	1.28	1.40	1.67	1.78	1.65	1.23	1.38	1.68	1.58	
佐賀県	1.03	1.09	1.29	1.46	1.56	1.57	1.26	1.36	1.54	1.56	
長崎県	0.90	1.06	1.23	1.28	1.36	1.35	1.09	1.17	1.32	1.38	
岩手県	1.16	1.28	1.37	1.51	1.59	1.51	1.17	1.29	1.46	1.36	
高知県	0.81	0.90	1.08	1.21	1.28	1.29	1.08	1.11	1.18	1.20	
鳥取県	1.04	1.21	1.46	1.72	1.76	1.82	1.42	1.45	1.68	1.59	
秋田県	0.92	1.07	1.22	1.44	1.62	1.60	1.36	1.53	1.64	1.51	
鹿児島県	0.79	0.92	1.09	1.28	1.40	1.43	1.21	1.31	1.43	1.32	
宮崎県	1.01	1.12	1.33	1.53	1.65	1.61	1.29	1.41	1.54	1.48	
青森県	0.85	0.97	1.16	1.33	1.41	1.36	1.08	1.15	1.29	1.31	
沖縄県	0.75	0.91	1.06	1.22	1.31	1.34	0.90	0.80	0.98	1.16	

資料出所 厚生労働省「職業安定業務統計」

(注) 1 新規学卒者を除き、パートタイムを含んでいる。

2 各都道府県における有効求人倍率は、求人票に記載された就業場所で集計した就業地別の数値である。

3 失業率の推移（ランク別・都道府県別）

(単位：%)

ランク	都道府県	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年1~3月	
A ランク	東京都	3.8	3.6	3.2	2.9	2.6	2.4	3.1	3.0	2.6	2.5	2.5	
	神奈川県	3.4	3.3	3.1	2.7	2.3	2.1	2.8	3.0	2.8	2.9	2.7	
	大阪府	4.5	4.2	4.0	3.4	3.2	2.9	3.4	3.5	3.1	3.2	3.3	
	愛知県	2.7	2.5	2.4	2.4	1.7	1.8	2.5	2.5	2.0	2.0	2.0	
	埼玉県	3.5	3.2	3.1	2.8	2.4	2.2	2.9	3.0	2.7	2.7	2.7	
	千葉県	3.2	3.1	2.9	2.6	2.3	2.1	2.7	2.8	2.5	2.5	2.4	
	兵庫県	3.9	3.7	3.4	2.7	2.6	2.3	2.7	2.8	2.6	2.6	2.6	
	京都府	3.6	3.3	3.1	2.7	2.5	2.3	2.6	2.8	2.5	2.5	2.7	
	茨城県	3.3	3.2	2.8	2.4	2.2	2.4	2.5	2.7	2.5	2.5	2.5	
	静岡県	2.8	2.7	2.5	2.3	1.9	2.0	2.4	2.4	2.2	2.1	2.2	
	富山県	2.6	2.5	2.3	2.1	1.8	1.7	1.9	1.9	1.8	1.8	1.8	
	岐阜県	3.2	3.0	2.7	2.4	2.4	2.3	2.4	2.4	2.4	2.0	2.1	
	滋賀県	2.8	2.2	2.5	2.0	1.9	1.8	2.4	2.5	2.3	2.3	2.5	
	栃木県	3.2	3.1	2.7	2.3	2.0	2.2	2.3	2.6	2.3	2.4	2.2	
	群馬県	3.0	2.8	2.5	2.1	1.9	2.2	2.1	2.3	1.9	2.0	2.1	
	宮城県	3.6	3.7	3.2	2.8	2.6	2.6	3.1	3.0	2.9	3.0	3.3	
	山梨県	2.9	2.8	2.3	2.0	1.7	2.0	1.8	2.2	1.8	2.0	2.0	
	三重県	2.3	2.2	2.0	1.8	1.3	1.4	1.9	2.0	1.7	1.7	1.6	
	B ランク	石川県	2.9	2.3	2.1	1.9	1.4	1.6	1.8	1.9	2.1	1.9	2.0
福岡県		4.5	4.1	3.5	3.3	2.9	2.9	3.1	3.0	2.9	2.7	2.7	
香川県		3.0	2.8	2.6	2.6	2.2	2.0	2.2	2.2	2.0	2.0	1.7	
岡山県		3.2	3.1	2.7	2.4	2.4	2.3	2.4	2.4	2.2	2.1	2.2	
福井県		2.4	1.8	1.9	1.6	1.6	1.4	1.6	1.6	1.7	1.4	1.5	
奈良県		3.5	3.2	3.0	2.6	2.4	1.9	2.5	2.5	2.2	2.4	2.3	
山口県		3.0	2.8	2.4	2.0	1.8	1.8	1.9	2.0	1.8	1.6	1.5	
長野県		2.9	2.7	2.5	2.0	1.7	1.9	2.1	2.3	2.0	2.0	2.1	
北海道		4.1	3.5	3.6	3.3	2.9	2.6	2.9	3.0	3.2	2.8	2.4	
岐阜県		2.5	2.3	2.1	1.9	1.4	1.3	1.7	1.9	1.6	1.8	1.8	
徳島県		3.3	3.0	2.7	2.7	1.9	1.9	2.2	2.5	1.9	1.9	2.2	
福島県		3.1	3.1	2.7	2.4	2.2	2.1	2.5	2.4	2.2	2.4	2.6	
新潟県		3.3	2.9	2.8	2.6	2.1	2.1	2.3	2.3	2.2	2.1	2.2	
和歌山県		2.7	2.4	2.2	1.8	1.9	1.6	2.5	2.5	2.3	2.1	2.6	
愛媛県		3.2	2.8	2.6	2.3	1.9	1.9	2.1	2.2	2.0	1.9	1.9	
島根県		2.5	2.6	1.7	1.1	1.4	1.9	1.4	1.7	1.3	1.7	1.2	
大分県		3.3	2.9	2.5	2.3	2.0	2.0	2.1	2.2	1.8	2.0	2.1	
C ランク		熊本県	3.9	3.5	3.1	2.9	2.6	2.6	2.8	2.8	2.6	2.4	2.6
		山形県	2.9	2.7	2.4	1.9	1.7	1.7	2.0	2.0	1.9	1.7	2.1
	佐賀県	3.4	3.0	2.3	2.0	1.8	1.9	2.0	1.6	1.6	1.3	1.2	
	長崎県	3.6	3.2	2.8	2.6	2.0	2.0	2.3	2.2	1.9	1.9	2.0	
	岩手県	2.9	2.9	2.5	2.1	1.8	2.1	2.5	2.4	2.3	2.3	2.7	
	高知県	3.3	3.0	3.3	3.0	2.2	1.9	2.5	2.2	2.0	2.0	1.8	
	鳥取県	2.7	2.7	2.3	2.0	2.0	2.3	2.3	2.0	2.0	2.0	2.1	
	秋田県	3.7	3.5	3.0	2.8	2.4	2.6	2.8	2.6	2.3	2.5	3.2	
	鹿児島県	3.9	3.5	2.8	2.8	2.4	2.4	2.4	2.6	2.2	2.2	2.0	
	宮崎県	3.1	3.2	2.3	2.0	1.2	1.4	1.9	2.3	2.5	2.7	2.5	
	青森県	4.2	4.2	3.6	3.1	2.7	2.5	3.0	2.9	2.9	2.9	3.5	
	沖縄県	5.4	5.1	4.3	3.7	3.4	2.7	3.3	3.7	3.2	3.3	3.2	

資料出所 総務省統計局「労働力調査都道府県別結果（モデル推計値）」

- (注) 1 数値は、労働力調査の結果を都道府県別にモデルによって推計した値。(北海道、東京都、神奈川県、愛知県、大阪府、沖縄県は比推定によって推計)
 2 都道府県別に表章するように標準設計を行っておらず(北海道、沖縄県を除く)、標準規模も小さいことなどから、標準誤差が大きく、利用に際して注意が必要。
 3 毎年1~3月期平均公表時に、新たな結果を追加して再計算を行い、前年までの過去5年間の四半期平均及び年平均結果を遡って一部改定している。

4 賃金・労働時間の実情と推移

(1) 賃金 イ 定期給与の推移

(単位：円)

ランク	都道府県	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
A ランク	東京	329,759	326,216	326,130	327,748	327,195	328,799	327,112	331,358	336,842
	神奈川	266,251	270,514	272,255	275,844	279,926	278,106	270,953	270,441	268,379
	大阪	272,110	272,862	272,022	271,893	273,292	270,755	268,279	271,922	275,029
	愛知	271,832	273,306	275,552	276,157	276,353	279,033	276,974	276,994	279,653
	埼玉	238,982	235,030	236,774	240,178	242,882	242,672	243,163	245,049	245,190
	千葉	244,791	245,925	247,041	247,322	248,096	252,473	252,347	248,958	246,734
	兵庫	247,186	240,681	241,536	245,930	250,359	256,207	247,528	246,160	249,584
	京都	240,823	241,606	244,550	246,723	244,066	243,213	237,246	239,296	245,060
	茨城	260,431	257,278	258,109	267,194	263,978	262,740	263,255	265,845	262,502
	静岡	254,512	251,982	249,488	251,876	251,757	251,793	252,566	255,749	256,609
	富山	253,188	252,781	253,441	252,135	251,201	247,927	245,428	245,914	250,484
	広島	254,365	260,886	261,423	262,635	259,342	260,062	257,212	260,127	265,093
	滋賀	254,213	259,278	265,535	266,082	257,877	259,900	249,855	248,582	250,613
	栃木	254,936	255,015	259,764	256,137	252,149	252,490	253,253	253,135	267,047
	群馬	248,872	247,784	250,866	258,726	260,793	250,947	249,493	252,944	257,532
	宮城	253,537	244,715	248,718	239,226	243,715	244,738	243,191	251,811	249,119
	山梨	240,181	238,266	238,841	242,513	244,746	245,386	243,020	248,073	246,143
	三重	262,588	256,338	254,884	256,000	254,300	257,322	257,608	260,969	259,064
	石川	244,259	250,928	253,905	255,923	249,812	248,453	246,857	245,395	246,755
福岡	249,236	246,369	252,310	254,535	247,517	240,768	241,707	246,834	252,978	
香川	251,826	244,907	244,907	243,849	247,966	250,519	244,928	247,080	249,258	
岡山	251,079	253,161	255,127	252,863	243,374	241,277	243,680	241,708	246,002	
福井	247,647	254,385	255,390	250,729	250,219	255,583	253,012	258,061	252,345	
奈良	223,388	224,887	225,242	231,259	225,666	222,947	222,410	213,503	226,816	
山口	244,185	249,845	250,290	248,323	240,929	235,983	238,981	242,759	249,757	
長野	244,711	249,565	253,178	250,228	249,503	246,667	246,691	246,099	248,007	
北海道	237,523	232,239	236,227	236,689	241,656	241,911	238,909	244,013	245,553	
岐阜	235,097	240,951	230,126	239,143	237,765	240,398	237,145	233,949	244,767	
徳島	245,456	245,375	244,575	242,817	244,527	244,042	243,370	251,701	245,326	
福島	251,995	251,523	250,785	249,230	245,230	248,948	242,261	245,080	250,778	
新潟	242,809	240,857	241,862	244,034	242,140	232,186	240,395	241,501	239,291	
和歌山	238,992	241,796	239,637	241,371	240,244	231,856	227,325	241,328	243,084	
愛媛	226,732	238,038	233,926	233,978	228,905	226,569	231,420	231,266	238,238	
島根	236,386	232,473	240,542	238,373	234,592	236,479	236,106	236,625	234,055	
大分	224,161	224,544	224,670	227,310	229,562	226,804	230,377	229,275	236,077	
熊本	231,392	233,833	231,445	232,999	228,118	230,788	230,670	235,635	235,428	
山形	234,910	236,601	233,022	235,331	233,171	232,870	226,619	234,346	243,381	
佐賀	228,957	233,502	234,074	231,737	231,763	231,840	223,388	222,548	226,046	
長崎	214,089	220,579	217,999	220,483	221,336	231,402	227,562	226,153	223,673	
岩手	236,303	237,563	234,948	230,731	231,830	234,292	233,696	235,956	239,502	
高知	244,947	249,692	245,878	248,660	226,158	229,064	227,675	224,108	226,330	
鳥取	228,651	236,397	236,719	239,962	229,840	225,040	224,571	225,696	228,507	
秋田	224,748	219,566	221,805	235,880	235,792	225,045	225,517	231,897	226,760	
鹿児島	218,984	215,449	217,632	218,144	217,089	217,609	220,750	223,935	221,306	
宮崎	214,277	221,031	220,270	223,575	223,326	222,281	219,412	224,209	226,362	
青森	217,484	216,034	216,477	223,533	219,852	221,518	222,451	223,805	226,180	
沖縄	205,547	210,967	217,096	217,989	213,358	214,023	220,161	216,783	218,261	

資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査地方調査」

(注) 事業所規模5人以上の数値である。

ロ パートタイム労働者の1求人票あたりの募集賃金平均額

(単位：円)

ランク	都道府県	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年3月	令和6年4月
A ランク	東 京	1,175	1,217	1,238	1,236	1,267	1,268	1,264
	神 奈 川	1,201	1,236	1,256	1,271	1,303	1,317	1,330
	大 阪	1,130	1,158	1,167	1,187	1,218	1,249	1,255
	愛 知	1,124	1,149	1,158	1,176	1,206	1,239	1,231
	埼 玉	1,117	1,146	1,155	1,177	1,208	1,238	1,234
	千 葉	1,127	1,158	1,168	1,182	1,210	1,246	1,244
	兵 庫	1,113	1,134	1,151	1,160	1,187	1,214	1,213
	京 都	1,088	1,118	1,132	1,139	1,173	1,218	1,204
	茨 城	1,041	1,066	1,078	1,094	1,130	1,175	1,175
	静 岡	1,071	1,093	1,103	1,122	1,156	1,198	1,190
	富 山	1,018	1,040	1,050	1,063	1,095	1,133	1,123
	広 島	1,019	1,037	1,042	1,057	1,096	1,133	1,133
	滋 賀	1,042	1,078	1,082	1,101	1,129	1,169	1,177
	栃 木	1,041	1,069	1,075	1,091	1,125	1,153	1,145
	群 馬	1,035	1,052	1,056	1,071	1,100	1,127	1,120
	宮 城	1,002	1,025	1,037	1,052	1,084	1,114	1,114
	山 梨	1,020	1,045	1,050	1,073	1,107	1,165	1,150
	三 重	1,046	1,069	1,073	1,098	1,129	1,167	1,156
	石 川	1,017	1,028	1,023	1,041	1,074	1,102	1,108
福 岡	1,010	1,030	1,065	1,079	1,118	1,146	1,139	
香 川	1,001	1,024	1,032	1,048	1,078	1,120	1,102	
岡 山	1,003	1,024	1,030	1,049	1,074	1,125	1,113	
福 井	986	1,005	1,013	1,036	1,074	1,106	1,120	
奈 良	1,047	1,076	1,092	1,106	1,138	1,179	1,159	
山 口	980	1,003	1,011	1,036	1,071	1,124	1,118	
長 野	1,000	1,022	1,025	1,047	1,080	1,111	1,109	
北 海 道	987	1,010	1,024	1,049	1,084	1,140	1,118	
岐 阜	1,025	1,047	1,054	1,075	1,102	1,123	1,141	
徳 島	1,024	1,041	1,053	1,064	1,095	1,131	1,101	
福 島	988	1,000	993	1,009	1,040	1,070	1,082	
新 潟	978	1,001	1,007	1,024	1,061	1,097	1,083	
和 歌 山	1,008	1,034	1,043	1,054	1,086	1,123	1,116	
愛 媛	970	988	997	1,017	1,050	1,079	1,077	
島 根	959	982	990	1,004	1,036	1,079	1,054	
大 分	939	967	980	1,000	1,038	1,083	1,061	
熊 本	971	990	1,005	1,029	1,065	1,103	1,095	
山 形	942	973	974	992	1,021	1,061	1,045	
佐 賀	954	972	981	1,004	1,036	1,075	1,065	
長 崎	935	961	976	991	1,027	1,063	1,061	
岩 手	914	945	947	969	1,008	1,041	1,028	
高 知	941	971	982	997	1,035	1,073	1,080	
鳥 取	969	987	989	1,006	1,037	1,104	1,066	
秋 田	915	938	956	977	1,007	1,049	1,039	
鹿 児 島	929	955	973	993	1,031	1,069	1,069	
宮 崎	929	946	960	989	1,027	1,064	1,044	
青 森	901	928	942	960	990	1,036	1,023	
沖 縄	974	1,010	1,030	1,048	1,087	1,179	1,125	
全 国	1,059	1,082	1,092	1,110	1,145	1,176	1,173	

資料出所 厚生労働省「職業安定業務統計」

(注) 1 公共職業安定所で受理したパートタイム労働者の求人票に記載された時給の平均を算出したものである。

なお、時給制以外のものについては、時給換算額を算出に用いている。

2 常時的雇用（雇用契約において雇期間の定めがないか又は4か月以上の雇期間が定められているもの（季節労働を除く。））のパートタイム労働者を対象としている。

3 1 求人票あたり1 募集賃金として算出。なお、求人票には募集賃金の上限と下限を記載することとなり、その平均額を1 募集賃金として算出している。

ハ パートタイム労働者の1求人票あたりの募集賃金下限額

(単位：円)

ランク	都道府県	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年3月	令和6年4月
A ランク	東 京	1,111	1,157	1,176	1,180	1,209	1,217	1,215
	神 奈 川	1,132	1,163	1,184	1,199	1,231	1,249	1,263
	大 阪	1,074	1,099	1,108	1,129	1,163	1,194	1,199
	愛 知	1,046	1,070	1,079	1,099	1,127	1,159	1,157
	埼 玉	1,056	1,083	1,090	1,112	1,145	1,174	1,175
	千 葉	1,070	1,097	1,106	1,123	1,151	1,186	1,184
	兵 庫	1,052	1,071	1,086	1,100	1,130	1,157	1,155
	京 都	1,029	1,057	1,069	1,080	1,113	1,158	1,144
	茨 城	983	1,003	1,017	1,034	1,070	1,112	1,107
	静 岡	1,017	1,034	1,043	1,064	1,096	1,134	1,127
	富 山	964	983	996	1,011	1,043	1,078	1,075
	広 島	970	987	993	1,011	1,049	1,083	1,078
	滋 賀	993	1,024	1,028	1,047	1,076	1,115	1,126
	栃 木	982	1,011	1,017	1,034	1,066	1,094	1,083
	群 馬	971	990	995	1,013	1,041	1,069	1,063
	宮 城	953	974	982	1,000	1,034	1,066	1,063
	山 梨	963	983	987	1,012	1,043	1,091	1,087
	三 重	992	1,013	1,017	1,043	1,072	1,105	1,099
	石 川	956	970	970	991	1,023	1,047	1,054
	福 岡	954	973	1,001	1,018	1,053	1,082	1,078
香 川	945	968	974	989	1,019	1,058	1,045	
岡 山	949	968	975	996	1,022	1,068	1,060	
福 井	937	955	963	984	1,021	1,053	1,062	
奈 良	989	1,015	1,030	1,044	1,078	1,120	1,101	
山 口	939	958	964	989	1,024	1,076	1,068	
長 野	947	971	976	998	1,030	1,059	1,058	
北 海 道	949	969	982	1,007	1,043	1,097	1,074	
岐 阜	969	988	996	1,017	1,045	1,065	1,082	
徳 島	958	970	982	997	1,029	1,065	1,041	
福 島	935	950	944	964	995	1,024	1,032	
新 潟	933	954	960	977	1,012	1,049	1,039	
和 歌 山	955	977	986	1,002	1,033	1,069	1,065	
愛 媛	917	936	945	969	1,001	1,029	1,027	
島 根	917	932	942	958	988	1,024	1,014	
大 分	899	924	934	957	994	1,039	1,018	
熊 本	919	935	949	975	1,009	1,043	1,039	
山 形	899	923	928	948	974	1,010	1,003	
佐 賀	914	925	936	958	989	1,028	1,019	
長 崎	896	917	934	951	985	1,023	1,018	
岩 手	877	901	906	928	963	998	986	
高 知	910	930	942	958	995	1,034	1,033	
鳥 取	918	935	941	961	993	1,056	1,023	
秋 田	880	900	917	941	968	1,013	999	
鹿 児 島	887	909	925	948	984	1,020	1,019	
宮 崎	888	902	916	946	982	1,018	1,000	
青 森	868	893	906	927	956	999	984	
沖 縄	928	957	973	994	1,029	1,122	1,070	
全 国	1,003	1,025	1,035	1,054	1,089	1,121	1,118	

資料出所 厚生労働省「職業安定業務統計」

(注) 1 公共職業安定所で受理したパートタイム労働者の求人票に記載された時給の平均を算出したものである。

なお、時給制以外のものについては、時給換算額を算出に用いている。

2 常時的雇用（雇用契約において雇期間の定めがないか又は4か月以上の雇期間が定められているもの（季節労働を除く。））のパートタイム労働者を対象としている。

3 1 求人票あたり1 募集賃金として算出。なお、求人票には募集賃金の上限と下限を記載することとなり、その下限額を1 募集賃金として算出している。

(2) 労働時間
常用労働者 1 人平均月間総実労働時間と所定外労働時間の推移 (調査産業計、事業所規模 5 人以上)

(単位：時間)

ランク	都道府県	総実労働時間												所定外労働時間											
		平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年						
A ランク	東京	145.2	144.2	143.2	143.0	141.1	138.1	134.5	137.6	138.4	12.3	12.0	11.4	11.3	10.9	11.4	10.3	11.2	11.7						
	神奈川	138.2	139.7	139.5	138.6	135.2	133.6	128.7	129.4	129.3	11.8	11.8	11.5	11.1	10.9	11.4	9.4	9.8	9.7						
	大阪	143.0	142.0	141.6	141.0	139.3	136.4	131.6	133.0	132.9	10.8	10.5	10.6	10.8	10.2	10.0	8.5	8.7	9.0						
	愛知	146.2	145.9	144.6	144.2	144.0	140.9	137.5	138.1	137.3	12.5	13.7	13.3	13.2	13.5	13.1	11.3	11.7	11.7						
	埼玉	137.9	138.2	136.8	137.1	136.7	131.9	129.0	130.5	130.1	10.5	10.6	10.2	10.6	10.4	10.0	8.6	9.9	9.9						
	千葉	138.3	140.6	139.8	139.0	136.1	134.8	131.0	128.5	127.7	10.9	11.0	10.9	10.9	10.3	10.1	8.7	8.4	9.0						
	兵庫	140.8	138.9	136.7	136.0	136.4	134.1	129.6	129.5	131.1	10.4	10.5	9.9	9.8	10.5	10.2	8.7	9.0	9.2						
	京都	139.7	139.0	138.2	138.4	135.3	130.6	123.6	124.1	127.5	10.6	10.4	10.1	10.9	9.7	8.4	7.6	8.3	9.8						
	茨城	151.8	147.0	146.9	147.5	145.7	141.7	140.3	142.0	140.3	14.5	11.8	11.4	12.8	12.7	11.4	10.8	10.5	10.8						
	静岡	146.0	148.6	147.6	146.6	144.3	142.4	137.5	138.5	138.6	11.4	12.2	11.9	12.0	11.2	11.1	9.3	9.4	10.3						
	富山	150.6	152.1	151.8	151.3	148.7	144.9	140.3	140.1	139.4	10.7	11.2	10.9	11.1	10.7	10.0	8.1	8.3	8.5						
	広島	147.5	149.5	148.9	148.5	146.4	144.3	139.3	140.2	139.6	12.1	12.1	12.4	12.4	12.1	11.9	10.1	11.0	10.9						
	滋賀	143.6	142.4	143.0	144.4	141.1	138.9	132.0	130.4	131.9	11.4	10.6	10.5	12.2	12.2	12.3	9.2	9.5	10.8						
	栃木	149.9	148.8	149.3	147.8	144.9	142.2	141.0	141.8	142.7	12.5	11.9	12.3	12.5	10.9	11.0	9.6	10.3	11.4						
	群馬	150.4	147.9	148.0	148.5	148.8	144.8	139.8	142.1	142.3	12.7	11.3	11.2	11.4	11.7	11.5	9.7	10.5	11.3						
	宮城	150.1	149.7	149.0	143.4	146.1	144.7	140.9	144.3	141.8	11.6	11.7	11.1	9.7	10.2	10.2	8.9	9.5	9.7						
	山梨	146.8	145.6	145.7	145.1	144.0	142.5	136.2	140.3	139.0	10.9	10.3	10.1	10.8	11.2	10.8	8.7	10.9	11.4						
	三重	148.8	146.3	145.7	146.1	143.2	140.6	137.7	138.5	137.5	13.0	12.2	11.9	12.9	12.2	12.0	10.4	11.3	11.3						
	石川	148.6	151.1	150.5	151.7	148.0	144.6	139.1	137.5	138.8	10.2	10.6	11.1	11.8	10.4	9.9	7.8	8.3	9.3						
福岡	148.8	147.9	149.2	148.1	142.3	138.8	136.0	137.2	136.4	11.4	11.4	12.0	11.9	10.7	10.5	9.0	9.0	9.4							
香川	150.1	147.5	148.7	148.0	146.5	143.9	139.4	142.4	139.3	11.2	10.7	10.9	10.8	11.8	10.9	8.6	9.8	10.4							
岡山	151.2	150.2	151.0	150.1	147.2	142.5	138.5	139.7	139.1	11.5	11.6	12.5	12.1	11.8	10.9	9.3	10.2	10.5							
福岡	155.0	153.0	148.1	148.4	150.6	148.7	142.7	144.3	141.2	10.4	11.2	10.4	10.5	11.2	10.0	8.4	9.6	9.9							
奈良	136.4	134.4	134.5	136.2	131.1	127.6	126.3	121.6	126.7	8.1	7.3	7.5	7.7	6.9	7.2	6.5	5.7	7.1							
山口	148.0	146.8	146.9	147.1	146.4	142.2	138.2	140.0	139.7	11.1	11.3	11.1	11.3	11.0	10.5	9.3	9.8	10.2							
長野	149.0	149.1	150.0	148.5	146.8	142.1	140.3	141.8	140.1	10.5	10.3	10.2	10.5	10.6	9.2	8.0	9.6	9.9							
北海道	150.8	147.3	148.1	147.0	144.8	141.2	135.8	138.5	137.6	11.1	9.8	10.1	10.0	9.7	9.6	8.7	9.0	9.0							
岐阜	144.7	147.4	141.8	143.2	141.5	142.9	136.4	135.6	137.5	10.2	10.7	10.1	10.5	10.5	11.5	9.1	9.6	9.6							
徳島	151.5	151.4	151.2	150.9	149.8	145.8	141.7	144.0	139.4	9.3	10.6	10.4	10.1	11.1	9.1	7.9	9.2	9.1							
福島	156.3	157.3	154.6	153.4	152.4	147.9	144.7	145.6	145.7	12.1	13.0	11.9	11.6	11.9	11.1	9.4	10.2	11.2							
新潟	150.6	151.5	150.8	151.2	147.4	141.6	142.3	141.8	140.0	10.3	10.7	10.3	10.6	10.0	9.9	8.8	8.9	8.9							
和歌山	145.9	148.6	145.9	145.6	141.4	138.5	134.6	139.8	138.1	9.3	11.9	10.8	10.5	10.6	9.2	8.6	9.4	10.3							
愛媛	149.3	150.6	151.1	149.2	144.8	141.3	142.0	141.6	140.1	10.4	9.9	10.1	9.6	9.8	9.5	8.7	9.4	9.9							
島根	154.2	149.8	150.7	151.9	146.8	147.1	145.0	144.2	142.0	10.1	9.9	10.8	11.7	10.1	10.7	10.3	10.3	9.1							
大分	149.0	147.5	149.5	151.5	149.0	144.8	142.1	140.5	139.9	9.2	9.1	9.1	10.9	10.5	9.3	8.4	9.3	10.0							
熊本	152.3	147.5	146.9	147.9	145.9	144.1	141.2	141.7	139.5	10.1	8.9	9.1	10.7	10.3	9.8	9.1	9.4	9.4							
山形	156.4	153.7	153.2	153.2	151.8	148.6	143.9	148.1	150.0	11.3	10.8	10.5	10.7	10.2	9.3	8.5	9.8	10.9							
佐賀	154.4	153.6	153.7	153.6	151.6	150.0	140.3	138.6	136.6	10.1	10.7	10.7	10.7	12.1	11.0	9.3	9.0	8.1							
長崎	149.5	153.1	152.1	152.1	148.2	146.6	141.9	141.4	140.6	10.4	10.2	10.0	10.1	9.9	10.1	9.7	9.4	9.0							
岩手	158.0	155.9	154.5	154.9	153.4	151.0	148.2	146.8	145.7	10.7	11.2	10.9	11.2	11.0	11.6	9.7	9.5	9.8							
高知	152.0	151.6	148.2	149.1	146.3	141.1	140.6	137.5	137.4	9.0	10.1	10.1	10.0	8.9	9.1	8.3	7.0	6.7							
鳥取	149.4	152.7	151.3	152.4	150.3	145.1	141.4	142.6	142.2	8.3	8.8	8.7	8.8	9.7	9.5	7.4	7.9	8.5							
秋田	152.0	149.1	151.1	153.8	154.2	149.0	145.4	146.9	144.7	9.8	8.3	8.2	8.9	9.6	8.5	7.4	8.3	9.0							
鹿児島	150.0	148.0	149.8	148.0	146.0	144.9	141.9	139.9	136.6	8.8	9.4	10.1	10.2	9.3	8.9	7.8	8.3	9.0							
宮崎	150.6	153.7	150.9	148.7	147.7	144.0	142.9	143.5	143.3	9.6	10.6	10.0	10.3	9.0	8.9	8.4	8.5	9.4							
青森	155.1	154.6	152.5	155.5	153.9	150.0	147.4	148.3	145.2	9.4	11.5	10.9	12.2	10.7	9.8	9.4	9.0	8.9							
沖縄	148.0	147.6	149.3	148.8	144.7	142.9	137.7	139.9	140.5	8.1	8.8	8.8	9.2	8.1	9.0	8.0	7.9	8.8							

資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査地方調査」
(注) 事業所規模 5 人以上の数値である。

5 消費者物価指数等の推移

(1) 消費者物価対前年上昇率の推移

(単位：%)

ランク	都道府県	平成	平成	平成	平成	令和	令和	令和	令和6年							
		26年	27年	28年	29年	30年	元年	2年	3年	4年	5年	1月	2月	3月	4月	5月
A ランク	東京	3.0	1.0	△ 0.1	0.3	1.1	0.9	0.1	△ 0.3	3.0	3.9	2.2	3.1	3.1	2.2	2.6
	神奈川	3.0	1.1	△ 0.2	0.3	1.2	0.9	△ 0.3	△ 0.4	2.9	3.9	2.6	3.3	3.4	3.3	3.5
	大阪	2.9	1.2	△ 0.1	△ 0.1	0.9	0.6	△ 0.2	△ 0.9	2.9	3.9	2.0	2.9	2.7	2.5	3.1
	愛知	3.2	1.2	△ 0.3	0.4	1.1	0.1	△ 0.1	△ 0.4	3.2	3.7	2.0	3.0	2.8	2.9	3.0
	埼玉	3.4	1.0	△ 0.4	0.4	1.1	0.7	△ 0.3	△ 0.6	3.1	3.6	2.3	3.0	2.9	2.9	3.4
	千葉	3.3	1.4	0.3	0.6	1.0	0.8	△ 0.1	△ 0.8	2.8	4.2	1.9	2.5	2.7	2.7	2.8
	兵庫	3.0	1.2	0.3	0.2	0.9	0.7	0.8	△ 0.7	2.5	3.9	2.5	3.3	3.4	3.0	3.0
	京都	3.5	1.0	0.0	0.6	1.1	0.5	△ 0.2	△ 0.2	3.0	3.7	2.6	3.3	2.9	3.0	3.4
	茨城	3.5	1.0	△ 0.4	0.7	1.3	0.9	△ 0.2	△ 0.2	2.8	3.8	1.6	1.9	2.2	2.4	2.7
	静岡	3.5	1.2	△ 0.3	0.6	1.2	0.3	0.0	△ 0.8	3.1	3.7	1.8	2.5	2.8	2.8	3.4
B ランク	富山	3.5	1.2	0.0	1.1	1.3	0.0	△ 0.1	△ 0.5	2.9	4.2	3.5	4.3	3.5	3.4	3.7
	広島	2.9	1.8	0.0	0.3	0.9	0.1	0.2	△ 0.4	2.8	3.6	2.5	2.7	2.7	2.5	3.2
	滋賀	3.1	1.8	0.3	0.8	1.0	0.6	△ 0.4	△ 0.7	2.3	3.1	2.4	3.5	3.0	2.9	3.4
	栃木	3.9	1.4	△ 0.2	0.6	1.3	0.7	0.2	△ 0.5	2.7	3.7	3.1	3.4	3.4	2.6	3.6
	群馬	3.6	1.1	△ 0.2	0.8	1.8	0.9	△ 0.2	△ 0.3	2.8	4.3	2.8	3.1	3.2	3.0	3.5
	宮城	3.4	1.0	△ 0.2	0.8	1.1	0.8	0.3	△ 0.3	3.5	4.4	3.1	4.0	4.1	4.0	4.3
	山梨	3.1	1.0	△ 0.5	0.5	1.7	0.8	△ 0.5	△ 0.1	3.0	3.8	2.6	3.5	3.1	3.1	3.0
	三重	3.1	1.0	△ 0.4	0.4	1.3	0.2	△ 0.1	△ 0.3	3.0	3.4	2.0	2.4	2.4	2.6	3.2
	石川	3.3	1.0	△ 0.3	0.6	1.2	0.3	△ 0.2	△ 0.1	2.3	3.9	3.3	4.0	3.9	3.8	4.1
	福岡	2.8	2.1	0.5	0.4	0.9	0.6	0.2	△ 0.5	2.2	3.7	2.5	3.4	3.2	3.2	3.2
	香川	3.5	1.1	0.3	0.5	1.3	0.5	△ 0.2	△ 0.4	2.4	3.4	2.9	3.7	3.3	3.6	4.0
	岡山	2.9	0.7	△ 0.1	0.7	0.8	△ 0.1	0.1	△ 0.1	2.3	3.5	1.5	2.4	2.0	2.0	2.4
	福井	3.2	1.1	0.3	0.5	1.3	1.0	0.1	△ 0.6	2.6	3.8	2.4	3.5	3.1	2.4	3.5
	奈良	3.2	1.2	△ 0.2	0.6	0.9	0.7	0.1	0.0	2.9	3.9	2.6	3.5	4.0	3.9	4.2
	山口	3.1	0.9	0.0	0.5	1.3	1.0	0.3	0.2	3.1	3.6	2.1	2.9	2.6	2.8	3.4
	長野	3.1	0.7	△ 0.3	0.9	1.4	1.1	0.3	0.0	3.7	4.2	2.6	3.2	3.2	3.1	3.8
	北海道	3.3	0.7	△ 0.4	1.2	1.8	0.6	△ 0.3	0.0	3.5	4.3	3.1	3.8	3.8	3.3	3.4
	岐阜	3.9	1.4	△ 0.3	0.3	0.8	0.1	△ 0.9	△ 0.3	2.9	3.8	2.2	3.2	3.2	3.2	3.3
	徳島	3.5	1.1	0.3	0.5	1.4	0.7	0.0	0.0	2.3	3.3	3.0	3.4	3.5	3.8	3.7
	福島	3.8	0.8	△ 0.2	0.5	1.1	0.8	0.1	△ 0.5	3.2	3.9	2.7	3.8	3.5	3.8	3.8
C ランク	新潟	3.4	0.8	△ 0.1	0.7	1.1	0.5	△ 0.2	△ 0.5	3.3	3.3	2.1	3.0	2.9	3.5	3.6
	和歌山	3.4	0.7	0.2	0.7	1.1	0.1	0.2	△ 0.3	2.2	3.1	1.7	2.4	2.1	2.5	2.9
	愛媛	2.7	0.8	0.0	0.4	1.0	0.1	△ 0.3	△ 0.6	2.4	4.0	3.8	4.6	4.0	4.0	3.7
	島根	3.1	1.0	△ 0.3	0.4	1.3	0.6	△ 0.7	△ 0.1	2.7	3.8	1.7	2.9	2.3	2.6	2.9
	大分	3.4	1.2	0.1	0.6	1.5	0.6	0.4	△ 0.5	2.1	3.3	2.2	2.9	2.5	2.4	2.8
	熊本	3.4	1.1	0.6	0.2	0.7	0.2	△ 0.4	△ 0.6	2.4	3.7	2.2	3.3	3.0	2.9	3.4
	山形	3.4	0.6	△ 0.5	1.0	1.0	0.8	△ 0.2	△ 0.1	2.7	3.8	3.8	4.3	4.0	4.2	4.4
	佐賀	2.9	1.1	0.3	0.5	1.4	0.5	0.2	△ 0.8	2.7	4.0	3.0	3.7	3.5	3.4	3.3
	長崎	2.9	1.3	0.2	0.5	1.4	0.4	0.3	△ 0.4	2.6	3.7	2.6	4.0	3.6	3.4	3.3
	岩手	3.1	0.5	△ 0.1	1.6	1.3	0.3	△ 0.1	0.2	2.8	4.5	3.3	3.9	3.4	3.5	4.1
高知	3.2	1.3	△ 0.1	0.9	0.6	0.6	△ 0.2	△ 0.4	2.2	4.0	4.0	4.0	3.9	3.5	3.6	
鳥取	3.0	1.1	0.0	0.8	1.8	0.5	△ 0.4	△ 0.7	2.9	4.0	2.5	3.2	3.0	2.6	3.2	
秋田	3.7	0.5	0.0	1.1	1.6	0.7	△ 0.6	0.3	4.0	4.0	3.1	4.1	3.8	3.6	4.0	
鹿児島	2.7	1.4	0.1	0.5	0.8	0.2	0.2	△ 0.4	2.1	3.1	1.4	3.0	2.7	2.7	3.3	
宮崎	3.1	1.1	0.3	0.9	0.6	0.4	0.0	△ 0.5	2.6	3.6	3.0	3.6	3.6	3.1	3.8	
青森	4.0	0.2	△ 0.6	1.3	1.6	0.6	△ 0.7	△ 0.1	4.0	3.9	3.2	3.7	3.6	3.4	3.3	
沖縄	2.8	0.8	0.3	0.5	1.3	0.4	△ 0.7	0.0	3.2	4.3	3.8	4.9	4.5	3.1	3.8	

資料出所 総務省「消費者物価指数」

(注) 1 数値は、都道府県庁所在都市のものである。

2 指数は、「持家の帰属家賃を除く総合」を用いた。

(2) 消費者物価地域差指数の推移①（都道府県庁所在都市）

ランク	都道府県	消費者物価地域差指数（全国平均＝100）																
		平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年							
A ランク	全国	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	東京	105.9	106.1	104.3	105.2	105.1	105.1	105.4	105.4	105.1	105.1	105.4	105.4	105.3	105.3	105.5	105.5	105.5
	神奈川	106.0	104.8	103.9	104.9	104.8	105.1	104.7	104.7	104.8	105.1	104.7	104.7	103.7	103.6	103.7	103.7	103.7
	大阪	100.6	101.2	101.0	100.7	100.2	100.2	99.4	99.4	100.2	99.9	99.7	99.7	100.7	100.7	100.3	100.3	100.3
	愛知	99.1	99.9	99.7	99.4	99.0	99.4	99.4	99.4	99.0	98.9	98.5	98.5	98.5	98.9	98.9	99.2	99.2
	埼玉	103.3	103.0	103.2	103.1	102.8	103.1	103.1	102.8	102.8	102.8	102.7	102.7	101.6	101.1	101.4	101.4	101.4
	千葉	99.1	100.0	100.2	100.7	100.8	101.1	101.3	101.3	100.8	101.1	101.3	101.3	101.1	100.6	100.7	100.7	100.7
	兵庫	102.2	101.3	101.6	101.5	101.2	101.2	101.5	101.2	101.2	101.2	100.9	100.9	100.3	99.9	99.4	99.4	99.4
	京都	101.2	101.3	100.8	100.9	100.9	100.9	100.9	100.9	100.9	100.9	100.8	100.8	101.6	101.1	100.8	100.8	100.8
	茨城	99.3	99.0	99.2	98.4	98.6	98.6	98.4	98.6	98.6	98.6	98.7	98.7	98.3	98.6	98.9	98.9	98.9
	静岡	100.0	99.3	99.3	99.1	99.2	99.1	99.1	99.2	99.2	99.2	99.7	99.7	99.9	99.9	100.0	100.0	100.0
	富山	98.7	98.3	98.7	98.8	99.2	98.8	98.8	98.8	99.2	99.5	98.9	98.9	99.0	99.0	98.6	98.6	98.6
	広島	99.8	98.5	99.3	99.0	99.2	99.0	99.0	99.2	99.2	98.9	98.9	98.9	98.7	98.8	98.9	98.9	98.9
	滋賀	99.6	100.2	100.7	100.4	101.0	100.4	100.4	101.0	101.0	100.4	100.5	100.5	100.0	100.4	100.0	100.0	100.0
	栃木	100.9	100.6	100.4	99.4	99.4	99.4	99.4	99.4	99.4	99.2	99.1	99.1	99.7	99.5	99.4	99.4	99.4
	群馬	97.5	97.2	96.6	95.9	96.1	96.1	95.9	96.1	96.1	96.4	96.7	96.7	96.6	96.5	96.1	96.1	96.1
	宮城	98.3	98.4	98.5	98.7	99.1	98.7	98.7	99.1	99.1	99.2	99.9	99.9	99.4	99.6	99.7	99.7	99.7
	山梨	99.9	98.6	99.0	98.9	98.9	98.9	98.9	98.9	98.9	99.4	99.4	99.4	98.2	98.3	98.9	98.9	98.9
	三重	100.6	98.7	97.9	98.3	98.0	98.3	98.3	98.0	98.2	98.2	98.1	98.1	98.0	98.2	98.5	98.5	98.5
石川	101.4	99.7	100.8	100.6	100.7	100.8	100.6	100.6	100.5	100.3	100.3	100.3	99.9	99.9	99.4	99.4	99.4	
福岡	97.5	97.7	98.3	97.6	97.4	98.3	97.6	97.4	97.4	97.0	97.5	97.5	97.8	98.0	97.8	97.8	97.8	
香川	98.1	98.4	99.1	98.9	98.9	99.1	98.9	98.9	98.9	98.9	98.7	98.7	98.7	99.3	99.1	99.1	99.1	
岡山	100.3	99.1	98.9	98.5	98.8	98.9	98.5	98.8	98.8	98.5	97.6	97.6	97.6	98.0	97.9	97.9	97.9	
福井	98.6	98.7	99.4	99.0	98.9	99.4	99.0	98.9	98.9	99.3	99.4	99.4	99.0	99.0	98.8	98.8	98.8	
奈良	97.4	97.1	96.9	96.0	96.4	96.9	96.0	96.4	96.4	96.7	97.1	97.1	96.7	96.9	96.7	96.7	96.7	
山口	100.0	98.9	99.1	99.0	99.0	99.1	99.0	99.0	99.0	98.5	99.2	99.2	99.9	100.3	100.5	100.5	100.5	
長野	98.1	97.2	97.4	97.2	97.1	97.4	97.2	97.1	97.1	97.5	98.3	98.3	98.3	98.0	98.2	98.2	98.2	
北海道	100.2	98.7	98.7	99.1	99.5	98.7	99.1	99.5	99.5	99.6	99.5	99.5	100.1	100.6	100.9	100.9	100.9	
岐阜	98.2	98.2	98.3	98.0	98.3	98.3	98.0	98.3	98.3	98.1	98.2	98.2	98.3	98.1	97.9	97.9	97.9	
徳島	99.8	98.6	99.3	99.8	99.8	99.3	99.8	99.8	99.8	100.2	100.5	100.5	99.9	100.1	99.3	99.3	99.3	
福島	101.4	101.3	101.5	101.2	101.1	101.5	101.2	101.1	101.1	100.3	100.4	100.4	100.4	100.6	100.7	100.7	100.7	
新潟	99.1	99.0	99.5	99.3	99.2	99.5	99.3	99.2	99.2	98.9	98.9	98.9	98.7	98.7	99.0	99.0	99.0	
和歌山	102.0	100.5	99.7	99.9	100.1	99.7	99.9	100.1	100.1	99.8	99.2	99.2	99.2	99.1	98.9	98.9	98.9	
愛媛	98.9	97.6	98.4	98.3	98.3	98.4	98.3	98.3	98.3	98.0	97.9	97.9	98.4	98.6	98.7	98.7	98.7	
島根	100.7	100.2	100.7	100.5	100.1	100.7	100.5	100.1	100.1	99.8	99.9	99.9	99.5	100.2	99.8	99.8	99.8	
大分	98.2	98.3	98.4	98.0	97.7	98.4	98.0	97.7	97.7	98.0	98.4	98.4	98.5	98.1	97.7	97.7	97.7	
熊本	100.0	98.9	98.3	98.6	98.6	98.3	98.6	98.6	98.6	98.4	98.4	98.4	98.7	99.0	99.0	99.0	99.0	
山形	101.5	100.2	100.4	100.4	100.4	100.4	100.4	100.4	100.4	99.4	100.1	100.1	100.3	100.5	100.3	100.3	100.3	
佐賀	97.5	96.7	96.9	96.5	96.5	96.9	96.5	96.5	96.5	96.9	97.2	97.2	98.0	98.0	97.9	97.9	97.9	
長崎	102.4	100.3	102.0	101.8	101.7	102.0	101.8	101.7	101.7	101.2	100.8	100.8	100.3	99.9	99.9	99.9	99.9	
岩手	98.9	97.8	99.3	99.0	99.4	99.3	99.0	99.4	99.4	99.4	99.2	99.2	99.0	99.5	99.1	99.1	99.1	
高知	99.8	98.6	99.2	99.2	99.5	99.2	99.2	99.5	99.5	99.2	99.8	99.8	99.3	100.1	99.5	99.5	99.5	
鳥取	98.3	97.8	97.9	98.0	98.1	97.9	98.0	98.1	98.1	98.3	98.2	98.2	97.6	97.8	97.9	97.9	97.9	
秋田	97.3	98.1	98.2	97.7	98.1	98.2	97.7	98.1	98.1	98.2	98.2	98.2	98.1	98.6	99.1	99.1	99.1	
鹿児島	98.0	98.1	97.5	96.6	97.3	97.5	96.6	97.3	97.3	97.2	97.3	97.3	97.4	97.6	96.8	96.8	96.8	
宮崎	97.1	96.8	97.3	96.9	97.4	97.3	96.9	97.4	97.4	96.8	96.7	96.7	96.7	96.9	96.9	96.9	96.9	
青森	99.5	99.3	99.0	98.9	98.4	99.0	98.9	98.4	98.4	98.6	98.5	98.5	97.9	97.8	98.1	98.1	98.1	
沖縄	101.2	99.1	98.9	99.1	98.9	98.9	99.1	98.9	98.9	99.2	99.6	99.6	99.1	99.6	100.0	100.0	100.0	

資料出所 総務省「小売物価統計調査（構造編）」（平成25年以前は総務省「消費者物価指数」による）

(注) 1 各都道府県の数値は、都道府県庁所在都市のものである。

2 指数は「総合」である。なお、消費者物価地域格差指数における「総合」は、持家の帰属家賃を含まない。

(2) 消費者物価地域差指数の推移②（都道府県下全域）

ランク	都道府県	消費者物価地域差指数（全国平均＝100）																
		平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年							
A ランク	全国	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	東京都	105.2	105.3	104.0	104.4	104.4	104.4	104.4	104.7	104.7	104.4	104.7	105.2	104.5	104.5	104.7	104.7	104.7
	神奈川県	103.9	103.6	103.5	104.3	104.2	104.3	104.3	104.0	104.0	104.3	104.0	103.2	103.0	103.0	103.1	103.1	103.1
	大阪府	100.2	100.4	100.3	100.0	100.0	100.0	100.0	99.7	99.7	99.8	99.7	99.8	99.8	99.8	99.4	99.4	99.4
	愛知県	98.8	98.9	98.4	98.2	98.0	98.2	98.0	97.6	97.6	98.0	97.6	97.6	98.0	98.0	98.4	98.4	98.4
	埼玉県	101.4	101.1	101.7	101.5	101.2	101.1	101.1	101.0	101.0	101.1	101.0	100.6	100.3	100.3	100.5	100.5	100.5
	千葉県	99.4	99.6	99.8	100.0	100.2	100.0	100.0	100.7	100.7	100.5	100.7	101.0	100.6	100.6	101.0	101.0	101.0
	兵庫県	100.9	100.7	101.1	100.8	100.3	100.3	100.3	100.3	100.3	100.3	100.3	99.6	99.6	99.7	99.4	99.4	99.4
	京都府	100.7	101.2	100.6	100.8	100.7	100.6	100.8	100.7	100.7	100.7	100.6	101.6	101.1	101.1	100.9	100.9	100.9
	茨城県	98.4	98.3	98.1	97.6	97.9	98.1	97.9	98.3	98.3	97.9	98.1	97.7	97.8	97.8	98.2	98.2	98.2
	静岡県	97.9	98.1	98.1	97.9	98.3	98.1	97.9	98.3	98.3	98.3	98.5	98.3	98.4	98.4	98.4	98.4	98.4
	富山県	97.5	97.9	98.4	98.5	99.0	98.4	98.5	99.0	99.0	99.0	98.6	98.7	98.8	98.8	98.6	98.6	98.6
	広島県	98.1	98.3	99.2	99.1	99.1	99.1	99.1	99.1	99.1	98.9	99.0	98.7	98.7	98.7	98.7	98.7	98.7
	滋賀県	99.0	99.1	99.9	99.5	100.0	99.9	99.5	100.0	100.0	99.4	99.5	99.3	100.0	100.0	99.6	99.6	99.6
	栃木県	98.5	99.0	99.0	98.4	98.4	99.0	98.4	98.4	98.4	98.2	98.2	98.3	98.1	98.1	98.3	98.3	98.3
	群馬県	96.9	97.1	96.4	95.9	96.2	96.4	95.9	96.2	96.2	96.3	96.6	96.7	96.6	96.6	96.2	96.2	96.2
	宮城県	98.2	98.2	98.1	98.4	98.7	98.1	98.4	98.7	98.7	98.8	99.3	99.3	99.4	99.4	99.5	99.5	99.5
	山梨県	98.5	98.0	98.5	98.3	98.2	98.5	98.3	98.2	98.2	98.7	98.7	97.5	97.7	97.7	98.1	98.1	98.1
	三重県	98.2	98.4	98.3	98.5	98.6	98.3	98.5	98.6	98.6	98.6	98.7	98.8	99.3	99.3	99.3	99.3	99.3
石川県	99.4	99.5	100.6	100.4	100.4	100.6	100.4	100.4	100.4	100.3	100.2	100.2	100.1	100.1	99.4	99.4	99.4	
福岡県	97.0	97.1	97.7	97.0	96.8	97.0	97.0	96.8	96.8	96.6	96.8	97.4	97.5	97.5	97.3	97.3	97.3	
香川県	97.9	98.0	98.5	98.5	98.3	98.5	98.5	98.3	98.3	98.4	98.3	98.2	98.2	98.5	98.2	98.2	98.2	
岡山県	98.9	98.6	98.4	98.0	98.4	98.4	98.0	98.4	98.4	98.3	97.6	97.5	97.8	97.8	97.8	97.8	97.8	
福井県	99.6	99.7	99.7	99.3	99.3	99.7	99.3	99.3	99.3	99.4	99.3	99.4	99.5	99.5	99.4	99.4	99.4	
奈良県	97.7	97.2	97.3	96.6	96.8	97.3	96.6	96.8	96.8	97.1	97.5	97.3	97.3	97.3	97.0	97.0	97.0	
山口県	98.4	97.9	98.8	99.1	98.9	98.8	99.1	98.9	98.9	98.5	98.7	99.4	100.0	100.0	99.9	99.9	99.9	
長野県	97.2	96.9	97.3	96.9	96.8	97.3	96.9	96.8	96.8	97.1	97.7	97.7	97.4	97.4	97.5	97.5	97.5	
北海道	99.2	98.9	99.2	99.2	99.8	99.2	99.2	99.8	99.8	99.8	99.9	100.3	100.8	100.8	101.1	101.1	101.1	
岐阜県	97.0	97.0	97.0	96.8	97.2	97.0	96.8	97.2	97.2	97.4	97.3	97.4	97.3	97.3	97.2	97.2	97.2	
徳島県	98.4	98.3	98.8	99.3	99.4	98.8	99.3	99.4	99.4	99.6	100.1	99.6	99.8	99.8	99.2	99.2	99.2	
福島県	99.1	100.0	100.1	99.8	99.9	100.1	99.8	99.9	99.4	99.4	99.6	99.4	99.4	99.4	99.3	99.3	99.3	
新潟県	97.9	98.2	99.1	98.9	98.8	99.1	98.9	98.8	98.9	98.7	98.7	98.2	98.3	98.3	98.4	98.4	98.4	
和歌山県	100.0	100.1	99.9	100.0	100.0	99.9	100.0	100.0	100.0	99.6	99.2	99.4	99.4	99.4	99.2	99.2	99.2	
愛媛県	97.6	97.6	98.4	98.6	98.5	98.4	98.6	98.5	98.6	98.1	97.9	97.9	98.2	98.2	98.1	98.1	98.1	
島根県	99.8	99.4	100.1	99.9	99.7	100.1	99.9	99.7	99.9	99.3	99.5	99.5	99.9	99.9	99.6	99.6	99.6	
大分県	97.5	97.6	97.4	97.1	97.0	97.4	97.1	97.0	97.1	97.3	97.7	97.9	97.8	97.8	97.4	97.4	97.4	
熊本県	98.1	98.2	98.2	98.6	98.6	98.2	98.6	98.6	98.6	98.6	98.8	98.7	99.0	99.0	98.9	98.9	98.9	
山形県	100.6	100.7	100.8	100.7	101.0	100.8	100.7	101.0	101.0	100.0	100.2	100.5	100.8	100.8	100.7	100.7	100.7	
佐賀県	97.1	97.0	97.2	96.8	96.7	97.2	96.8	96.7	96.7	97.2	97.5	98.2	98.2	98.2	97.9	97.9	97.9	
長崎県	98.9	98.7	100.4	100.2	100.1	100.4	100.2	100.1	100.1	99.9	99.8	99.5	99.2	99.2	99.1	99.1	99.1	
岩手県	98.4	97.9	99.0	98.5	98.9	99.0	98.5	98.9	98.9	99.1	99.1	99.0	99.4	99.4	99.1	99.1	99.1	
高知県	99.2	98.8	99.2	99.2	99.5	99.2	99.2	99.5	99.2	99.2	99.8	99.2	99.9	99.9	99.4	99.4	99.4	
鳥取県	98.1	98.3	98.5	98.7	98.8	98.5	98.7	98.8	98.8	98.8	98.6	98.2	98.3	98.3	98.2	98.2	98.2	
秋田県	98.0	97.9	98.5	98.1	98.4	98.5	98.1	98.4	98.4	98.3	98.4	97.9	98.4	98.4	98.7	98.7	98.7	
鹿児島県	97.8	97.2	96.7	96.1	96.4	96.7	96.1	96.4	96.4	96.1	96.3	97.2	97.2	97.2	96.6	96.6	96.6	
宮崎県	96.1	95.9	96.4	96.1	96.4	96.4	96.1	96.4	96.4	96.0	96.0	95.9	96.2	96.2	96.1	96.1	96.1	
青森県	98.5	98.8	98.9	98.8	98.3	98.9	98.8	98.3	98.3	98.6	98.4	98.1	97.9	97.9	98.3	98.3	98.3	
沖縄県	98.4	98.4	98.0	98.3	98.3	98.0	98.3	98.3	98.3	98.5	98.4	98.0	98.5	98.5	99.0	99.0	99.0	

資料出所 総務省「小売物価統計調査（構造編）」

（注）指数は「総合」である。なお、消費者物価地域差指数における「総合」は、持家の帰属家賃を含まない。

6 消費支出額の推移 (総世帯)
 (1) 1月あたりの消費支出額の推移 (総世帯)

(単位：円)

ランク	都道府県	消費支出額										等価消費支出額				
		平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年			
A ランク	東京都	267,077	276,514	262,047	277,592	277,332	279,319	179,250	189,464	179,552	188,009	192,295	189,614			
	神奈川県	254,281	259,694	252,266	232,059	246,388	263,825	169,145	176,292	168,177	161,292	170,839	181,625			
	大阪府	216,882	228,779	203,959	196,663	211,308	222,395	145,562	156,757	139,424	137,692	151,321	154,950			
	愛知県	250,540	243,795	236,692	221,606	249,640	254,012	160,392	164,741	156,070	151,487	169,859	172,435			
	埼玉県	240,717	269,795	257,407	238,081	249,555	255,697	164,168	192,711	178,910	167,929	182,007	186,486			
	千葉県	230,122	226,781	220,121	216,715	225,587	208,876	164,794	168,565	164,069	164,765	176,693	165,131			
	兵庫県	219,630	225,195	195,776	241,334	244,944	221,983	152,286	153,582	139,840	171,077	169,431	161,898			
	京都府	238,308	226,956	217,123	229,655	244,352	247,571	162,904	154,068	145,396	151,760	168,619	177,289			
	茨城県	246,548	258,527	249,114	252,168	240,726	261,988	164,001	169,004	167,194	171,579	167,316	178,260			
	静岡県	248,534	224,760	217,225	221,676	217,550	232,366	167,182	154,366	154,375	152,248	155,791	169,470			
	富山県	261,084	257,579	262,443	265,734	264,279	264,541	164,467	167,670	166,316	171,174	170,948	177,150			
	広島県	237,466	239,054	235,660	221,238	228,948	240,977	156,922	160,805	159,609	149,841	155,063	170,396			
	滋賀県	212,198	260,842	259,834	262,346	277,837	250,989	146,083	166,307	163,356	180,180	188,608	174,030			
	栃木県	269,047	271,032	257,320	258,105	260,323	280,396	169,484	171,416	159,583	168,729	168,038	180,995			
	群馬県	234,318	220,919	244,909	246,285	257,081	252,685	156,212	148,944	162,911	162,396	172,931	169,210			
	宮城県	222,335	212,499	195,700	204,233	202,684	223,996	153,426	149,514	139,078	147,778	149,421	163,366			
	山梨県	222,031	241,745	200,504	192,344	236,719	223,439	152,133	169,255	144,326	142,575	168,655	157,211			
	三重県	242,072	262,717	236,638	244,592	232,109	281,715	158,587	171,743	155,696	161,985	153,048	182,609			
	石川県	290,464	285,851	254,653	257,606	265,122	265,079	180,835	181,883	162,361	161,319	165,379	165,352			
福井県	254,719	222,768	241,256	230,718	231,705	245,679	178,339	156,739	166,482	155,550	157,292	172,859				
香川県	283,489	266,327	237,873	226,112	239,155	232,989	180,016	172,634	152,283	150,076	162,349	163,125				
岡山県	227,153	238,047	205,392	206,621	237,183	249,763	159,039	167,489	144,157	143,266	166,061	173,179				
福岡県	224,132	235,460	208,259	222,110	219,015	234,708	147,468	154,921	139,774	149,070	147,325	157,882				
奈良県	249,781	280,514	266,620	264,018	253,130	262,528	165,422	185,369	176,187	176,404	171,049	176,197				
山口県	225,102	234,208	204,766	214,792	252,464	215,452	168,249	164,382	147,394	151,881	184,128	155,489				
長野県	257,572	282,190	232,057	251,065	235,092	262,284	163,230	180,654	153,348	168,126	158,140	178,876				
北海道	230,551	235,836	239,078	218,534	217,347	244,480	152,352	160,466	166,979	153,004	155,645	169,110				
岐阜県	276,002	256,803	260,046	256,353	261,480	269,015	170,841	165,079	165,463	163,445	169,492	179,343				
徳島県	227,377	220,490	233,981	227,113	234,076	253,435	153,999	151,792	159,574	159,011	161,145	180,108				
福井県	250,724	249,189	223,135	266,672	248,991	261,274	167,522	159,527	148,427	173,958	161,397	185,212				
新潟県	239,148	227,906	225,955	224,096	237,714	241,794	161,601	148,987	152,339	157,285	161,000	166,065				
和歌山県	194,545	204,221	194,712	187,273	225,787	225,446	131,461	144,046	132,179	124,572	149,860	150,970				
愛媛県	235,203	223,357	212,308	222,616	220,403	200,072	149,960	142,698	131,922	141,077	143,167	130,236				
島根県	229,817	225,078	222,590	207,750	218,660	225,273	160,511	162,015	158,188	151,922	156,186	161,321				
大分県	246,588	208,701	231,051	233,686	227,246	252,847	167,010	142,003	153,017	159,003	159,890	180,146				
熊本県	202,684	220,261	227,359	213,032	205,418	215,310	144,041	153,092	161,577	154,958	151,436	153,793				
山形県	239,933	230,428	236,045	254,178	218,569	235,685	164,787	153,278	154,971	168,704	148,374	161,489				
佐賀県	214,930	247,280	198,835	214,267	187,405	208,851	157,594	177,537	149,033	156,688	144,158	154,387				
長崎県	231,617	238,713	212,528	209,987	216,962	225,799	157,961	164,728	143,613	143,881	151,904	150,533				
岩手県	248,864	245,443	210,776	247,962	230,202	245,926	161,655	155,856	147,573	161,069	154,155	165,803				
高知県	250,838	246,385	223,433	238,316	230,233	232,139	162,254	162,461	150,297	161,779	159,255	161,348				
高知県	220,191	233,897	206,039	206,360	208,806	206,405	151,228	165,390	145,692	145,194	151,087	148,574				
秋田県	242,974	245,246	211,447	221,509	241,404	228,649	159,520	161,710	148,043	149,003	159,874	158,922				
鹿児島県	230,185	241,722	233,253	256,502	243,020	238,439	149,207	160,437	152,809	168,402	160,944	162,237				
宮崎県	260,402	207,951	214,248	199,923	228,582	229,687	178,425	144,536	142,201	146,591	154,110	158,499				
青森県	217,200	209,346	213,278	211,193	207,625	212,623	140,790	138,340	138,539	145,048	144,659	145,687				
沖縄県	189,065	180,004	176,895	195,871	202,555	207,763	127,468	125,720	123,851	132,966	140,785	146,182				
全国計		246,399	249,704	233,568	235,120	244,231	161,421	164,650	155,025	156,747	163,917	166,744				

資料出所 総務省「家計調査」

(注) 1. 各都道府県の数値は都道府県庁所在地の都府県庁所在地以外の地域も含まれる。
 2. 「等価消費支出額」は、「消費支出額」を「世帯人員」の平方根で除して算出。

(2) 1月あたりの消費支出額の推移（総世帯のうち勤労者世帯）

(単位：円)

ランク	都道府県	消費支出額										等価消費支出額				
		平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年			
A ランク	東京都	291,734	296,144	271,417	319,634	299,562	302,955	188,313	199,660	182,575	200,556	202,889	195,557			
	神奈川県	267,001	299,782	278,380	248,706	259,721	287,940	167,203	189,979	178,581	166,921	172,383	190,276			
	大阪府	233,755	250,980	228,993	224,200	225,259	247,376	146,383	160,019	147,814	147,513	154,345	163,829			
	愛知県	272,368	261,840	254,940	227,628	251,860	262,325	167,631	172,652	164,563	153,119	170,581	176,459			
	埼玉県	277,262	294,867	336,541	269,050	284,894	275,676	170,321	196,578	206,347	179,767	200,451	190,235			
	千葉県	257,771	246,163	239,398	237,123	253,996	241,371	169,969	171,510	170,133	166,839	186,742	178,427			
	兵庫県	256,793	255,452	209,510	270,524	249,137	233,980	167,158	163,873	139,673	180,349	155,711	165,864			
	京都府	290,005	256,162	257,160	296,999	259,533	341,844	179,853	156,476	154,234	171,472	161,892	210,390			
	茨城県	273,104	283,640	271,934	283,178	280,446	295,271	172,726	172,618	174,088	182,411	183,726	183,119			
	静岡県	297,407	279,559	250,251	262,488	272,026	250,593	182,010	165,018	163,594	166,345	173,791	175,450			
	富山県	299,303	277,671	275,334	295,152	295,180	286,790	173,966	171,219	167,253	178,308	175,777	182,851			
	広島県	266,757	259,187	244,926	219,205	239,638	246,310	163,559	163,924	158,429	142,690	159,759	167,593			
	滋賀県	269,658	300,600	273,248	273,492	302,772	265,738	160,013	166,743	158,288	182,328	191,490	176,377			
	栃木県	322,913	302,997	293,971	288,273	301,179	324,973	182,813	182,053	170,579	181,956	180,311	194,906			
	群馬県	280,465	230,894	284,092	268,818	316,056	297,513	170,370	152,579	180,036	167,684	192,703	182,761			
	宮城県	240,380	264,508	233,711	236,531	205,171	258,889	148,507	164,996	146,933	157,338	146,551	180,377			
	山梨県	247,910	262,544	203,962	206,804	272,458	265,863	154,944	178,639	144,223	152,045	184,957	174,925			
	三重県	269,834	295,768	250,458	285,063	268,983	330,179	162,716	179,007	152,142	173,163	163,095	196,968			
	石川県	297,693	288,076	265,855	270,008	297,533	307,423	179,190	179,348	163,006	162,232	164,788	177,491			
福井県	263,527	236,958	251,736	250,987	243,864	261,880	176,868	159,757	163,866	159,057	157,414	179,017				
香川県	344,805	304,012	267,055	265,346	265,497	260,254	197,435	177,303	157,913	163,931	172,096	176,672				
岡山県	256,961	249,245	228,922	239,485	253,776	277,839	168,341	173,657	156,488	152,073	168,809	172,975				
福岡県	284,894	283,794	269,528	272,934	275,708	269,852	167,875	171,760	156,660	158,372	161,346	163,622				
奈良県	277,249	308,161	314,862	310,093	271,321	303,167	163,941	186,850	188,842	186,317	171,256	185,884				
山口県	245,471	281,822	235,539	252,234	273,786	251,284	178,083	172,472	161,769	168,531	185,431	159,565				
長門県	268,142	309,929	243,745	283,252	252,615	287,871	161,403	187,578	156,042	182,081	167,666	182,066				
北海道	269,521	259,400	252,685	230,308	241,186	294,841	163,421	163,407	171,534	149,287	163,352	187,224				
北海道	330,124	312,901	299,204	329,679	325,145	302,080	185,124	175,191	173,909	186,049	190,932	189,542				
岐阜県	305,588	304,562	256,659	266,998	286,492	283,974	179,139	179,154	162,325	173,801	171,518	186,038				
徳島県	302,945	311,331	246,354	309,297	284,519	277,321	186,098	173,229	152,489	186,175	171,260	189,131				
新潟県	286,466	268,017	254,052	258,446	272,085	277,479	181,906	159,039	150,224	173,458	174,185	171,755				
和歌山県	209,575	228,865	294,393	229,816	278,480	272,151	134,167	153,951	169,404	136,853	169,165	165,626				
愛媛県	278,100	263,638	253,554	247,895	259,441	229,230	158,720	150,222	139,577	146,328	150,039	134,841				
島根県	266,811	236,185	262,148	230,561	254,736	250,556	167,084	158,517	169,925	166,393	163,751	170,088				
大分県	274,383	234,142	264,462	258,477	254,823	282,243	173,189	144,930	162,458	167,546	167,661	196,172				
熊本県	241,407	281,918	294,626	247,624	235,625	255,933	152,679	171,253	185,230	161,532	155,367	161,543				
山形県	265,624	253,719	286,256	281,545	250,202	257,493	172,541	165,157	175,515	179,507	158,242	171,662				
佐賀県	237,933	309,562	211,265	238,649	213,578	233,008	161,519	200,659	158,350	167,499	152,556	161,175				
長崎県	263,773	279,959	236,922	251,078	246,557	279,109	164,858	182,238	148,952	155,117	159,484	165,621				
岩手県	315,496	288,790	231,071	286,825	274,348	290,513	190,947	171,972	153,031	179,970	167,585	176,801				
高知県	294,986	261,788	252,957	263,497	258,493	249,942	175,662	162,982	155,980	170,800	174,276	165,166				
鳥取県	224,430	276,075	215,070	225,412	248,863	250,393	147,664	177,836	149,846	148,310	171,324	166,559				
秋田県	296,141	281,663	291,388	255,676	293,133	272,867	175,727	166,843	177,662	157,358	177,088	171,212				
鹿児島県	279,847	284,339	259,830	289,971	269,254	258,121	161,570	165,549	156,117	176,798	163,560	161,326				
宮崎県	325,796	228,297	257,561	207,153	263,996	279,399	204,021	149,242	152,834	148,727	162,478	177,062				
青森県	249,593	268,359	249,053	237,527	233,006	248,362	150,510	156,245	147,268	156,621	151,354	161,670				
沖縄県	229,970	221,422	205,939	249,796	250,691	228,194	142,076	142,042	137,293	149,549	160,488	155,990				
全国計		275,706	280,531	262,359	263,907	273,417	169,365	173,978	163,655	166,246	172,924	173,251				

資料出所 総務省「家計調査」

(注) 1. 各都道府県の数値は都道府県庁所在地以外の地域も含まれる。
2. 「等価消費支出額」は、「消費支出額」を「世帯人員」の平方根で除して算出。

7 労働者数等の推移

(1) 常用労働者数 [事業所規模5人以上] (ランク別・都道府県別・暦年)

ランク	都道府県	人数(万人)					前年比増減(%)				
		平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
A ランク	東京都	797	812	806	800	797	6.3	1.9	△ 0.7	△ 0.8	△ 0.4
	神奈川県	299	303	302	299	306	8.2	1.3	△ 0.5	△ 0.9	2.4
	大阪府	389	394	394	394	379	△ 0.7	1.2	0.0	0.1	△ 3.8
	愛知県	319	320	319	318	318	5.5	0.4	△ 0.3	△ 0.5	0.0
	埼玉県	211	214	215	214	222	1.2	1.5	0.2	△ 0.4	3.6
	千葉県	174	172	172	172	177	2.6	△ 0.9	△ 0.1	0.0	2.7
	兵庫県	180	182	180	178	182	4.7	0.9	△ 1.0	△ 1.0	2.3
	京都府	92	95	95	96	95	4.2	4.1	△ 0.8	1.2	△ 0.6
	茨城県	99	99	98	98	102	△ 0.5	△ 0.4	△ 0.8	0.0	4.0
	静岡県	140	141	141	141	142	△ 0.2	1.0	△ 0.4	0.4	0.9
	富山県	42	42	42	42	43	0.1	0.1	0.9	0.4	1.8
	広島県	105	107	107	107	112	4.6	1.7	0.2	△ 0.1	4.2
	滋賀県	51	51	50	50	50	3.5	△ 0.9	△ 0.4	△ 0.6	0.5
	栃木県	70	70	70	71	74	△ 1.7	0.6	0.2	1.0	3.7
	群馬県	73	73	71	72	73	3.4	△ 0.1	△ 2.7	0.4	2.2
	宮城県	81	80	80	80	77	△ 2.3	△ 0.8	0.4	△ 1.0	△ 3.3
	山梨県	29	29	29	29	29	4.1	1.5	△ 0.1	△ 1.2	1.5
B ランク	三重県	65	65	65	66	67	3.3	0.1	0.8	0.6	2.6
	石川県	43	44	43	42	43	△ 1.8	2.3	△ 1.0	△ 2.1	1.9
	福井県	180	180	182	182	187	8.4	△ 0.3	1.0	0.2	3.0
	香川県	34	35	34	34	35	0.9	1.3	△ 1.4	△ 1.3	3.6
	岡山県	68	68	68	67	68	0.5	0.7	△ 1.1	△ 0.8	0.9
	福岡県	30	30	30	30	30	0.7	1.2	△ 1.3	0.9	1.9
	奈良県	39	39	39	39	39	16.4	0.2	1.1	0.8	△ 1.6
	山口県	48	49	48	48	47	△ 2.5	0.2	△ 0.3	△ 1.1	△ 2.4
	長野県	75	74	75	76	76	2.8	△ 0.7	1.8	0.4	△ 0.2
	北海道	177	179	180	179	181	△ 0.3	1.4	0.5	△ 0.3	1.0
	岐阜県	68	68	68	67	68	2.0	0.2	0.0	△ 0.8	1.7
	徳島県	24	23	24	25	24	4.4	△ 1.4	1.9	2.8	△ 3.1
	福徳県	65	66	66	65	67	△ 4.3	1.7	0.5	△ 1.7	2.4
	新潟県	80	82	82	81	83	△ 0.7	2.5	△ 0.2	△ 1.4	2.0
	和歌山県	29	29	29	28	29	3.3	0.1	△ 2.9	△ 2.3	2.7
	愛媛県	45	46	45	45	46	3.8	1.4	△ 0.8	△ 1.6	3.3
	C ランク	島根県	23	24	23	23	24	△ 1.2	1.1	△ 1.8	0.9
大分県		38	38	38	38	37	△ 2.5	0.2	△ 0.3	△ 0.7	△ 1.6
熊本県		57	58	57	56	56	5.2	0.9	△ 1.8	△ 0.8	△ 1.4
山形県		38	38	38	38	39	△ 0.9	1.3	△ 0.8	△ 0.8	3.3
佐賀県		28	28	28	28	29	8.5	0.3	1.1	△ 0.8	2.9
長崎県		43	43	42	42	41	1.9	1.1	△ 3.2	0.0	△ 3.1
岩手県		42	42	42	42	41	2.4	△ 1.4	0.3	△ 0.3	△ 1.6
高知県		23	23	23	23	23	2.8	0.9	△ 0.4	△ 0.5	0.3
鳥取県		18	18	18	18	19	△ 3.7	1.2	0.0	1.2	4.6
秋田県		33	33	33	32	32	2.1	0.5	△ 1.3	△ 1.0	△ 0.9
鹿児島県		51	53	53	53	57	8.2	4.0	△ 1.2	1.2	7.8
宮崎県		34	35	35	34	35	9.5	1.4	△ 0.7	△ 2.6	4.0
青森県		42	42	42	42	40	4.5	△ 0.5	△ 1.0	0.9	△ 4.0
沖縄県		46	47	47	48	49	11.0	2.2	0.8	1.0	2.1
全国計		4,981	5,078	5,130	5,189	5,134	1.1	2.0	1.0	1.2	0.9

資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査地方調査」

- (注) 1 事業所規模5人以上の数値である。
 2 全国計の数値は、毎月勤労統計調査全国調査の結果であり、都道府県別の数値の合計とは一致しない。
 3 各都道府県の増減率は労働基準局賃金課にて常用労働者数から算出。
 4 ランク区分は令和5年の見直し後のもの。

(2) 雇用保険の被保険者数（ランク別・都道府県別・暦年）

ランク	都道府県	人数（万人）					前年比増減（%）				
		令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
A ランク	東京都	1,028	1,039	1,056	1,065	1,081	2.2	1.0	1.6	0.9	1.5
	神奈川県	223	226	228	229	232	1.4	1.3	1.0	0.8	0.9
	大阪府	368	370	373	375	377	1.7	0.7	0.9	0.4	0.5
	愛知県	291	293	294	294	295	1.8	0.5	0.4	0.1	0.1
	埼玉県	154	156	159	159	159	1.7	1.5	1.7	0.2	0.3
	千葉県	124	126	128	128	129	2.0	1.5	1.3	0.2	0.4
	兵庫県	142	143	144	143	143	1.3	0.6	0.3	△ 0.4	△ 0.3
	京都府	76	77	77	77	77	1.3	0.8	0.1	△ 0.0	△ 0.1
	茨城県	80	81	82	82	82	1.3	0.9	1.0	0.6	0.3
	静岡県	118	118	119	119	119	1.2	0.2	0.5	0.1	0.1
	富山県	37	37	37	37	37	0.6	△ 0.3	△ 0.4	△ 0.5	△ 0.8
	広島県	102	102	103	102	102	0.9	0.3	0.8	△ 0.7	△ 0.3
	滋賀県	40	40	40	40	40	1.8	0.3	△ 0.0	0.3	△ 0.0
	栃木県	58	58	59	59	59	1.3	0.8	1.0	0.3	0.6
	群馬県	62	63	63	64	64	1.6	0.8	0.2	1.1	0.7
	宮城県	74	74	74	73	73	0.9	0.0	0.1	△ 0.8	△ 0.3
	山梨県	22	23	23	23	23	1.5	0.7	0.6	0.6	0.0
B ランク	三重県	50	51	51	51	51	1.2	0.1	0.4	0.6	△ 0.2
	石川県	39	39	39	38	38	0.8	0.0	△ 0.3	△ 0.7	0.1
	福井県	174	177	178	177	177	1.5	1.4	0.6	△ 0.1	△ 0.1
	香川県	33	33	32	32	32	0.9	0.8	△ 2.8	△ 1.0	0.1
	岡山県	60	61	60	60	60	1.2	0.9	△ 0.4	△ 0.5	△ 0.4
	福井県	26	26	26	26	26	0.9	0.3	△ 0.1	△ 0.6	△ 0.7
	奈良県	25	25	25	25	25	1.3	0.8	0.2	△ 0.1	△ 0.2
	山口県	41	41	41	40	40	0.7	0.0	△ 0.2	△ 0.8	△ 0.2
	長野県	64	64	64	64	64	1.0	0.2	0.3	0.1	0.2
	北海道	156	157	157	156	155	1.1	0.8	0.1	△ 0.6	△ 0.6
	岐阜県	60	61	61	61	61	1.2	0.4	0.3	△ 0.1	△ 0.1
	徳島県	20	20	20	20	20	0.7	0.0	△ 0.4	△ 0.3	△ 0.1
	福島県	58	58	58	58	57	0.4	△ 0.3	△ 0.3	△ 0.7	△ 1.0
	新潟県	73	73	73	72	72	0.6	△ 0.3	△ 0.3	△ 0.9	△ 0.8
	和歌山県	24	24	25	24	24	0.8	0.3	0.3	△ 0.6	△ 1.0
	愛媛県	41	41	41	40	40	0.5	0.2	△ 0.8	△ 0.8	△ 0.4
	島根県	21	21	20	20	20	0.3	△ 0.8	△ 0.5	△ 0.7	△ 1.1
C ランク	大分県	34	33	33	33	33	0.1	△ 0.1	△ 0.5	△ 0.4	△ 0.4
	熊本県	49	50	50	50	50	1.1	0.7	0.7	0.1	0.4
	山形県	33	32	32	32	32	0.2	△ 0.6	△ 0.4	△ 0.6	△ 0.7
	佐賀県	24	24	24	24	24	0.6	0.4	0.2	△ 0.4	0.2
	長崎県	37	37	37	36	36	0.0	△ 0.1	△ 0.5	△ 1.0	△ 0.9
	岩手県	37	37	37	36	36	0.2	△ 0.4	△ 0.7	△ 0.9	△ 0.8
	高知県	20	20	20	19	19	0.1	△ 0.2	△ 1.0	△ 0.7	△ 0.8
	鳥取県	16	16	16	16	16	0.7	△ 0.1	△ 0.6	△ 0.7	△ 1.7
	秋田県	29	29	29	29	28	△ 0.2	0.4	0.0	△ 0.2	△ 1.4
	鹿児島県	46	46	46	46	46	0.8	0.3	0.3	△ 0.1	△ 0.5
	宮崎県	30	30	30	30	30	0.9	0.3	0.2	△ 0.4	△ 0.2
	青森県	36	36	35	35	35	0.3	△ 0.5	△ 0.8	△ 1.1	△ 1.2
	沖縄県	43	44	45	45	45	2.2	2.0	1.2	0.2	0.0
	全国計	4,399	4,430	4,461	4,469	4,484	1.5	0.7	0.7	0.2	0.4

資料出所 厚生労働省「雇用保険事業月報」

(注) 1 労働者が雇用される事業所ごとに適用事業所として届け出ることとなるが、本社のみで労務管理を行っている場合などは、本社が支社を一括して適用事業所の届出を行う場合がある。(＝雇用保険における被保険者数の計上は、届出のあった都道府県のみで計上される)

2 一括適用事業所となった場合、雇用保険データにおける被保険者数の計上は、届出のあった都道府県のみで計上される。

3 被保険者には、一般被保険者の他、高年齢継続被保険者、短期雇用特例被保険者、日雇労働被保険者、日雇労働被保険者数の都道府県計は全国計に必ずしも一致しない。

4 一般被保険者の雇用保険加入要件については、一週間の所定労働時間が20時間以上及び31日以上の雇用見込み。

5 ランク区分は令和5年の見直し後のもの。

(3) 就業者数（ランク別・都道府県別・暦年）

ランク	都道府県	人数(万人)					前年比(%)				
		令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
A ランク	東京都	810	816	823	833	838	1.9	0.7	0.9	1.2	0.6
	神奈川県	509	505	500	503	508	2.6	△ 0.8	△ 1.0	0.6	1.0
	大阪府	459	463	463	465	467	3.6	0.7	0.0	0.6	0.4
	愛知県	414	414	417	418	422	1.6	0.0	0.6	0.4	0.8
	埼玉県	398	396	399	403	404	1.4	△ 0.4	0.7	1.0	0.2
	千葉県	337	338	338	339	342	1.1	0.2	0.0	0.4	0.9
	兵庫県	274	275	276	277	278	△ 0.3	0.3	0.3	0.4	0.3
	京都府	137	136	135	135	135	1.1	△ 0.2	△ 0.7	△ 0.7	0.4
	茨城県	151	150	150	150	150	0.2	△ 0.2	△ 0.1	△ 0.1	0.2
	静岡県	200	198	198	197	197	△ 0.3	△ 0.8	△ 0.3	△ 0.3	0.1
B ランク	富山県	56	56	56	55	55	0.2	△ 0.4	△ 0.4	△ 0.9	0.0
	広島県	145	145	145	145	145	0.6	0.3	△ 0.2	△ 0.2	0.2
	滋賀県	77	76	75	76	78	1.6	△ 0.8	△ 1.4	1.5	2.1
	栃木県	103	103	103	103	103	0.2	△ 0.2	△ 0.2	0.0	0.3
	群馬県	103	103	103	103	103	0.5	0.0	0.0	0.0	0.3
	宮城県	123	122	122	121	122	1.0	△ 0.3	△ 0.7	△ 0.8	1.1
	山梨県	45	44	44	44	44	△ 0.2	△ 2.9	0.7	△ 0.9	1.6
	三重県	99	96	95	94	93	3.2	△ 3.0	△ 1.4	△ 1.1	△ 1.4
	石川県	62	61	61	61	61	0.0	△ 0.5	△ 0.8	△ 0.3	0.5
	福井県	261	262	262	262	262	0.9	0.4	0.1	0.1	0.2
C ランク	香川県	49	49	49	48	48	△ 0.2	△ 0.2	△ 1.0	△ 0.4	△ 0.4
	岡山県	96	96	96	96	96	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0
	福岡県	43	42	42	41	41	0.5	△ 0.5	△ 0.9	△ 1.9	△ 0.7
	奈良県	66	66	66	66	65	0.5	0.2	0.2	△ 0.3	△ 0.8
	山口県	69	68	68	66	66	△ 0.6	△ 1.6	△ 0.7	△ 2.2	△ 0.9
	長野県	114	114	112	111	111	0.2	△ 0.4	△ 1.2	△ 1.2	0.1
	北海道	267	263	261	260	264	0.9	△ 1.2	△ 0.8	△ 0.4	1.4
	岐阜県	111	111	111	111	111	△ 0.1	0.0	0.0	△ 0.2	△ 0.1
	徳島県	36	36	36	36	35	0.0	△ 0.6	△ 0.6	△ 0.3	△ 0.3
	福岛県	98	97	97	96	96	△ 0.1	△ 0.6	△ 0.8	△ 0.8	△ 0.3
全国計	新潟県	118	117	116	116	116	△ 0.3	△ 0.9	△ 0.8	△ 0.5	0.0
	和歌山県	48	48	46	46	46	2.1	△ 1.9	△ 2.5	△ 0.9	0.4
	愛媛県	69	68	68	68	67	0.4	△ 0.3	△ 1.2	△ 0.1	△ 0.3
	島根県	36	35	35	37	35	△ 0.3	△ 4.4	0.9	5.7	△ 4.6
	大分県	59	59	59	59	58	0.9	0.0	△ 1.0	△ 0.3	△ 1.0
	熊本県	91	92	92	92	92	0.2	0.2	0.1	0.0	0.2
	山形県	59	58	58	58	57	1.7	△ 1.9	0.0	1.0	△ 1.2
	佐賀県	43	44	44	44	44	△ 3.0	3.1	0.9	0.0	△ 0.5
	長崎県	67	67	66	66	65	△ 0.6	△ 0.6	△ 1.0	△ 1.1	△ 0.3
	岩手県	66	66	64	64	63	△ 0.4	△ 1.2	△ 2.0	△ 1.2	△ 1.1
高知県	36	35	35	35	34	△ 0.3	△ 0.6	△ 1.1	△ 1.1	△ 0.9	
鳥取県	30	30	30	30	30	△ 0.3	△ 0.3	△ 0.3	△ 0.3	△ 0.3	
秋田県	50	49	49	47	47	0.0	△ 1.6	△ 0.4	△ 2.3	△ 1.5	
鹿児島県	80	80	80	80	79	△ 1.2	△ 0.5	0.3	△ 0.4	△ 1.1	
宮崎県	56	56	55	54	54	0.5	0.2	△ 1.4	△ 1.8	△ 0.4	
青森県	65	65	64	64	63	△ 0.2	△ 0.8	△ 0.9	△ 0.8	△ 0.3	
沖縄県	73	74	74	75	76	3.0	0.4	0.5	0.8	1.7	
全国計	6,750	6,710	6,713	6,723	6,747	1.0	△ 0.6	0.0	0.1	0.4	

資料出所 総務省統計局「労働力調査都道府県別結果（モデル推計値）」、「労働力調査」

- (注) 1 都道府県別に表章するように標本設計を行っておらず(北海道、沖縄県を除く)、標本規模も小さいことなどから、標本誤差が大きく、利用に際して注意が必要。
 2 毎年1～3月期平均公表時に、新たな結果を追加して再計算を行い、前年までの過去5年間の年平均結果を遡って一部改定している。
 3 全国計の数値は労働力調査結果の数値であり、都道府県別の数値の合計とは一致しない。
 4 ランク区分は令和5年の見直し後のもの。
 5 前年比は労働基準局賃金課において就業者数から算出。

III 業務統計資料編

1 地域別最低賃金改定状況

(1) 令和5年度 地域別最低賃金の審議・決定状況

ランク	都道府県名	前年度決定金額 (円)	改定最低賃金額				結審月日 (答申日)	採決状況	発効日
			最低賃金額 (円)	前年度比 (%)	引上げ額 (円)	引上げ率 (%)			
A	東京	1072	1113	104	41	3.82%	8月7日	● 使側4名反対	10月1日
A	神奈川	1071	1112	104	41	3.83%	8月4日	● 使側1名反対	10月1日
A	大阪	1023	1064	104	41	4.01%	8月7日	○	10月1日
A	愛知	986	1027	104	41	4.16%	8月4日	○	10月1日
A	埼玉	987	1028	104	41	4.15%	8月7日	○	10月1日
A	千葉	984	1026	104	42	4.27%	8月7日	●	10月1日
B	兵庫	960	1001	104	41	4.27%	8月7日	●	10月1日
B	京都	968	1008	104	40	4.13%	8月10日	●	10月6日
B	茨城	911	953	105	42	4.61%	8月7日	●	10月1日
B	静岡	944	984	104	40	4.24%	8月7日	●	10月1日
B	富山	908	948	104	40	4.41%	8月7日	●	10月1日
B	広島	930	970	104	40	4.30%	8月4日	○	10月1日
B	滋賀	927	967	104	40	4.31%	8月7日	● 使側2名反対	10月1日
B	栃木	913	954	104	41	4.49%	8月7日	●	10月1日
B	群馬	895	935	104	40	4.47%	8月9日	○	10月5日
B	宮城	883	923	105	40	4.53%	8月7日	○	10月1日
B	山梨	898	938	104	40	4.45%	8月7日	○	10月1日
B	三重	933	973	104	40	4.29%	8月7日	● 使側3名反対	10月1日
B	石川	891	933	105	42	4.71%	8月8日	○	10月8日
B	福岡	900	941	105	41	4.56%	8月10日	●	10月6日
B	香川	878	918	105	40	4.56%	8月7日	○	10月1日
B	岡山	892	932	104	40	4.48%	8月7日	○	10月1日
B	福井	888	931	105	43	4.84%	8月7日	●	10月1日
B	奈良	896	936	104	40	4.46%	8月7日	○	10月1日
B	山口	888	928	105	40	4.50%	8月7日	○	10月1日
B	長野	908	948	104	40	4.41%	8月7日	●	10月1日
B	北海道	920	960	104	40	4.35%	8月7日	●	10月1日
B	岐阜	910	950	104	40	4.40%	8月7日	● ▲ 使側1名 労働者側2名反対	10月1日
B	徳島	855	896	105	41	4.80%	8月7日	○	10月1日
B	福島	858	900	105	42	4.90%	8月7日	● 使側3名反対	10月1日
B	新潟	890	931	105	41	4.61%	8月7日	●	10月1日
B	和歌山	889	929	104	40	4.50%	8月7日	○	10月1日
B	愛媛	853	897	105	44	5.16%	8月10日	●	10月6日
B	島根	857	904	105	47	5.48%	8月10日	●	10月6日
C	大分	854	899	105	45	5.27%	8月10日	●	10月6日
C	熊本	853	898	105	45	5.28%	8月14日	●	10月8日
C	山形	854	900	105	46	5.39%	8月18日	●	10月14日
C	佐賀	853	900	106	47	5.51%	8月18日	●	10月14日
C	長崎	853	898	105	45	5.28%	8月17日	●	10月13日
C	岩手	854	893	105	39	4.57%	8月8日	▲	10月4日
C	高知	853	897	105	44	5.16%	8月14日	●	10月8日
C	鳥取	854	900	105	46	5.39%	8月9日	●	10月5日
C	秋田	853	897	105	44	5.16%	8月7日	●	10月1日
C	鹿児島	853	897	105	44	5.16%	8月10日	●	10月6日
C	宮崎	853	897	105	44	5.16%	8月10日	●	10月6日
C	青森	853	898	105	45	5.28%	8月10日	●	10月7日
C	沖縄	853	896	105	43	5.04%	8月14日	●	10月8日
全国加重平均額		961	1004	104	43	4.47%	—		—

備考

- 1 全国加重平均額 1,004円
- 2 答申時の採決状況 ○全会一致14件 ●使用者側反対26件 ▲労働者側反対 1件
●使用者側一部反対 5件 ●▲使用者側、労働者側双方一部反対 1件
- 3 答申時期 前年より早い16件 前年より遅い27件 前年と同じ4件
- 4 発効日 前年より早い14件 前年より遅い9件 前年と同じ24件
- 5 目安との比較 目安を上回る24件
- 6 異議申出状況 47局（前年度46局）

(2) 目安と改定額との関係の推移（都道府県別）

(単位：円)

ランク	都道府県	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
A ランク	東京都										
	神奈川県										
	大阪府										
B ランク	愛知県	+1									
	岐阜県	+2									
	静岡県	+2									
	富山県	+1									
	石川県	+1									
	福井県	+1									
	山梨県	+1									
	長野県	+1									
	新潟県	+1									
	群馬県	+1									
	茨城県	+1									
	栃木県	+1									
	群馬県	+1									
	埼玉県	+1									
	千葉県	+1									
C ランク	東京都										
	神奈川県										
	大阪府										
	兵庫県										
	奈良県										
	和歌山県										
	徳島県										
	香川県										
	愛媛県										
	高知県										
	福岡県										
	佐賀県										
	熊本県										
	鹿児島県										

(注) 令和2年度中央最低賃金審議会の答申では「引上げ額の目安を示すことは困難であり、現行水準を維持することが適当」とされたが、表では便宜的に引上げ額を記載している

(3) 効力発生年月日の推移

ランク	都道府県	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
A ランク	東京都	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1
	神奈川県	10.1	10.18	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1
	大阪府	10.5	10.1	10.1	9.30	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1
	愛知県	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1
	埼玉県	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1
	千葉県	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1
	兵庫県	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1
	京都府	10.22	10.7	10.2	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1
	茨城県	10.4	10.4	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1
	静岡県	10.5	10.3	10.5	10.4	10.4	10.3	10.4	10.1	10.2	10.5
B ランク	富山県	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1
	広島県	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1
	滋賀県	10.9	10.8	10.6	10.5	10.1	10.1	10.3	10.1	10.1	10.1
	栃木県	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1
	群馬県	10.5	10.8	10.6	10.7	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1
	埼玉県	10.16	10.3	10.5	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1
	山梨県	10.1	10.1	10.1	10.14	10.3	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1
	三重県	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1
	石川県	10.5	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1
	福井県	10.5	10.4	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1
	香川県	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1
	岡山県	10.5	10.2	10.1	10.1	10.1	10.3	10.2	10.3	10.2	10.1
	福岡県	10.4	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.4	10.2	10.1	10.1
	奈良県	10.3	10.7	10.6	10.1	10.1	10.4	10.5	10.1	10.1	10.1
	山梨県	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.5	10.1	10.1	10.1
	長野県	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.4	10.1	10.1	10.1
	北海道	10.8	10.8	10.1	10.1	10.1	10.3	10.3	10.1	10.1	10.1
	北海道	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1
	北海道	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1
	C ランク	北海道	10.17	10.17	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1
北海道		10.1	10.17	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1
北海道		10.17	10.16	10.7	10.6	10.1	10.1	10.3	10.2	10.6	10.8
北海道		10.4	10.4	10.2	10.6	10.4	10.4	10.3	10.6	10.6	10.14
北海道		10.1	10.7	10.6	10.6	10.6	10.3	10.3	10.2	10.2	10.14
北海道		10.4	10.16	10.5	10.1	10.1	10.4	10.3	10.2	10.8	10.13
北海道		10.26	10.18	10.16	10.13	10.5	10.1	10.3	10.2	10.20	10.4
北海道		10.8	10.4	10.12	10.6	10.5	10.5	10.5	10.2	10.9	10.8
北海道		10.5	10.7	10.6	10.1	10.1	10.1	10.3	10.1	10.1	10.5
北海道		10.19	10.8	10.1	10.1	10.1	10.1	10.3	10.2	10.6	10.6
北海道	10.16	10.16	10.1	10.6	10.5	10.4	10.4	10.6	10.6	10.6	
北海道	10.24	10.18	10.20	10.6	10.4	10.4	10.4	10.3	10.6	10.7	
北海道	10.24	10.9	10.1	10.1	10.3	10.3	10.3	10.3	10.6	10.8	

(4) 加重平均額と引上げ率の推移（全国・ランク別）

(単位：円)

	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
全 国	780 (2.09)	798 (2.31)	823 (3.13)	848 (3.04)	874 (3.07)	901 (3.09)	902 (0.11)	930 (3.10)	961 (3.33)	1,004 (4.47)
Aランク	855 (2.27)	875 (2.34)	900 (2.86)	920 (2.22)	947 (2.93)	975 (2.96)	976 (0.10)	1,004 (2.87)	1,035 (3.09)	1,077 (4.06)
Bランク	763 (2.14)	781 (2.36)	806 (3.20)	821 (1.86)	847 (3.17)	874 (3.19)	875 (0.11)	903 (3.20)	935 (3.54)	953 (4.50)
Cランク	725 (1.97)	742 (2.34)	764 (2.96)	787 (3.01)	812 (3.18)	838 (3.20)	839 (0.12)	867 (3.34)	897 (3.46)	898 (5.28)
Dランク	679 (1.95)	695 (2.36)	717 (3.17)	739 (3.07)	763 (3.25)	791 (3.67)	793 (0.25)	822 (3.66)	854 (3.89)	— —

(注) 1 金額は適用労働者数による加重平均時間額である。

2 ()内は引上げ率 (%) を示す。

3 各ランクは、各年度における適用ランクである。

4 平成29年度はランク区分の入替え（埼玉B→A、山梨C→B、徳島D→C）があったため、引上げ率等の比較には注意が必要。

5 令和5年度より3ランクとなっている。令和5年度のランク別引上げ率は、ランク区分の入替え後の金額に対するもの。

(5) 最高額と最低額及び格差の推移

	平成 14年度	平成 15年度	平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度
① 最高額 (円)	708 東京	708 東京	710 東京	714 東京	719 東京	739 東京	766 東京 神奈川	791 東京	821 東京	837 東京	850 東京
② 最低額 (円)	604 沖縄	605 青森 岩手 長崎 佐賀 鹿兒島 宮崎 沖縄	606 青森 岩手 長崎 佐賀 鹿兒島 宮崎 沖縄	608 青森 岩手 長崎 佐賀 鹿兒島 宮崎 沖縄	610 青森 岩手 秋田 沖縄	618 秋田 沖縄	627 宮崎 鹿兒島 沖縄	629 佐賀 長崎 宮崎 沖縄	642 鳥取 高知 長崎 宮崎 鹿兒島 沖縄	645 岩手 高知 沖縄	652 島根 高知
格差 ②/①×100	85.3	85.5	85.4	85.2	84.8	83.6	81.9	79.5	78.2	77.1	76.7

	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
① 最高額 (円)	869 東京	888 東京	907 東京	932 東京	958 東京	985 東京	1013 東京	1,013 東京	1,041 東京	1,072 東京	1,113 東京
② 最低額 (円)	664 鳥取 高知 長崎 佐賀 大分 宮崎 沖縄	677 鳥取 高知 大分 宮崎 沖縄	693 鳥取 高知 宮崎 沖縄	714 宮崎 沖縄	737 高知 佐賀 大分 宮崎 鹿兒島 沖縄	761 鹿兒島 沖縄	790 青森 山形 愛媛 長崎 宮崎 鹿兒島 沖縄	792 秋田 高知 宮崎 沖縄	820 高知 沖縄	853 青森 秋田 高知 熊本 鹿兒島 愛媛 長崎 宮崎 沖縄	893 岩手
格差 ②/①×100	76.4	76.2	76.4	76.6	76.9	77.3	78.0	78.2	78.8	79.6	80.2

(6) 地域別最低賃金引上げ率の推移

(単位：%)

令和5年度 ランク	都道府県	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
A ランク	東京都	2.19	2.14	2.76	2.79	2.82	2.84	0.00	2.76	2.98	3.82
	神奈川県	2.19	2.03	2.76	2.80	2.82	2.85	0.10	2.77	2.98	3.83
	大阪府	2.32	2.39	2.91	2.94	2.97	2.99	0.00	2.90	3.13	4.01
	愛知県	2.56	2.50	3.05	3.08	3.10	3.12	0.11	3.02	3.25	4.16
	埼玉県	2.17	2.24	3.05	3.08	3.10	3.12	0.22	3.02	3.24	4.15
	千葉県	2.70	2.38	3.06	3.09	3.11	3.13	0.22	3.03	3.25	4.27
	兵庫県	1.97	2.32	3.15	3.05	3.20	3.21	0.11	3.11	3.45	4.27
	京都府	2.07	2.28	2.97	3.01	3.04	3.06	0.00	3.08	3.31	4.13
	茨城県	2.24	2.47	3.21	3.24	3.27	3.28	0.24	3.29	3.64	4.61
	静岡県	2.14	2.35	3.07	3.10	3.13	3.15	0.00	3.16	3.40	4.24
B ランク	富山県	2.25	2.47	3.22	3.25	3.27	3.29	0.12	3.30	3.53	4.41
	広島県	2.32	2.53	3.12	3.15	3.18	3.20	0.00	3.21	3.45	4.30
	滋賀県	2.19	2.41	3.14	3.17	3.20	3.22	0.23	3.23	3.46	4.31
	栃木県	2.09	2.46	3.20	3.23	3.25	3.27	0.12	3.28	3.51	4.49
	群馬県	1.98	2.22	2.99	3.16	3.32	3.21	0.24	3.35	3.47	4.47
	馬場郡	2.01	2.25	3.03	3.21	3.37	3.26	0.12	3.39	3.52	4.53
	群馬県	2.12	2.22	2.99	3.29	3.32	3.33	0.12	3.34	3.70	4.45
	山梨県	2.17	2.39	3.11	3.14	3.17	3.19	0.11	3.20	3.44	4.29
	三重県	1.99	2.37	2.99	3.17	3.20	3.23	0.12	3.36	3.48	4.71
	石川県	2.11	2.20	2.96	3.14	3.17	3.32	0.12	3.33	3.45	4.56
	福井県	2.33	2.42	3.20	3.23	3.39	3.28	0.24	3.41	3.54	4.56
	香川県	2.28	2.23	2.99	3.17	3.33	3.22	0.12	3.36	3.48	4.48
	岡山県	2.14	2.23	3.01	3.18	3.21	3.24	0.12	3.37	3.50	4.84
	奈良県	1.97	2.21	2.97	3.15	3.18	3.21	0.12	3.34	3.46	4.46
	山口県	2.00	2.24	3.01	3.19	3.22	3.37	0.00	3.38	3.62	4.50
	山形県	2.10	2.47	3.22	3.25	3.27	3.29	0.12	3.30	3.53	4.41
	北海道	1.91	2.14	2.88	3.05	3.09	3.11	0.00	3.25	3.49	4.35
	長門郡	1.93	2.17	2.92	3.09	3.13	3.15	0.12	3.29	3.41	4.40
	徳島県	1.95	2.36	3.02	3.35	3.51	3.52	0.38	3.52	3.76	4.80
	福井県	2.07	2.32	2.98	3.03	3.21	3.37	0.25	3.50	3.62	4.90
新潟県	2.00	2.24	3.01	3.32	3.21	3.36	0.12	3.37	3.61	4.61	
和歌山県	2.00	2.24	3.01	3.19	3.35	3.36	0.12	3.37	3.49	4.50	
愛媛県	2.10	2.35	3.02	3.07	3.38	3.40	0.38	3.53	3.90	5.16	
島根県	2.26	2.50	3.16	3.06	3.24	3.40	0.25	4.04	4.00	5.48	
C ランク	大分県	1.96	2.51	3.03	3.08	3.39	3.67	0.25	3.79	3.89	5.27
	熊本県	1.96	2.51	3.03	3.08	3.39	3.67	0.38	3.53	3.90	5.28
	山形県	2.26	2.35	3.02	3.07	3.25	3.54	0.38	3.66	3.89	5.39
	佐賀県	2.11	2.36	3.03	3.08	3.39	3.67	0.25	3.66	3.90	5.51
	長崎県	1.96	2.51	3.03	3.08	3.39	3.67	0.38	3.53	3.90	5.28
	岩手県	1.95	2.51	3.02	3.07	3.25	3.67	0.38	3.53	4.02	4.57
	高知県	1.96	2.36	3.17	3.08	3.39	3.67	0.25	3.54	4.02	5.16
	鳥取県	1.96	2.36	3.17	3.22	3.25	3.67	0.25	3.66	4.02	5.39
	秋田県	2.11	2.36	3.02	3.07	3.25	3.67	0.25	3.79	3.77	5.16
	鹿児島県	1.95	2.36	3.03	3.08	3.26	3.81	0.38	3.53	3.90	5.16
宮崎県	1.96	2.36	3.03	3.22	3.39	3.67	0.38	3.53	3.90	5.16	
青森県	2.11	2.36	3.02	3.07	3.25	3.67	0.38	3.66	3.77	5.28	
沖縄県	1.96	2.36	3.03	3.22	3.39	3.67	0.25	3.54	4.02	5.04	

2 最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導結果

(1) 監督指導結果の推移（全国計、暦年、法違反の状況等）

	法違反の状況			法違反事業場の認識状況（％）		最賃未満労働者の状況		
	監督実施事業場数	最賃支払義務違反事業場数	違反率（％）	適用される最賃額を知っている	金額は知らないが、最賃が適用されることを知っている	監督実施事業場の労働者数	最低賃金未満労働者数	最低賃金未満労働者数の比率（％）
平成 26 年	13,975	1,491	10.7	39.6	51.5	182,548	5,716	3.1
平成 27 年	13,295	1,545	11.6	40.1	52.2	161,377	5,262	3.3
平成 28 年	12,925	1,715	13.3	39.4	51.7	166,570	5,590	3.4
平成 29 年	15,413	2,166	14.1	41.8	52.3	196,039	6,853	3.5
平成 30 年	15,602	1,985	12.7	47.3	48.2	195,606	6,386	3.3
令和 元 年	15,671	2,145	13.7	52.4	42.6	198,108	7,213	3.6
令和 2 年	15,600	2,080	13.3	55.9	38.6	185,239	5,910	3.2
令和 3 年	9,308※	751	8.1	53.0	41.0	96,730	1,680	1.7
令和 4 年	14,965	1,607	10.7	56.2	36.7	164,525	4,389	2.7
令和 5 年	15,105	1,558	10.3	59.6	35.2	163,175	3,786	2.3
令和 6 年	15,485	1,633	10.5	61.9	32.2	173,558	4,053	2.3

（注）各年とも1月～3月の結果である。

※ 令和3年は、緊急事態宣言等が発出されたことに伴い、申告や労働者からの相談等に基づく事案など緊急性があると考えられるものを除き、上記監督の実施を一部延期した。

(2) 業種別法違反の状況（令和6年1月～3月、全国計）

業種	合計			地域別最低賃金適用事業場			特定最低賃金適用事業場		
	監督実施 事業場数	違反 事業場数	違反率%	監督実施 事業場数	違反 事業場数	違反率%	監督実施 事業場数	違反 事業場数	違反率%
01 製造業	3,649	429	11.8%	3,373	385	11.4%	276	44	15.9%
01 食料品製造業	931	98	10.5%	931	98	10.5%	0	0	-
02 繊維工業	330	39	11.8%	330	39	11.8%	0	0	-
03 衣服その他の繊維製品製造業	294	27	9.2%	294	27	9.2%	0	0	-
04 木材・木製品製造業	59	6	10.2%	59	6	10.2%	0	0	-
05 家具・装備品製造業	51	7	13.7%	51	7	13.7%	0	0	-
06 パルプ・紙・紙加工品製造業	136	9	6.6%	136	9	6.6%	0	0	-
07 印刷・製本業	151	22	14.6%	151	22	14.6%	0	0	-
08 化学工業	219	30	13.7%	215	30	14.0%	4	0	0.0%
09 窯業土石製品製造業	51	10	19.6%	48	8	16.7%	3	2	66.7%
10 鉄鋼業	16	0	0.0%	6	0	0.0%	10	0	0.0%
11 非鉄金属製造業	16	5	31.3%	13	5	38.5%	3	0	0.0%
12 金属製品製造業	213	29	13.6%	208	28	13.5%	5	1	20.0%
13 一般機械器具製造業	136	19	14.0%	101	9	8.9%	35	10	28.6%
14 電気機械器具製造業	270	38	14.1%	97	13	13.4%	173	25	14.5%
15 輸送用機械等製造業	73	9	12.3%	31	3	9.7%	42	6	14.3%
16 電気・ガス・水道業	3	0	0.0%	3	0	0.0%	0	0	-
17 その他の製造業	700	81	11.6%	699	81	11.6%	1	0	0.0%
02 鉱業	1	0	0.0%	1	0	0.0%	0	0	-
03 建設業	232	25	10.8%	232	25	10.8%	0	0	-
01 土木木工事業	41	6	14.6%	41	6	14.6%	0	0	-
02 建築工事業	104	10	9.6%	104	10	9.6%	0	0	-
03 その他の建設業	87	9	10.3%	87	9	10.3%	0	0	-
04 運輸交通業	35	9	25.7%	35	9	25.7%	0	0	-
02 道路旅客運送業	12	4	33.3%	12	4	33.3%	0	0	-
03 道路貨物運送業	23	5	21.7%	23	5	21.7%	0	0	-
04 その他の運輸交通業	0	0	-	0	0	-	0	0	-
05 貨物取扱業	11	1	9.1%	11	1	9.1%	0	0	-
1号～5号 計	3,928	464	11.8%	3,652	420	11.5%	276	44	15.9%
06 農林業	78	19	24.4%	78	19	24.4%	0	0	-
01 農業	76	19	25.0%	76	19	25.0%	0	0	-
02 林業	2	0	0.0%	2	0	0.0%	0	0	-
07 畜産・水産業	27	2	7.4%	27	2	7.4%	0	0	-
01 畜産業	22	2	9.1%	22	2	9.1%	0	0	-
02 水産業	5	0	0.0%	5	0	0.0%	0	0	-
08 商業	6,395	657	10.3%	6,379	655	10.3%	16	2	12.5%
01 卸売業	1,309	105	8.0%	1,306	105	8.0%	3	0	0.0%
02 小売業	4,143	453	10.9%	4,130	451	10.9%	13	2	15.4%
03 理美容業	796	82	10.3%	796	82	10.3%	0	0	-
04 その他の商業	147	17	11.6%	147	17	11.6%	0	0	-
09 金融・広告業	66	8	12.1%	66	8	12.1%	0	0	-
01 金融業	5	0	0.0%	5	0	0.0%	0	0	-
02 広告・あっせん業	61	8	13.1%	61	8	13.1%	0	0	-
10 映画・演劇業	9	0	0.0%	9	0	0.0%	0	0	-
11 通信業	5	0	0.0%	5	0	0.0%	0	0	-
12 教育・研究業	101	12	11.9%	101	12	11.9%	0	0	-
13 保健衛生業	959	82	8.6%	959	82	8.6%	0	0	-
01 医療保健業	231	24	10.4%	231	24	10.4%	0	0	-
02 社会福祉施設	688	56	8.1%	688	56	8.1%	0	0	-
03 その他の保健衛生業	40	2	5.0%	40	2	5.0%	0	0	-
14 接客娯楽業	3,226	323	10.0%	3,226	323	10.0%	0	0	-
01 旅館業	536	47	8.8%	536	47	8.8%	0	0	-
02 飲食店	2,541	261	10.3%	2,541	261	10.3%	0	0	-
03 その他の接客娯楽業	149	15	10.1%	149	15	10.1%	0	0	-
15 清掃・と畜業	278	27	9.7%	278	27	9.7%	0	0	-
16 官公署	0	0	-	0	0	-	0	0	-
17 その他の事業	413	39	9.4%	410	39	9.5%	3	0	0.0%
01 派遣業	19	0	0.0%	17	0	0.0%	2	0	0.0%
02 その他の事業	394	39	9.9%	393	39	9.9%	1	0	0.0%
6号～17号 計	11,557	1,169	10.1%	11,538	1,167	10.1%	19	2	10.5%
合計	15,485	1,633	10.5%	15,190	1,587	10.4%	295	46	15.6%

足下の経済状況等に関する補足資料

資料 9

内閣府「月例経済報告」における日本経済の基調判断(2024年1月～5月)

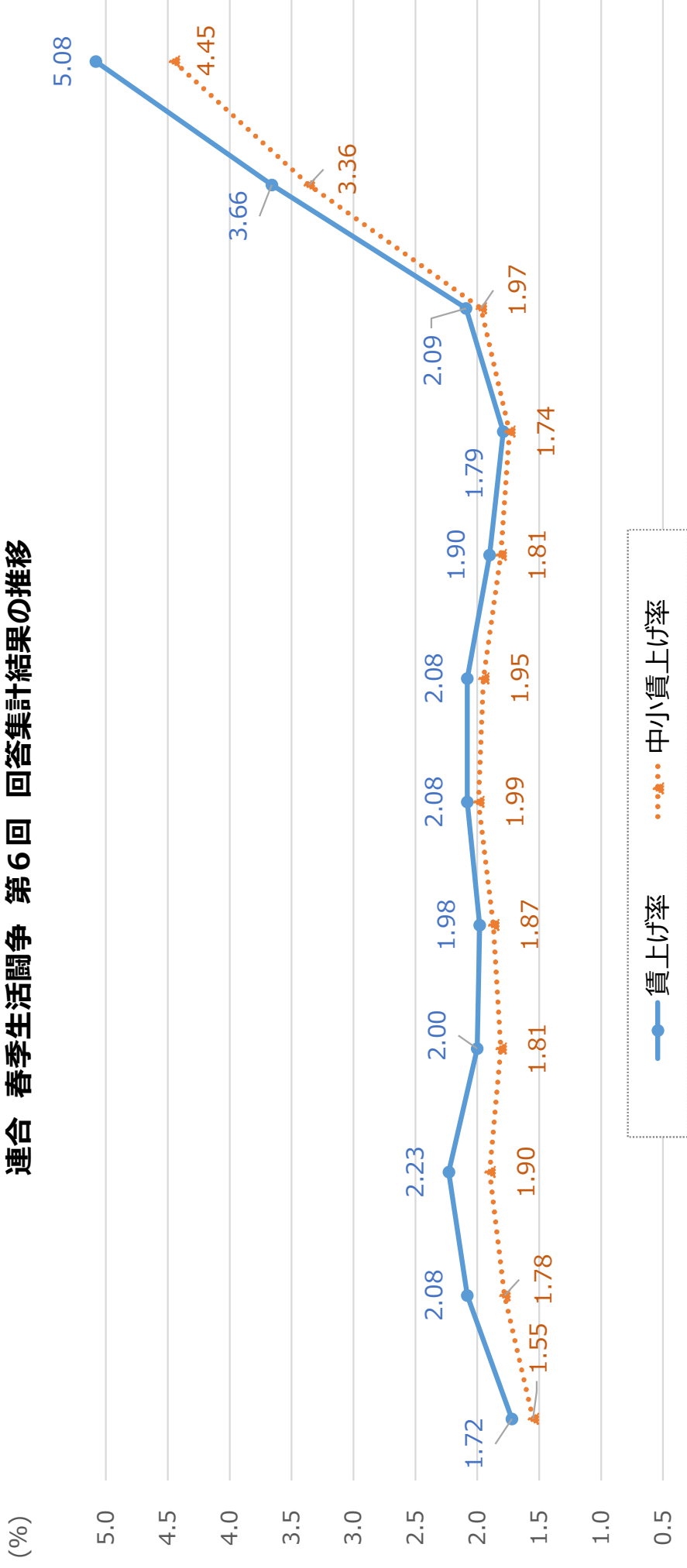
○ 2024年5月の月例経済報告では、「景気は、このところ足踏みもみられるが、緩やかに回復している。先行きについては、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。」とされている。

	基調判断(現状)	基調判断(先行き)	雇用情勢	消費者物価
1月月例	景気は、このところ一部に足踏みもみられるが、緩やかに回復している。	先行きについては、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、世界的な金融引締めに伴う影響や中国経済の先行き懸念など、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、中東地域をめぐる情勢、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある。さらに、令和6年能登半島地震の経済に与える影響に十分留意する必要がある。	改善の動きがみられる	このところ緩やかに上昇している
2月月例	景気は、このところ足踏みもみられるが、緩やかに回復している。	先行きについては、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、世界的な金融引締めに伴う影響や中国経済の先行き懸念など、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、中東地域をめぐる情勢、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある。さらに、令和6年能登半島地震の経済に与える影響に十分留意する必要がある。	改善の動きがみられる	このところ緩やかに上昇している
3月月例	景気は、このところ足踏みもみられるが、緩やかに回復している。	先行きについては、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、世界的な金融引締めに伴う影響や中国経済の先行き懸念など、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、中東地域をめぐる情勢、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある。さらに、令和6年能登半島地震の経済に与える影響に十分留意する必要がある。	改善の動きがみられる	緩やかに上昇している
4月月例	景気は、このところ足踏みもみられるが、緩やかに回復している。	先行きについては、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、世界的な金融引締めに伴う影響や中国経済の先行き懸念など、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、中東地域をめぐる情勢、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある。さらに、令和6年能登半島地震の経済に与える影響に十分留意する必要がある。	改善の動きがみられる	緩やかに上昇している
5月月例	景気は、このところ足踏みもみられるが、緩やかに回復している。	先行きについては、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、世界的な金融引締めに伴う影響や中国経済の先行き懸念など、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、中東地域をめぐる情勢、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある。さらに、令和6年能登半島地震の経済に与える影響に十分留意する必要がある。	改善の動きがみられる	緩やかに上昇している

連合 春季賃上げ妥結状況

○ 連合の春闘第6回回答集計結果(6月5日公表)では、全体の賃上げ率は5.08%(中小4.45%)となっており、比較可能な2013年以降で最も高い。

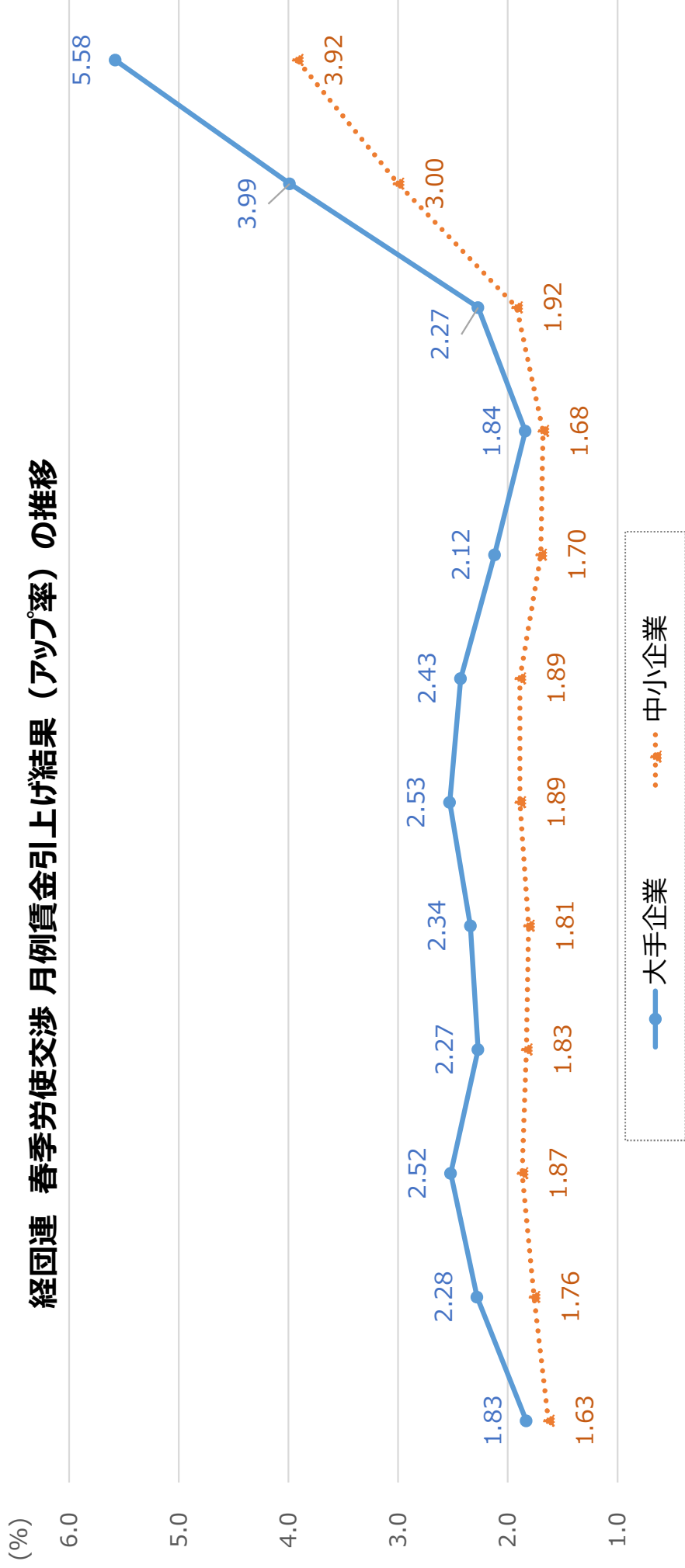
連合 春季生活闘争 第6回 回答集計結果の推移



	2013.5.31	2014.6.4	2015.6.4	2016.6.3	2017.6.5	2018.6.11	2019.6.7	2020.6.5	2021.6.4	2022.6.3	2023.6.5	2024.6.5
賃上げ率	1.72	2.08	2.23	2.00	1.98	2.08	2.08	1.90	1.79	2.09	3.66	5.08
中小賃上げ率	1.55	1.78	1.90	1.81	1.87	1.99	1.95	1.81	1.74	1.97	3.36	4.45

経団連 春季賃上げ妥結状況

○ 2024年の経団連 春季労使交渉月例賃金引き上げ結果では、アップ率は大手企業5.58%（第1回集計）、中小企業3.92%（第1回集計）となっている。



	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024
大手企業	1.83	2.28	2.52	2.27	2.34	2.53	2.43	2.12	1.84	2.27	3.99	5.58
中小企業	1.63	1.76	1.87	1.83	1.81	1.89	1.89	1.70	1.68	1.92	3.00	3.92

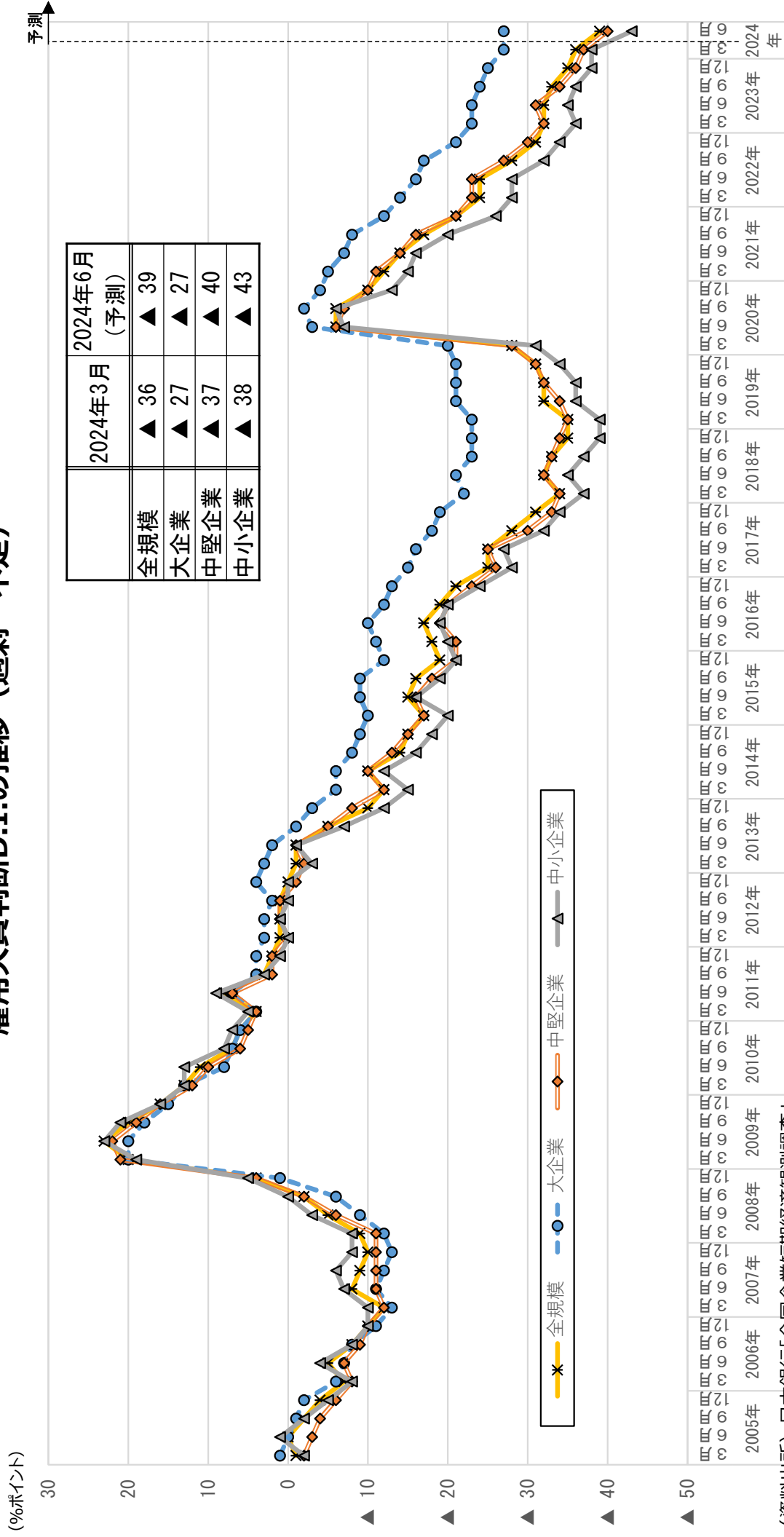
(資料出所) 経団連「春季労使交渉・大手企業業種別妥結結果」「春季労使交渉・中小企業業種別妥結結果」「2024年春季労使交渉・大手企業業種別回答状況」「2024年春季労使交渉・中小企業業種別回答状況」をもとに、厚生労働省労働基準局において作成。

(注) 2023年までは最終集計結果、2024年は第1回集計結果

雇用人員判断D.I.の推移(過剰-不足)

○ 2020年9月以降人手不足感が強まり続けており、中堅企業・中小企業以上は大企業以上に人手不足感が高まっている。

雇用人員判断D.I.の推移 (過剰-不足)



(資料出所) 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」

(注) 1. 全産業の数値。

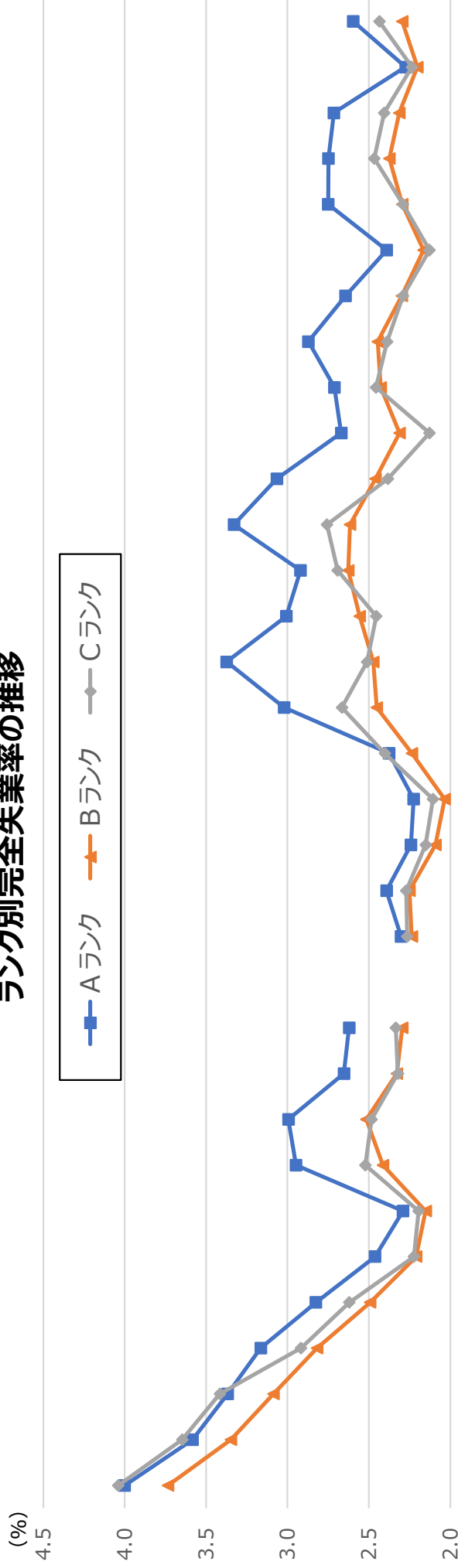
2. 大企業：資本金10億円以上、中堅企業：資本金1億円以上10億円未満、中小企業：資本金2千万円以上1億円未満。

地域別の状況

ランク別完全失業率の推移

○ ランク別に完全失業率の推移をみると、2020年4～6月期頃から特にAランク地域において完全失業率が上昇したが、このところ緩やかな改善傾向にある。

ランク別完全失業率の推移



	2019年			2020年			2021年			2022年			2023年			2024年		
	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	
■ Aランク	4.0	3.6	3.4	3.2	2.8	2.5	2.3	2.9	3.0	3.3	3.1	2.7	2.7	2.9	2.6	2.4	2.7	2.6
▲ Bランク	3.7	3.3	3.1	2.8	2.5	2.2	2.2	2.4	2.6	2.6	2.5	2.3	2.4	2.4	2.3	2.2	2.3	2.2
◆ Cランク	4.0	3.6	3.4	2.9	2.6	2.2	2.2	2.5	2.5	2.7	2.4	2.1	2.5	2.4	2.3	2.1	2.3	2.4

(資料出所) 総務省「労働力調査（基本集計）」より作成。

(注) 1. モデル推計による都道府県別結果。

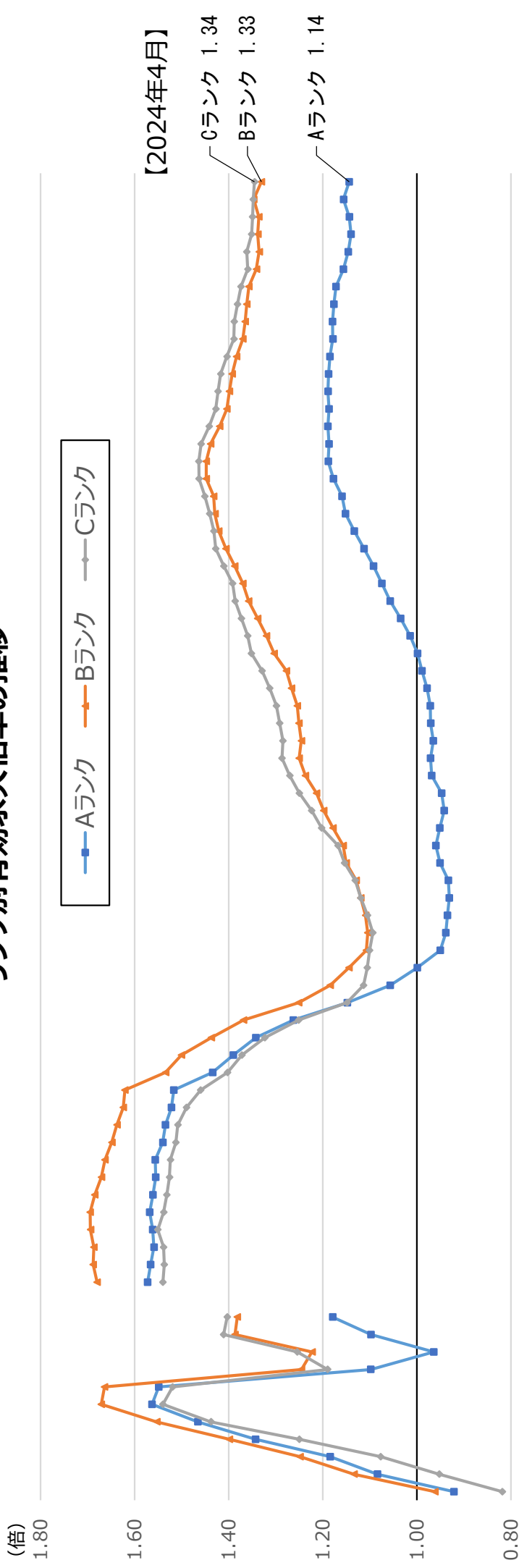
2. 各ランクに属する都道府県の完全失業者数と労働力人口をそれぞれが合算することにより算出。

3. 各都道府県のランクは、現時点のランクにそろえている。

ランク別有効求人倍率の推移

○ ランク別に有効求人倍率の推移をみると、2020年の前半に大きく低下した後、改善が続いたが、足下では横這いとなっている。

ランク別有効求人倍率の推移



2020年	2020年												2021年												2022年												2023年												2024年											
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
2020	2020	2020	2020	2020	2020	2020	2020	2020	2020	2020	2020	2020	2020	2020	2020	2020	2020	2020	2020	2020	2020	2020	2020	2020	2020	2020	2020	2020	2020	2020	2020	2020	2020	2020	2020	2020	2020	2020	2020	2020	2020	2020	2020	2020	2020	2020	2020	2020	2020	2020	2020	2020	2020	2020	2020	2020	2020	2020	2020	
13141516171819	2020	2020	2020	2020	2020	2020	2020	2020	2020	2020	2020	2020	2020	2020	2020	2020	2020	2020	2020	2020	2020	2020	2020	2020	2020	2020	2020	2020	2020	2020	2020	2020	2020	2020	2020	2020	2020	2020	2020	2020	2020	2020	2020	2020	2020	2020	2020	2020	2020	2020	2020	2020	2020	2020	2020	2020	2020	2020	2020	
年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	

(資料出所) 厚生労働省「職業安定業務統計」より作成。

(注) 1. 各ランクに属する都道府県の有効求人数(就業地別)と有効求職者数をそれぞれが合算することにより算出。

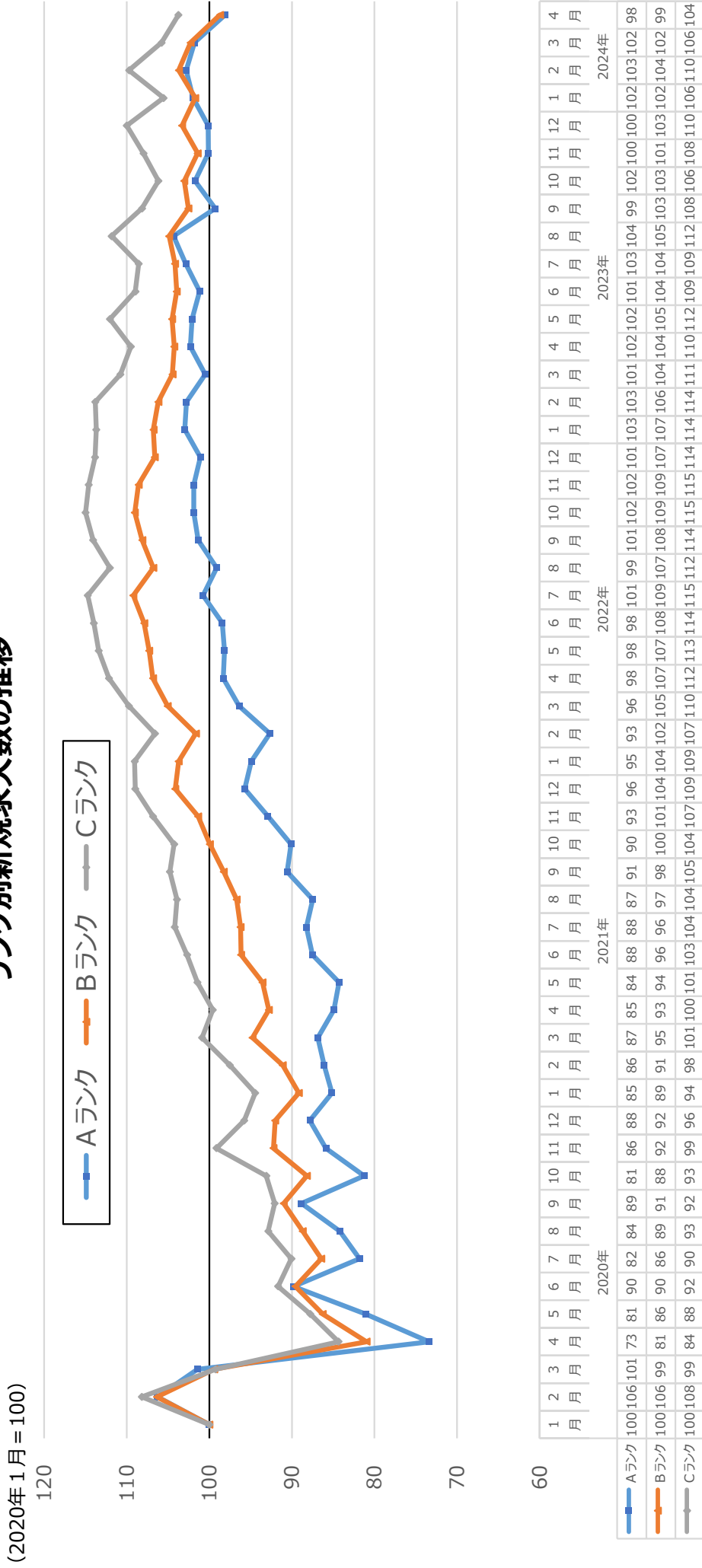
2. 月次の数値については、1の計算において、有効求人数と有効求職者数の季節調整値を用いている。

3. 各都道府県のランクは、現時点のランクにそろえている。

ランク別新規求人数の水準の推移

○ ランク別に新規求人数の水準の推移をみると、2020年4月に大きく減少した後、上昇傾向が続き、2023年以降は横ばいとなっている。

ランク別新規求人数の推移



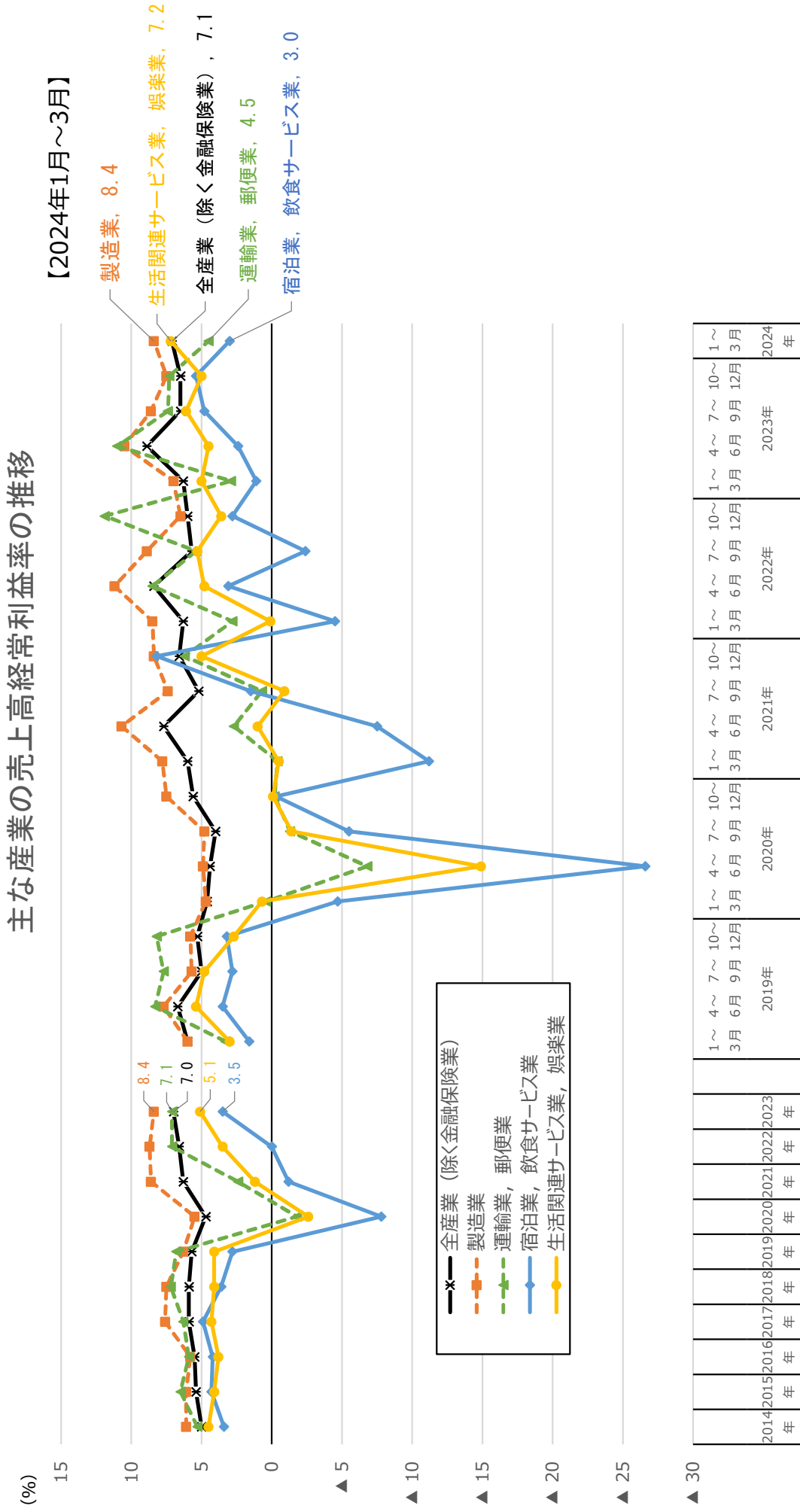
(資料出所) 厚生労働省「職業安定業務統計」より作成。

- (注) 1. 2020年1月の新規求人数(季節調整値)を100とした場合の各月の新規求人数(季節調整値)の水準。
 2. 各ランクの新規求人数は、当該ランクに属する都道府県の就業地別新規求人数(季節調整値)を合算して算出。
 3. 各都道府県のランクは、現時点のランクにそろえている。

産業別の状況

主な産業の売上高経常利益率の推移

○ 主な産業の経常利益率の推移をみると、2020年4～6月期に一部の産業で大きく低下しているが、その後は、四半期ごとに変動はあるものの、改善傾向で推移している。



(資料出所) 財務省「法人企業統計」より作成。
 (注) 1. 資本金、出資金又は基金1,000万円以上の営利法人等が対象。
 2. 暦年の数値は、四半期データを合算して作成。

(参考)売上高経常利益率の推移(詳細)

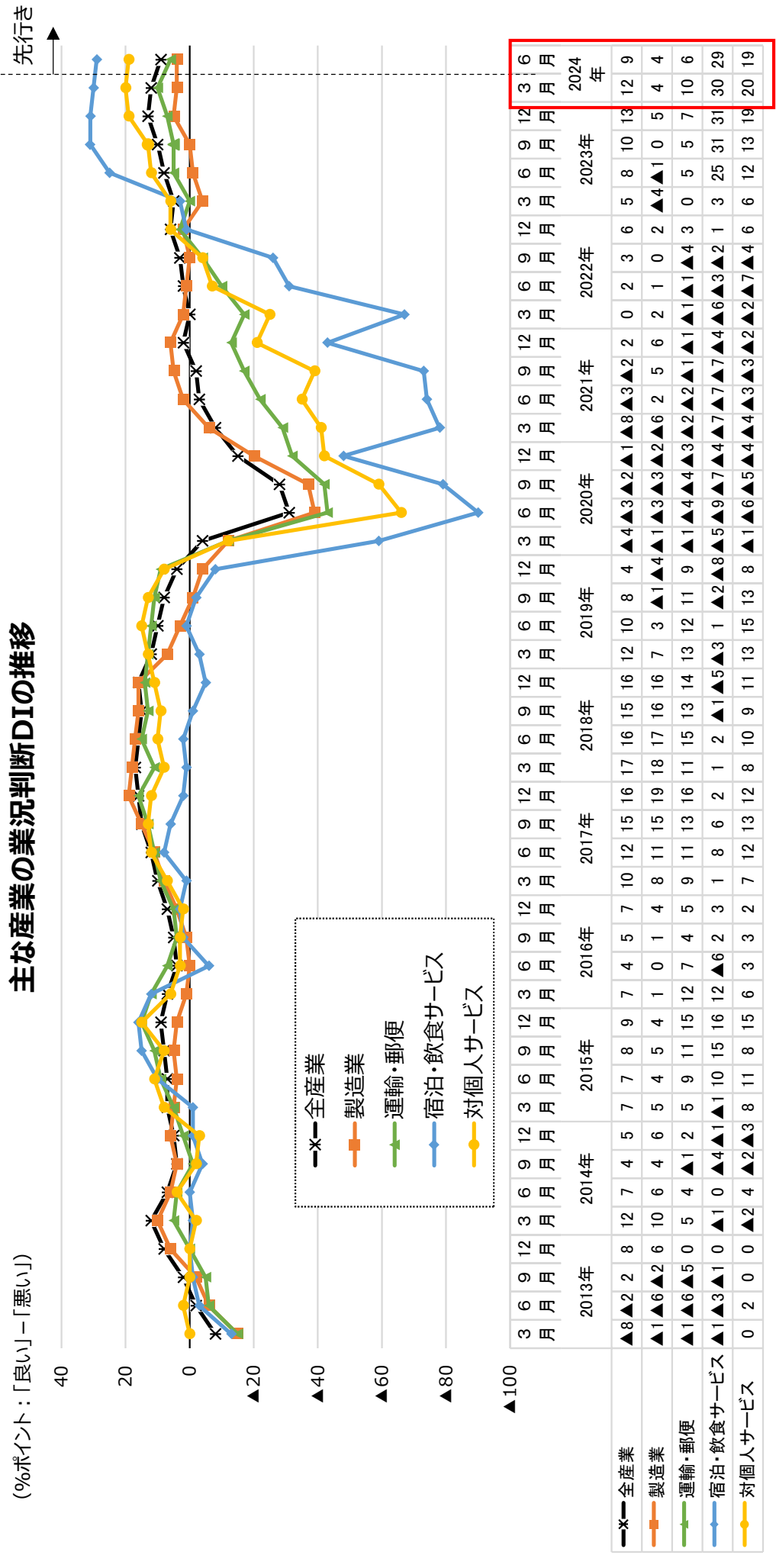
(単位：%)	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年			2021年			2022年			2023年			2024年								
							1~3月	4~6月	7~9月	10~12月	1~3月	4~6月	7~9月	10~12月	1~3月	4~6月	7~9月	10~12月	1~3月								
全産業 (除く金融保険業)	5.0	5.4	5.5	5.9	5.9	5.7	4.7	4.4	4.0	5.6	6.3	6.0	7.7	5.2	6.6	6.6	6.3	8.4	5.7	6.0	7.0	6.3	8.9	6.5	6.5	7.1	
製造業	6.1	6.1	5.8	7.6	7.5	6.3	5.5	4.7	4.8	7.5	8.6	7.8	10.7	7.4	8.4	8.7	8.5	11.2	8.9	6.5	8.4	7.0	10.5	8.6	7.5	8.4	
非製造業	4.5	5.0	5.4	5.2	5.2	5.5	4.3	4.6	4.1	3.7	4.8	5.3	6.4	4.2	5.8	5.6	5.4	7.2	4.2	5.8	6.4	6.0	8.2	5.6	6.1	6.6	
農林水産業	4.0	3.7	5.9	2.7	2.0	3.4	1.2	3.7	▲5.3	0.0	5.3	4.9	6.7	5.9	2.2	5.9	2.7	7.2	3.2	9.3	6.4	7.1	4.8	4.7	9.7	2.7	
鉱業、採石業、砂利採取業	35.8	24.1	14.0	21.6	19.9	22.8	8.8	19.3	13.7	▲17.3	24.7	20.6	28.2	25.1	24.6	32.6	24.4	24.6	29.0	50.1	28.1	23.3	26.5	30.3	32.4	35.1	
建設業	4.6	5.7	6.4	6.3	5.9	6.0	6.1	8.6	4.0	5.2	5.6	6.4	9.8	4.5	5.2	5.1	7.9	4.4	2.7	4.9	6.7	9.6	6.0	4.9	5.6	9.9	
電気業	0.1	5.4	4.6	3.2	3.3	4.2	4.2	0.9	7.5	8.3	▲0.1	1.6	▲1.8	10.0	▲3.5	▲3.7	▲2.5	▲0.3	▲6.0	▲4.8	7.9	4.2	15.3	9.4	4.1	0.4	
ガス・熱供給・水道業	4.6	9.7	6.5	5.2	3.8	5.9	5.4	6.8	7.6	4.2	2.4	2.1	4.8	▲2.3	▲2.7	3.0	8.6	3.4	▲4.9	4.5	7.3	11.2	12.3	1.9	1.3	3.8	
情報通信業	8.6	8.9	9.2	9.7	10.0	9.7	9.5	7.6	12.0	9.2	9.4	10.3	8.5	11.0	12.8	10.4	9.0	16.1	8.0	9.1	10.7	9.7	14.2	8.8	10.1	9.7	
運輸業、郵便業	5.3	6.5	5.9	6.3	7.2	6.8	▲1.8	0.4	▲6.8	▲1.3	▲0.2	2.4	▲0.4	2.7	0.7	7.1	2.8	8.5	5.4	11.9	7.1	2.9	11.0	7.4	7.3	4.5	
卸売業・小売業	2.4	2.5	2.5	2.7	2.8	2.9	2.7	2.2	2.4	2.4	3.6	3.2	2.6	3.4	3.8	3.9	3.3	5.0	3.3	4.0	3.8	3.4	4.8	3.7	3.6	3.6	
不動産業、物品賃貸業	10.5	12.2	12.2	12.3	12.0	11.6	10.1	9.0	11.3	9.6	10.9	11.5	10.8	13.8	10.5	11.6	11.2	12.3	10.5	12.3	11.4	10.8	12.9	11.5	10.5	12.6	
サービス業	7.8	8.0	9.8	8.2	8.0	9.1	5.8	6.6	6.8	2.8	6.5	9.1	10.1	12.0	9.3	8.3	9.0	10.9	6.1	7.3	8.7	8.1	11.7	5.8	9.3	9.8	
宿泊業、飲食サービス業	3.4	4.3	4.2	4.9	3.6	2.8	▲7.8	▲4.7	▲26.6	▲5.5	▲0.3	▲1.2	▲11.2	▲7.5	8.2	0.0	▲4.5	3.1	▲2.4	2.8	3.5	1.1	2.4	4.8	4.8	5.4	3.0
生活関連サービス業、娯楽業	4.5	4.1	3.8	4.3	4.1	4.1	▲2.6	0.7	▲14.9	▲1.4	▲0.1	1.2	▲0.5	1.0	▲0.9	3.5	0.1	4.8	5.3	3.6	5.1	5.0	4.5	6.1	5.0	7.2	
学術研究、専門・技術サービス業	15.6	16.4	22.4	14.4	16.0	19.9	15.9	15.8	26.6	6.1	12.9	19.3	23.3	28.4	7.2	16.5	19.9	20.9	10.0	14.7	17.3	14.8	24.5	7.5	21.1	18.2	
教育、学習支援業	7.6	5.1	4.7	8.1	7.4	5.6	4.4	7.9	▲16.9	11.5	8.1	7.9	8.1	6.0	6.5	5.8	5.8	1.3	10.4	5.4	9.4	10.1	4.9	14.0	8.0	8.1	
医療、福祉業	5.9	6.1	6.8	5.1	4.3	3.8	5.0	4.9	2.8	5.1	7.0	4.8	3.5	5.8	4.4	4.7	3.2	5.2	7.3	3.0	2.0	2.0	3.3	0.8	2.0	5.1	
職業紹介・労働者派遣業	3.7	4.6	5.1	6.0	5.2	5.3	5.2	4.6	5.1	2.3	8.7	6.8	5.8	5.3	9.4	6.6	6.5	6.5	8.0	5.4	5.7	4.1	9.3	5.8	3.6	2.5	
その他のサービス業	5.5	6.2	7.1	7.0	6.3	6.9	6.0	6.1	6.3	4.9	6.6	7.2	7.7	8.8	5.4	6.4	7.7	7.8	5.8	4.7	6.3	7.2	8.9	4.8	4.4	7.7	

(資料出所) 財務省「法人企業統計」より作成。

(注) 1. 資本金、出資金又は基金1,000万円以上の営利法人等が対象。
2. 暦年の数値は、四半期データを合算して作成。

日銀短観による主な産業の業況判断DIの推移

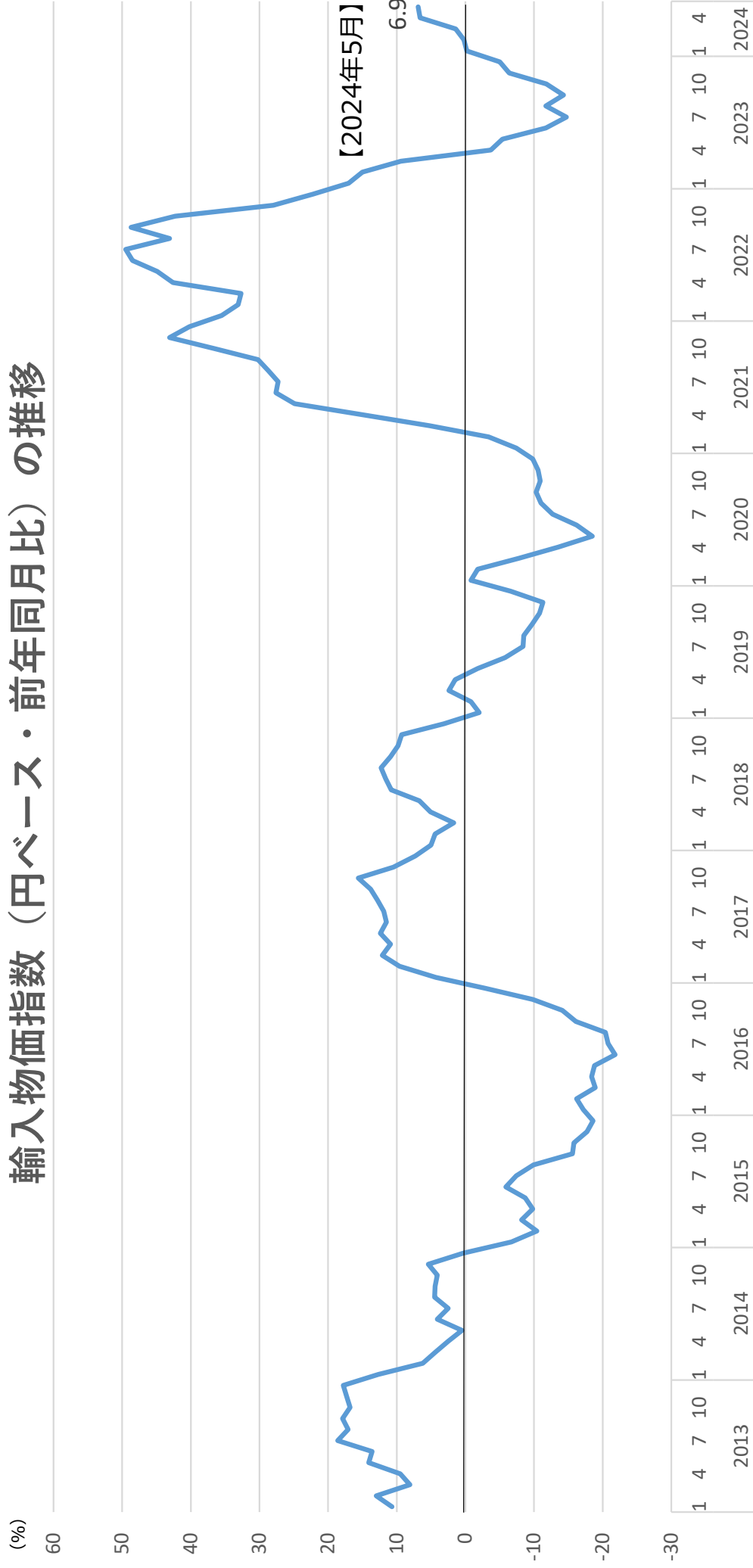
○ 日銀短観による主な産業の業況判断DIの推移をみると、2020年前半に大きく低下したが、その後は改善傾向にあり、宿泊業、飲食サービス業は2023年9月以降+30前後で推移している。



(資料出所) 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」
 (注) 1. 調査対象は、資本金2千万円以上の民間企業（金融機関および「経営コンサルタント業、純粋持株会社」を除く）。
 2. 2024年6月の数値は、2024年3月調査による「先行き（3か月後）の状況」の数値。
 3. 「対個人サービス」は、「洗濯・理容・美容・浴場業」「その他の生活関連サービス業」「娯楽業」「専修学校、各種学校」「学習塾」「教養・技能教授業」「老人福祉・介護事業」「その他の社会保険・社会福祉・介護事業」からなる。

輸入物価指数（円ベース・前年同月比）の推移

○ 輸入物価指数については、2022年10月以降、円ベース・前年同月比が縮小した。2024年5月は6.9%であり、足下では上昇傾向である。



（資料出所）日本銀行「企業物価指数」
（注）2024年5月速報値。

消費者物価の動向

消費者物価指数の指標

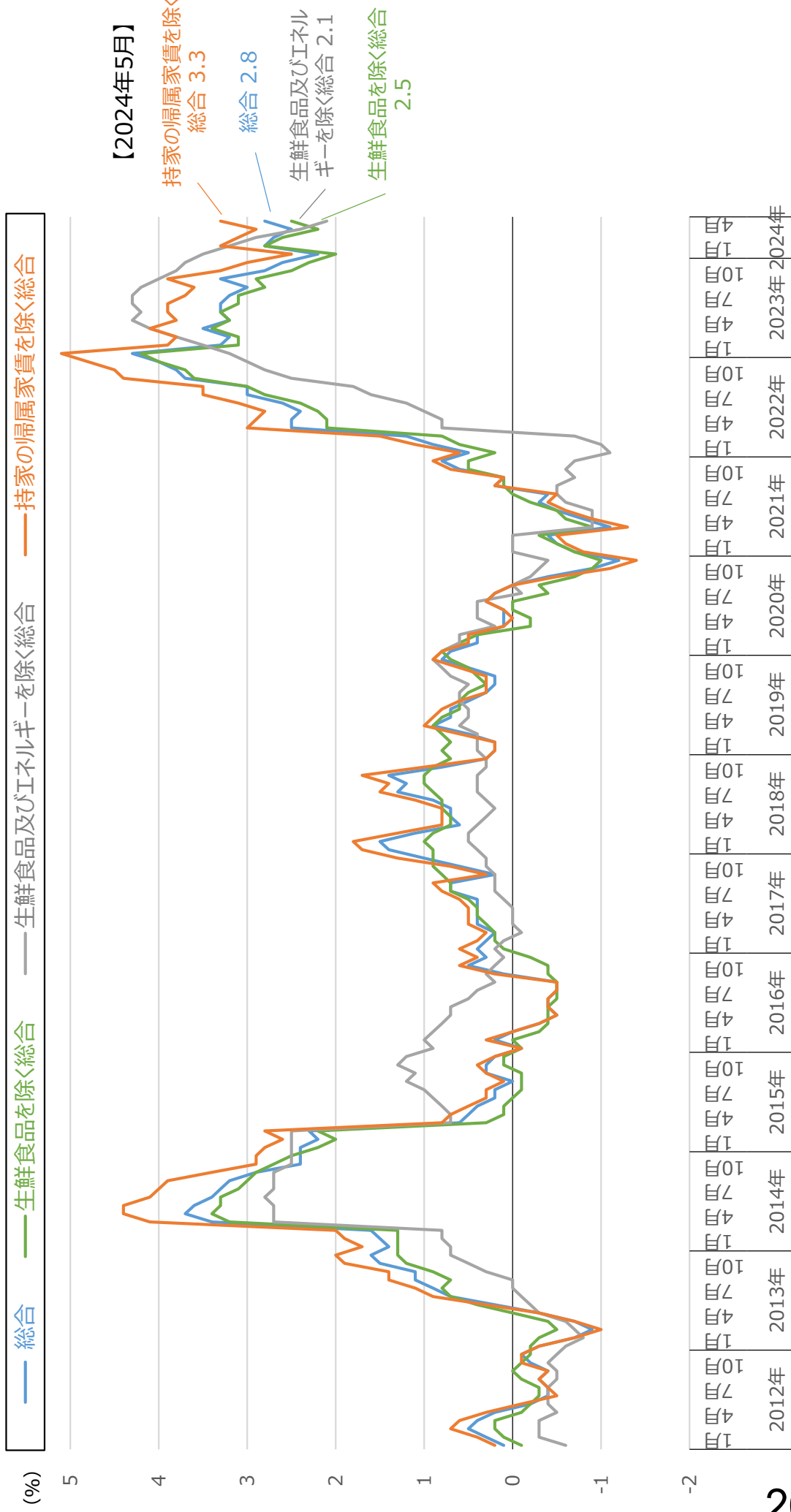
- 消費者物価指数の指標には、「総合」のほか、消費者物価の基調を把握するため、変動が大きい品目を除いた「生鮮食品を除く総合」「生鮮食品及びエネルギーを除く総合」があるが、中央最低賃金審議会の「主要統計資料」では、消費者と実際に取引がある品目の価格の動きを把握するため、「持家の帰属家賃を除く総合」を利用している。

<p>「総合」</p>	<p>世帯が購入する財・サービスのうち、世帯の消費支出上一定の割合を占める重要な品目の価格の指数を計算し、これをウエイト（家計の消費支出に占める割合）により加重平均したもの。</p>
<p>「生鮮食品を除く総合」</p>	<p>消費者物価の基調を把握するため、天候要因で値動きが激しい「生鮮食品」を除いたもの。</p>
<p>「生鮮食品及びエネルギーを除く総合」</p>	<p>消費者物価の基調を把握するため、天候要因で値動きが激しい「生鮮食品」や、海外要因で変動する原油価格の影響を直接受ける「エネルギー」（電気代、都市ガス代、プロパンガス、灯油、ガソリン）を除いたもの。</p>
<p>「持家の帰属家賃を除く総合」</p>	<p>消費者と取引がある品目の価格の動きを把握するため、実際に市場での売買がない「持家の帰属家賃」を除いたもの。</p> <p>※ 「持家の帰属家賃」とは、実際には家賃の支払を伴わない持家住宅についても、通常の借家や借間と同様のサービスが生産され、消費されるものと仮定して、一般市場価格で評価した概念的なもの。</p> <p>※ 家計調査の「消費支出」や毎月勤労統計調査の「賃金」は、「持家の帰属家賃を除く総合」を使用して実質化している。</p>

消費者物価指数の推移（対前年同月比）

- 2024年5月の消費者物価指数の「総合」は+2.8%、「生鮮食品を除く総合」は+2.5%、「生鮮食品及びエネルギーを除く総合」は+2.1%、「持家の帰属家賃を除く総合」は+3.3%となっている（いずれも対前年同月比）。
- 物価の上昇は2023年以降、減少の傾向にあるものの、足下はプラスで推移している。

消費者物価指数の推移（対前年同月比）

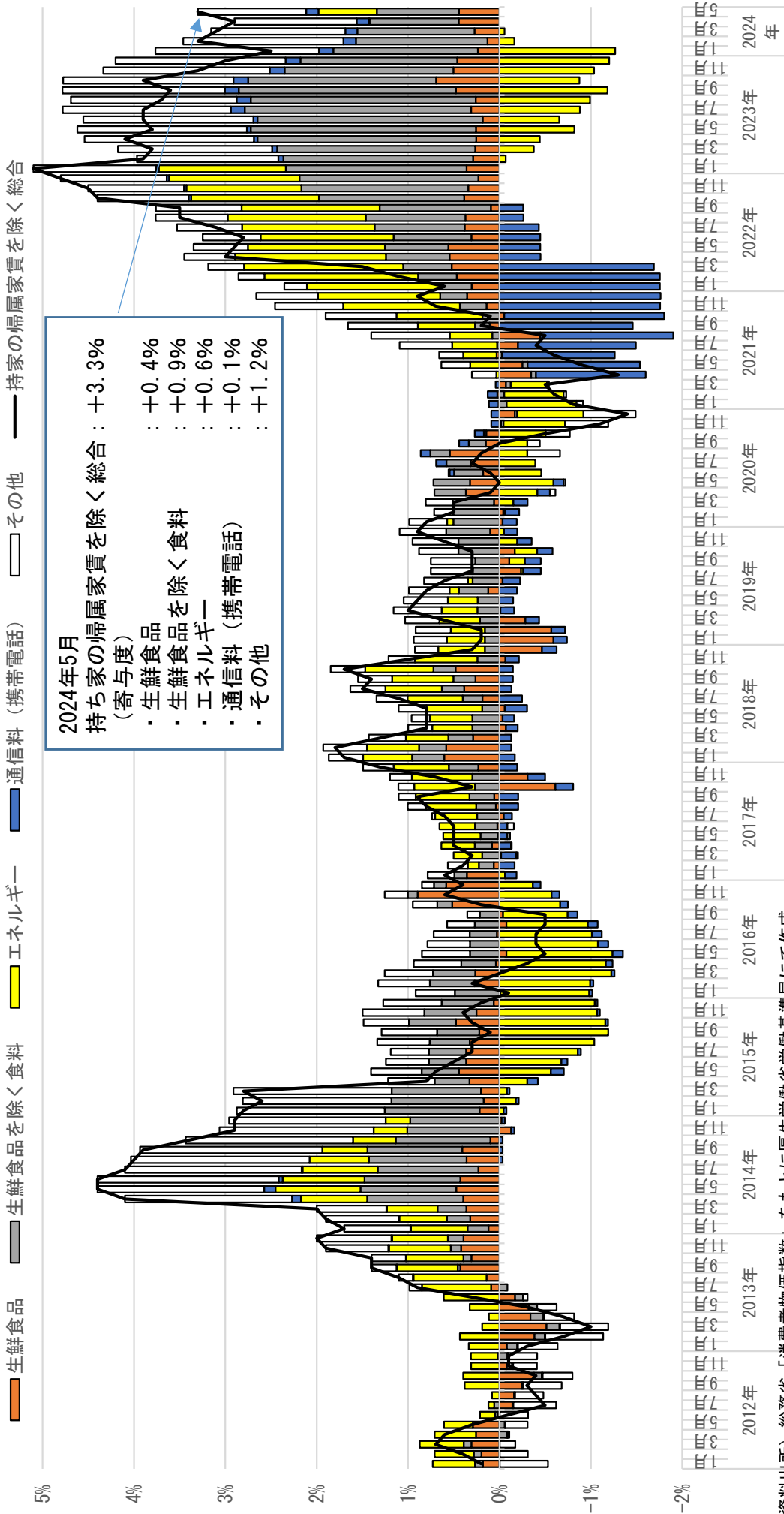


（資料出所）総務省「消費者物価指数」

消費者物価指数の「持家の帰属家賃を除く総合」の主な項目別寄与度の推移

○ 消費者物価指数の「持家の帰属家賃を除く総合」(前年同月比)は、2024年5月に+3.3%となっているが、主な項目別の寄与度をみると、生鮮食品を除く食料の寄与度が大きい。またエネルギーは、2023年2月以降マイナスの寄与度が大きかったが、2024年2月以降マイナスの寄与度は小さくなり、2024年5月はプラスに寄与している。

消費者物価指数（持家の帰属家賃を除く総合）の前年同月比の主な項目別寄与度の推移



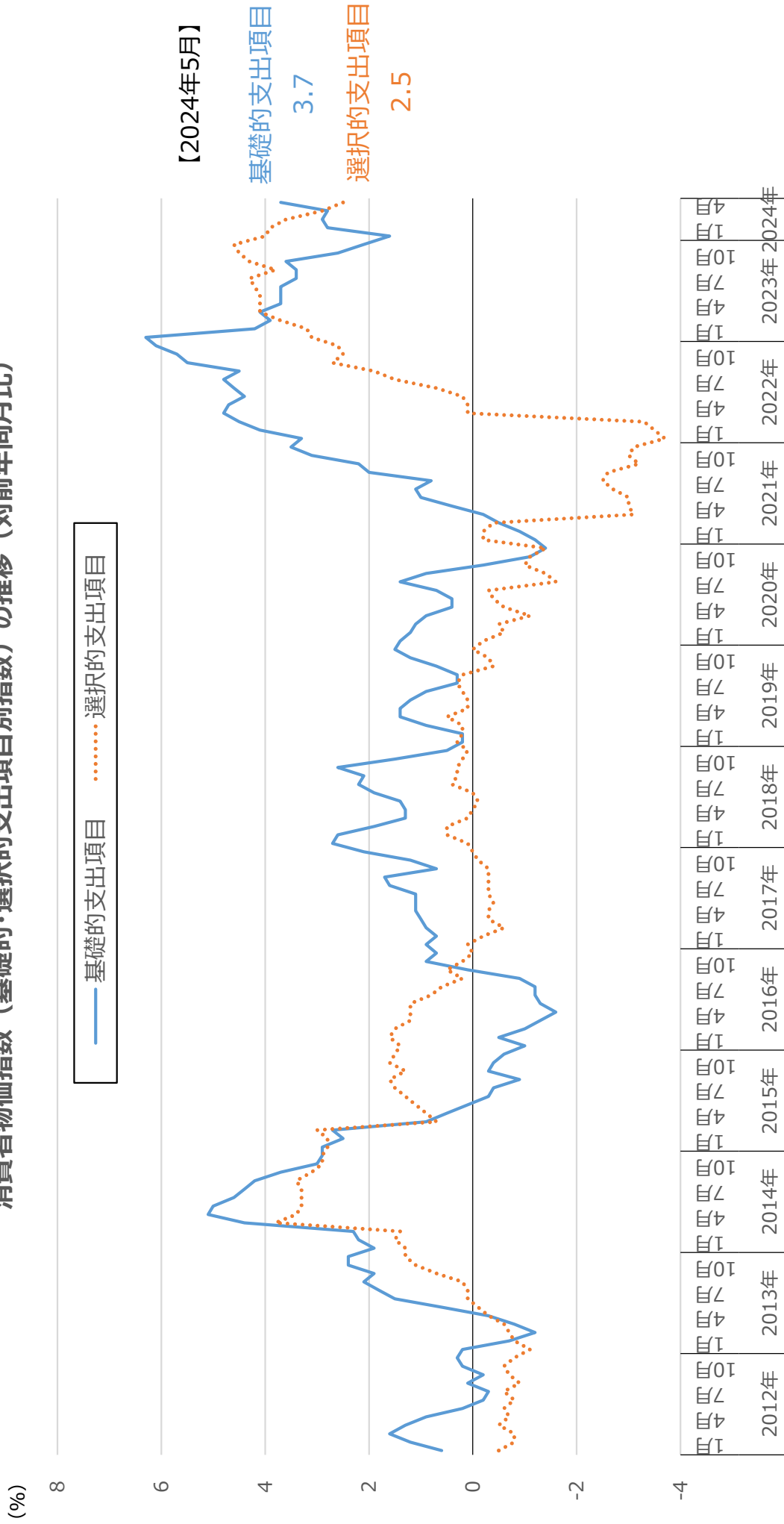
(資料出所) 総務省「消費者物価指数」をもとに厚生労働省労働基準局にて作成。

- (注) 1. 各項目の寄与度は、「当該項目のウエイト/持家の帰属家賃を除く総合のウエイト×(当月の当該項目の指数-前年同月の当該項目の指数) /前年同月の持家の帰属家賃を除く総合の指数」により算出。
 2. 「その他」の寄与度は、持家の帰属家賃を除く総合の前年同月比から各項目の寄与度を控除した残差として計算。
 3. 「エネルギー」は、電気代、都市ガス代、プロパンガス、灯油及びガソリン。

消費者物価指数の「基礎的・選択的支出項目別指数」の推移

○ 消費者物価指数の「基礎的・選択的支出項目別指数」（対前年同月比）を見ると、2024年5月では、「基礎的支出項目」は+3.7%、「選択的支出項目」は+2.5%となっている。

消費者物価指数（基礎的・選択的支出項目別指数）の推移（対前年同月比）



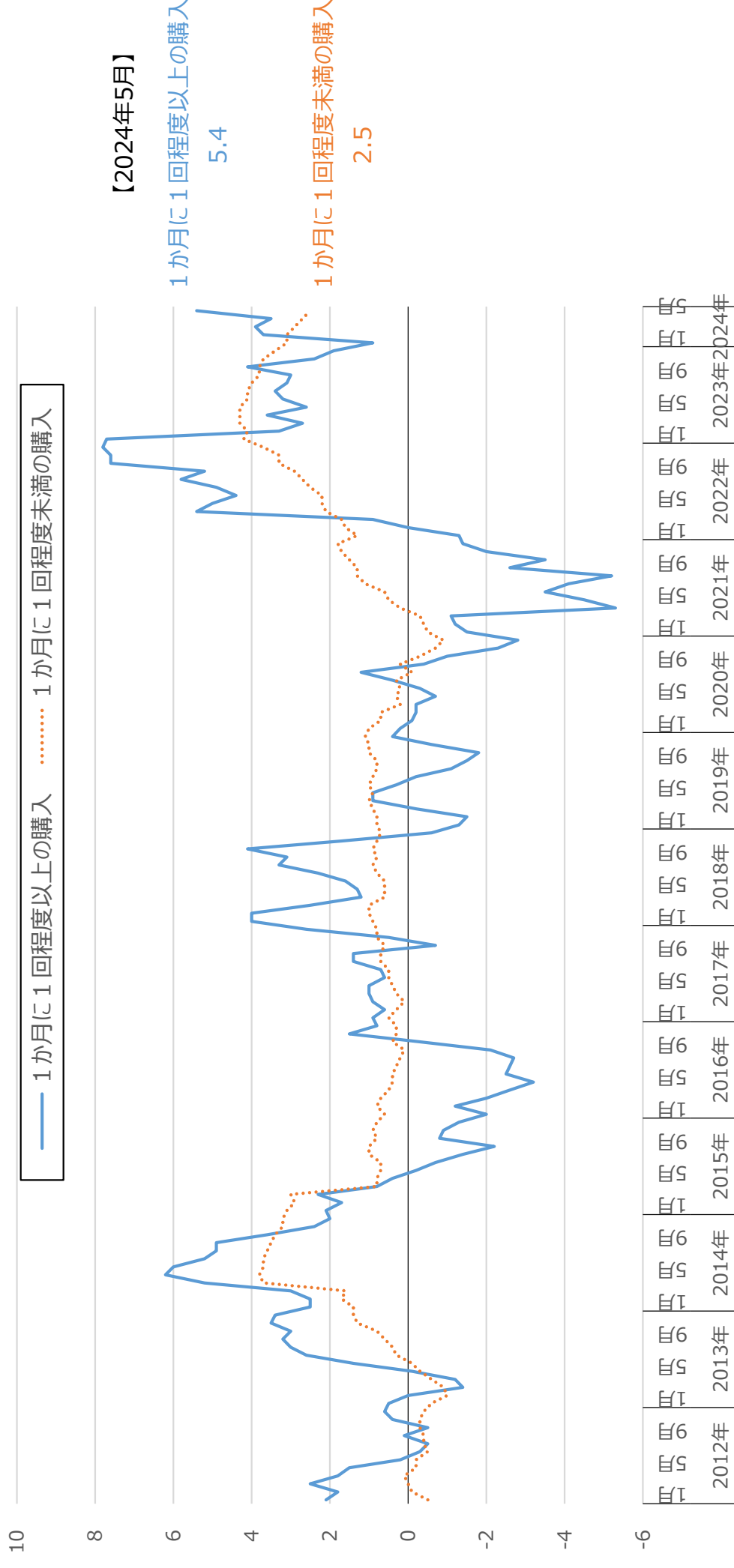
(資料出所) 総務省「消費者物価指数」

- (注) 1. 基礎的支出項目（必需品のもの）とは、支出弾力性が1.00未満の支出項目であり、食料、家賃、光熱費、保健医療サービスなどが該当。
 選択的支出項目（贅沢品のもの）とは、支出弾力性が1.00以上の支出項目であり、教育費、教養娯楽用耐久財、月謝などが該当。
 2. 支出弾力性とは、消費支出総額が1%変化する時に各財・サービス（支出項目）が何%変化するかを示した指標。
 3. 基礎的支出項目・選択的支出項目別指数は、持家の帰属家賃を除く総合から作成されている。

消費者物価指数の「購入頻度階級別指数」の推移

○ 消費者物価指数の「購入頻度階級別指数」（対前年同月比）を見ると、2024年5月では、「1か月に1回程度以上の購入」は+5.4%、「1ヶ月に1回程度未満の購入」は+2.5%となっている。

消費者物価指数（購入頻度階級別）の推移（対前年同月比）



(資料出所) 総務省「消費者物価指数」

(注) 1. 購入頻度階級別指数は、指数品目を家計調査から得られる1世帯当たり購入頻度によって区分し、購入頻度の階級区分別に指数を作成したものである。
2. 購入頻度階級別指数は、持家の附属家賃を除く総合から作成されている。

倒産の動向

原因別倒産状況の推移

○ 原因別の倒産状況を見ると、「販売不振」が最も多くなっている。

	放漫経営	過少資本	連鎖倒産	しわよせ 既往の	信用性の 低下	販売不振	売掛回収 金難	在庫状態 悪化	設備投資 過大	その他
2017年	422	390	447	1,044	43	5,813	31	4	49	162
2018年	409	342	374	967	56	5,799	27	8	71	182
2019年	434	337	370	844	37	6,079	38	8	56	180
2020年	390	205	361	771	34	5,729	26	2	47	208
2021年	284	101	299	674	25	4,403	18	3	34	189
2022年	285	124	401	757	45	4,525	20	2	38	231
2023年	386	156	476	939	43	6,380	22	2	31	255

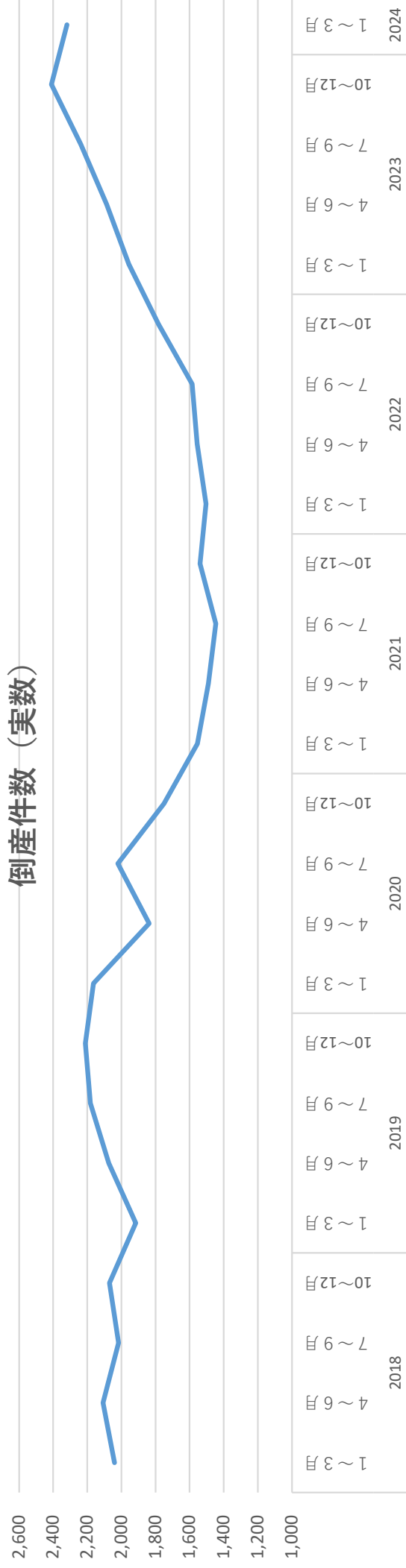
(資料出所) 中小企業庁ホームページ「倒産の状況」 (<https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/chousa/tousan/>)

- (注) 1. 中小企業庁において、株式会社東京商工リサーチ「全国企業倒産状況」の調査結果を、負債総額、資本金別、業種別、原因別で倒産状況を取りまとめているもの。
 2. 倒産とは、企業が債務の支払不能に陥ったり、経済活動を続けることが困難になった状態となること。また、私的整理（取引停止処分、内整理）も倒産に含まれる。
 3. 負債総額1,000万円以上の倒産が対象。

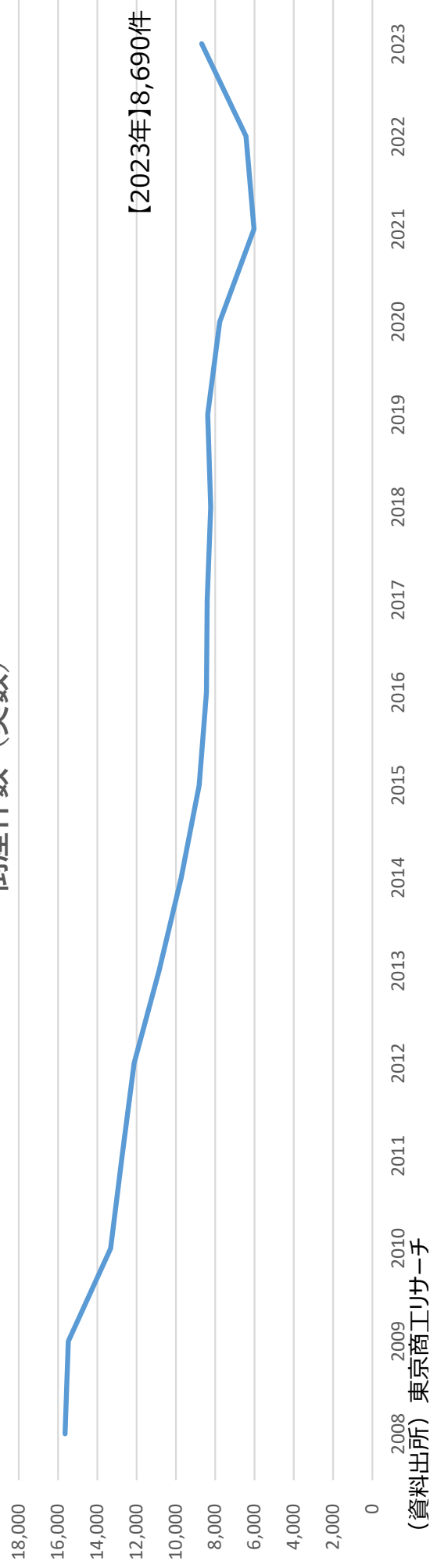
倒産件数(実数)の推移

○ 倒産件数の推移をみると、2023年は継続して上昇している。一方、長期的には減少傾向にある。

【足下の推移】



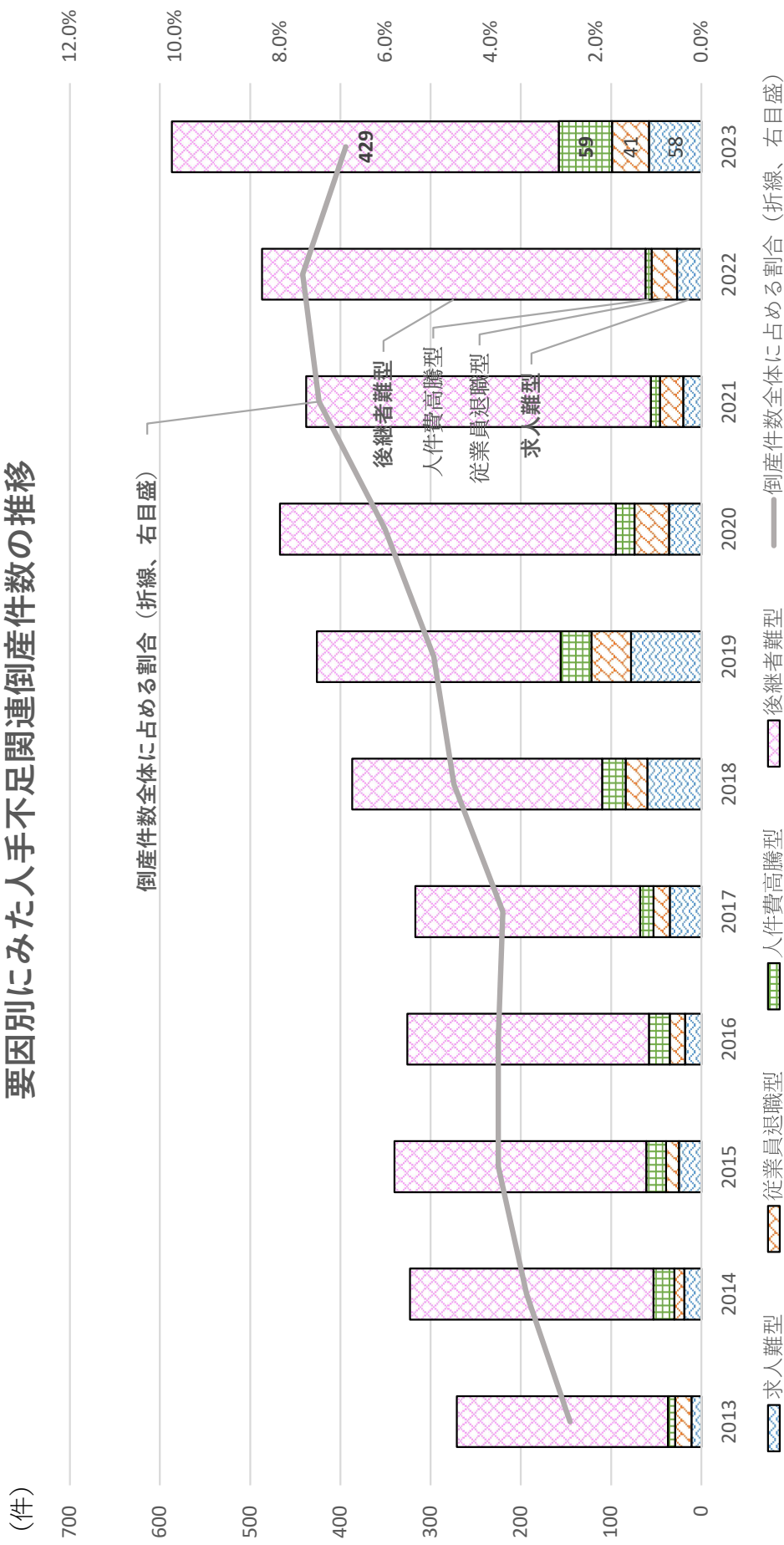
【長期的な推移】



要因別でみた人手不足関連倒産の推移

○ 人手不足関連倒産件数の推移をみると、2021年は前年の2020年を下回ったものの、近年は増加傾向にあり、倒産件数全体に占める人手不足関連倒産の割合は上昇している。また、人手不足関連倒産の要因は、「後継者難型」が最も多い。

要因別にみた人手不足関連倒産件数の推移



資料出所：東京商工リサーチ「全国企業倒産状況」をもとに厚生労働省労働基準局にて作成
 (注) 負債額1,000万円以上を集計したもの。

中小企業への支援・経済対策・エネルギー価格対策等

経済産業省関連施策

中小企業生産性革命推進事業 <2,000億円>

(独)中小企業基盤整備機構が、生産性向上に取り組む中小企業・小規模事業者の設備投資、IT導入、国内外の販路開拓、事業承継・引継ぎ等を継続的に支援。

① ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業 (ものづくり補助金)

(補助額：100万～1億円、補助率：中小1/2 小規模2/3)
…革新的なサービス開発、試作品開発・生産プロセス等の改善に必要な設備投資等を支援

② 小規模事業者持続的発展支援事業 (持続化補助金)

(補助額：～250万円、補助率：2/3等)
…小規模事業者が経営計画を作成して取り組む販路開拓の取組等を支援

③ サービス等生産性向上IT導入支援事業 (IT導入補助金)

(補助額：5万～450万円、補助率：1/2～3/4)
…中小企業・小規模事業者等の労働生産性の向上を目的として、業務効率化やDX等に向けたITツール (ソフトウェア、アプリ、サービス等) の導入を支援

④ 事業承継・引継ぎ支援事業 (事業承継・引継ぎ補助金)

(補助額：150万～600万円又は800万円、補助率：1/2～2/3)
…事業承継・M&A後の経営革新 (設備投資・販路開拓等) に係る費用やM&A時の専門家活用に係る費用、事業承継・M&Aに伴う廃業等に係る費用を支援

厚生労働省関連施策

業務改善助成金 | 8.2億円(9.9億円) | <180億円>

事業場内最低賃金を一定額以上引き上げるとともに、生産性向上に資する設備投資等を行った中小企業等に対し、その設備投資等に要した費用の一部を助成。

働き方改革推進支援助成金 | 71.0億円(68.4億円)

生産性を高めながら労働時間の縮減等に取り組む中小企業等について、その取組に要する費用を助成。

働き方改革推進支援事業 | 31.4億円(36.7億円)

働き方改革推進支援センターにおいて、労務管理等の専門家による窓口相談、企業の取組事例や労働関係助成金の活用方法などに関するセミナー等を実施。

日本政策金融公庫による企業活力強化貸付(働き方改革推進支援資金)

最低賃金の引上げに取り組む事業者に対し、設備・運転資金の低利貸し付け

キャリアアップ助成金 | 1,106億円(829億円)

非正規雇用労働者の正社員転換、処遇改善を実施した事業主に対し助成。

被用者保険の適用拡大に当たっての周知・専門家活用支援

17.5億円(7.4億円)

平成28年10月の適用拡大の際には、社会保険加入のメリットや働き方の変化について企業が従業員に丁寧に説明することが、就業調整の回避に有効であった。適用拡大を更に進めるに当たり、労働者本人への周知・企業から従業員への説明支援のための取組を行う。

よろず支援拠点等の支援体制の充実 | 35億円の内数(37.0億円の内数) | <112億円の内数>

各都道府県に設置したよろず支援拠点において、働き方改革や賃上げ、被用者保険の適用拡大などを含む、多様な経営相談に対して、専門家等による相談対応を実施。

地方公共団体による小規模事業者支援推進事業 | 10.7億円(10.7億円) | <2.3億円>

小規模事業者の販路開拓や生産性向上の取組等を都道府県が支援する際、国がその実行に係る都道府県経費の一部を支援。

中小企業省力化投資補助事業 <1,000億円>

構造的な人手不足の解決に向けて、カタログから選ぶ簡易で即効性のある省力化投資を支援。

生産性向上人材育成支援センターによる支援訓練 | 543億円の内数(528億円の内数)

「生産管理、IoT、クラウドの活用」等のカリキュラムを、利用企業の課題に合わせてカスタマイズし、専門的な知見やノウハウを有する民間機関等を活用して実施。

人材開発支援助成金等による支援 | 640億円(652億円)

人材開発支援助成金により、事業主等が雇用する労働者に対して職務に関連した専門的な知識及び技能の習得をさせるための職業訓練等を計画に沿って実施した場合等に、訓練経費や訓練期間中の資金の一部等を助成。

人材確保等支援助成金により、中小企業者に対して労働環境の向上を図るための事業を行う場合に助成する制度等の整備を通じて、雇用管理改善等に取り組み事業主に対して助成。

テレワークの定着・促進に向けた支援 | 4.4億円(5.6億円)

雇用型テレワークについて、ガイドラインの周知、テレワーク相談センターの設置・運営、テレワーク導入に係る助成、セミナーの開催等による導入支援を実施。

民間企業のための女性活躍促進事業 | 1.9億円(2.3億円)

中小事業主を含めた全ての事業主に対し、女性活躍推進アドバイザーによる個別訪問・オンライン等により企業における女性活躍推進に係る行動計画の実施等を支援。

生活衛生業関連施策

日本政策金融公庫の生活衛生貸付に係る特別利率の適用

…生産性向上に資する取組や従業員の賃上げに取り組み事業者に対し特別利率を適用。

デジタル化推進事業 <1.7億円>

…好事例の展開等によるデジタル化の推進

生活衛生関係営業収益力向上事業 | 1.0億円(1.0億円)

…最低賃金のルールの徹底を図るとともに、同時に事業継承やインボイス制度に関するセミナーを開催

中小企業の生産性向上に係る支援策における主な補助金・助成金の実績

名称	2023年度 応募・申請数 (件) ※一部暫定値	2023年度 実績 (件) ※一部暫定値	2023年度 執行額 (億円) ※一部暫定値
ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業 (ものづくり補助金)	16,167	8,069	—
小規模事業者持続的発展支援事業 (持続化補助金)	53,308	31,162	—
サービス等生産性向上IT導入支援事業 (IT導入補助金)	93,211	70,742	—
中小企業等事業再構築促進事業	20,028	7,642	—
業務改善助成金	19,764	13,603	151.6
働き方改革推進支援助成金	5,171	4,099	50.3
キャリアアップ助成金	72,662	65,590	521.7
人材開発支援助成金 ※ 人材育成支援コース、教育訓練休暇等付与コース、人への投資促進コース、事業展開等リスキリング支援コース	61,989	38,192	197.2
人材確保等支援助成金 ※ 中小企業団体助成コース、人事評価改善等助成コース、テレワークコース	41	164	1.1

業務改善助成金の執行状況

(単位:億円)

	① 当初予算額	② 前年度からの 繰越額	③ 補正予算額	④ 次年度への 繰越額	⑤=①+②+ ③-④ 予算現額	⑥ 執行額	⑥/⑤ 執行率 (%)
2023年度	7.9 (9.9)	92.6 (97.6)	171.7 (179.8)	94.0 (101.9)	178.2 (185.4)	151.6	85.0
2022年度	9.4 (11.9)	120.7 (125.7)	95.0 (100.0)	92.6 (97.6)	132.5 (140.0)	45.8	34.6
2021年度	9.4 (11.9)	13.7 (13.7)	129.8 (135.1)	120.7 (125.7)	32.2 (35.0)	28.9	89.8

※ 事業費を除いた業務改善助成金のみの予算を記載。()内の数値は、事業費を含めた金額。

※ 四捨五入の関係から、数値が一致しない場合がある。

業務改善助成金の都道府県別実績

(件)

	2021年度	2022年度	2023年度
北海道	120	201	645
青森	37	62	169
岩手	68	124	254
宮城	45	59	196
秋田	37	55	95
山形	65	74	147
福島	53	84	255
茨城	90	101	217
栃木	46	104	205
群馬	56	76	187
埼玉	75	105	359
千葉	115	121	242
東京	219	440	699
神奈川	171	274	437
新潟	55	86	326
富山	61	58	158
石川	54	78	189
福井	80	91	254
山梨	17	33	128
長野	102	106	248
岐阜	55	101	312
静岡	164	181	324
愛知	197	361	1,090
三重	58	72	249

	2021年度	2022年度	2023年度
滋賀	95	131	239
京都	60	85	186
大阪	238	358	1,042
兵庫	108	260	577
奈良	49	72	163
和歌山	59	89	176
鳥取	52	94	177
島根	35	45	161
岡山	93	104	266
広島	137	169	403
山口	72	107	241
徳島	54	84	130
香川	72	98	241
愛媛	65	96	173
高知	14	37	196
福岡	195	219	539
佐賀	38	32	211
長崎	44	83	216
熊本	93	123	155
大分	125	161	231
宮崎	43	54	153
鹿児島	25	42	122
沖縄	53	82	220
全国計	3,859	5,672	13,603

2021 (R3) 年夏以降の業務改善助成金の累次の要件緩和・拡充等について

<2021年度>

2021年 8月1日～	<ul style="list-style-type: none"> ● 感染症の影響により特に業況が厳しい中小企業等に対し、貸金引上げ対象人数の拡大（最大7人以上→10人以上）による<u>助成上限額の引上げ</u>（最大450万円→600万円） ● <u>助成対象となる設備投資の範囲の拡大</u>（定員11人以上の自動車、パソコン・タブレット等）
2021年 10月1日～	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>助成対象となる人材育成・教育訓練費用の要件緩和</u>（例：外部団体が行う研修等の受講費の上限30万円→50万円） ● <u>手続の簡素化</u>（申請に必要な貸金台帳の対象者を全労働者から賃上げ対象者に限定）
2022年 1月13日～	<ul style="list-style-type: none"> ● 感染症の影響により特に業況が厳しい中小企業等に対し、<u>生産性向上に資する設備投資等に「関連する費用」</u>（広告宣伝費、机・椅子の増設等）も<u>助成対象として認める特例コースを新設</u>。（※）

※ 特例コースについては、2023年1月31日で申請受付を終了。

<2022年度>

2022年 9月1日～	<ul style="list-style-type: none"> ● 特例的に拡充してきた設備投資等の範囲が適用される事業者について、<u>原材料費等の高騰の影響を受けている事業者にも拡充・設備の範囲を拡充</u>（定員7人以上又は車両本体価格200万円以下の自動車、パソコン・タブレット等） ● <u>最低賃金が相対的に低い地域の事業者に対して助成率を引上げ</u>
2022年 12月12日～	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>特に最賃引上げが困難と考えられる「事業場規模30人未満の事業者」に対して、助成上限額を引上げ</u> ● 特例的に拡充してきた設備投資等の範囲が適用される事業者について、<u>生産性向上に資する設備投資等に「関連する経費」の支出も認める</u> ● <u>事業場規模を100人以下とする要件を廃止</u>

<2023年度>

2023年 8月31日～	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>対象となる事業場を地域別最低賃金「+30円以内」から「+50円以内」に拡大</u> ● <u>事業場規模50人未満の事業者における特定の期間の賃金の引上げについて、引上げ後の申請を可能とする</u>（2024年1月31日申請分まで） ● <u>事業場内最低賃金別の助成率区分の金額を引き上げる</u>
-----------------	---

2024 (R6) 年度においては、以下の要件見直しを実施

- 生産量要件（感染症の影響により特に業況が厳しい中小企業）の特例を廃止
- 特例事業者の「関連する経費」に係る支給を廃止
- 申請の同一年度内「2回」を「1回」に変更

2024年4月1日～

賃上げを後押しする予算措置【2023 (R5) 年度補正予算】

- ・ 中小企業の大胆な賃上げを促すため、各種補助金において賃上げを行った場合のインセンティブ措置（補助上限・補助率の引上げ等）を設けている。
- ・ 事業承継・引継ぎ補助金（経営革新事業）については、現在公募なし。

<中小企業省力化投資補助金>

【2023 (R5) 年度補正 1,000億円】

- **事業概要**：構造的な人手不足の解決に向けて、カタログから選ぶ簡易で即効性のある省力化投資を支援。
- **補助率**：1/2
- **補助上限**：最大1000万円⇒一定水準以上の賃上げで 上限額を最大1,500万円に引き上げ

<事業承継・引継ぎ補助金> (経営革新事業)

【生産性革命推進事業 2023 (R5) 年度補正 2,000億円の内数】

- **事業概要**：事業承継・M&A後の経営革新（設備投資・販路開拓等）に係る費用を支援
- **補助率**：1/2～2/3
- **補助上限**：最大600万円 ⇒ 一定水準以上の賃上げで 上限額を最大800万円に引上げ
- **加点措置**：事業場内最低賃金 + 30円の場合実施

中小企業省力化投資補助事業

2023年度補正予算額 **1,000億円** (中小企業等事業再構築促進事業を再編して総額5000億円規模)

- 変革期間から3年間に**おいて、人手不足に苦しむ中小企業の省力化投資を強力に支援。**
- **カタログから選ぶような汎用製品※の導入を補助**することで、簡易で即効性がある支援措置を新たに実施する。

※個々の事業の実情に合わせた効率化・高度化についても措置を講じ、一体的に運用

補助上限額	補助率
従業員数5名以下 200万円(300万円)	1/2
従業員数6~20名 500万円(750万円)	
従業員数21名以上 1000万円(1500万円)	
※賃上げ要件を達成した場合、()内の値に補助上限額を引き上げ	

カタログを通じた汎用製品 (IoT、ロボット等) の導入支援イメージ

・無人搬送ロボット



著作権：user6702303 / 出典：Freepik
https://jp.freepik.com/free-photo/automated-guided-vehicle-loading_48323421.html#query=robot&position=4&from_view=keyword&track=aisp

・検品・仕分けシステム



著作権：macrovector / 出典：Freepik
https://jp.freepik.com/free-vector/robotic-arm_23183671.html#query=robotic-arm&position=3&from_view=search&track=aisp

再構築基金の事業スキーム (矢印：資金の流れ)



事業承継・引継ぎ補助金

【生産性革命推進事業（2023年度補正予算 2,000億円）の内数】

- 事業承継やM&Aに係る設備投資等、M&A時の専門家活用に係る費用(ファイナンシャルアドバイザー(FA)や仲介に係る費用、デュー・ディリジェンス、セカンド・オピニオン、表明保証保険料等)を補助。
- 複数の中小企業を子会社化し、優良な経営資源を提供してグループ一体となって成長を目指す「中小企業のグループ化」を支援するため、経営革新枠において、複数の中小企業がグループ全体の生産性を向上させるための投資を行うおととする場合、**グループ一体として申請できるように運用を変更。**

	経営革新枠 (グループ申請を新設)	専門家活用枠	廃棄・再チャレンジ枠
要件	経営資源引継ぎ型創業や事業承継(親族内承継実施予定者を含む)、M&Aを過去数年以内に行った者、又は補助事業期間中に行う予定の者	補助事業期間に経営資源を譲り渡す、又は譲り受ける者	事業承継やM&Aの検討・実施等に伴って廃棄等を行う者
補助上限	600~800万円* *一定の賃上げを実施する場合、補助上限を800万円に引き上げ	600万円	150万円* *経営革新事業、専門家活用事業と併用申請する場合は、それぞれの補助上限に加算
補助率	1 / 2・2 / 3* * 中小企業者等のうち、①小規模、②営業利益率の低下(物価高影響等)、③赤字、④再生事業者のいずれかに該当する場合：2 / 3	買手支援型：2 / 3 売手支援型：1 / 2・2 / 3* * ①赤字、②営業利益率の低下(物価高影響等)のいずれかに該当する場合：2 / 3	1 / 2・2 / 3* * 経営革新事業、専門家活用事業と併用申請する場合は、各事業における事業費の補助率
対象経費	店舗等借入費、設備費、原材料費、産業財産権等関連経費、謝金、旅費、外注費、委託費、広報費	謝金、旅費、外注費、委託費、システム利用料、保険料	廃棄支援費、在庫廃棄費、解体費、原状回復費、リースの解約費、移転・移設費用(併用申請の場合のみ)

30年ぶりの高い水準の賃上げ率を一過性のものとせず、**構造的・持続的な賃上げを実現することを目指す。**

改正後【措置期間：3年間】

継続雇用者 給与等支給額 (前年度比)	税額 控除率 ※6	教育 訓練費※7 (前年度比)	税額 控除率	両立支援 女性活躍	税額 控除率	最大 控除率
+3%	10%		5% 上乗せ	プラチナくるみん or プラチナえるぼし	5% 上乗せ	35%
+4%	15%					
+5%	20%	+10%				
+7%	25%					

大企業 ※1

改正前【措置期間：2年間】

継続雇用者 給与等支給額 (前年度比)	税額 控除率	教育 訓練費 (前年度比)	税額 控除率	最大 控除率
+3%	15%		5% 上乗せ	30%
+4%	25%	+20%		
—	—	—		
—	—	—		

中堅企業 ※2

継続雇用者 給与等支給額 (前年度比)	税額 控除率	教育 訓練費 (前年度比)	税額 控除率	両立支援 女性活躍	税額 控除率	最大 控除率
+3%	10%		5% 上乗せ	プラチナくるみん or えるぼし三段階目以上	5% 上乗せ	35%
+4%	25%					
		+10%				

中小企業 ※3

全雇用者※5 給与等支給額 (前年度比)	税額 控除率	教育 訓練費 (前年度比)	税額 控除率	両立支援 女性活躍	税額 控除率	最大 控除率
+1.5%	15%		10% 上乗せ	くるみん or えるぼし二段階目以上	5% 上乗せ	45%
+2.5%	30%					
		+5%				

中小企業は、賃上げを実施した年度に控除しきれなかった金額の**5年間の繰越しが可能**※8。

- ※1 「資本金10億円以上かつ従業員数1,000人以上」又は「従業員数2,000人超」のいずれかに当てはまる企業は、**マルチステークホルダー方針の公表及びその旨の届出を行うこと**が適用される。それ以外の企業は不要。
- ※2 従業員数2,000人以下の企業（その法人及びその法人による支配関係がある法人の従業員数の合計が1万人を超えるものを除く。）が適用可能。
- ※3 中小企業者等（資本金1億円以下の法人、農業協同組合等）又は従業員数1,000人以下の個人事業主が適用可能。
- ※4 継続雇用者とは、適用事業年度及び前事業年度の全月分の給与等の支給を受けた国内雇用者（雇用保険の一般被保険者に限る）。
- ※5 全雇用者とは、雇用保険の一般被保険者に限らない全ての国内雇用者。
- ※6 税額控除額の計算は、全雇用者の前事業年度から適用事業年度の給与等支給増加額に税額控除率を乗じて計算。ただし、控除上限額は法人税額等の20%。
- ※7 教育訓練費の上乗せ要件は、適用事業年度の教育訓練費の額が適用事業年度の全雇用者に対する給与等支給額の0.05%以上である場合に限り、適用可能。
- ※8 繰越税額控除をする事業年度において、全雇用者の給与等支給額が前年度より増加している場合に限り、適用可能。

6月までのコロナ資金繰り支援について

- 民間ゼロゼロ融資の返済開始の最後のピーク（本年4月）に万全を期すため、①**コロナ資金繰り支援を本年6月末まで延長**するとともに、②**経営改善・再生支援を強化**する。
- 本年7月以降は、**コロナ前の支援水準に戻しつつ**（例えば、日本公庫等のコロナ特別貸付の金利引下げ幅を縮減）、経営改善・再生支援に重点を置いた資金繰り支援を基本とする方向。そのため、6月末まで施策の積極的活用を促進。
- ただし、**令和6年能登半島地震の被災地域については配慮が必要**。

2023年
9月末

2024年
3月末

6月末

民間金融機関
(信用保証制度)

<p>コロナセーフティネット保証4号 (売上▲20%、100%保証)</p>	<p>借換目的での利用は継続 (2024年3月末まで継続) ※新規融資のみでの利用は終了</p>	<p>6月末まで延長</p>
---	--	-----------------------

<p>コロナ借換保証 (100%保証は100%保証で借換) (保証料0.2%、上限1億円、保証期間10年)</p>	<p>6月末まで延長</p>
--	-----------------------

※能登半島地震の被災地域については配慮

(注) 経営改善サポート保証 (コロナ対応) (100%保証は100%保証で借換、保証料0.2%、上限2.8億円、保証期間15年) も同様に延長

政府系金融機関

<p>日本公庫等のコロナ特別貸付 (売上▲5%等 災害貸付金利▲0.9%)</p>	<p>金利引下げ幅を縮小の上、6ヶ月延長 (売上▲5%等 災害貸付金利▲0.5%) ※5年貸付 中小事業：0.8% 国民事業：0.8% 2024年3月現在、貸付期間5年の場合</p>	<p>6月末まで延長</p>
--	--	-----------------------

※災害貸付金利を適用
(金利▲0.5%を廃止)
した上で継続

(注) 物価高騰対策等として実施している日本公庫等のセーフティネット貸付の利下げ措置も同様に延長

<p>日本公庫等の コロナ資本性劣後ローン</p>	<p>限度額を引上げ(10億→15億) のうえ、6か月延長</p>	<p>6月末まで延長</p>
--------------------------------------	---	-----------------------

※総合経済対策（令和5年11月）に基づき利用を促進

「パートナーシップ構築宣言」について

- パートナーシップ構築宣言は、「発注者」の立場から、「代表者の名前」で、「サプライチェーン全体の付加価値向上や望ましい取引慣行の遵守等について自主的に宣言・公表することで、取引適正化に関する社内への意識徹底、取引先からの取組の見える化等を図り、サプライチェーン全体の共存共栄を図る取組。
※「未来を拓くパートナーシップ構築推進会議（PS会議）」（2020年5月）において、導入を決定。
※宣言の公表は賃上げ促進税制（大企業向け）の要件であり、国・地方の補助金の加算要素にもなっている。
- PS会議では、関係省庁・経済界が一堂に会し、経産省からパートナーシップ宣言企業の取引先（下請企業）に対する調査結果を報告し、今後の課題や対応の方向性を示すとともに、宣言の拡大や取引適正化に向けた経済界や各省庁の姿勢を確認。



1. 宣言の骨子

- (1) サプライチェーン全体の共存共栄と新たな連携（オープンイノベーション、IT実装、グリーン化等）
- (2) **下請企業との望ましい取引慣行（「振興基準」）の遵守、特に、取引適正化の重点5課題（※）への取組**
 - ※①価格決定方法の適正化、②型取引の適正化、③支払条件の改善、④知的財産・ノウハウの保護、⑤働き方改革に伴うしわ寄せ防止

2. 未来を拓くパートナーシップ構築推進会議（PS会議）

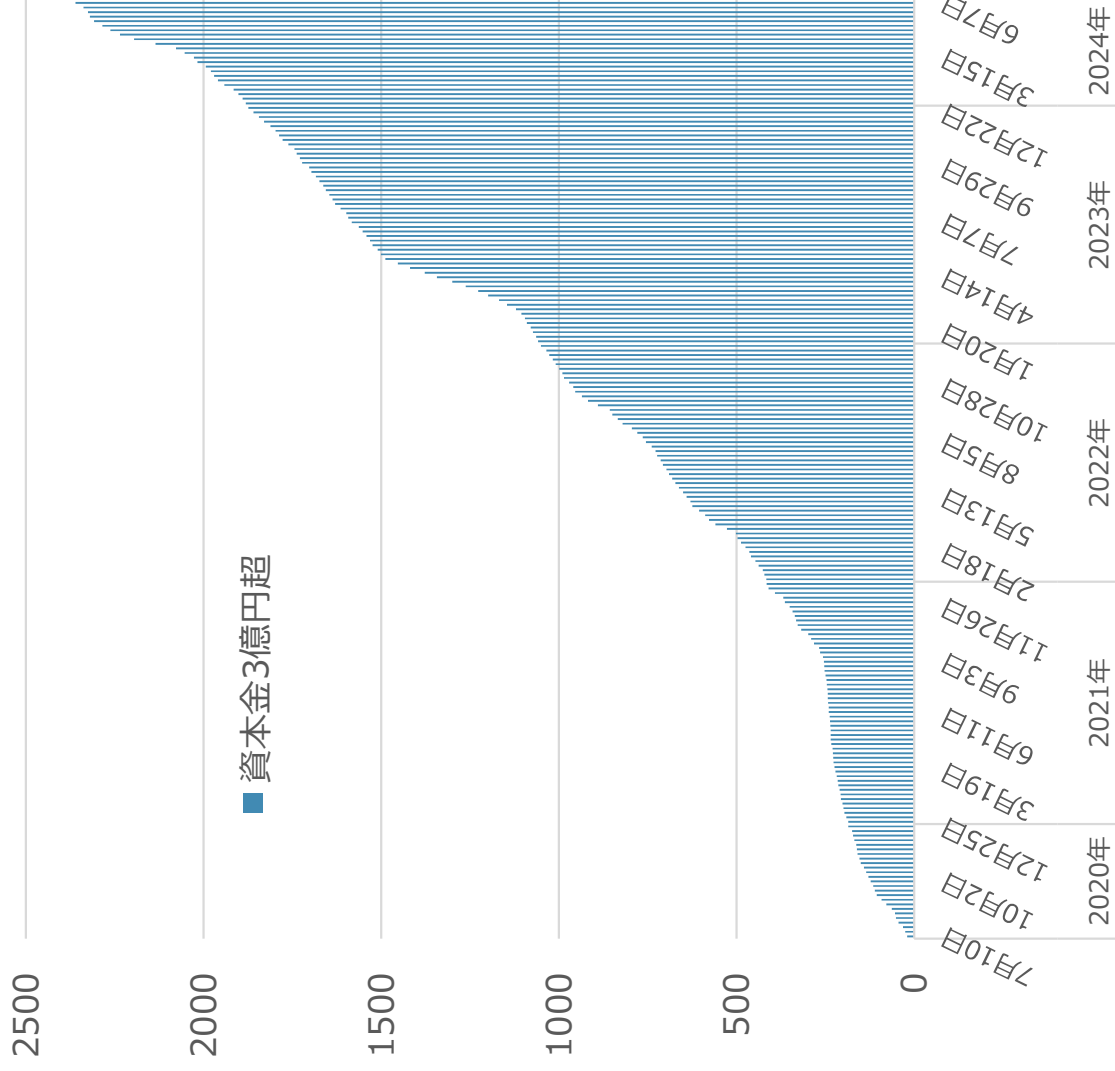
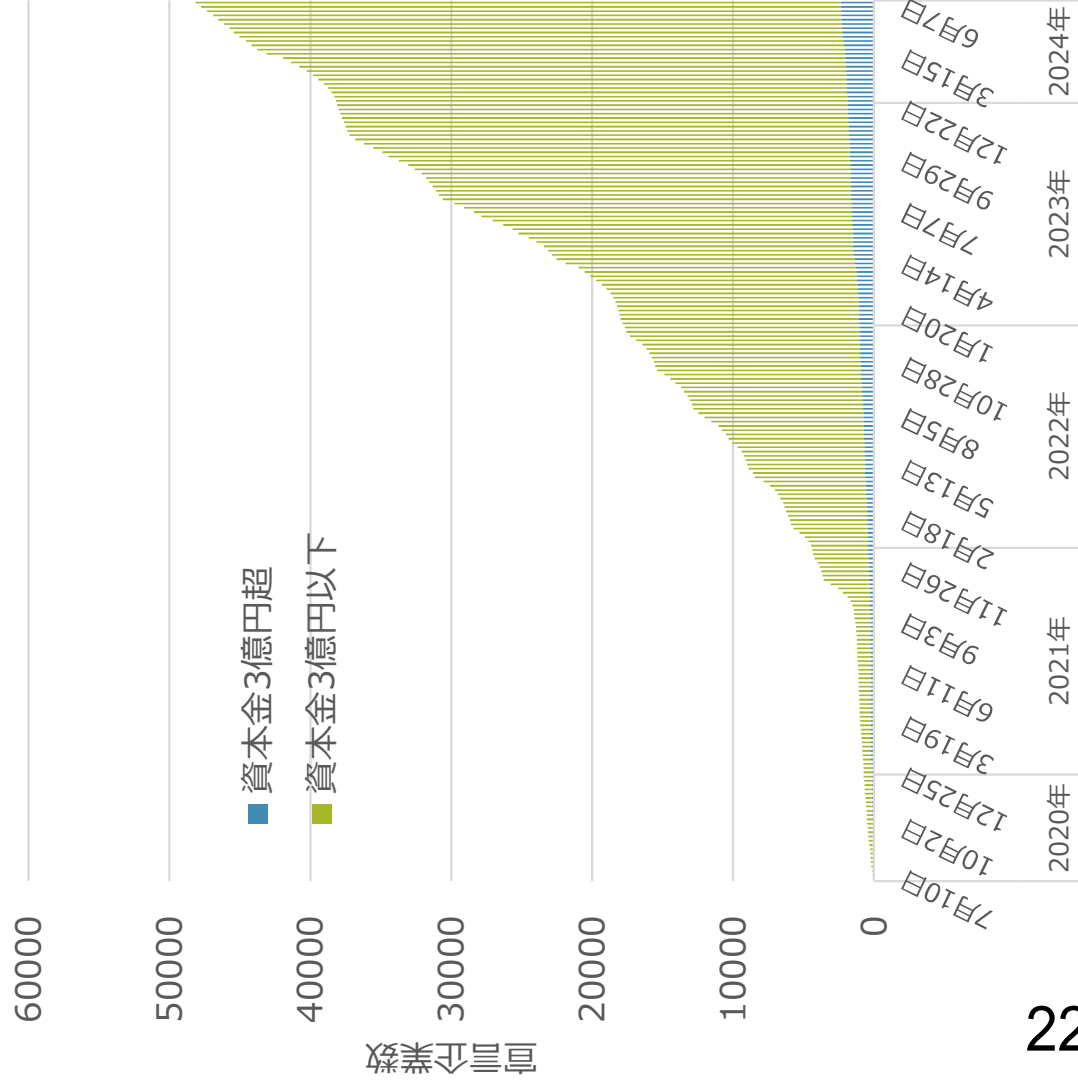
- ✓ **【共同議長】経済産業大臣、内閣府特命担当大臣（経済財政政策）**
【構成員】厚労大臣、農水大臣、国交大臣、内閣官房副長官（政務）、経団連会長、日商會頭、連合会長
※第5回は、臨時議員として**全国知事会・村井会長（宮城県知事）**及び**矢田補佐官**が出席。

※第1回は2020年5月、第2回は2020年11月、第3回は2022年2月、第4回は2022年10月11日、第5回は2023年12月21日に開催。

パートナーシップ構築宣言の宣言数

● 2024年6月14日時点で**48,145社**が宣言（うち、資本金3億円超の大企業は**2,371社**）

■宣言数の推移



労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針①

本指針 の性格

- ✓ 労務費の転嫁に関する事業者の**発注者・受注者の双方の立場からの行動指針**。
- ✓ 労務費の適切な転嫁のため、発注者及び受注者がこの行動指針に沿った行為を行うことが必要。
- ✓ 本指針に記載の12の行動指針に沿わないような行為をすることにより、**公正な競争を阻害するおそれがある場合には、公正取引委員会において独占禁止法及び下請代金法に基づき厳正に対処**することを明記。
- ✓ 他方で、**記載された発注者としての行動を全て適切に行っている場合、通常は独占禁止法及び下請代金法上の問題が生じない**旨を明記。

発注者として採るべき行動／求められる行動

★行動①：本社（経営トップ）の関与

① 労務費の上昇分について取引価格への転嫁を受け入れる**取組方針を具体的に経営トップまで上げて決定**すること、② 経営トップが同方針又はその要旨などを書面等の形に残る方法で**社内外に示す**こと、③ その後の**取組状況を定期的に経営トップに報告**し、必要に応じ、経営トップが更なる対応方針を示すこと。

★行動②：発注者側からの定期的な協議の実施

受注者から労務費の上昇分に係る取引価格の引上げを求められていなくても、業界の慣行に応じて1年に1回や半年に1回など**定期的に労務費の転嫁について発注者から協議の場を設ける**こと。特に**長年価格が据え置かれてきた取引や、スポット取引と称して長年同じ価格で更新されているような取引**においては協議が必要であることに**留意が必要**である。

協議することなく長年価格を据え置くことや、スポット取引とはいえないにもかかわらずスポット取引であることを理由に協議することなく価格を据え置くことは、独占禁止法上の優越的地位の濫用又は下請代金法上の買いたたきとして問題となるおそれがある。

★行動③：説明・資料を求める場合は公表資料とすること

労務費上昇の理由の説明や根拠資料の提出を受注者に求める場合は、**公表資料（最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率など）に基づくものとし、受注者が公表資料を用いて提示して希望する価格については、これを合理的な根拠のあるものとして尊重**すること。

★行動④：サプライチェーン全体での適切な価格転嫁を行うこと

労務費をはじめとする価格転嫁に係る交渉においては、**サプライチェーン全体での適切な価格転嫁による適正な価格設定を行うため、直接の取引先である受注者がその先の取引先との取引価格を適正化すべき立場にいることを常に意識して、そのことを受注者からの要請額の妥当性の判断に反映させる**こと。

★行動⑤：要請があれば協議のテーブルにつくこと

受注者から労務費の上昇を理由に**取引価格の引上げを求められた場合には、協議のテーブルにつく**こと。労務費の転嫁を求められたことを理由として、**取引を停止するなど不利益な取扱いをしない**こと。

★行動⑥：必要に応じ考え方を提案すること

受注者からの申入れの巧拙にかかわらず**受注者と協議を行い、必要に応じ労務費上昇分の価格転嫁に係る考え方を提案**すること。

労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針②

受注者として採るべき行動 / 求められる行動

★行動①：相談窓口の活用

労務費上昇分の価格転嫁の交渉の仕方について、国・地方公共団体の相談窓口、中小企業の支援機関（全国の商工会議所・商工会等）の相談窓口などに相談するなどとして積極的に情報を収集して交渉に臨むこと。

発注者に対して労務費の転嫁の交渉を申し込む際、一例として、価格交渉の申込み様式（例）を活用することも考えられる。

★行動②：根拠とする資料

発注者との価格交渉において使用する根拠資料としては、最低金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率などの公表資料を用いること。

★行動③：値上げ要請のタイミング

労務費上昇分の価格転嫁の交渉は、業界の慣行に応じて1年に1回や半年に1回などの定期的に行われる発注者との価格交渉のタイミング、業界の定期的な価格交渉の時期など受注者が価格交渉を申し出やすいタイミング、発注者の業務の繁忙期など受注者の交渉力が比較的に優位なタイミングなどの機会を活用して行うこと。

★行動④：発注者から価格を提示されるのを待たずに自ら希望する額を提示

発注者から価格を提示されるのを待たずに受注者側からも希望する価格を発注者に提示すること。発注者に提示する価格の提示においては、自社の労務費だけでなく、自社の発注先やその取引先における労務費も考慮すること。

発注者・受注者の双方が採るべき行動 / 求められる行動

★行動①：定期的なコミュニケーション

定期的にコミュニケーションをとること。

★行動②：交渉記録の作成、発注者と受注者の双方での保管

価格交渉の記録を作成し、発注者と受注者と双方で保管すること。

今後の対応

- 内閣官房は、各府省庁・産業界・労働界等の協力を得て、今後、労務費の上昇を理由とした価格転嫁が進んでいない業種や労務費の上昇を理由とした価格転嫁の申出を諦めている傾向にある業種を中心に、**本指針の周知活動**を実施する。
- 公正取引委員会は、発注者が本指針に記載の12の採るべき行動 / 求められる行動に沿わないような行為をすることにより、**公正な競争を阻害するおそれがある場合には、独占禁止法及び下請代金法に基づき厳正に対処**していく。
また、受注者が匿名で労務費という理由で価格転嫁の協議のテーブルにつかない事業者等に関する**情報を提供できるフォームを設置**し、第三者に情報提供者が特定されない形で、**各種調査において活用**していく。

(一部抜粋)

価格交渉促進月間（2024年3月） アットアップ調査結果

2024年6月21日

中小企業庁

2024年3月 価格交渉促進月間フォローアップ調査の概要

- 原材料費やエネルギー費、労務費等が上昇する中、多くの中小企業が価格交渉・価格転嫁できる環境整備のため、2021年9月より毎年9月と3月を「価格交渉促進月間」と設定。2024年3月で6回目。
- 成果を確認するため、各「月間」の終了後、価格交渉・価格転嫁それぞれの実施状況について、中小企業に対して「①アンケート調査、②下請Gメンによるヒアリング」を実施。必要に応じて大臣名での指導・助言等に繋げていく。

①アンケート調査

○調査の内容

中小企業等に、2023年10月～2024年3月末までの期間における、発注企業（最大3社分）との間の価格交渉・転嫁の状況を問うアンケート票を送付。

調査票の配布先の業種は、経済センサスの産業別法人企業数の割合（BtoC取引が中心の業種を除く）を参考にして抽出。

○配布先の企業数 30万社

○調査期間 2024年4月18日～5月31日

○回答企業数 46,461社（※回答から抽出される発注企業数は延べ67,390社）

（参考：2023年9月調査：36,102社（延べ44,059社）

2023年3月調査：17,292社（延べ20,722社）

○回収率 15.5%（※回答企業数/配布先の企業数）

（参考：2023年9月調査：12.0%、2023年3月調査：5.8%）

②下請Gメンによるヒアリング調査

○調査の内容

発注企業との間における価格交渉の内容や転嫁状況等について、全国の中小企業から広くヒアリングを実施。

○調査期間 2024年5月15日～6月28日（予定）

○ヒアリング件数 約2,000社（予定）

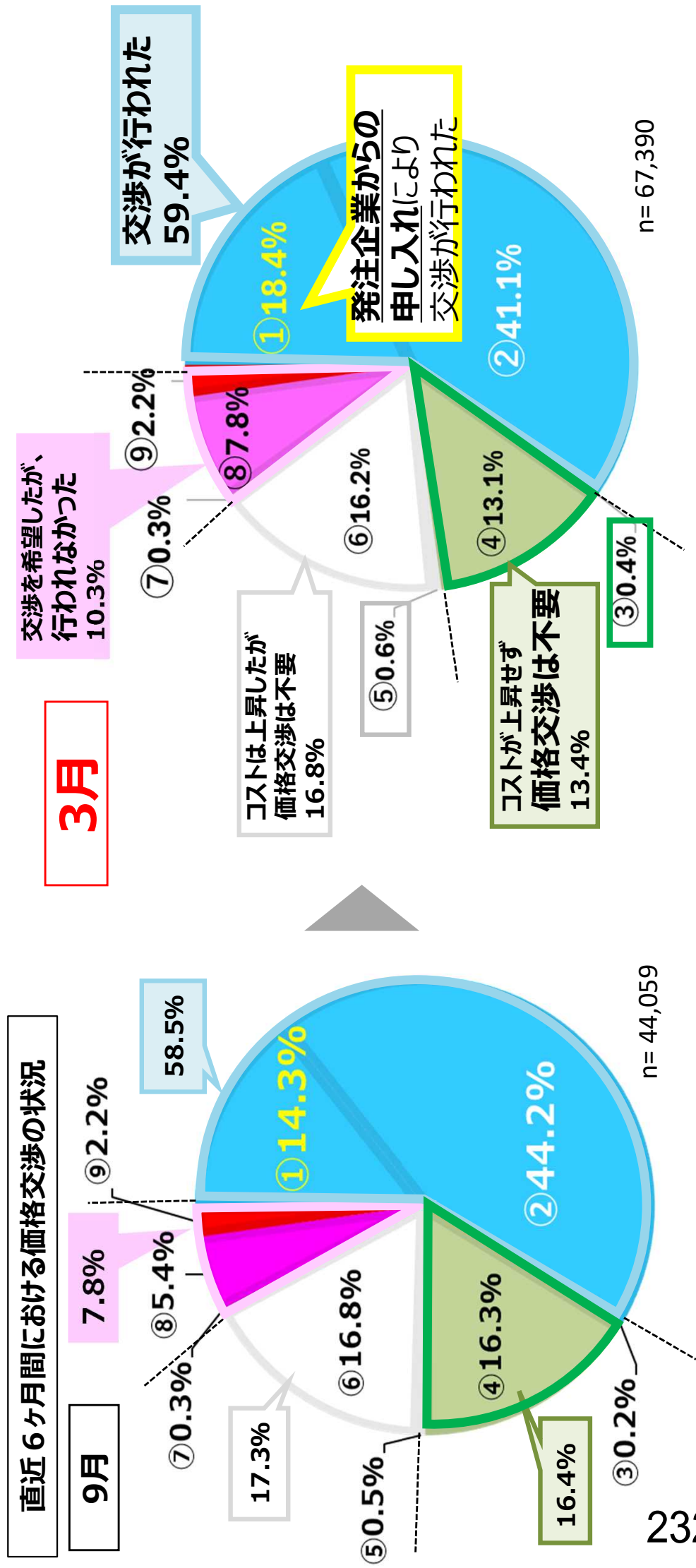
価格交渉の状況

- 「発注企業から交渉の申し入れがあり、価格交渉が行われた」割合は、昨年9月から更に増加（14.3%→18.4%）。（昨年3月 7.7%）
- 発注企業との価格交渉が行われた割合も、微増（58.5%→59.4%）。
- ⇒ 発注企業の方からの交渉申し入れも浸透し始め、価格交渉できる雰囲気更に醸成されつつある。
- 一方で、「価格交渉を希望したが、交渉が行われなかった」割合が増加（7.8%→10.3%）。
- ⇒ 引き続き、労務費指針の徹底等による価格交渉の機運醸成が必要。

直近6ヶ月間における価格交渉の状況

9月

3月



(参考) 価格交渉 【アンケート質問票と回答分布】

直近 6 ヶ月間における価格交渉の状況

9月

3月

①	発注企業から、交渉の申し入れがあり、価格交渉が行われた。	14.3%	18.4%
②	受注企業から、発注企業に交渉を申し出、価格交渉が行われた。	44.2%	41.1%
③	コストが上昇せず、価格交渉は不要と判断し、発注企業からの申し入れを辞退した。	0.2%	0.4%
④	コストが上昇せず、発注企業から申し入れはなかったが、価格交渉は不要と判断し、受注企業から交渉を申し出なかった。	16.3%	13.1%
⑤	コストが上昇したが、価格交渉は不要と判断し、発注企業からの申し入れを辞退した。	0.5%	0.6%
⑥	コストが上昇し、発注企業から申し入れはなかったが、価格交渉は不要と判断し、受注企業から交渉を申し出なかった。	16.8%	16.2%
⑦	コストが上昇し、発注企業から申し入れがあったが、発注減少や取引停止を恐れ、発注企業からの申し入れを辞退した。	0.3%	0.3%
⑧	コストが上昇したが、発注企業から申し入れがなく、発注減少や取引停止を恐れ、受注企業から交渉を申し出なかった。	5.4%	7.8%
⑨	コストが上昇し、発注企業から申し入れがなく、受注企業から交渉を申し出たが、応じてもらえなかった。	2.2%	2.2%

価格転嫁の状況①【コスト全般】

- **コスト全体の価格転嫁率は46.1%**、昨年9月より微増（45.7%→46.1%）。
 - 受注企業のうち、コスト増加分を**全額（10割）** 価格転嫁できた割合（①）は約3ポイント増加（16.9%→19.6%）。一部でも価格転嫁できた割合は、約4ポイント増加(63.0%→67.2%)。
 - 一方、**1～3割しか**価格転嫁できなかった割合（④）は約4ポイント増加（19.6%→23.4%）。全く転嫁できず/減額された企業も約2割。
- ⇒ **価格転嫁の裾野は更に広がっており、「転嫁できた企業」と「出来ない企業」で2極化の兆しもあり、転嫁対策の徹底が重要。**

直近6ヶ月間の全般的なコスト上昇分の転嫁状況

転嫁率（コスト全体）

: 45.7%

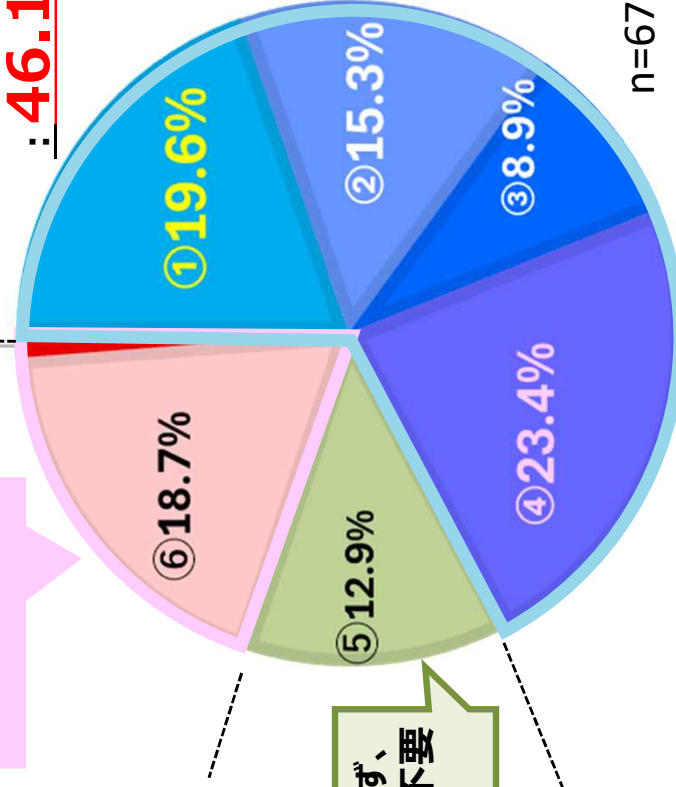
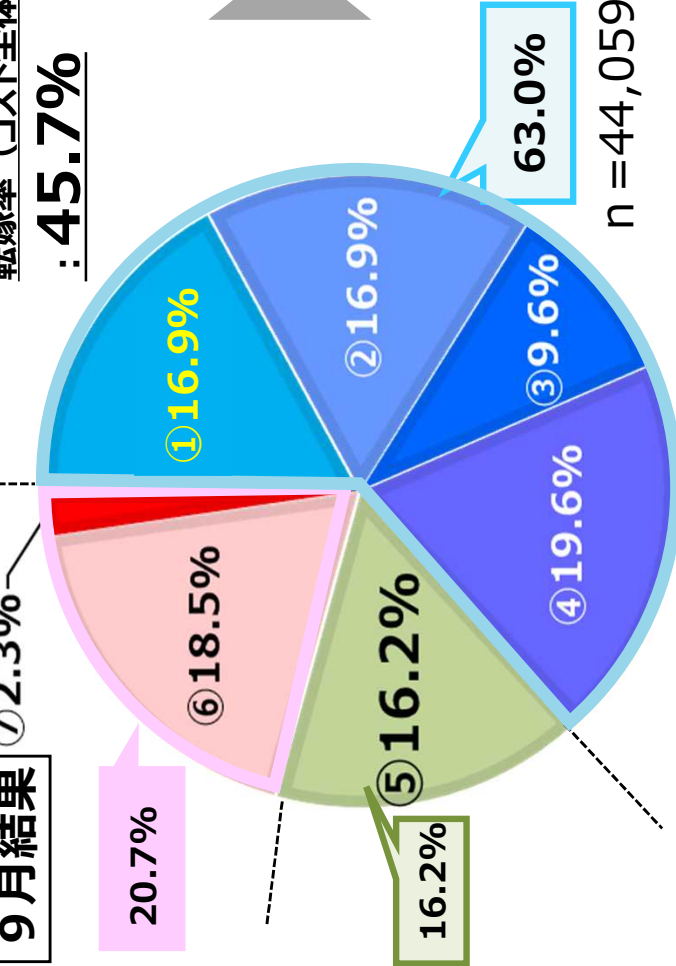
9月結果

3月

全く転嫁できず
19.8%

⑦ 1.2%

転嫁率（コスト全体）
: 46.1%



問.直近6ヶ月間の全般的なコスト上昇分のうち、何割を価格に転嫁できたと考えますか。

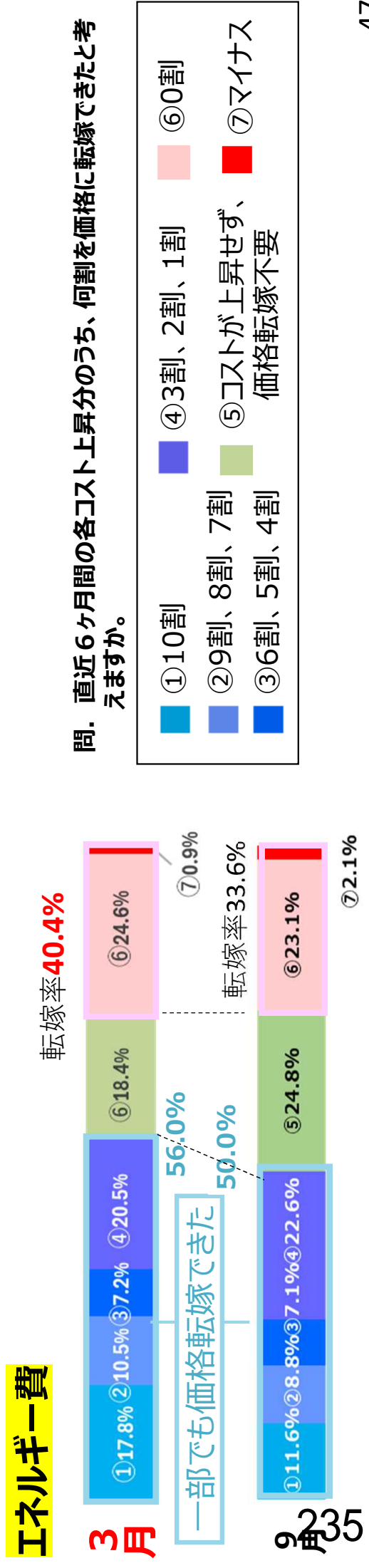
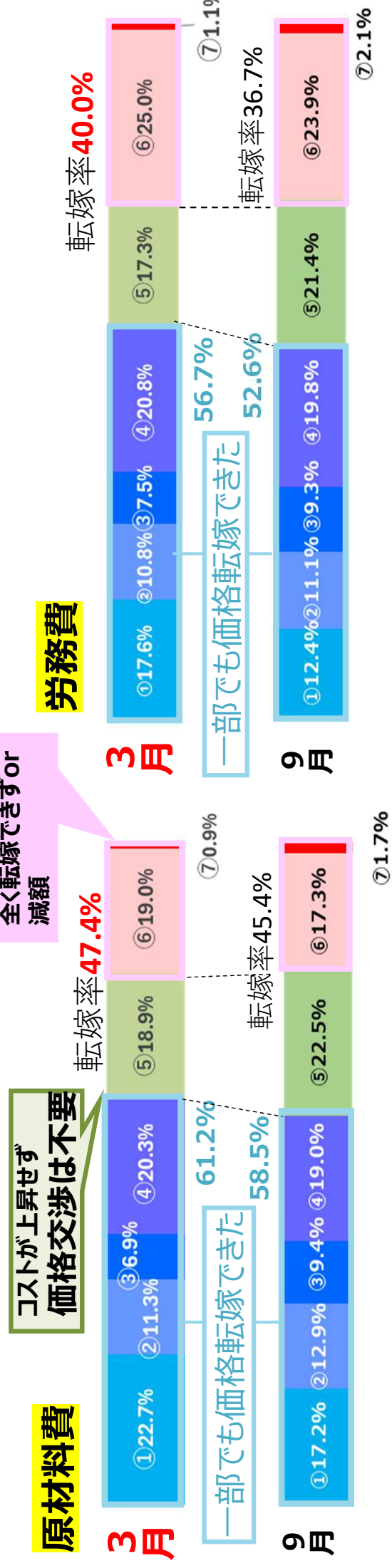
- ① 10割
- ② 9割、8割、7割
- ③ 6割、5割、4割
- ④ 3割、2割、1割
- ⑤ コストが上昇せず、価格転嫁不要
- ⑥ 0割
- ⑦ マイナス

一部でも
価格転嫁できた
67.2%

価格転嫁の状況②【コスト要素別】

● 労務費、エネルギー費の転嫁率は、原材料費と比較して約7ポイント低い水準だが、前回（昨年9月）よりも差は縮小（▲10ポイント→▲7ポイント）。

⇒ 労務費の指針や、エネルギー費の全額転嫁を目指す旨の振興基準（本年3月改正）等の影響が、徐々に浸透しつつある。



価格転嫁の実施状況の業種別ランキング（発注企業の業種毎に集計）

- 製造業系が上位にあり、トラック運送、放送コンテンツ等が低いといった全体的な傾向は従前通りだが、**トラック運送は約4ポイント、放送コンテンツは約7ポイント上昇。**

2023年9月	コスト増に対する転嫁率	各要素別の転嫁率		2024年3月	コスト増に対する転嫁率※	各要素別の転嫁率		
		原材料費	エネルギー			原材料費	エネルギー	労務費
①全体	45.7%	45.4%	33.6%	①全体	↑46.1%	↑47.4%	↑40.4%	↑40.0%
1位 化学	59.7%	57.9%	45.7%	1位 化学	↑61.0%	↑63.2%	↑54.1%	↑51.1%
2位 食品製造	53.7%	52.5%	37.6%	2位 製薬	↑53.5%	↑56.5%	↑49.7%	↑44.1%
3位 電機・情報通信機器	53.4%	55.2%	37.8%	3位 機械製造	↓51.9%	↑57.0%	↑45.3%	↑43.3%
4位 機械製造	53.3%	55.5%	38.9%	4位 飲食サービス	↓51.5%	↑53.0%	↑38.3%	↑37.8%
5位 飲食サービス	52.1%	47.6%	34.0%	5位 電機・情報通信機器	↓51.2%	↑55.9%	↑43.8%	↑42.9%
6位 製薬	50.7%	49.3%	29.4%	6位 食品製造	↓50.0%	↓51.6%	↑42.7%	↑41.2%
7位 卸売	50.5%	50.5%	35.1%	7位 繊維	↑49.9%	↑51.4%	↑43.2%	↑41.3%
8位 造船	50.2%	53.6%	40.1%	8位 造船	↓49.1%	↑53.8%	↑45.2%	↑42.5%
9位 紙・紙加工	49.2%	48.7%	33.7%	9位 鉱業・採石・砂利採取	↑48.6%	↑47.8%	↑43.3%	↑42.0%
10位 金属	48.8%	50.6%	35.2%	10位 電気・ガス・熱供給・水道	↑48.3%	↑49.4%	↑44.9%	↑45.1%
11位 小売	48.7%	47.3%	33.2%	11位 情報サービス・ソフトウェア	↑47.1%	↑39.7%	↑35.1%	↑46.2%
12位 印刷	48.2%	49.3%	29.7%	11位 小売	↓47.1%	↑47.8%	↑40.5%	↑38.6%
13位 繊維	47.0%	43.4%	32.0%	11位 自動車・自動車部品	↑47.1%	↑54.8%	↑47.2%	↑37.2%
14位 広告	45.9%	40.8%	30.9%	14位 卸売	↓47.0%	↓47.5%	↑39.6%	↑38.3%
15位 建材・住宅設備	45.3%	47.5%	30.6%	15位 広告	↑46.9%	↑49.1%	↑40.2%	↑42.3%
16位 建設	45.1%	44.5%	35.1%	15位 建設	↑46.9%	↑47.3%	↑42.0%	↑43.8%
17位 自動車・自動車部品	44.6%	51.3%	37.8%	17位 金属	↓46.2%	↓49.8%	↑41.5%	↑37.9%
18位 金融・保険	42.4%	40.1%	29.0%	18位 紙・紙加工	↓45.1%	↓45.9%	↑37.5%	↑37.4%
19位 石油製品・石炭製品製造	42.0%	46.0%	32.1%	19位 建材・住宅設備	↓44.4%	↓47.0%	↑39.5%	↑39.4%
20位 電気・ガス・熱供給・水道	41.1%	41.4%	32.3%	20位 石油製品・石炭製品製造	↑43.9%	↑51.8%	↑38.8%	↑37.4%
21位 鉱業・採石・砂利採取	40.6%	38.0%	34.6%	21位 印刷	↓43.5%	↓46.6%	↑37.2%	↑34.7%
22位 不動産業・物品賃貸	39.7%	36.5%	29.5%	22位 不動産業・物品賃貸	↑42.1%	↑41.8%	↑38.7%	↑38.9%
23位 情報サービス・ソフトウェア	39.6%	21.9%	18.5%	23位 通信	↑40.8%	↑38.9%	↑35.0%	↑38.3%
24位 廃棄物処理	34.0%	28.0%	27.1%	24位 廃棄物処理	↑39.1%	↑35.0%	↑34.8%	↑34.6%
25位 通信	32.6%	35.2%	22.8%	25位 金融・保険	↓35.3%	↓34.1%	↓28.8%	↓32.3%
26位 放送コンテンツ	26.9%	28.6%	21.1%	26位 放送コンテンツ	↑33.7%	↑33.8%	↑27.8%	↑31.7%
27位 トラック運送	24.2%	17.3%	20.7%	27位 トラック運送	↑28.1%	↑24.6%	↑25.9%	↑24.0%
その他	41.9%	40.3%	30.9%	- その他	↑44.3%	↑44.2%	↑38.4%	↑39.8%

※9月時点との変化幅と矢印の数の関係（例） ↑：1～4ポイント上昇、 ↑↑：5～9ポイント上昇、 ↑↑↑：10ポイント以上上昇

受注企業の業種毎に集計した価格転嫁の業種別ランキング

- 受注者として、価格転嫁して買えている業種（上位にある業種）は、発注者としても価格転嫁に応じている傾向。
- 製造業系が上位にあり、トラック運送、放送コンテンツ等が低い全体的な傾向は従前通りだが、トラック運送は約7ポイント、放送コンテンツは約12ポイント上昇。

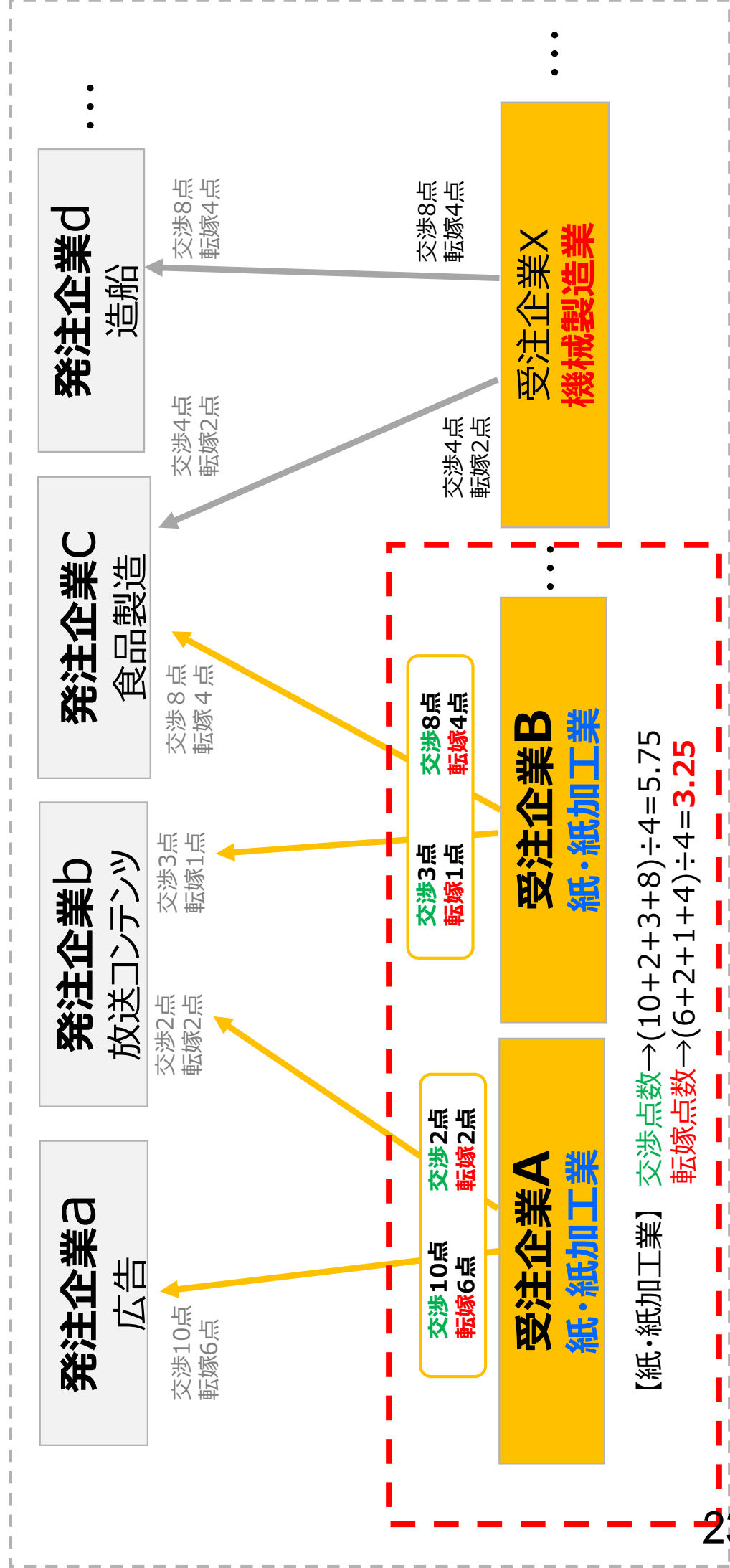
2023年9月		コスト増に対する転嫁率		各要素別の転嫁率		2024年3月		コスト増に対する転嫁率		各要素別の転嫁率		
		コスト増に対する転嫁率		原材料費	工ネルギー	労務費	①全体		コスト増に対する転嫁率	原材料費	工ネルギー	労務費
①全体		45.7%		45.4%	33.6%	36.7%			↑46.1%	↑47.4%	↑40.4%	↑40.0%
1位	紙・紙加工	61.7%		59.6%	41.8%	42.9%	1位	製薬	↑↑60.0%	↑↑73.8%	↑↑67.5%	↑↑60.0%
2位	卸売	60.1%		60.8%	40.4%	40.7%	2位	化学	↑58.6%	↑62.4%	↑↑50.1%	↑45.2%
3位	機械製造	55.2%		56.3%	41.0%	41.8%	3位	卸売	↓55.9%	↓57.3%	↑46.2%	↑44.3%
4位	化学	54.4%		57.0%	39.2%	35.4%	4位	機械製造	↓54.2%	↑58.8%	↑↑48.6%	↑46.9%
5位	食品製造	53.1%		51.8%	40.0%	40.1%	5位	電機・情報通信機器	↓51.0%	↑56.0%	↑↑44.2%	↑43.2%
6位	電機・情報通信機器	52.5%		54.7%	37.2%	40.8%	6位	小売	↓49.7%	↑50.8%	↑↑40.7%	↑↑39.7%
7位	鉱業・採石・砂利採取	50.8%		42.5%	42.3%	35.4%	7位	繊維	↑49.5%	↑50.4%	↑↑44.5%	↑↑43.0%
8位	小売	50.7%		49.0%	32.5%	33.5%	8位	食品製造	↓49.3%	↓50.3%	↑43.1%	↑40.8%
9位	金属	49.5%		53.7%	36.7%	34.3%	9位	紙・紙加工	↓↓47.7%	↓50.4%	↓38.2%	↓37.5%
10位	製薬	48.9%		37.8%	30.0%	25.7%	10位	印刷	↓47.4%	↑49.8%	↑↑40.8%	↑↑38.3%
11位	印刷	48.1%		49.4%	29.8%	30.5%	11位	建材・住宅設備	↑47.0%	↓47.6%	↑↑39.6%	↑40.1%
12位	建材・住宅設備	46.9%		47.8%	29.6%	35.2%	12位	金属	↓46.4%	↓52.4%	↑41.6%	↑37.3%
13位	繊維	44.4%		40.9%	33.1%	32.8%	13位	情報サービス・ソフトウェア	↑46.3%	↑40.7%	↑↑35.5%	↑45.8%
14位	建設	43.8%		43.8%	35.4%	41.2%	14位	建設	↑46.2%	↑46.7%	↑↑41.9%	↑43.6%
15位	石油製品・石炭製品製造	42.1%		49.7%	32.0%	27.8%	15位	広告	↑45.8%	↑44.1%	↑↑40.6%	↑43.1%
16位	金融・保険	40.0%		48.0%	28.3%	50.0%	16位	電気・ガス・熱供給・水道	↑44.7%	↑46.7%	↑↑41.1%	↑39.8%
17位	広告	39.2%		35.2%	22.1%	33.2%	17位	造船	↑43.7%	↑50.4%	↑↑45.5%	↑41.1%
18位	自動車・自動車部品	39.1%		49.3%	37.1%	22.9%	18位	自動車・自動車部品	↑43.2%	↑54.8%	↑↑45.8%	↑↑33.1%
19位	情報サービス・ソフトウェア	38.8%		21.0%	17.2%	46.6%	19位	鉱業・採石・砂利採取	↓41.2%	↓39.0%	↓37.1%	↓32.8%
20位	造船	37.7%		45.5%	35.3%	37.8%	20位	石油製品・石炭製品製造	↓40.9%	↑51.0%	↑↑35.6%	↑31.0%
21位	電気・ガス・熱供給・水道	35.5%		38.1%	28.1%	32.5%	21位	通信	↑↑38.5%	↑↑38.6%	↑↑36.0%	↑↑37.8%
22位	飲食サービス	33.5%		34.2%	19.6%	19.7%	22位	金融・保険	↓37.1%	↓30.3%	↑32.1%	↓33.8%
23位	廃棄物処理	29.0%		24.8%	24.4%	26.7%	23位	不動産業・物品賃貸	↑36.5%	↑↑35.5%	↑↑36.4%	↑↑33.8%
24位	不動産業・物品賃貸	27.8%		23.3%	20.9%	25.6%	24位	放送コンテンツ	↑↑35.3%	↑↑36.6%	↑↑32.4%	↑↑35.3%
25位	トラック運送	24.8%		16.1%	22.2%	19.4%	25位	廃棄物処理	↑32.8%	↑29.2%	↑29.2%	↑27.3%
26位	通信	24.4%		25.6%	17.6%	21.0%	26位	トラック運送	↑32.2%	↑↑28.0%	↑↑30.1%	↑↑28.7%
27位	放送コンテンツ	23.7%		23.5%	16.2%	27.9%	27位	飲食サービス	↓25.9%	↓32.0%	↑20.2%	↑20.8%
28位	その他	40.3%		36.6%	29.0%	37.2%	-	その他	↑42.7%	↑41.5%	↑↑37.2%	↑39.4%

※9月時点との変化幅と矢印の数の関係 (例) ↑: 1～4ポイント上昇、↑↑: 5～9ポイント上昇、↑↑↑: 10ポイント以上上昇

(参考) 受注企業の視点での価格転嫁の状況

- 本調査は、受注企業に対して送付。
- 受注企業が、発注企業に対して交渉、転嫁して貰えたか、そのスコアを業種ごとに集計。

例) 紙・紙加工業に属する受注企業が、様々な業種の発注企業に対して価格交渉、価格転嫁できたか



(参考) 業種別 価格交渉と価格転嫁との比較

- 価格交渉が比較的行われている業種は、価格転嫁（値上げ）にも応じている傾向（例：化学、製薬）。
- 他方、価格交渉には応じているが、結果としての転嫁（値上げ）を認める割合は低い業界もある（例：廃棄物処理、印刷）。

価格交渉		平均点数	価格転嫁		価格転嫁率
全体		6.54	全体		46.1%
1位	化学	7.54	1位	化学	61.0%
2位	鉱業・採石・砂利採取	7.39	2位	製薬	53.5%
3位	製薬	7.38	3位	機械製造	51.9%
4位	電気・ガス・熱供給・水道	7.18	4位	飲食サービス	51.5%
5位	廃棄物処理	7.01	5位	電機・情報通信機器	51.2%
6位	飲食サービス	6.98	6位	食品製造	50.0%
7位	繊維	6.94	7位	繊維	49.9%
8位	卸売	6.89	8位	造船	49.1%
9位	情報サービス・ソフトウェア	6.88	9位	鉱業・採石・砂利採取	48.6%
10位	小売	6.70	10位	電気・ガス・熱供給・水道	48.3%
10位	広告	6.70	11位	情報サービス・ソフトウェア	47.1%
12位	食品製造	6.63	11位	小売	47.1%
13位	建設	6.61	11位	自動車・自動車部品	47.1%
14位	印刷	6.54	14位	卸売	47.0%
15位	電機・情報通信機器	6.51	15位	広告	46.9%
16位	造船	6.46	15位	建設	46.9%
17位	機械製造	6.44	17位	金属	46.2%
18位	紙・紙加工	6.42	18位	紙・紙加工	45.1%
19位	放送コンテンツ	6.38	19位	建材・住宅設備	44.4%
20位	自動車・自動車部品	6.33	20位	石油製品・石炭製品製造	43.9%
21位	通信	6.15	21位	印刷	43.5%
21位	不動産業・物品賃貸	6.15	22位	不動産業・物品賃貸	42.1%
23位	金属	6.12	23位	通信	40.8%
24位	建材・住宅設備	6.10	24位	廃棄物処理	39.1%
25位	トラック運送	5.62	25位	金融・保険	35.3%
26位	石油製品・石炭製品製造	5.23	26位	放送コンテンツ	33.7%
27位	金融・保険	5.21	27位	トラック運送	28.1%
-	その他	-	-	その他	44.3%

(参考) 価格交渉と価格転嫁の関係

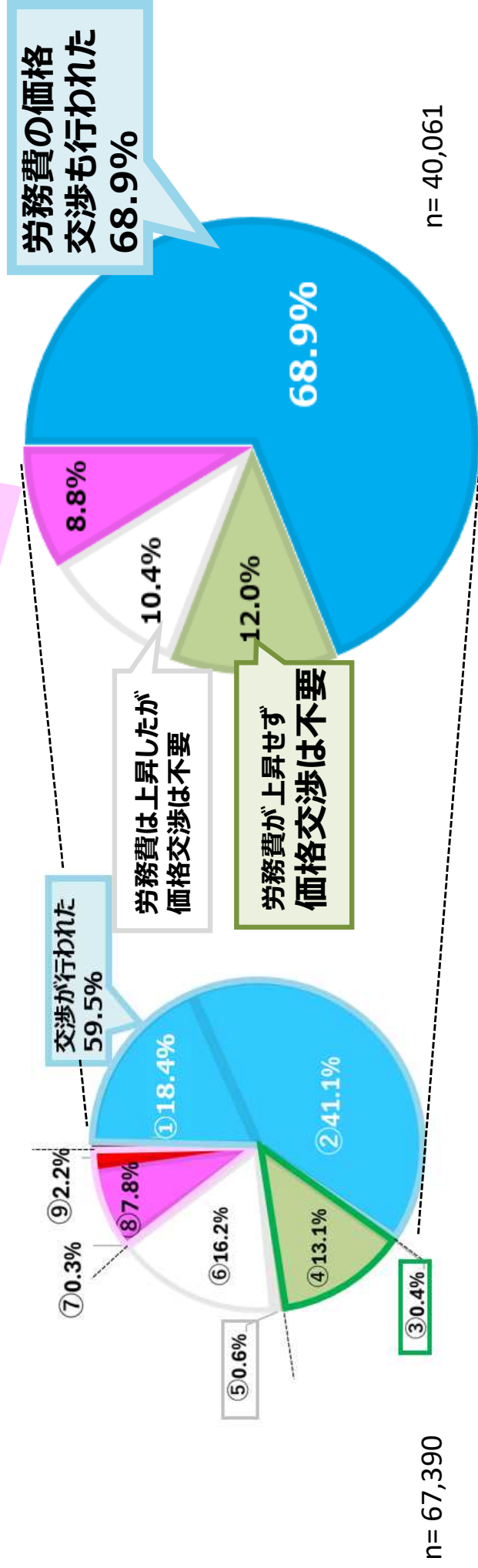
- 「価格交渉は行われたが、全く価格転嫁ができなかった」企業の割合が高い業種は、トラック運送、放送コンテンツ、金融・保険など。
- 但し、こうした企業の割合は、業種全体的にみると、昨年9月調査時点と比べて減少。

順位	業種名	2023年9月：価格交渉は行われたが、 全く転嫁できなかった企業の割合	2024年3月：価格交渉は行われたが、 全く転嫁できなかった企業の割合	転嫁率 (コスト全体)
—	全体	11.4%	9.6%	46.1%
1位	製薬	13.0%	2.1%	53.5%
2位	飲食サービス	7.0%	5.1%	51.5%
3位	化学	8.7%	5.9%	61.0%
4位	繊維	8.0%	6.7%	49.9%
5位	機械製造	8.9%	7.2%	51.9%
6位	造船	12.1%	7.4%	49.1%
7位	電機・情報通信機器	8.7%	7.7%	51.2%
8位	食品製造	7.0%	7.8%	50.0%
9位	卸売	7.9%	8.1%	47.0%
10位	金属	10.1%	8.3%	46.2%
11位	紙・紙加工	12.1%	8.6%	45.1%
12位	小売	10.6%	8.9%	47.1%
13位	自動車・自動車部品	13.0%	9.4%	47.1%
13位	建材・住宅設備	8.7%	9.4%	44.4%
15位	広告	11.1%	9.5%	46.9%
15位	情報サービス・ソフトウェア	12.8%	9.5%	47.1%
15位	建設	11.4%	9.5%	46.9%
18位	印刷	7.6%	9.6%	43.5%
18位	電気・ガス・熱供給・水道	15.0%	9.6%	48.3%
20位	石油製品・石炭製品製造	14.0%	9.8%	43.9%
21位	鉱業・採石・砂利採取	7.9%	10.6%	48.6%
22位	通信	23.9%	11.0%	40.8%
23位	廃棄物処理	13.1%	12.4%	39.1%
24位	不動産業・物品賃貸	16.5%	13.5%	42.1%
25位	金融・保険	16.7%	16.0%	35.3%
26位	放送コンテンツ	25.6%	19.0%	33.7%
27位	トラック運送	28.9%	19.7%	28.1%

(今回初の調査①) 労務費についての価格交渉の状況

- 今回調査では、昨年11月に「労務費の指針」が策定・公表されたことを踏まえ、「労務費について、価格交渉できたか」調査。
 - 価格交渉が行われた企業（59.5%）のうち、その約7割において、**労務費についても価格交渉が実施された**。
 - 一方で、約1割（8.8%）の企業が、「労務費が上昇し、価格交渉を必要と考えたが出来なかった」と回答。そうした企業からの具体的な声は、以下の通り。（例：労務費アップは自助努力で対応すべき）
- ⇒ **引き続き、公正取引委員会等と連携し、「労務費の指針」を周知・徹底していく。**

3月



アンケート回答企業からの具体的な声

- ▲ 労務費については、「自助努力で解決すべきとして、交渉自体を拒否」された。
- ▲ 労務費上昇分について要求されるエビデンスを示す事が出来ず、諦めざるを得なかった。
- ▲ 価格交渉しようとしたが、「労務費が上昇しているのは御社だけではありません。」と言われ、交渉に応じてもらえなかった。
- ▲ 10年以上同様の業務（工事）を請け負っている為、価格を毎年同じにしている。

(今回初の調査②)

正当な理由のない原価低減要請等により代金減額があった企業

- 今回調査では、**正当な理由のない原価低減要請等により価格転嫁できず、結果、代金が減額となったケース**を選択肢に追加。この選択肢を、アンケート回答企業のうち、**1.2% (約800社)**が選択。
- 発注企業の業種別に見ると、全体平均(1.2%)を上回った業種は、以下の通り (※ 回答数 (n) が全体の1% (674社) 超の業種に限る)
建設 (1.7%)、繊維 (1.6%)、自動車・自動車部品 (1.4%)、石油製品・石炭製品製造 (1.3%)、機械製造 (1.2%)
- そうした企業からの具体的な声は、以下の通り。(例：一方的に値引きを強制された。) 中には、下請法違反 (減額) が疑われる事例や、「原価低減要請」に係る振興基準上不適切と思われる事例も存在。
⇒ **これら情報も端緒として、下請法の執行を強化する。**

※アンケート回答企業からの具体的な声

- ▲ 毎年、「原価低減活動」と称して、コストダウンを求められる。
- ▲ 販売価格の上限が設定されており、しかもそれが**毎年下げられている**。
- ▲ 「割戻金」を要請される。
- ▲ 「歩引き」が行われる。
- ▲ 過去5年にわたり、交渉しても「**そんな事を言ってくるのはあなただけ**。ウチの価格に**不満なら他の下請を使う**」等と言われる。
- ▲ 決めている価格から、「**一定期間の金利引き**」をされる。

※参考：下請振興法に基づく「振興基準」に規定された、原価低減要請に関する望ましくない事例

- ① 具体的な根拠を明確化せず、又は目標数値のみを提示して、原価低減要請を行うこと。
- ② 原価低減要請に応じることが発注継続の前提であることを示唆して、事実上、原価低減を押し付けること。
- ③ 口頭で削減幅等を示唆した上で、下請事業者から見積書の提出を求めること等、書面等の記録を残さずに原価低減要請を行うこと。

発注企業側の好事例

- 受注側のアンケート回答企業からの具体的な声や、発注企業へのヒアリングにより、**発注企業側の好事例**も情報収集。
- **取引方針の改善の参考として、周知していく。**

1. 以前は、発注企業の特定の部門（**製造部品**）だけで定期的に価格交渉していたが、昨年度より、**その他の部門（運輸部門）**においても、価格交渉の窓口を設置され、実際に交渉が始まった。ドライバー不足問題から、特に労務費においては、**要望額以上の値上げ回答額が提示**された。
2. 発注企業から価格交渉を申出てほしい旨の連絡があり、**記入例やフォーマットも送付**して貰えた。また、「**他の受注企業からは価格値上げの交渉が入っているが、御社からは未だ来てないが、大丈夫か？**」と、フォローも受けた。
3. 労務費に関する価格協議は、まずは受注企業の**希望する取引価格を提示**して貰い、その**根拠資料の提示が難しい場合**に、受注企業も**答えやすい「シンプルな試算式」**を送付した。
4. 発注企業から、全ての取引先を対象に**レターを送付**。送付後、その**到着状況を確認し、電話やメール、会議、商談等の場で「対話」**を続け、状況をモニタリング。**価格交渉に積極的に応じる姿勢**を伝えている。

ご参考：取引適正化に向けた発注企業の取り組み例（令和6年3月11日：中小企業庁）
https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/download/tenka_torihiki_tekiseika/ordering_company.pdf

今後の価格転嫁・取引適正化対策

- 価格交渉できる雰囲気は醸成されつつあるが、価格転嫁率のさらなる向上が必要。
- 今後の最低賃金の改定時期、取引価格の改定時期を見据え、中小・小規模事業者の賃上げ原資確保のためにも、粘り強く、以下の価格転嫁対策を継続して行く。

① 8月上旬目途：発注企業の社名リストの公表

② 社名リストの公表後：評価が芳しくない発注企業の経営者トップへの事業所管大臣名での指導・助言

③ 9月：「9月の価格交渉促進月間」に向けて、価格交渉・転嫁を呼び掛け

④ パートナーシップ構築宣言の更なる拡大・実効性の向上

デフレ完全脱却のための総合経済対策(2023年11月2日閣議決定)

経済の現状認識と経済対策の基本的考え方

高水準の賃上げや企業の高い投資意欲など、低物価・低賃金・低成長に象徴される「コストカット型経済」から、30年ぶりの変革を果す新たなチャンスを迎えている。足元では、賃金や設備投資が上昇し、賃金と物価が好循環する「新たなステージ」への光が差しつつある。

今回の経済対策は、日本経済を熱量溢れる新しい経済ステージへと移行させるためのスタートダッシュを図るためのもの。

➢ まずは、新たなステージへの移行に向けた動きを後戻りさせないため、**足元の物価高から国民生活・事業活動を守る対策に万全を期す**。併せて、賃上げの流れを地方・中堅・中小企業にも波及させ、**賃上げのモメンタムの維持・拡大を図る**。

➢ **供給力を強化**すべく、GX・DX・戦略分野への投資促進、スタートアップ支援などに取り組む。

➢ **人口減少を真摯な社会意識を基盤として、デジタル行政改革や人手不足等に対応する**制度・規制改革、子ども・子育て支援や公教育の再生などに取り組む。

➢ 予算措置のみならず、**税制や規制・制度改革を総動員**。

(※) 税制措置については、2023年末の令和6年度税制改正において検討し、結論を得た上で、次期通常国会に法案を提出する。

第1節 物価高から国民生活を守る

1 物価高により厳しい状況にある生活者・事業者への支援

・ 所得税・個人住民税の定額減税(納税者及び配偶者含む扶養家族1人につき令和6年分の所得税3万円、令和6年度分の個人住民税1万円の減税)**【税制】**

・ 低所得世帯への支援(重点支援地方交付金の低所得世帯支援枠に1世帯当たり7万円を追加し、住民税非課税世帯1世帯当たり合計10万円を目安に支援)

・ 両者の間におられる方(※)への丁寧な対応

(※) ①住民税非課税世帯には該当しないが、住民税均等割のみ課税される世帯、定額減税が開始される時期に新たな課税情報により住民税非課税世帯に該当することが判明する世帯、②低所得世帯のうち世帯人数が多い子育て世帯や、定額減税の恩恵を十分に受けられないと見込まれる所得水準の者

・ 燃料油の激変緩和措置を2024年4月末まで講ずる。また、電気・ガスの激変緩和措置を2024年4月末まで講じ、同年5月は激変緩和の幅を縮小する。

・ 漁業者、施設園芸事業者等向けの燃料油価格の激変緩和措置も引き続き実施

・ 重点支援地方交付金の追加

生活者向け: 学校給食費、プレミアム商品券等発行による消費下支えの取組、LPガス使用世帯等への支援

事業者向け: 中小企業(特別高圧・LPガス)、農林水産事業者、地域観光業、医療・介護・保育施設、学校施設、商店街・自治会等への支援

・ 公共事業について、適正な予定価格の設定やスライド条項の適切な運用徹底の上、必要な事業量を確保

・ 買金支払の原資となる適切な労務費の確保に係る制度改正を含めた対応の具体化を進める

・ 食品ロス削減、フードバンク・こども食堂支援

2 エネルギーコスト上昇に対する経済社会の耐性の強化

・ 企業や家庭における省エネの更なる促進

企業: 工場等における省エネ設備の導入を複数年度にわたり支援、中小企業向けの省エネ診断

家庭: 子育て世帯や若者夫婦世帯の省エネ住宅の取得を支援

省エネ改修、断熱窓への改修、高効率給湯器の導入をワンストップ窓口で支援

運輸: クリーンエネルギー自動車、充電・水素充てんインフラ等の導入支援

・ 再エネ支援(自家消費型太陽光発電・蓄電池の導入、地産地消型の再エネ導入に係る取組支援)

・ 原子力の活用(十数基の原発再稼働、次世代革新炉の開発・建設、バックエンド事業加速化)

取りまとめの視点



フロンティアの開拓

経済社会を大きく変革する可能性のある新技術、市場の飛躍的な成長が期待される分野など、いわゆるフロンティアの開拓を目指すこと。



美販から美談のフェーズへの移行

人口減少下における人手の代替だけでなく、革新的なサービスの提供にもつながるデジタル技術等の社会実装の促進を目指すこと。



府省庁・制度間連携の徹底

各府省庁が所管・実施する財政措置、制度等について、それぞれの有機的な連携を図り、経済対策全体の効果の最大化を目指すこと。

第2節 地方・中堅・中小企業を含めた持続的賃上げ、所得向上と地方の成長を実現する

1 中堅・中小企業の賃上げの環境整備、人手不足対応、生産性向上を通じた賃上げ継続の支援

(1) **中堅・中小企業の賃上げの環境整備**

・ 賃上げ促進税制の強化(赤字法人を含めた賃上げ促進のための繰越控除制度創設、措置の期限の在り方)**【税制】**

・ 労務費の軽減のための指針策定、最低賃金の引上げ(2030年代半ばまでに1,500円)及びその支援

・ 資金繰り等の支援

(2) **人手不足対応、生産性向上を通じた賃上げ継続の支援**

・ 中小企業の省・地方投資支援、中堅・中小企業の大規模投資支援、生産性向上支援(インボイス対応支援等含む)

・ 医療・介護・障害福祉分野の人材確保に向けた賃上げに必要な財政措置、事業承継税制の計画提出期限の延長**【税制】**

(3) **「年収の壁」への対応を含めた所得向上へ取組**

・ 年収の壁・支援強化パッケージ

・ 家事支援サービスの利用環境整備、非正規雇用者の正規化支援、資産運用立国を通じた所得拡大 等

2 **構造的賃上げに向けた三位一体の労働市場改革の推進**

(1) **三位一体の労働市場改革の推進**

・ リスキリング(教育訓練給付拡充、在職中の非正規雇用者支援、企業・大学の共同講座等)

・ 職務給導入(シゴブの整理・格付、人材の配置・育成、労働条件変更と現行法制・半協定の関係等の事例整理・公表)

・ 成長分野への労働移動円滑化(官民の求職・求人情報共有化、デジタル分野の公的職業訓練の充実等)

(2) **多様な働き方の推進(同一労働・同一賃金の徹底、自治体による就職氷河期世代支援)**

3 **経済の回復基調の地方への波及及び経済交流の拡大**

(1) **円安を活かした地域の「稼ぐ力」の回復・強化**

・ 観光地: 観光産業の再生・高付加価値化の支援、オーバーツーリズムの未然防止・抑制 等

・ 農林水産物・食品の輸出拡大(輸出先多角化のための販路開拓支援、マーケットイン志向の輸出産地育成等)

・ 新規輸出1万者プログラム(設備導入支援、海外ジョー・ルール新規設置、海外ECサイトとの連携拡大等)

(2) **地方活性化**

・ 国立公園の潜在体験の魅力向上、文化財等の活用、「食料安定供給・農林水産業基盤強化に向けた緊急対応パッケージ」の実行、コンパクトゆとりとにぎわいのあるまちづくり、高速道路通勤帯割引・時間変動料金の見直し・拡大、地域における人材マッチングの支援、条件不利地域の振興 等

(3) **大販・関西万博の推進(会場整備と内容の充実に必要な措置、全国的な機運醸成)**

第3節 成長力の強化・高度化に資する国内投資を促進する

1 生産性向上・供給力強化を通じて潜在成長率を引き上げるための国内投資の更なる拡大

- (1) 科学技術の量産及びイノベーションの促進
 - ムーンショット型等の研究開発(核融合追加、生成AI等)
 - 新規治療法や革新的新薬開発に向けた遺伝情報(全ゲノムデータ)搭載の情報基盤構築、量子技術の実用化加速、認知症治療等に資する研究基盤整備、若手研究者支援、イノベーションポックス税制【税制】等
- (2) フロンティアの開拓
 - 宇宙・技術戦略策定、「宇宙戦略基金」の設置、複数年度にわたる先端技術開発・実証・商用化支援、H3ロケット開発・打上げ、衛星コンステレーション構築、アルテミス計画への参画、準天頂衛星システム開発加速
 - 海洋・開発重点戦略策定、自律型無人探査機(AUV)、レアアース掘削技術等の開発・実証支援

- (3) GX・DXの推進及びAIの開発強化・利用促進に資する基盤整備
 - 省エネ投資促進、水素等の危険物規制の見直し検討【制度】、GX実行に係る独占禁止法運用の予見可能性向上【制度】等
 - サーキュラーエコノミーの実現、アジア・ゼロエミッション共同体制の推進
 - 先端半導体等の国内生産拠点の整備支援及び研究開発の支援、Beyond5G研究開発支援、生成AIの開発強化、生成AIに関する国際的ルール形成主導等

- (4) 経済安全保障の確立及び国内生産基盤の強化に係るインフラ整備
 - 重要物資安定供給のための設備投資等の支援、土地利用転換の迅速化【制度】、関連インフラ整備の支援、戦略分野国内生産促進税制(仮称)【税制】
- (5) 教育DXフロンティア戦略の推進と文化芸術によるソフトパワーの形成・展開
 - 1人1台端末の計画的更新(都道府県に基金設置)、クリエイター・アーティスト育成・文化施設の次世代型機能強化

- (6) 対日直接投資の促進
 - 外国企業の誘致への支援等、海外起業人材の在留資格更新時のオフィス保有要件緩和【制度】

- 2 イノベーションを牽引するスタートアップ等の支援
 - ストックオプション税制の充実(年間の権利行使面額の上限引上げ等)【税制】
 - 事業承継税制の計画提出期限の延長【税制】、事業成長担保権の創設【制度】、公共調達ルール整備【制度】
 - グローバル・スタートアップ・キャンパス構想の推進、グローバル・サウスでの市場開拓、事業再構築法案【制度】等

第5節 国土強靭化、防災・減災など国民の安全・安心を確保する

- 1 自然災害からの復旧・復興の加速(東日本大震災等の自然災害からの復旧復興等)
- 2 防災・減災、国土強靭化の推進
 - 国土強靭化5か年加速化対策推進、流域治水、公施設、通信、交通等インフラ耐災害性の強化、次期氣象衛星整備による線状降水帯等の予測精度向上・防災気象情報改善

- 3 国民の安全・安心の確保及び外交・安全保障環境の変化への対応
 - (1) 国民の安全・安心の確保
 - コロナに係る医療機関の病床、ワクチン接種体制の確保支援、ALPS処理水対応、花粉症対策、性犯罪・性暴力被害者支援の強化、不登校児童生徒への支援等
 - (2) 外交・安全保障環境の変化への対応
 - グローバルサウス等への支援強化、ウクライナ復興支援、日本ASEAN友好協力50周年を機とした包括的・戦略的関係の深化
 - 自衛隊の運用態勢の確保、海上保安能力の強化、サイバーセキュリティの強化
 - 経済安全保障(サプライチェーン強靭化、国際海運ルート多様化等)、食料安全保障(国内肥料、大豆・小麦の生産・利用拡大等)

第4節 人口減少を乗り越え、変化を力にする社会変革を起動・推進する

1 デジタルによる地方の活性化

- デジタル田園都市国家構想交付金によるデジタル実装支援、データセンターの地方拠点整備等

2 デジタル行政改革

- (1) 主な改革への取組
 - 教育: GIGA端末・校務システムの共同調達、教材としてのデジタルコンテンツ活用促進等
 - 交通: 地域の自家用車・ドライブ活用検討、自動運転レベル4の社会実装・事業化後押し、送電網や河川でのドローン航路設定、ドローン目視内飛行の許可等申請手続き短期化及び無人地帯における目視外飛行の規制見直し【制度】等
 - 介護等: ICT技術等の導入支援、ロボット等を活用する施設の人員配置基準の特例的柔軟化【制度】等
 - 子育て: プッシュ型子育て支援、母子保健情報の連携、保育DX、児童福祉相談業務のDX
 - 防災: 防災DX推進(マイナパンパ)を活用した支援ニーズ把握、防災デジタルプラットフォームの構築、防災アプリ開発、データ連携基盤構築)
 - インバウンド・観光: 入国手続きデジタル化における情報提供の機能強化、インバウンド観光に係る規制や手続きの総点検【制度】等
 - スタートアップの成長促進: システム調達におけるスタートアップの参入機会の拡大【制度】

(2) 国・地方のデジタル基盤の統一化・共通化の加速化

- 地方公共団体の情報システムの標準化・ガバナンス移行支援等
- マイナンバー登録事務デジタル化、マイナンバーカードのスマリタビ、アナログ規制回避等

3 公的セクター等の改革

- ウォーターPPP導入拡大の支援、地域公共交通のR・デザイン等

4 DXの推進に関連するその他の取組

- 産業用データ連携基盤構築、電子署名普及のための法解釈の明確化等

5 人手不足等に対応する制度・規制改革及び外国人材の活用

- 物流: 「2024年問題」に対応する「物流革新緊急パッケージ」の推進、物流DX推進等
- 自動運送等の社会実装: 自動運転車の事業化加速、デジタル対応の物流拠点整備、デジタルライアンの構築等
- 建設・建築: 適切な労務確保、資材価格の適切な価格転嫁【制度】、監理技術者の配置柔軟化【制度】等
- 医療・介護: 高齢者施設における経営の協働化・大規模化支援、人員配置基準の特例的な柔軟化【制度】、介護サービスでの複数事業所での管理者の常勤・専従要件の明確化・緩和【制度】等
- 外国人材: 特定技能の対象分野の追加検討・措置【制度】、外国人材を対象とした日本語教育の推進等

6 包摂社会の実現

- (1) こどもが健やかに成長できる環境整備を通じた少子化対策の推進
 - 児童手当の支払い月の年3回から年6回への変更及び初回支給の前倒し(25年2月～24年12月)、乳幼児健診の対象拡大の取組支援等
- (2) 教育DXフロンティア戦略の推進を始めとする公教育の再生
 - 1人1台端末の計画的更新(都道府県に基金設置)、生成AI等の利活用含め、個別最適な学びをサポートする仕組みの構築に向けた検討加速、1人1台端末を活用した「心の健康観察」導入支援等
- (3) 女性活躍の推進(賃上げ促進税制の強化、配偶者暴力被害者の相談・支援体制の強化等)
- (4) 高齢者活躍の推進及び認知症施策(認知症・脳神経疾患研究開発イニシアティブ)の早期着手等)
- (5) 孤独・孤立、障害者など困難に直面する方々への支援

本経済対策の概要

- 令和5年度補正予算における一般会計追加額は、**13,1兆円**(重点支援地方交付金による低所得者世帯向けの支援1,1兆円を含む)。
- これと定額減税による「還元策」及びその関連経費とを合わせると**17兆円台前半程度**と見込める。

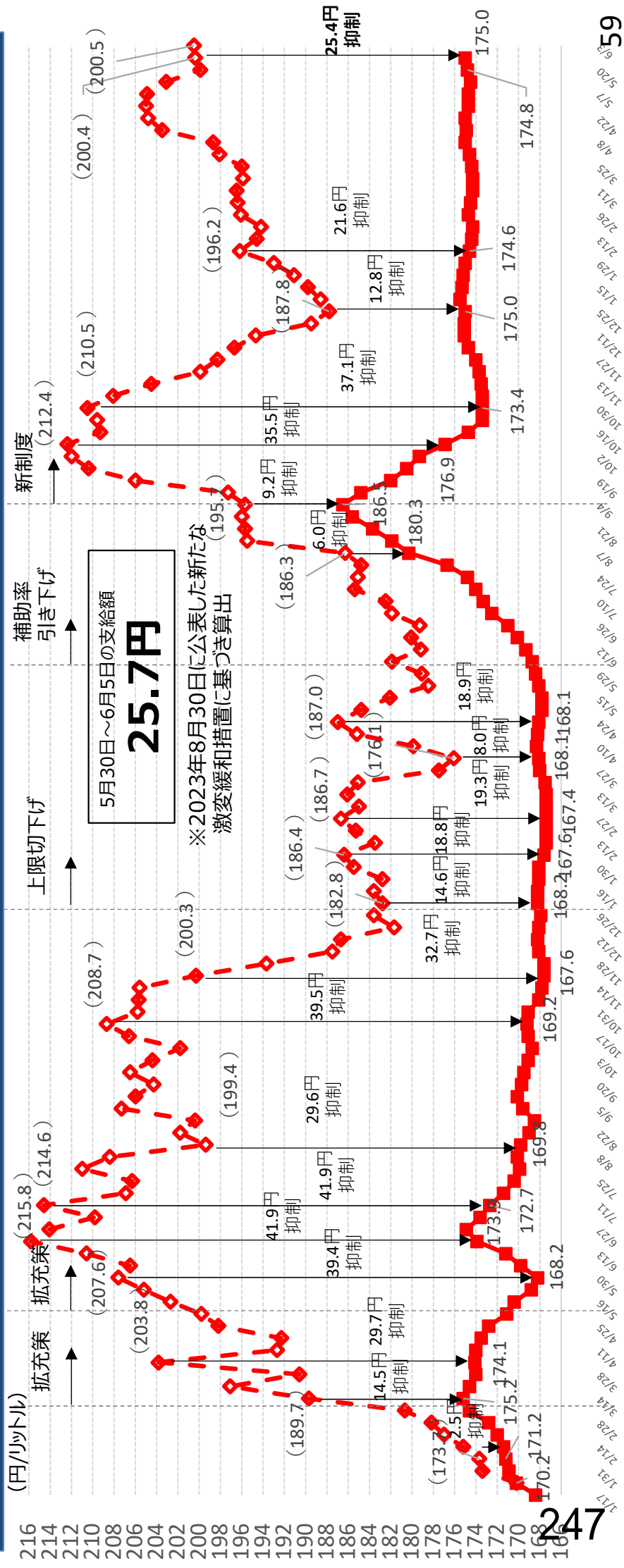
本経済対策の効果

- 経済向上効果
 - 実質GDP換算: **19兆円程度**
 - 年成長率換算: **1.2%**程度
(今後3年間で上取効果が実現すると仮定した場合の単純平均)
- 消費者物価の抑制: **▲1.0%**程度

ガソリン全国平均価格の推移

- 2022年10月の経済対策の記載では、「来年1月以降も、補助上限を緩やかに調整しつつ実施し、その後、**来年6月以降、補助を段階的に縮減する一方、高騰リスクへの備えを強化する**」こととしていた。
- これに基づき、2023年6月以降、補助を段階的に縮減してきたが、**夏の産油国の自主減産が本格化し、為替動向も相まって、ガソリン全国平均価格は、過去最高（2008年8月以来）となる全国平均価格185.1円を超過。**
- 2023年9月7日から新たな措置を実施し、**ガソリン全国平均価格は175.0円/L（2024年5月27日時点）まで低下。**

レギュラーガソリン・全国平均価格



電気・ガス価格激変緩和対策事業

(総予算額：3兆7,490億円 うち2022年度第2次補正：3兆1,074億円、2023年度補正：6,416億円)

- 電気・都市ガスの小売事業者等が、需要家の使用量に応じ、電気・都市ガス料金の値引きを実施。
- 当該措置は2024年5月使用分まで講じ、同5月使用分については激変緩和の幅を縮小する。

値引き単価

2024年4月使用分まで

<電気>

低圧：3.5円/kWh

高圧：1.8円/kWh

<都市ガス>

15円/m³

※家庭及び年間契約量1,000万m³未満の企業等が対象

2024年5月使用分

<電気>

低圧：1.8円/kWh

高圧：0.9円/kWh

<都市ガス>

7.5円/m³

※家庭及び年間契約量1,000万m³未満の企業等が対象

最低賃金に関する調査研究

JILPT「最低賃金の引上げと企業行動に関する 調査」(2023年)の概要(速報)

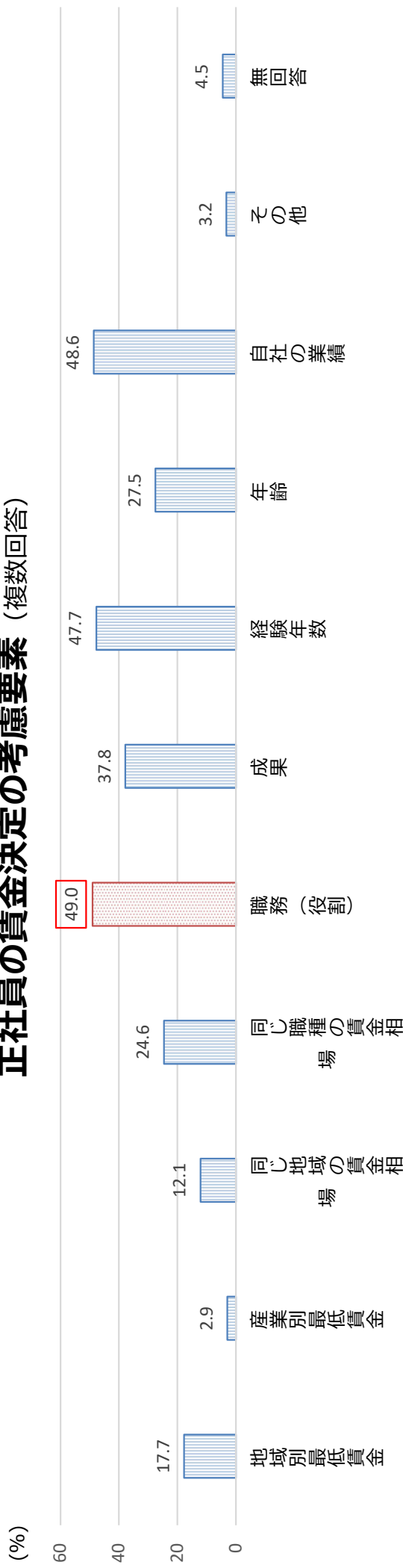
JILPT「最低賃金の引上げと企業行動に関する調査」(2023)の概要(速報)

<p>調査の概要</p>	<p>実施機関 労働政策研究・研修機構 (JILPT)</p> <p>調査の目的 今後の最低賃金に関する検討に資するため、2023年の最低賃金引上げに対する中小企業の対応等について調査するもの。</p> <p>調査の対象 従業員規模 1人以上300人未満の全国の企業20,000社 (官公営、非営利法人除く)。 ※2021年・2022年調査とも回答があったパネル継続可能企業(3,654社)、2022年調査から調査対象となり、当年調査に回答があった企業(3,944社)を対象とするともに、民間調査会社が保有する企業データベースから、新規調査企業として、12,402社を抽出。 ※抽出に当たっては、都道府県のグループ (中央最低賃金審議会が最低賃金の目安を示す際に用いるA～Cの3ランク区分) ごとに、産業(15区分) ×従業員規模 (7区分) 別に層化無作為抽出。 ※なお、配布直前の令和6年能登半島地震の発生に伴い、被災地域 (41社) の配布を中止した(結果として、19,959社に配布。そのうちパネル継続企業3,645社。)</p> <p>調査方法 郵送による配布・回収</p> <p>調査期間 2024年1月12日～29日 (3月初旬までに到着した調査票を集計)</p>																																																																																				
<p>集計対象企業数・割合</p> <p>集計対象企業の主な属性</p>	<p>集計対象企業数：8,206社 (41.1% / 19,959社) (うち、2021年・2022年調査も回答した企業 (パネル継続対象) の集計対象企業数：2,549社 (69.9% / 3,645社)</p> <table border="1" data-bbox="742 996 901 1680"> <thead> <tr> <th>ランク</th> <th>集計対象企業数</th> <th>構成比(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Aランク</td> <td>1,792</td> <td>21.8</td> </tr> <tr> <td>Bランク</td> <td>4,179</td> <td>50.9</td> </tr> <tr> <td>Cランク</td> <td>2,235</td> <td>27.2</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="933 996 1252 1680"> <thead> <tr> <th>従業員数</th> <th>集計対象企業数</th> <th>構成比(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～4人</td> <td>2,705</td> <td>33.0</td> </tr> <tr> <td>5～9人</td> <td>1,997</td> <td>24.3</td> </tr> <tr> <td>10～19人</td> <td>1,539</td> <td>18.8</td> </tr> <tr> <td>20～29人</td> <td>650</td> <td>7.9</td> </tr> <tr> <td>30～49人</td> <td>635</td> <td>7.7</td> </tr> <tr> <td>50～99人</td> <td>438</td> <td>5.3</td> </tr> <tr> <td>100～299人</td> <td>242</td> <td>2.9</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="742 123 1364 952"> <thead> <tr> <th>業種</th> <th>集計対象企業数</th> <th>構成比(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建設業</td> <td>1,774</td> <td>21.6</td> </tr> <tr> <td>製造業</td> <td>1,415</td> <td>17.2</td> </tr> <tr> <td>情報通信業</td> <td>149</td> <td>1.8</td> </tr> <tr> <td>運輸業</td> <td>339</td> <td>4.1</td> </tr> <tr> <td>卸売業</td> <td>794</td> <td>9.7</td> </tr> <tr> <td>小売業</td> <td>1,162</td> <td>14.2</td> </tr> <tr> <td>金融業、保険業</td> <td>102</td> <td>1.2</td> </tr> <tr> <td>不動産業、物品賃貸業</td> <td>304</td> <td>3.7</td> </tr> <tr> <td>宿泊業</td> <td>94</td> <td>1.1</td> </tr> <tr> <td>飲食サービス業</td> <td>345</td> <td>4.2</td> </tr> <tr> <td>生活関連サービス業</td> <td>202</td> <td>2.5</td> </tr> <tr> <td>娯楽業</td> <td>66</td> <td>0.8</td> </tr> <tr> <td>教育、学習支援業</td> <td>101</td> <td>1.2</td> </tr> <tr> <td>医療、福祉</td> <td>444</td> <td>5.4</td> </tr> <tr> <td>上記以外のサービス業</td> <td>915</td> <td>11.2</td> </tr> </tbody> </table>	ランク	集計対象企業数	構成比(%)	Aランク	1,792	21.8	Bランク	4,179	50.9	Cランク	2,235	27.2	従業員数	集計対象企業数	構成比(%)	1～4人	2,705	33.0	5～9人	1,997	24.3	10～19人	1,539	18.8	20～29人	650	7.9	30～49人	635	7.7	50～99人	438	5.3	100～299人	242	2.9	業種	集計対象企業数	構成比(%)	建設業	1,774	21.6	製造業	1,415	17.2	情報通信業	149	1.8	運輸業	339	4.1	卸売業	794	9.7	小売業	1,162	14.2	金融業、保険業	102	1.2	不動産業、物品賃貸業	304	3.7	宿泊業	94	1.1	飲食サービス業	345	4.2	生活関連サービス業	202	2.5	娯楽業	66	0.8	教育、学習支援業	101	1.2	医療、福祉	444	5.4	上記以外のサービス業	915	11.2
ランク	集計対象企業数	構成比(%)																																																																																			
Aランク	1,792	21.8																																																																																			
Bランク	4,179	50.9																																																																																			
Cランク	2,235	27.2																																																																																			
従業員数	集計対象企業数	構成比(%)																																																																																			
1～4人	2,705	33.0																																																																																			
5～9人	1,997	24.3																																																																																			
10～19人	1,539	18.8																																																																																			
20～29人	650	7.9																																																																																			
30～49人	635	7.7																																																																																			
50～99人	438	5.3																																																																																			
100～299人	242	2.9																																																																																			
業種	集計対象企業数	構成比(%)																																																																																			
建設業	1,774	21.6																																																																																			
製造業	1,415	17.2																																																																																			
情報通信業	149	1.8																																																																																			
運輸業	339	4.1																																																																																			
卸売業	794	9.7																																																																																			
小売業	1,162	14.2																																																																																			
金融業、保険業	102	1.2																																																																																			
不動産業、物品賃貸業	304	3.7																																																																																			
宿泊業	94	1.1																																																																																			
飲食サービス業	345	4.2																																																																																			
生活関連サービス業	202	2.5																																																																																			
娯楽業	66	0.8																																																																																			
教育、学習支援業	101	1.2																																																																																			
医療、福祉	444	5.4																																																																																			
上記以外のサービス業	915	11.2																																																																																			
<p>備考</p>	<p>・本資料は、労働政策研究・研修機構「最低賃金の引上げと企業行動に関する調査」(2023年)の速報値をもとに厚生労働省労働基準局にて作成。速報値であるため、数値が改訂される可能性がある。</p> <p>・産業、企業規模、ランクごとの回収数をもとに、集計結果が母集団の構成比と同様となるよう、復元処理 (ウェイトバック) を行っている。</p>																																																																																				

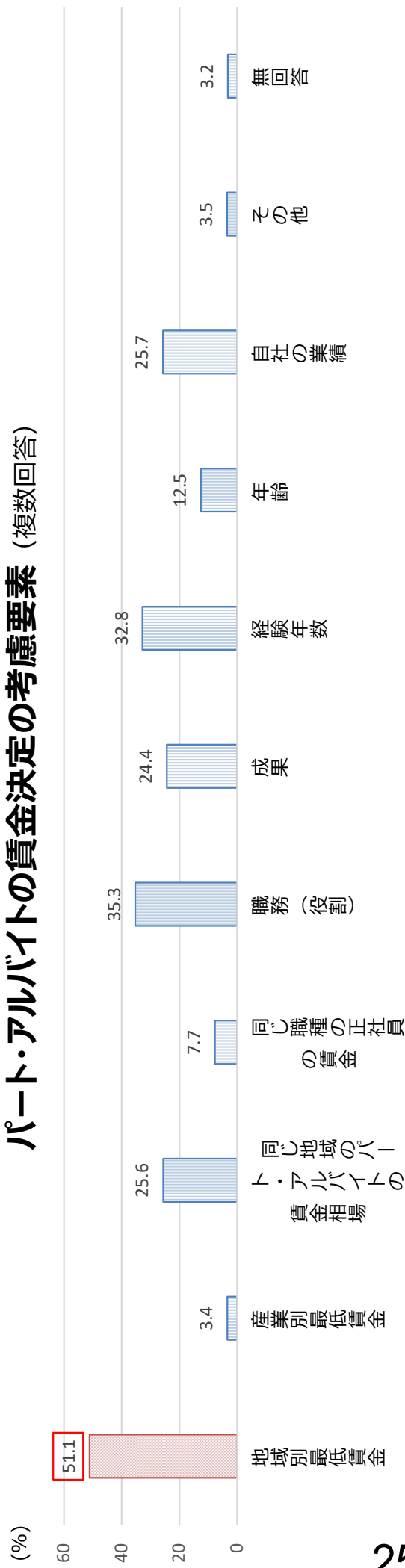
正社員及びパート・アルバイトの賃金決定の考慮要素

○ 正社員の賃金決定の考慮要素として、「職務(役割)」を挙げる中小企業が最も多いが、パート・アルバイトの賃金決定の考慮要素としては、「地域別最低賃金」を挙げる中小企業が最も多くなっている。

正社員の賃金決定の考慮要素 (複数回答)



パート・アルバイトの賃金決定の考慮要素 (複数回答)



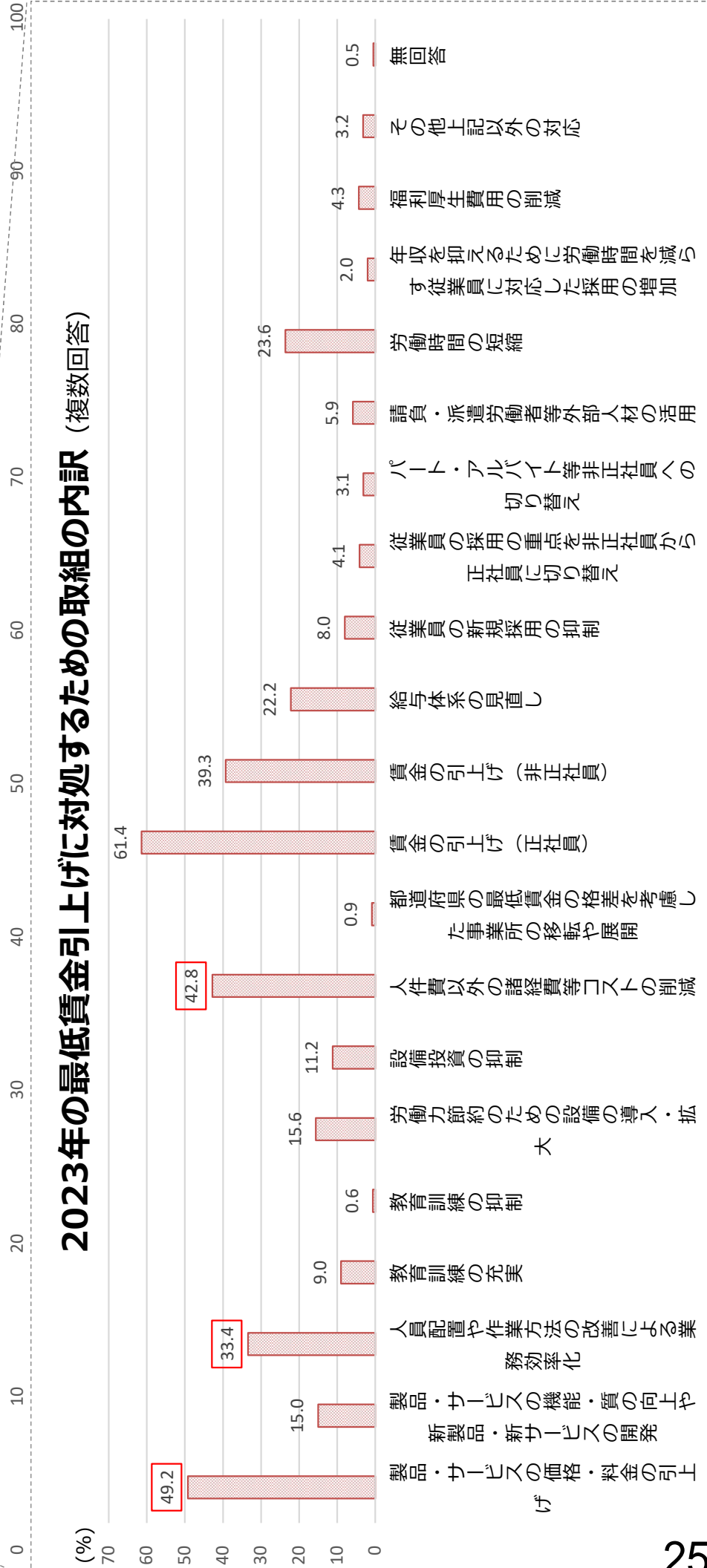
最低賃金引上げに対する取組の有無及び内容

○ 2023年の最低賃金引上げに対する取組を行ったことがある中小企業の割合は42.7%となっており、取組の内容では、「賃金の引上げ」を除けば、「製品・サービスの価格・料金の引上げ」、「人件費以外の諸経費等コストの削減」、「人員配置や作業方法の改善による業務効率化」の順に取り組んだ企業割合が高くなっている。

2023年の最低賃金引上げに対する取組の有無



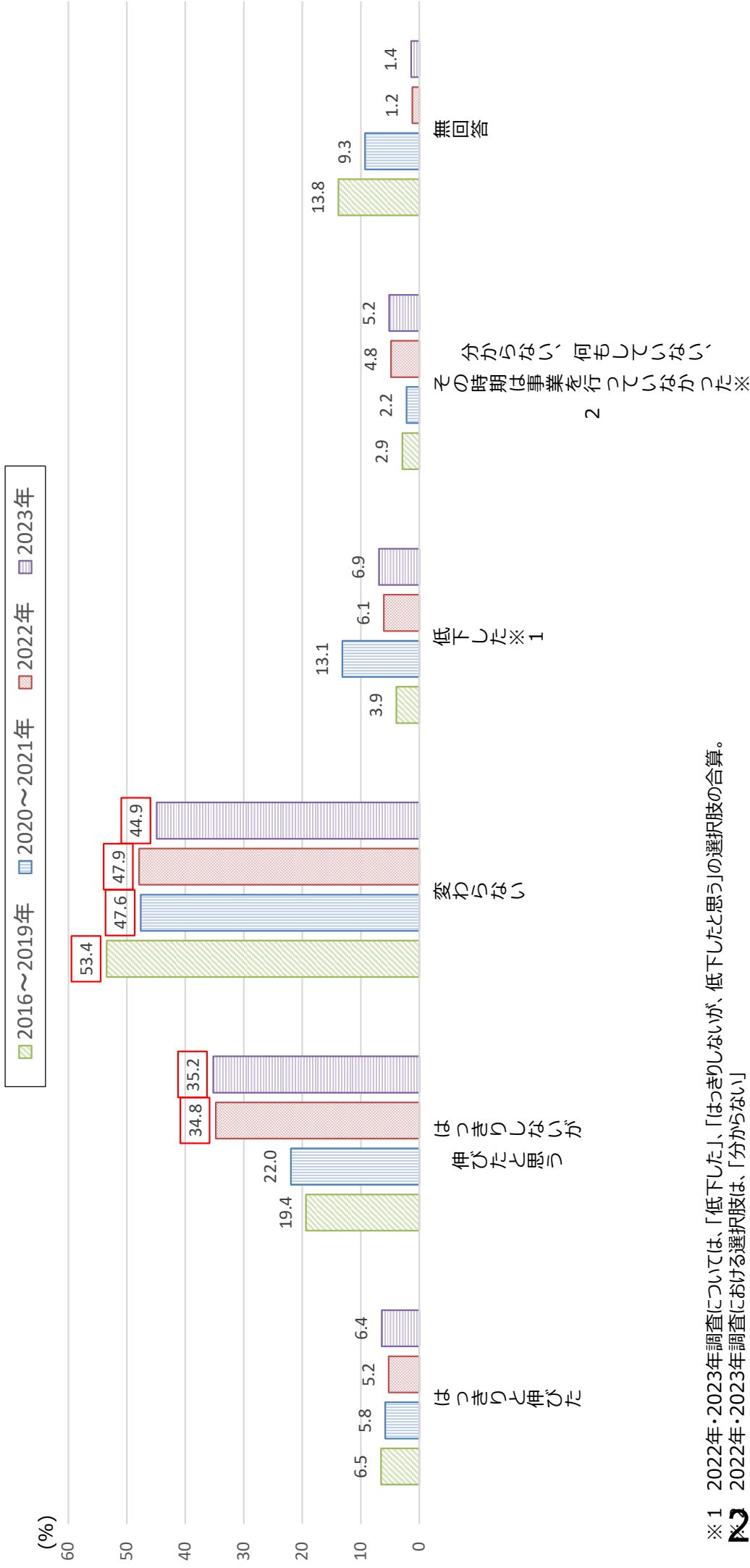
2023年の最低賃金引上げに対処するための取組の内訳 (複数回答)



最低賃金引上げに対する取組による生産や売上の変化に関する企業の認識

○ 2016年以降の最低賃金引上げに対する取組を行ったことがある中小企業に対し、取組の結果、労働者の1時間当たりの生産や売上が伸びたか尋ねたところ、2016～2019年、2020～2021年、2022年、2023年ともに「変わらない」が最も多い。一方、2022年、2023年は「はっきりと伸びた」が、伸びたと思わないが、2016～2019年、2020～2021年と比べて増加している。

最低賃金の引上げに対する取組の結果、労働者の1時間当たりの生産や売上が伸びたか



※1 2022年・2023年調査については、「低下した」、「はっきりしないが、低下したと思う」の選択肢の合算。

※2 2022年・2023年調査における選択肢は、「分からない」

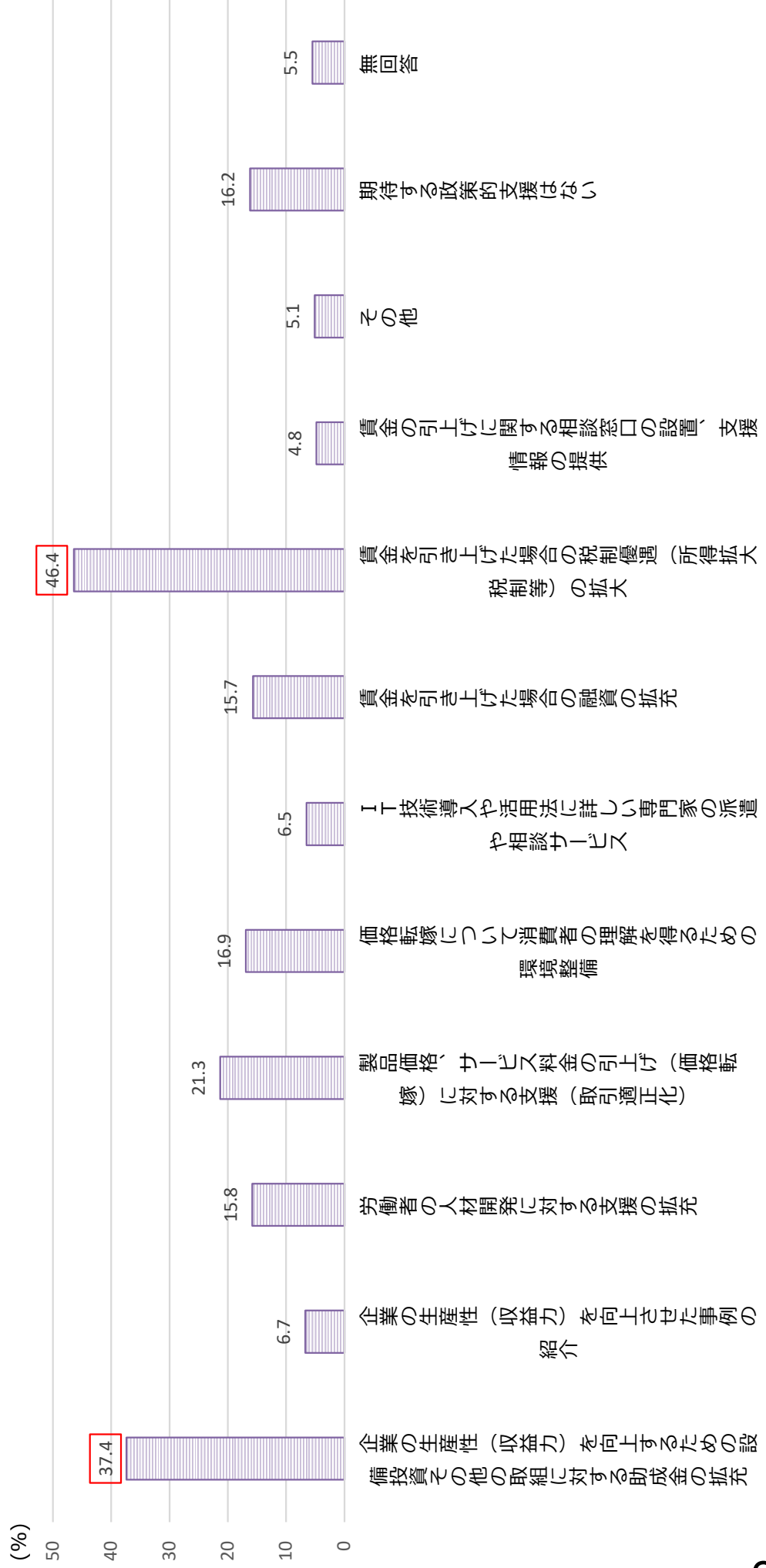
(注) 「2016～2019年」と「2020～2021年」は、2021年調査によるもの。

(注) 集計対象企業 (2,549社) のうち、最低賃金引上げに対する取組について「取組んだことがあった」を回答した企業 (2023年調査 : 1,252社、2022年調査 : 909社、2021年調査 : 1,415社) について集計。

最低賃金引上げに対応するために期待する政策的支援

○ 中小企業が最低賃金の引上げに対応していくために期待する政策的支援として、「賃金を引上げた場合の税制優遇(所得拡大税制等)の拡大」が最も多く、次いで「企業の生産性を向上するための設備投資その他の取組に対する助成金の拡充」が多い。

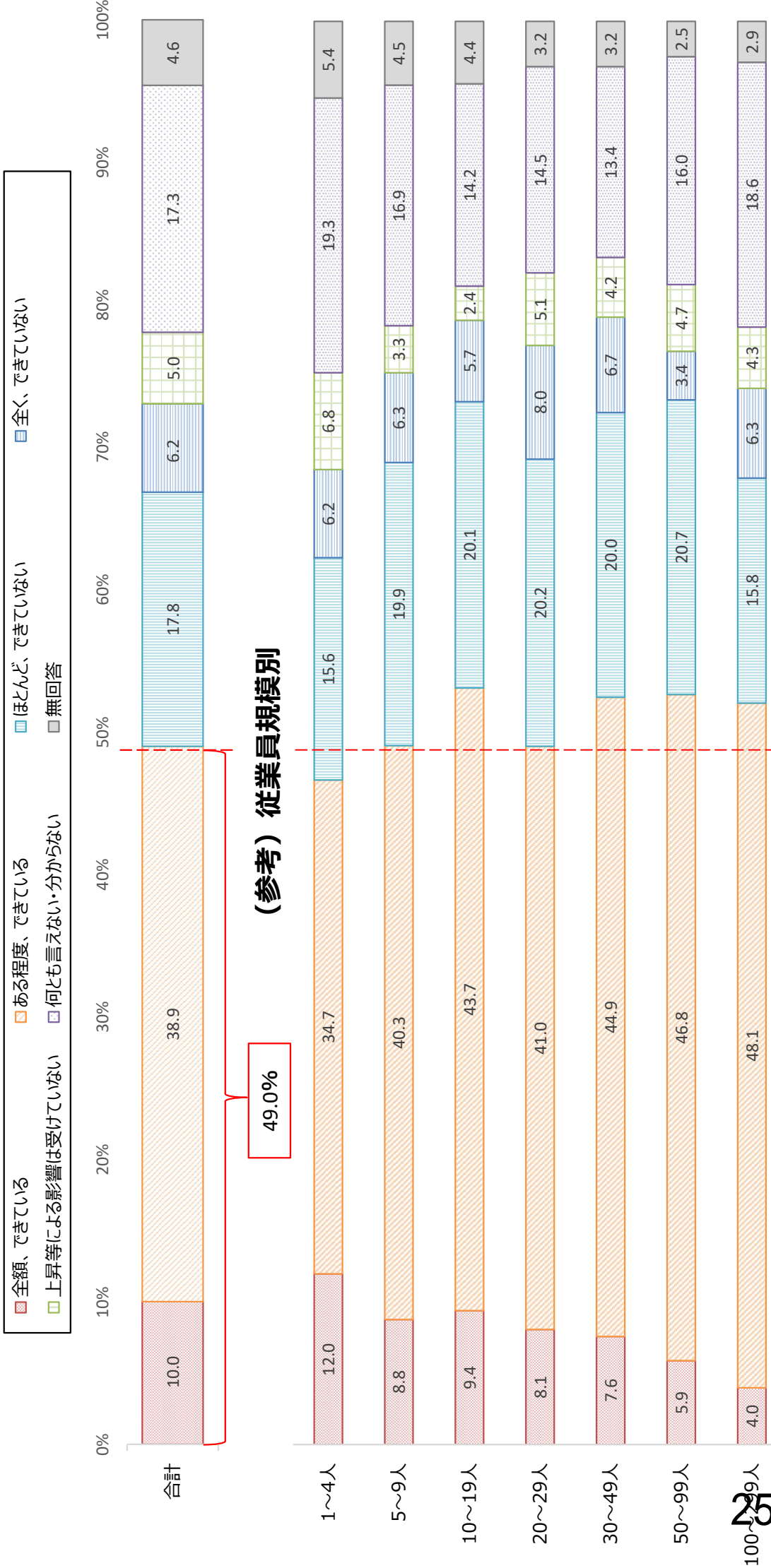
最低賃金の引上げに対応していくために期待する政策的支援 (複数回答)



原材料・仕入れ価格の上昇等に対する価格転嫁①

○ 原材料・仕入れ価格の上昇等に対して、製品やサービスの販売価格等に上昇コストを価格転嫁できているかについては、「全額、できている」又は「ある程度、できている」中小企業が合計49.0%。この割合は、従業員規模に応じた明確な傾向は見取れない。

原材料・仕入れ価格の上昇等に対して、製品やサービスの販売価格等に、上昇コスト全額を価格転嫁できているか

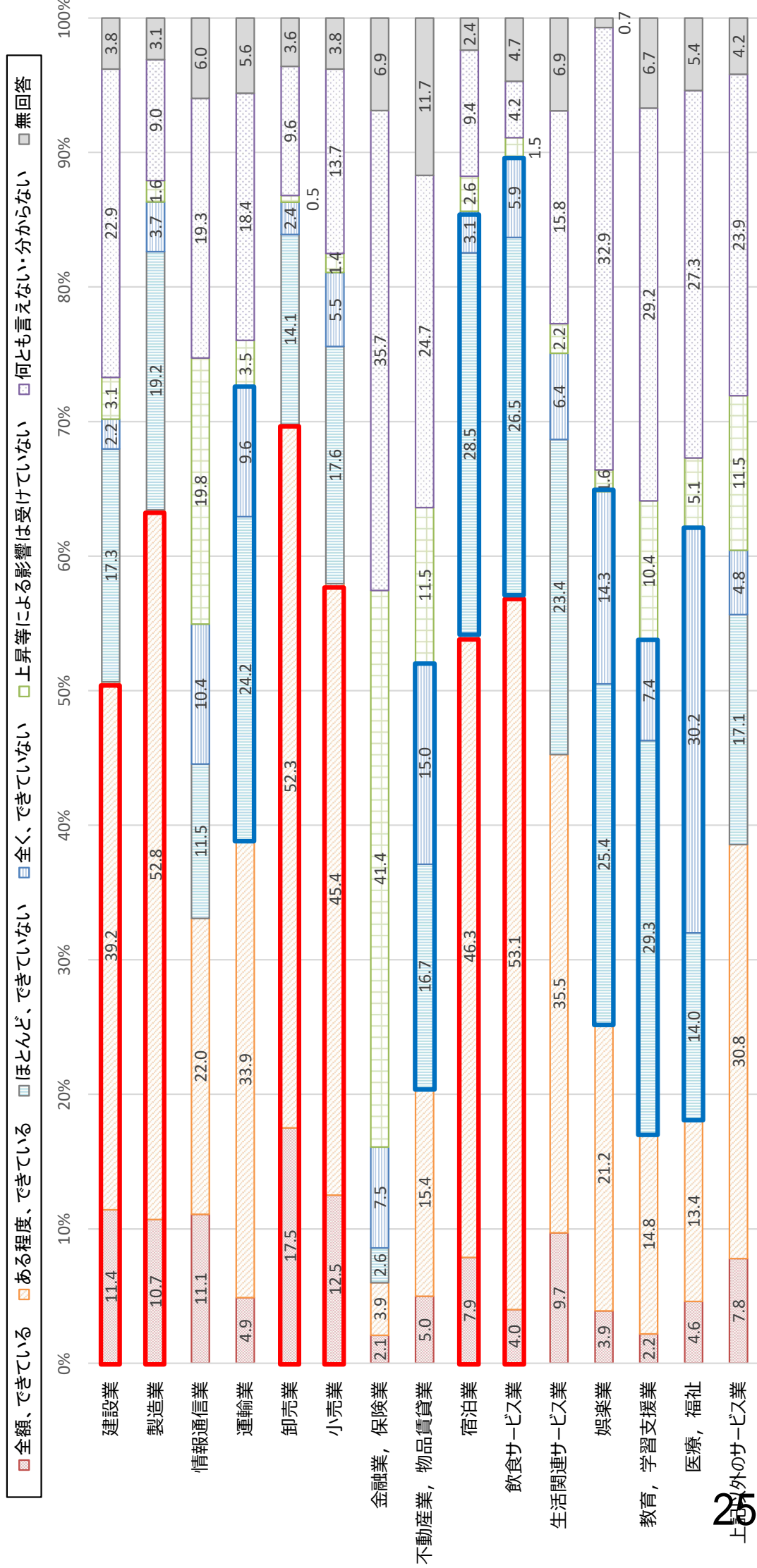


(注) 集計対象企業 (8,206社) について集計。

原材料・仕入れ価格の上昇等に対する価格転嫁②

○ 価格転嫁に関する対応状況について、業種別にみると、「全額、できていない」又は「ある程度、できていない」中小企業の割合が3割を超える業種（建設業、製造業、卸売業、小売業、宿泊業、飲食サービス業）もあれば、「ほとんど、できていない」又は「全く、できていない」中小企業の割合が3割を超える業種（運輸業、不動産業、物品賃貸業、情報通信業、娯楽業、教育、学習支援業、医療、福祉）もある。

(参考) 業種別



(注) 集計対象企業 (8,206社) について集計。

株式会社NTTデータ経営研究所
「最低賃金の引上げに関する労働者の意識や対応等に
関する実態把握のための調査」(2024年)の概要(速報)

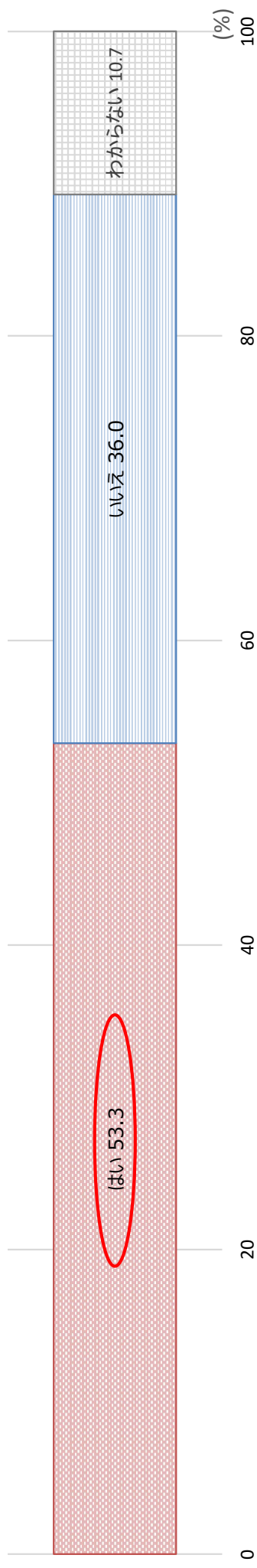
株式会社NTTデータ経営研究所「最低賃金の引上げに関する労働者の意識や対応等に関する実態把握のための調査」(2024年)の概要(速報)

<p>調査の概要</p>	<p>調査事業の委託先 株式会社NTTデータ経営研究所（厚生労働省委託事業）</p> <p>調査の目的 今後の最低賃金に関する検討に資するため、2023年の最低賃金引上げに対する最賃近傍雇用者の意識や対応等について調査するもの。（本資料中「2024年調査」と表記）なお、三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社（厚生労働省委託事業）「最低賃金の引上げに関する労働者の意識や対応等に関する実態把握のための調査」（2023年）は、2022年の最低賃金引上げに対する最賃近傍雇用者の意識や対応等について調査したもの。（本資料中「2023年調査」と表記）</p> <p>調査の対象 時間当たり賃金が勤務地の地域別最低賃金の1.1倍未満の非正規雇用労働者で1年以上勤務している者（以下、本調査において「最賃近傍雇用者」という。）※スクリーニング調査により予め調査対象者を限定。</p> <p>調査方法 WEB上でのモニター調査</p> <p>調査期間 2024年5月14日～26日</p>																																																
<p>有効回答数等</p>	<p>有効回答数：2,959人</p> <p>有効回答者の属性</p> <table border="1" data-bbox="869 1086 1158 1512"> <tr> <td>【性別】</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>男性</td> <td>667人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>女性</td> <td>2,292人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>2,959人</td> <td></td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="869 571 1158 996"> <tr> <td>【年齢階級】</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>29歳以下</td> <td>608人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>30～39歳</td> <td>295人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>40～49歳</td> <td>540人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>50～59歳</td> <td>590人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>60歳以上</td> <td>926人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>2,959人</td> <td></td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="869 26 1158 481"> <tr> <td>【勤務地の地域区分】</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>Aランク</td> <td>1,506人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>Bランク</td> <td>1,197人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>Cランク</td> <td>256人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>2,959人</td> <td></td> </tr> </table> <p>※ 厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査」の調査票情報から集計した最賃近傍雇用者の属性（性別・年齢階級・勤務地の地域区分）別の構成比をもとに、全体の構成比を3,000人とした各属性毎の目標回答数を設定。</p> <p>※ 29歳以下男性かつ勤務地Aランクのみ属性毎の目標回答数に達しなかったため、本調査を集計する際には、賃金構造基本調査における最賃近傍雇用者の属性毎の構成比と同様となるよう、当該属性のみ復元処理（ウェイトバック）を行っている。</p>	【性別】			男性	667人		女性	2,292人		合計	2,959人		【年齢階級】			29歳以下	608人		30～39歳	295人		40～49歳	540人		50～59歳	590人		60歳以上	926人		合計	2,959人		【勤務地の地域区分】			Aランク	1,506人		Bランク	1,197人		Cランク	256人		合計	2,959人	
【性別】																																																	
男性	667人																																																
女性	2,292人																																																
合計	2,959人																																																
【年齢階級】																																																	
29歳以下	608人																																																
30～39歳	295人																																																
40～49歳	540人																																																
50～59歳	590人																																																
60歳以上	926人																																																
合計	2,959人																																																
【勤務地の地域区分】																																																	
Aランク	1,506人																																																
Bランク	1,197人																																																
Cランク	256人																																																
合計	2,959人																																																
<p>259</p>	<p>備考 本資料は、厚生労働省委託事業「最低賃金の引上げに関する労働者の意識や対応等に関する実態把握のための調査研究事業(令和6年度)」の中間報告をもとに厚生労働省労働基準局にて作成。速報値であるため、数値が改訂される可能性がある。</p>																																																

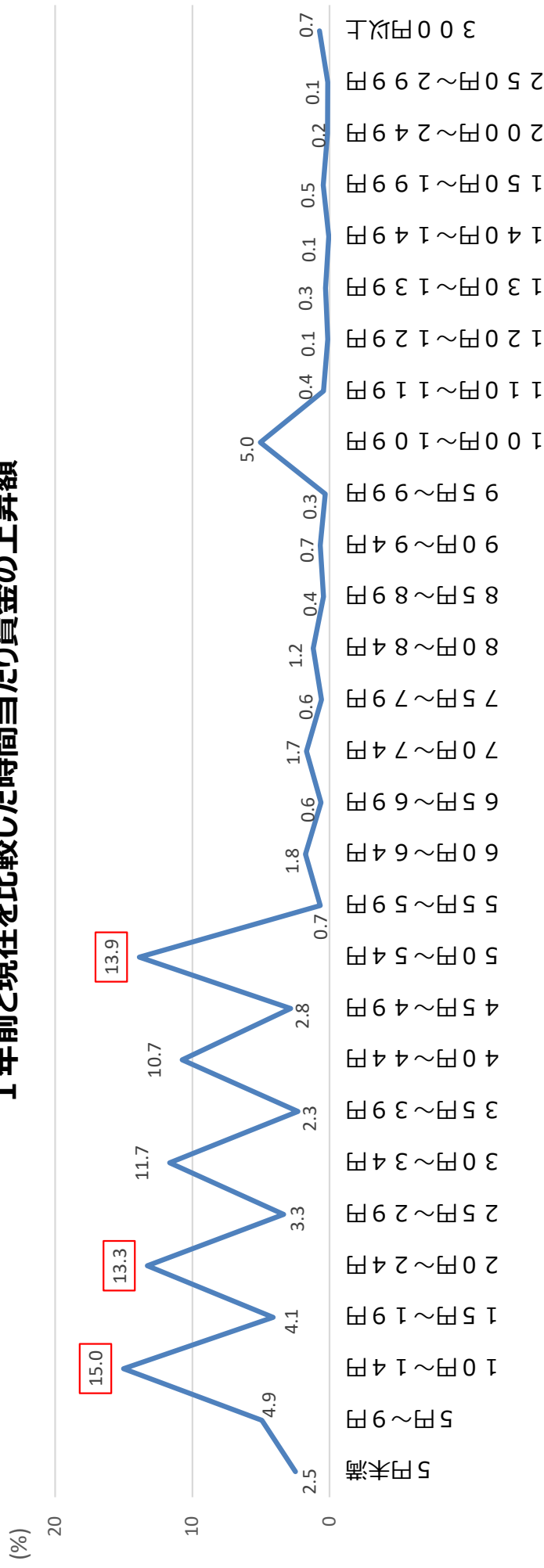
過去1年以内の時間当たり賃金の上昇の有無と上昇額

○ 最賃近傍雇用者のうち、過去1年以内に時間当たり賃金の上昇したのは53.3%であり、賃金上昇額は「10～14円」(15.0%)、「50～54円」(13.9%)、「20～24円」(13.3%)の順に多くなっている。

過去1年以内の時間当たり賃金の上昇の有無



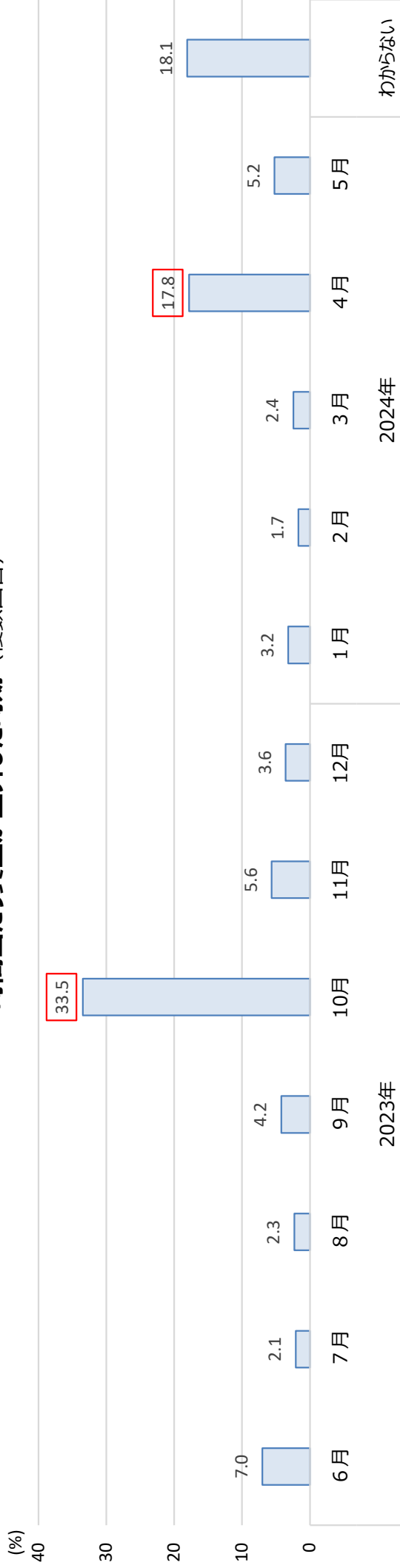
1年前と現在を比較した時間当たり賃金の上昇額



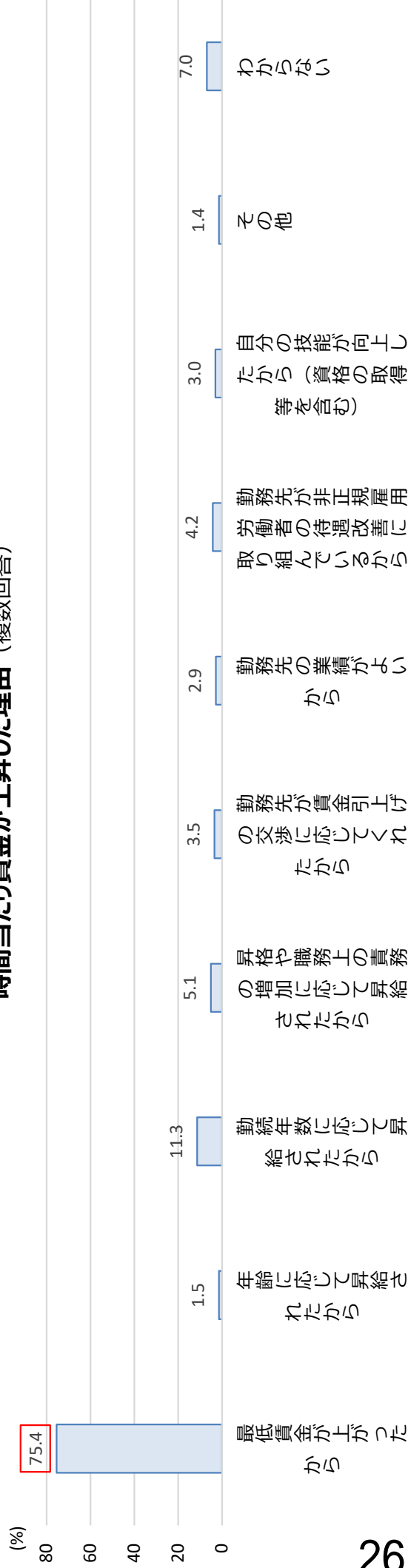
過去1年以内の時間当たり賃金が上昇した時期及び理由

○ 最賃近傍雇用者について、過去1年間で時間当たり賃金が上昇した時期は、「2023年10月」(33.5%)が最も多く、「2024年4月」(17.8%)が次いで多い。時間当たり賃金が上昇した理由は、「最低賃金が上がったから」(75.4%)が最も多く、「2024年4月」(18.1%)が最も多く、「2024年10月」(33.5%)が最も多い。時間当たり賃金が上昇した時期は、「2023年10月」(33.5%)が最も多く、「2024年4月」(17.8%)が次いで多い。時間当たり賃金が上昇した理由は、「最低賃金が上がったから」(75.4%)が最も多く、「2024年4月」(18.1%)が最も多く、「2024年10月」(33.5%)が最も多い。

時間当たり賃金が上昇した時期 (複数回答)



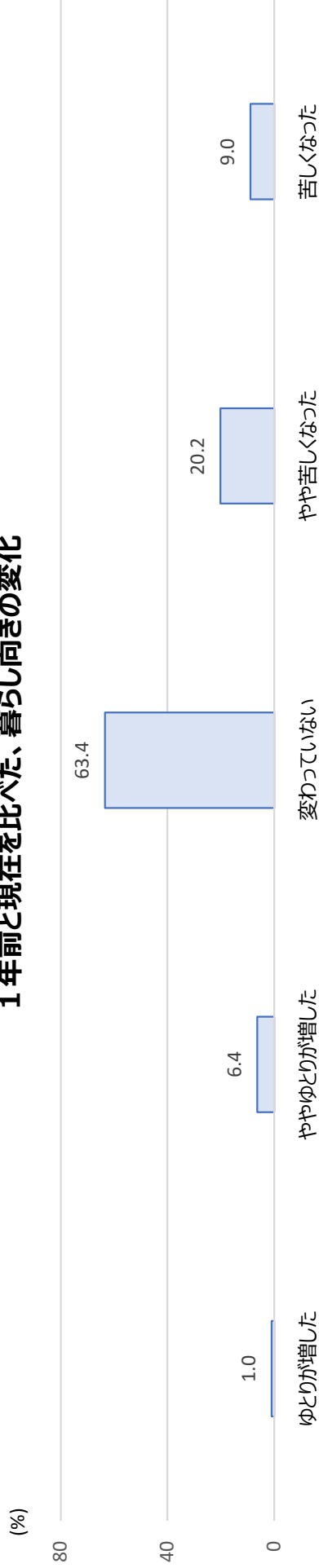
時間当たり賃金が上昇した理由 (複数回答)



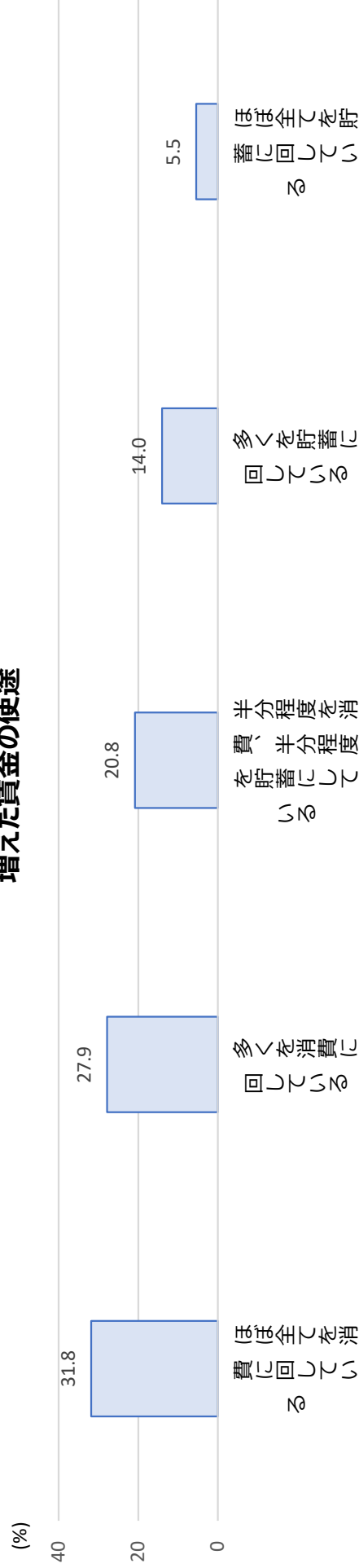
賃金上昇の理由に最低賃金を挙げた労働者の暮らし向き、賃金使用

- 時間当たり賃金の上昇の理由として最低賃金引上げを挙げた労働者に対し、1年前と現在を比べた暮らし向きの変化を尋ねたところ、「変わっていない」が63.4%、「やや苦しくなった」「苦しくなった」が計29.1%、「ゆとりが増した」「ややゆとりが増した」が計7.4%となっている。
- 時間当たり賃金の上昇の理由として最低賃金引上げを挙げ、かつ、1年前と現在を比べて1ヶ月の賃金が増えた労働者に、増えた賃金の使途を尋ねたところ、「ほぼ全てを消費に回している」「多くを消費に回している」が計59.7%となっている。

1年前と現在を比べた、暮らし向きの変化



増えた賃金の使途



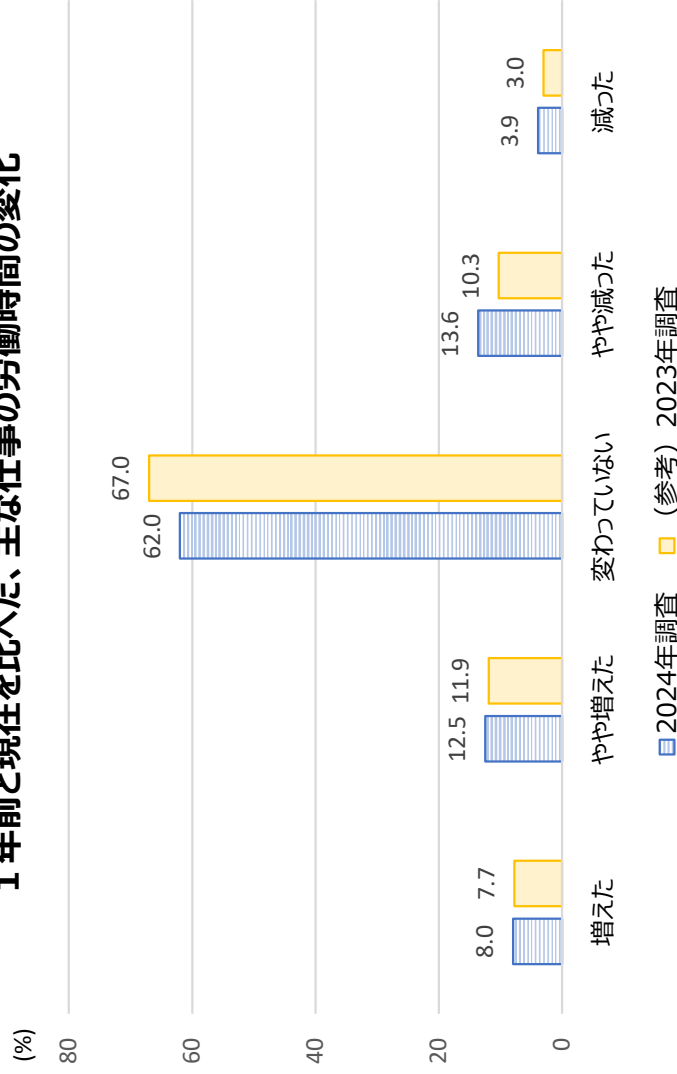
(注) 過去1年以内に時間当たり賃金の上昇があった者のうち賃金上昇の理由が「最低賃金が上がったから」と回答した者(1,187人)について集計。増えた賃金の使途については、そのうち1年前と現在を比べて1ヶ月の賃金が増えた者(666人)について集計。

※ 図表に表示された数値は四捨五入された数値であることから、複数の項目の回答割合を足し上げた数値とグラフ上の数値を足し上げた数値が一致しない場合がある。

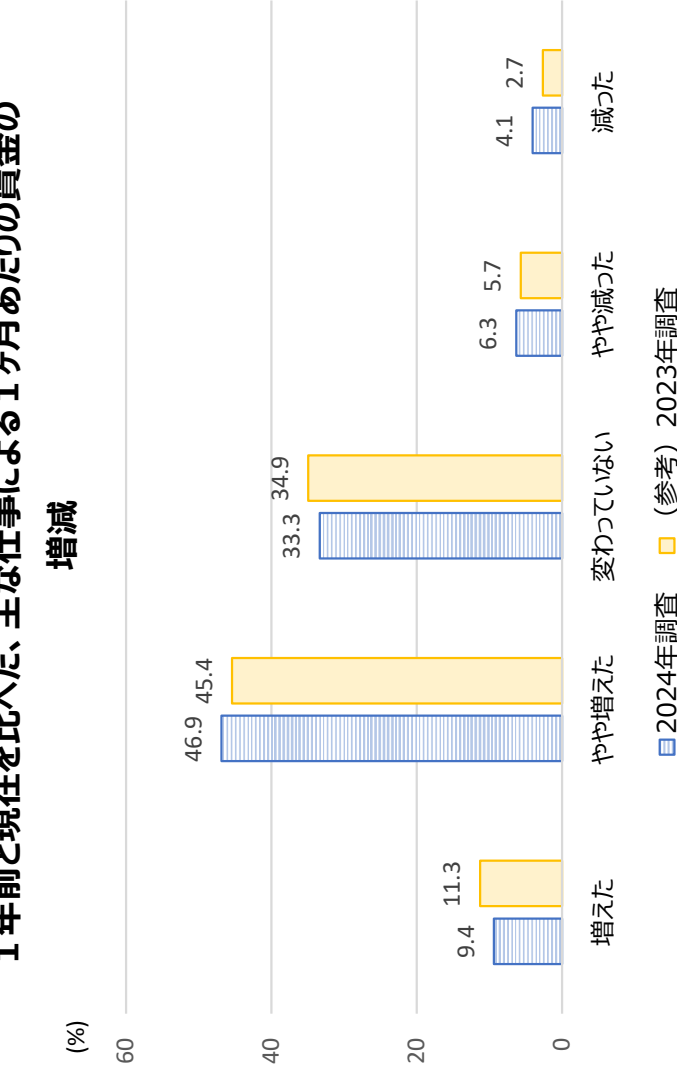
賃金上昇の理由に最低賃金を挙げた労働者の賃金及び労働時間の変化

- 時間当たり賃金の上昇の理由として最低賃金引上げを挙げた労働者に対し、1年前と現在を比べた、主な仕事の労働時間の変化を聞いたところ、「変わっていない」が62.0%と最も多く、2023年調査の結果と同じ傾向であった。
- 時間当たり賃金の上昇の理由として最低賃金引上げを挙げた労働者に対し、1年前と現在を比べた、主な仕事による1ヶ月あたりの賃金の増減を聞いたところ、「増えた」「やや増えた」が計56.2%、「変わっていない」が33.3%、「やや減った」「減った」が計10.4%となっており、2023年調査の結果と同じ傾向であった。

1年前と現在を比べた、主な仕事の労働時間の変化

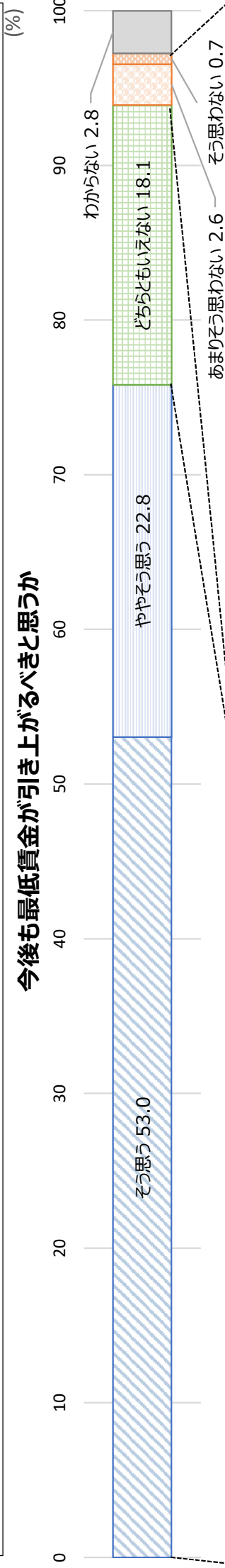


1年前と現在を比べた、主な仕事による1ヶ月あたりの賃金の増減

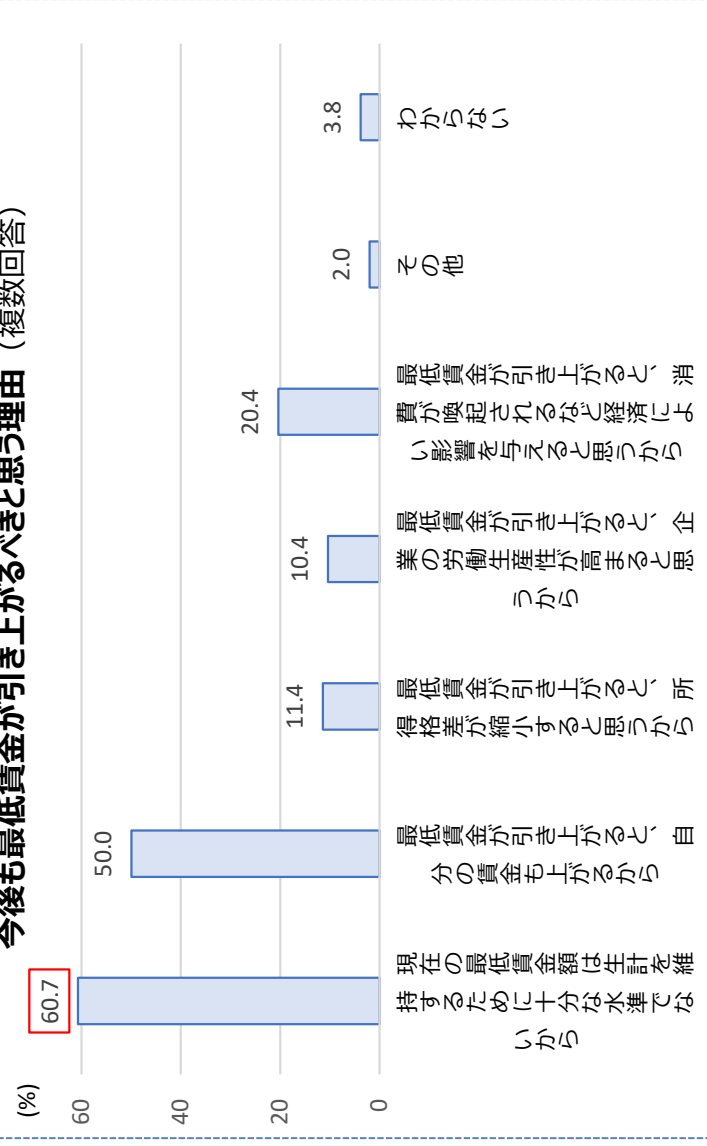


今後の最低賃金引上げに関する見解

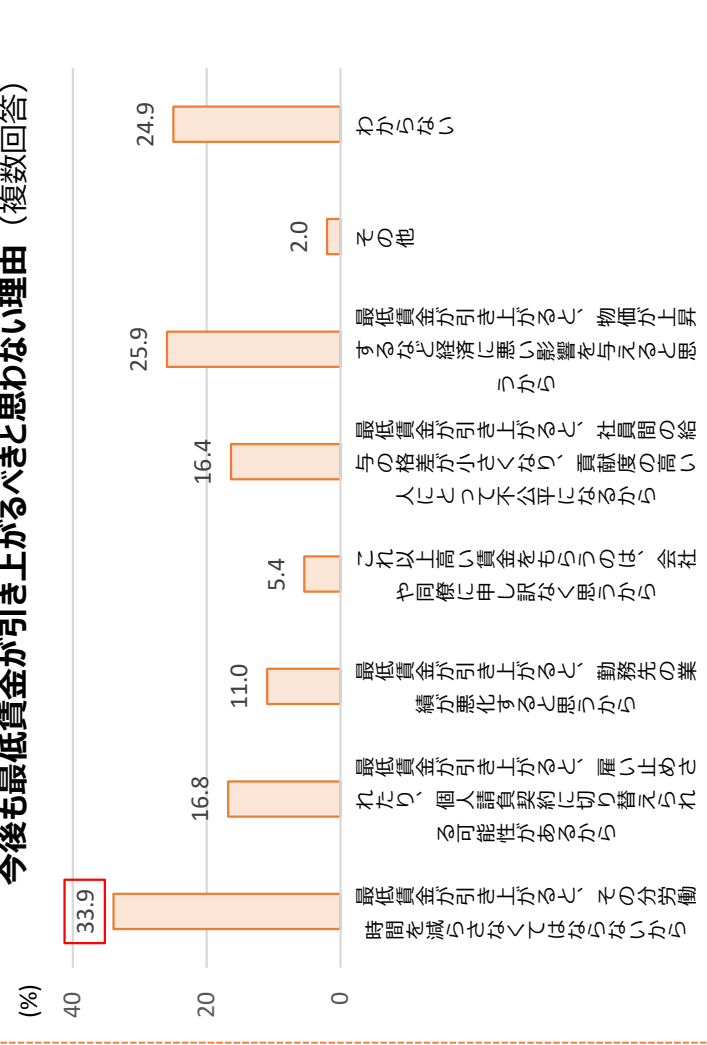
○ 今後も最低賃金が引き上がるべきかについて尋ねたところ、「そう思う」「ややそう思う」が計75.8%、「あまりそう思わない」「そう思わない」が計3.3%となっている。今後も最低賃金が引き上がるべきと思う理由は、「現在の最低賃金額は生計を維持するために十分な水準でないから」が60.7%と最も多く、今後も最低賃金が引き上がるべきと思わない理由は、「最低賃金が引き上がると、その分労働時間を減らさなくてはならないから」が33.9%と最も多くなっている。



今後も最低賃金が引き上がるべきと思う理由 (複数回答)



今後も最低賃金が引き上がるべきと思わない理由 (複数回答)



(注) 今後も最低賃金が引き上がるべきと思う理由については、有効回答者(2,959人)について集計。今後も最低賃金が引き上がるべきと思うかについて「そう思う」「ややそう思う」と回答した者(2,245人)、今後も最低賃金が引き上がるべきと思わない理由について「あまりそう思わない」「そう思わない」と回答した者(99人)について集計。

※ 図表に表示された数値は四捨五入された数値であることから、複数の項目の回答割合を足し上げた際に、実際の集計結果を足し上げた数値とグラフ上の数値が一致しない場合がある。